

目 次

1. 会期日程表	1
2. 令和4年11月29日（火曜日）	5
3. 議事日程（第1号）	5
4. 開 会	9
5. 日程第1 会議録署名議員の指名	9
6. 日程第2 会期の決定	9
7. 日程第3 市長あいさつ	9
8. 日程第4 市長提出議案上程（議第82号から議第100号まで）	11
9. 日程第5 提案理由の説明	11
10. 日程第6 請願・陳情の報告（請第2号及び請第3号、陳第4号）	17
11. 日程第7 委員長報告	17
12. 決算特別委員長報告	17
13. 日程第8 質疑・議員間討議・討論・採決 （議第59号から議第66号まで）	23
14. 日程第9 予算決算委員会委員の選任	25
15. 日程第10 予算決算委員会正副委員長互選結果報告	26
16. 散 会	26
17. 令和4年12月7日（水曜日）	29
18. 議事日程（第2号）	29
19. 開 議	32
20. 日程第1 一般質問	32
21. 西川裕文議員 質問	32
22. 浜田繁次郎議員 質問	37
23. 山下桂造議員 質問	43
24. 北本将幸議員 質問	53
25. 松本憲二議員 質問	75
26. 散 会	85
27. 令和4年12月8日（木曜日）	89
28. 議事日程（第3号）	89
29. 開 議	92
30. 日程第1 一般質問	92

31. 中村慎吾議員 質問	92
32. 瀬崎剛議員 質問	98
33. 徳村登志郎議員 質問	106
34. 大野豊重議員 質問	118
35. 田浦敏晴議員 質問	140
36. 散 会	145
37. 令和4年12月9日(金曜日)	149
38. 議事日程(第4号)	149
39. 開 議	152
40. 日程第1 一般質問	152
41. 吉田真樹子議員 質問	152
42. 前田正治議員 質問	166
43. 立川信之議員 質問	179
44. 江田計司議員 質問	182
45. 日程第2 市長提出追加議案上程 (議第101号から議第112号まで)	191
46. 日程第3 提案理由の説明	191
47. 日程第4 議案及び請願・陳情の委員会付託	195
48. 散 会	197
49. 令和4年12月21日(水曜日)	201
50. 議事日程(第5号)	201
51. 開 議	206
52. 日程第1 委員長報告	206
53. 予算決算委員長報告	206
54. 総務委員長報告	207
55. 建設経済委員長報告	210
56. 文教厚生委員長報告	213
57. 議会運営委員長報告	215
58. 日程第2 質疑・議員間討議・討論・採決 (議第82号から議第96号まで、議第101号から 議第112号まで、請第2号及び請第3号)	216
59. 日程第3 閉会中の継続審査の件	224

60. 日程第4	市長提出議案審議（質疑・議員間討議・討論・採決） （議第97号から議第100号まで）	224
61. 日程第5	議員派遣の件	226
62. 閉会		227
63. 署名欄		228

令和4年第7回玉名市議会定例会会期日程表
 (会期 11月29日から12月21日までの23日間)

月	日	曜	開議時刻	会議別	摘 要
11	29	火	午前10時	本会議	開会宣告 会議録署名議員の指名 会期の決定 市長あいさつ 市長提出議案上程 提案理由の説明 請願・陳情の報告 決算特別委員長報告 質疑・議員間討議・討論・採決 予算決算委員会委員の選任 予算決算委員会正副委員長互選結果報告
11	30	水		休 会	(一般質問発言通告締切 正午)
12	1	木		休 会	
12	2	金		休 会	
12	3	土		休 会	(市の休日)
12	4	日		休 会	(市の休日)
12	5	月		休 会	(拡大投影申出締切 正午)
12	6	火		休 会	
12	7	水	午前10時	本会議	一般質問
12	8	木	午前10時	本会議	一般質問
12	9	金	午前10時	本会議	一般質問 議案及び請願・陳情の委員会付託 議会運営委員会
12	10	土		休 会	(市の休日)
12	11	日		休 会	(市の休日)
12	12	月		休 会	
12	13	火	午前10時	委員会	予算決算委員会
12	14	水	午前10時	委員会	総務委員会
12	15	木	午前10時	委員会	建設経済委員会
12	16	金	午前10時	委員会	文教厚生委員会
12	17	土		休 会	(市の休日)
12	18	日		休 会	(市の休日)
12	19	月		休 会	
12	20	火		休 会	
12	21	水	午前10時	本会議	委員長報告 質疑・議員間討議・討論・採決 閉会宣告

第 1 号

1 1 月 2 9 日 (火)

令和4年第7回玉名市議会定例会会議録（第1号）

議事日程（第1号）

令和4年11月29日（火曜日）午前10時00分開会

開 会 宣 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 市長あいさつ
- 日程第4 市長提出議案上程

（議第82号から議第100号まで）

- 議第82号 令和4年度玉名市一般会計補正予算（第7号）
- 議第83号 令和4年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第84号 令和4年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議第85号 令和4年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第86号 令和4年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第87号 令和4年度玉名市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議第88号 令和4年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第3号）
- 議第89号 令和4年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）
- 議第90号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議第91号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第92号 玉名市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第93号 玉名市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第94号 熊本縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
- 議第95号 指定管理者の指定について
- 議第96号 字の区域の変更について
- 議第97号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議第98号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議第99号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議第100号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第5 提案理由の説明
- 日程第6 請願・陳情の報告

(請第2号及び請第3号、陳第4号)

請第2号 消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書の提出に関する請願

請第3号 消費税率5%以下への引下げを求める意見書の提出に関する請願

陳第4号 政務活動費の使途基準運用指針と収支報告書の審査事務の見直しに関する陳情

日程第7 委員長報告

1 決算特別委員長報告

日程第8 質疑・議員問討議・討論・採決

(議第59号から議第66号まで)

議第59号 令和3年度玉名市一般会計歳入歳出決算

議第60号 令和3年度玉名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

議第61号 令和3年度玉名市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

議第62号 令和3年度玉名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算

議第63号 令和3年度玉名市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算

議第64号 令和3年度玉名市水道事業会計決算

議第65号 令和3年度玉名市公共下水道事業会計決算

議第66号 令和3年度玉名市農業集落排水事業会計決算

日程第9 予算決算委員会委員の選任

(休憩中委員会)

日程第10 予算決算委員会正副委員長互選結果報告

散 会 宣 告

本日の会議に付した事件

開 会 宣 告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 市長あいさつ

日程第4 市長提出議案上程

(議第82号から議第100号まで)

議第82号 令和4年度玉名市一般会計補正予算(第7号)

議第83号 令和4年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

議第84号 令和4年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

議第85号 令和4年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

議第86号 令和4年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第3号)

- 議第 87 号 令和 4 年度玉名市水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 議第 88 号 令和 4 年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 議第 89 号 令和 4 年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第 3 号）
- 議第 90 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議第 91 号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 92 号 玉名市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 93 号 玉名市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 94 号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
- 議第 95 号 指定管理者の指定について
- 議第 96 号 字の区域の変更について
- 議第 97 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議第 98 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議第 99 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 議第 100 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 5 提案理由の説明
- 日程第 6 請願・陳情の報告
（請第 2 号及び請第 3 号、陳第 4 号）
- 請第 2 号 消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書の提出に関する請願
- 請第 3 号 消費税率 5%以下への引下げを求める意見書の提出に関する請願
- 陳第 4 号 政務活動費の用途基準運用指針と収支報告書の審査事務の見直しに関する陳情
- 日程第 7 委員長報告
1 決算特別委員長報告
- 日程第 8 質疑・議員間討議・討論・採決
（議第 59 号から議第 66 号まで）
- 議第 59 号 令和 3 年度玉名市一般会計歳入歳出決算
- 議第 60 号 令和 3 年度玉名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 議第 61 号 令和 3 年度玉名市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 議第 62 号 令和 3 年度玉名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- 議第 63 号 令和 3 年度玉名市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算

議第64号 令和3年度玉名市水道事業会計決算

議第65号 令和3年度玉名市公共下水道事業会計決算

議第66号 令和3年度玉名市農業集落排水事業会計決算

日程第9 予算決算委員会委員の選任

(休憩中委員会)

日程第10 予算決算委員会正副委員長互選結果報告

散 会 宣 告

出席議員（22名）

1番	大野豊重君	2番	中村慎吾君
3番	浜田繁次郎君	4番	瀬崎剛君
5番	田浦敏晴君	6番	山下桂造君
7番	立川信之君	8番	坂本公司君
9番	吉田真樹子さん	10番	一瀬重隆君
11番	北本将幸君	12番	多田隈啓二君
13番	松本憲二君	14番	徳村登志郎君
15番	西川裕文君	16番	江田計司君
17番	近松恵美子さん	18番	前田正治君
19番	作本幸男君	20番	森川和博君
21番	中尾嘉男君	22番	田畑久吉君

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局長	糸永安利君	事務局次長	松野和博君
係長	小畠栄作君	書記	古閑俊彦君
書記	徳永優貴君		

説明のため出席した者

市長	藏原隆浩君	副市長	村上隆之君
総務部長	吉田勇人君	市民生活部長	松田智文君
健康福祉部長	酒井史浩君	産業経済部長	蟹江勇二君
建設部長	田代史典君	企業局長	荒木勇君
教育長	福島和義君	教育部長	藤森竜也君

午前10時00分 開会

○議長（近松恵美子さん） ただいまから、令和4年第7回玉名市議会定例会を開会いたします。

日程に入ります前に申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、マスクの着用を許可いたします。また、傍聴人についても同様といたします。

これより、本日の会議を開きます。

なお、今期定例会への説明員の出席につきましては、地方自治法第121条の規定により、お手元に配付しております報告のとおり、あらかじめ出席を要請しておきましたので、御了承願います。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（近松恵美子さん） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において指名いたします。前田正治君、作本幸男君、以上の両君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（近松恵美子さん） 日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。このたびの定例会の会期については、11月22日の議会運営委員会の結論に基づき、本日から12月21日までの23日間にいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日から12月21日までの23日間に決定いたしました。

日程第3 市長あいさつ

○議長（近松恵美子さん） 日程第3、「市長あいさつ」を行ないます。

市長より発言の申出がっておりますので、これを許可いたします。

市長 藏原隆浩君。

[市長 藏原隆浩君 登壇]

○市長（藏原隆浩君） 皆様おはようございます。

今月10日の臨時会に引き続きとなりますが、第7回定例会の開催にあたり、議員の皆様におかれましては御多忙の中、御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

昨今の社会情勢は、コロナの長期化やロシアによるウクライナ侵攻の影響により価格上昇が顕著となっており、その物価高騰や円安ドル高などの問題が国民生活や経済活動に大きな影響を及ぼし、支障を来すことが大変懸念される状況となっております。このような状況から政府は新たに物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策を策定し、その裏付けとなる2022年度の第2次補正予算の早期成立に向けた審議が進められているところでございます。また、新型コロナにつきましては、いまだ予断を許さない状況が続いており、特にここに来て全国的に感染の広がりが懸念されているところでございます。このような中、11月17日、厚生労働省では、新型コロナウイルス対策を助言する新型コロナ専門家会合が開かれ、そこでは年内にも流行のピークがくる可能性、いわゆる第8波となる可能性があることとされ、今後の医療への負荷が高まる自体に懸念を示されました。さらに同じく11月17日、全国知事会でも緊急の対策会議が開かれ、既に第8波に入っているとしてワクチン接種の促進や自宅療養の支援強化などを国に求める緊急提言が取りまとめられたところでございます。

熊本県内の感染状況も全国同様に増加傾向が継続しておりまして、11月25日時点での週の新規感染者数は6,000人超えであったことから、じわじわと感染の広がりが懸念されているところであります。このような状況を踏まえ、現在、県独自の感染レベルはレベル2、感染状況は増加傾向にあると警戒が続いている状況にあり、今後、季節性インフルエンザとの同時流行も懸念されますが、換気の徹底やマスクの適切な着用は、新型コロナウイルス感染症、季節性インフルエンザ両方に有効であることから、一人一人が徹底することで感染を押さえ込む効果も期待されるため、改めて県民の皆様には基本的な感染防止対策の徹底を強くお願いされているところでございます。

本市におきましても現在、主にオミクロン株対応ワクチン接種を医療機関での個別接種と桃田総合体育館での集団接種を実施しているところでありまして、11月28日現在の接種率は約21.5%であり、全国平均の17.1%、また、熊本県平均の約14.8%を上回る状況ではあるものの、年末年始の感染拡大に備えてさらなるワクチン接種の促進を図らなければならないと考えているところでございます。引き続き、玉名郡市医師会やくまもと県北病院などとの連携を図りながら、円滑なワクチン接種の推進に取り組んでまいります。

そして、これからは年の瀬のシーズンを迎え、催し事や宴席なども増えてくるものと思われまます。現在はあらゆる面でウィズコロナ社会としての活動が進んでおりますので、それに即した対応と対策に鋭意努めなければならないと考えておりますとともに、基本的な感染防止対策の徹底について、市民の皆様にも改めて御協力をお願いしたいと存じます。

そのような中、先週23日に3年ぶりに開催されました第26回くまもと玉名大俵ま

つりwith産業祭はメインの大俵まつりに産業祭、グルメの玉名屋台村、そして市民会館では、先日国史跡に指定された熊本藩高瀬米蔵跡の記念講演、それぞれの行事をタイアップして同時開催したところ多くの人出でにぎわい、大盛況であったところがございます。このように多くの市民の皆様が参加され、大切な伝統文化が継承されますことは大変ありがたく、そして皆様とともに盛り上げることができ、玉名市にもようやく活気が戻ってきたことを体感し、大変喜ばしく感じた1日ございました。また、ここ数年来の悲願でありました2月の玉名いだてんマラソンの開催を始め、1月の金栗四三マラニック、3月の金栗杯玉名ハーフマラソンなど、今後は様々な行事が予定されておりますので、全て滞りなく開催できますように引き続き万全の準備に努めてまいりたいと考えております。

今議会におきましては、前回に続きまして、原油・物価高騰対策並びにその他コロナウイルス対策関連予算など議案を計上いたしております。また、それに加えまして10年ビジョンにうたっております安心して子どもを産み育てやすい玉名をつくることを目指して検討しておりました子ども医療費助成の高校生までの拡大、いわゆる無償化につきまして、来年令和5年4月からの拡大実施に向け、そのための条例改正や準備事務の予算などの議案も計上いたしております。未来を担う子どもたちが必要とする医療をより受けやすくし、家計の負担を軽くすることで健やかな育ちを助けるとともに、ゼロ歳から18歳までの継続した子育て支援の充実を図り、子育てしやすい環境を整えてまいりたいと考えております。

議案の内容につきましては、この後、提案理由の説明の中で、それぞれ申し上げさせていただきますので、十分に御審議いただき、いずれも原案どおり御承認を賜りますようお願い申し上げます、開会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

日程第4 市長提出議案上程（議第82号から議第100号まで）

○議長（近松恵美子さん） 日程第4、「市長提出議案上程」を行ないます。

これより、市長提出議案を上程いたします。

議第82号令和4年度玉名市一般会計補正予算（第7号）から、議第100号人権擁護委員候補者の推薦についてまでの市長提出議案19件を一括議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

日程第5 提案理由の説明

○議長（近松恵美子さん） 日程第5、「提案理由の説明」を行ないます。

ただいまの各議案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長 吉田勇人君。

[総務部長 吉田勇人君 登壇]

○総務部長（吉田勇人君） おはようございます。

私から、議第82号から議第89号までの補正予算関係8件につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

今回御提案いたします補正予算は、現計予算計上後の事情の変化によりまして補正を行なう必要が生じたので、御提案いたすものでございます。

予算資料の1ページをお願いいたします。

初めに、議第82号令和4年度玉名市一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ10億202万9,000円を追加し、総額を365億301万5,000円とするものでございます。

主な歳出につきまして御説明いたします。まず、原油・物価高騰対策といたしまして、5つの事業、6,497万8,000円を計上いたしております。

内容といたしまして、物価高騰の影響を受ける事業者への支援として、障害福祉関係68事業所、介護保険関係171事業所及びくまもと県北病院に対し事業形態や事業規模等に応じた運営費の支援を行ないます。また、低所得のひとり親世帯に対し、児童1人当たり3万円を支給するひとり親世帯応援給付金支援事業を行ないます。

その他新型コロナウイルス対策関連として、2つの事業130万円を計上しております。地域子育て支援事業、特別保育推進事業は、国3分の1、県3分の1、市3分の1負担で行なう、子育て関連施設への新型コロナウイルス対策の補助でございます。

2ページでございます。款ごとの主な内容でございますが、2款総務費は、令和3年度決算に伴う剰余金処分として財政調整基金積立金等でございます。3款民生費は、3ページの介護給付・訓練等給付事業と障害児通所給付事業で、障害福祉サービスの利用増に伴う給付費の追加などでございます。

6ページをお願いいたします。特別保育推進事業は、交付要綱の改正等により補助対象施設が拡大したことによる障害児保育事業補助金の追加などでございます。4款衛生費は、7ページの新型コロナウイルスワクチン接種事業で、令和3年度事業の精算に伴う国への返還金2億1,509万5,000円などでございます。

次に、6款農林水産業費は、産地生産基盤パワーアップ事業で、地域一丸となって収益力強化に取り組む産地に対して農業機械のリース導入や施設整備に係る経費等を支援するもので、1事業主体に事業費の2分の1となる1,865万円でございます。

8ページをお願いいたします。7款商工費は、羽田空港における物産観光フェアの開催経費及び岱明コミュニティセンター及び磯の里集約に係る設計業務委託などござ

います。8款土木費は、935万円の追加で公園施設長寿命化計画策定業務でございます。

9ページにかけてになります。10款教育費は、学校給食センター、小中学校及び公民館の光熱費高騰に伴う経費増として2,430万5,000円、国史跡の指定を受けた熊本藩高瀬米蔵跡の購入経費1,011万円などでございます。

10ページをお願いいたします。11款災害復旧費の380万円の減額は、熊本地震により被災した永安寺東・西古墳復旧事業について計画変更に合わせて減額するものです。また、職員の人件費の補正については、人事異動及び人事院勧告に伴うもので、一般会計として3,096万8,000円を追加しております。なお、今回の財源調整として、普通交付税を1億1,540万2,000円、財政調整基金繰入金を7,477万7,000円、繰越金を5億7,020万9,000円追加しております。

11ページから12ページをお願いいたします。第2表債務負担行為補正につきましては、ふるさと納税推進業務委託、乗合タクシー運行业務委託など23事業について期間及び限度額を設定し、コンビニ納付・キャッシュレス決済に係る収納代行業務の期間及び限度額を変更するものでございます。また、第3表地方債補正につきましては、私立幼稚園への園舎建て替えに係る児童福祉施設等整備事業の限度額を減額し、高瀬米蔵跡の購入経費に係る地方債として社会教育施設整備事業の限度額を変更するものでございます。

以上が一般会計の補正予算の説明でございます。

次に、13ページをお願いいたします。議第83号令和4年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ396万7,000円を追加し、総額を88億402万8,000円とするもので、保険基盤安定繰入金の確定に伴う財源調整と令和3年度事業の精算に伴う返還金等でございます。

第2表債務負担行為につきましては、国民健康保険診療報酬明細書等点検整理業務について期間及び限度額を設定するものでございます。

14ページでございます。議第84号令和4年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算補正につきましては、総額の増減はございませんが、歳入予算のうち熊本県後期高齢者医療広域連合からの補助金の追加について一般会計繰入金を減額し調整するものでございます。

次に、議第85号令和4年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ4,214万9,000円を追加

し、総額を78億9,861万7,000円とするものでございます。15ページになりますが、令和3年度事業の精算に伴う介護給付費負担金等の返還金4,154万3,000円の追加などがございます。

第2表債務負担行為補正につきましては、拠点介護予防事業業務及び介護給付費等費用適正化業務について期間及び限度額を設定するものでございます。

次に、議第86号令和4年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ8万3,000円を追加し、総額を4,254万9,000円とするもので、人事院勧告に伴う職員給与等の調整でございます。

16ページになります。議第87号令和4年度玉名市水道事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

収益的支出の補正につきましては、1,264万8,000円を追加し、総額を8億719万3,000円とするもので、物価高騰に伴う水道施設電気料などがございます。

債務負担行為補正につきましては、コンビニ納付・キャッシュレス決済に係る収納代行業務の期間及び限度額を変更するものでございます。

17ページになります。議第88号令和4年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

収益的支出の補正につきましては、1,007万1,000円を追加し、総額を15億4,687万円とするもので、物価高騰に伴うポンプ場や浄化センターの電気料などがございます。

次に、議第89号令和4年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

収益的支出の補正につきましては、419万円1,000円を追加し、総額を4億226万8,000円とするもので、物価高騰に伴う処理場の電気料等がございます。

以上、主な内容等について御説明申し上げましたが、詳細につきましては、予算決算常任委員会において御説明いたしますので、御審議の上、原案どおり御承認賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 副市長 村上隆之君。

[副市長 村上隆之君 登壇]

○副市長（村上隆之君） おはようございます。

私のほうからは、議第90号から議第96号までの提案理由につきまして御説明を申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。議第90号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございますが、これは、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、定年引上げに伴う地方公務員法の一部改正によりまして、法律の条文を引用しております複数の条例中の規定に条ずれ、項ずれ等が生じたことから、その整備を行なうものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

次に、9ページをお願いいたします。議第91号玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、玉名市図書館窓口等業務委託事業者選定委員会を設置するため、条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、玉名市図書館窓口等業務委託事業者の選定について審査するために玉名市図書館窓口等業務委託事業者選定委員会を設置し、所掌事項、事務の内容、委員の定数、委員の構成及び委員の任期につきまして必要な事項を定めるものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。また、附則第2項におきまして、玉名市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正といたしまして、別表に図書館窓口等業務委託事業者選定委員会委員の職名及び報酬額を定めるものでございます。

11ページをお願いいたします。議第92号玉名市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、職員の定年を延長するため、条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、職員の定年を現行の60歳から65歳までに段階的に引き上げますとともに、役職定年制、定年前再任用短時間勤務制等を導入するため、必要な整備を行なうものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

21ページをお願いいたします。議第93号玉名市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、医療費の助成の対象となる者の範囲の拡大に伴い、条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、助成の対象となる者の範囲につきまして、現在の「満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの年齢にある者」を「満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの年齢にある者」に改めるものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

22ページをお願いいたします。議第94号熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてでございますが、これは、一部事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、規約を変更しようとするときは、地方自

治法第290条の規定により議会の議決を経る必要がありますので提案するものでございます。

内容といたしましては、熊本県市町村総合事務組合の構成団体である菊池環境保全組合が令和5年3月31日限りで本組合から脱退するため、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更するものでございます。なお、附則といたしまして、この規約は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

23ページをお願いいたします。議第95号指定管理者の指定についてでございますが、これは、各施設の条例の規定に基づき、指定管理者の指定をしようとするときは、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容といたしましては、管理を行なわせる施設は、玉名市民会館、玉名市弓道場及び玉名勤労者体育センターでございまして、令和5年4月1日から令和10年3月31日までを指定の期間として、一般財団法人玉名市自治振興公社を指定管理者として指定するものでございます。

24ページをお願いいたします。議第96号字の区域の変更についてでございますが、これは、本市の区域内の字の区域を変更しようとするときは、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を経る必要がありますので提案するものでございます。

内容といたしましては、土地改良法第2条第2項第2号に規定する区画整理の実施に伴いまして、岱明町大野下及び岱明町扇崎の字の区域を変更するものでございます。

以上、詳細につきましては、所管の各委員会で御説明申し上げますので、御審議の上、原案どおり御承認いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 市長 藏原隆浩君。

[市長 藏原隆浩君 登壇]

○市長（藏原隆浩君） 本議会に提案しております人事案件の提案理由について御説明申し上げます。

議案書の29ページから32ページまでをお願いいたします。議第97号から議第100号までの人権擁護委員候補者の推薦についてでございますが、現委員4人の任期が令和5年3月31日をもちまして任期満了となるため、現委員の松木幸美氏の後任に引き続き同氏を、前田日出男氏の後任に引き続き同氏を、木村總子氏の後任に山川みどり氏を、濱崎光邦氏の後任に堀真澄氏をそれぞれ推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。

以上4件の人事案件につきましては、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

日程第6 請願・陳情の報告（請第2号及び請第3号、陳第4号）

○議長（近松恵美子さん） 日程第6、「請願・陳情の報告」を行ないます。

請第2号 消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書の提出に関する請願

請第3号 消費税率5%以下への引下げを求める意見書の提出に関する請願

陳第4号 政務活動費の使途基準運用指針と収支報告書の審査事務の見直しに関する
陳情

以上、請願2件、陳情1件が今回提出されております。

内容については、お手元にその要旨を配付しておりますので、説明を省略いたします。

これにて、請願・陳情の報告を終わります。

日程第7 委員長報告

○議長（近松恵美子さん） 日程第7、「委員長報告」を行ないます。

これより、先の第5回定例会において、決算特別委員会に付託し、審査を終了いたしました議案の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

議第59号令和3年度玉名市一般会計歳入歳出決算から議第66号令和3年度玉名市農業集落排水事業会計決算までの決算議案8件を一括議題といたします。

お手元に配付しております委員会審査報告書の朗読は、これを省略いたします。

審議の方法は、委員長の報告の後、質疑、議員間討議、討論の後、採決いたします。

委員長の報告を求めます。

決算特別委員長 江田計司君。

[決算特別委員長 江田計司君 登壇]

○決算特別委員長（江田計司君） おはようございます。

これより、決算特別委員会に付託されました議案の審査経過と結果について御報告申し上げます。

今般の特別委員会は、10月19日、20日の2日間に渡り審査を行ないました。委員会に付託されました案件は、議第59号令和3年度玉名市一般会計歳入歳出決算から議第66号令和3年度玉名市農業集落排水事業会計決算までの一般会計及び特別会計並びに企業会計の歳入歳出決算議案8件であります。

以下、各決算議案の審査経過と結果について御報告申し上げます。

まず、議第59号令和3年度玉名市一般会計歳入歳出決算についてであります。

前年度に比べ、収入支出の大幅減の主な要因は、特別定額給付金によるもの、また、実質収支額増の主な要因は、地方税や普通交付税、地方特例交付金等の歳入増と普通建設事業費や災害復旧費等の歳出減であります。

執行部から、事項別明細書の説明と各課における主要な施策の成果について詳細な説明の後、質疑応答に移りました。

主な質疑について申し上げます。まず、歳入について、委員から、住宅新築資金等貸付金収入の収入未済額について質疑があり、執行部から、住宅新築資金等貸付金は昭和42年から平成8年まで貸し付けていたもので、ほとんどの方が完納しており、現在30人分の滞納徴収を行なっているとの答弁でした。続けて委員から、回収のめどは立っているのかとの質疑があり、執行部から、少額の方もおられるが、21人は回収できている。残りの9人は相続人、連帯保証人を調査中であるとの答弁でした。

次に、委員から、公売会の開催状況について質疑があり、執行部から、コロナ禍によりインターネット公売のみ行なったとの答弁でした。続けて、委員から、差押えもコロナ禍により減っているのかとの質疑があり、執行部から、給与債権や預金債権は従来どおり行なっているとの答弁でした。

歳入については、このほか市税の不納欠損額、収入未済額の推移と内訳、土木使用料の収入未済額、保健体育使用料、生活保護返還金・徴収金収入、寄附金の内訳などの内容確認や質疑がありました。

次に、歳出1、2款について主な質疑を申し上げます。

委員から、庁舎跡地等活用検討事業について、文化センターは建て替えの方針とのことだが、どのような比較検討を行なったのかとの質疑があり、執行部から、文化センターを改修した場合、今後使用できるのは20年と見込まれており、20年間のランニングコストも見込んで改修整備費用と建て替え整備費用、解体費を比較検討している。国の交付金の活用も見込んで試算を行なったとの答弁でした。

次に、委員から、空家等対策推進事業について、3月に策定した空家等対策計画を今後どのように生かしていくのかとの質疑があり、執行部から、空家の利活用を含め、予防、適正管理、除去など、関係各課の連携した取組とセミナーや相談会の開催を行なう。また、固定資産税の納税通知書に同封した空家に対するチラシは反響があったことから継続していきたい。今後も空家の所有者、管理者への空家対策に関する意識の醸成、啓発に努めていくとの答弁でした。

次に、委員から、ふるさと納税推進事業について、令和2年度から令和3年度にかけて寄附額増額に対し効果額に変わりが無いのはなぜかとの質疑があり、執行部から、翌年度に繰越となる返礼品等の経費が多かったこと。他市町村に対する寄附額が増えたことにより、本市の税額控除額が増額となったことが影響しているとの答弁でした。

そのほか、自治振興公社支援事業、ホームページ保守業務委託、高度人材ジョブケーションの内容と成果、定住促進補助金の効果、交通安全対策事業、乗合タクシーの補助の状況、ATワンペダル整備費補助事業、行政協力員への確定申告の周知、マイナンバ

一カードの申請交付など、多岐にわたる内容確認や質疑がありました。

次に、歳出3、4款について主な質疑を申し上げます。

委員から、福祉バス運行事業について、経緯から考えるとタクシー利用が安価ではないかとの質疑があり、執行部から、コロナ禍前の平成30年は1万4,236人が利用していた。令和2年度から利用者が激減しており、令和3年度は1,695人であった。コロナが収まれば利用が増えると想定しているとの答弁でした。

次に、委員から、自立相談支援事業について質疑があり、執行部から、相談内容は様々であるが、1回で済む相談や幾度となく行なわれる相談もある。それぞれ出口が見えるまで相談を行なっているとの答弁でした。

次に、委員から、不法投棄処理委託業務について質疑があり、執行部から、市内6業者に委託しており、月2回をめぐりにパトロールを、不法投棄発見後は回収をお願いしている。不法投棄をされやすい場所については巡回頻度を増やしており、市民からの通報による巡回、回収も行なっているとの答弁でした。

そのほか、自動車改造助成事業、学習支援業務委託の内容と効果、地域支援事業の相談件数、放課後児童健全育成事業の委託内容、金婚表彰、家族介護事業、ケースワーカーの人数と家庭訪問回数、保育士の処遇改善など多岐にわたる内容確認や質疑がありました。

次に、歳出6、7、8款について主な質疑を申し上げます。

委員から、人・農地問題解決加速化支援事業について、話合い予定に対し話合い実績が少ないのではないかとの質疑があり、執行部から、令和2年度に実質化した人・農地プランについてさらに実現性をもたせるため、話合いを予定した玉名市独自の取組であるが、コロナの影響で1回の開催であった。今後順次再開していくとの答弁でした。

次に、委員から、商工費の不用額が多額である理由はとの質疑があり、執行部から、商工費中ペイ払い決済ポイント還元事業業務委託の利用費が見込みに対してかからなかったこと、コロナ対策補助金等の申請が想定よりも少なかったことなどによるものであるとの答弁でした。

次に、委員から、道路新設改良費、悪用水路整備について国県の補助対象事業にならないのかとの質疑があり、執行部から、道路新設改良費については一部交付金を活用した事業を行なっている。悪用水路については、今のところ補助メニューはないが、新設されれば活用したいと考えているとの答弁でした。

そのほか、公営住宅の外壁改修工事、公園の除草、観光支援事業の効果、多面的事業、経営継承・発展支援事業、企業立地推進計画策定事業、企業誘致の状況、道路維持に関する原材料費の内容、支援住宅の入居率と維持管理費の推移など、多岐にわたる内容確認や質疑がありました。

次に、歳出9款から14款について主な質疑を申し上げます。

委員から、防災対策費で期限の切れた備蓄品の取扱いはとの質疑があり、執行部から、ここ1、2年で期限の切れるものはないが、過去に期限切れ間近なものを防災訓練の際に参加者に配布したとの答弁でした。

次に、委員から、情報教育推進事業で、小中学校の電子黒板機能付きプロジェクター入替について、廃棄となるプロジェクターの下取りは検討したのかとの質疑に、執行部から、メーカーの耐用年数は5年となっており、価値が付かないことから検討していないとの答弁でした。続けて、委員から、市場としては価値があると考えられるがとの質疑があり、執行部から、廃棄処分の手続については耐用年数で判断しており、適正に行なっている。今後新たな視点を入れることも検討するとの答弁でした。

次に、委員から、図書館運営事業について、学校との連携はどのようにしているのかとの質疑があり、執行部から、児童生徒へのタブレット導入に伴い、図書カードを交付しており、スマートフォン、タブレット、パソコン等にID、パスを入力するとたまたま圏域電子図書館の本を電子図書として見るができるような取組を行なっているとの答弁でした。

そのほか、全国大会出場激励金、音楽推進事業、消防設備の充実、小中学校の給食の食材、スクールバス運行業務、中学校施設改修事業、岱明コミュニティセンターの備品など、多岐にわたる内容確認や質疑がありました。

質疑の後、委員から、マイナンバーに関して個人情報保護に疑問がある。また、県内でも最先端であった35人学級を解消する学校運営は、全国的にも注目される取組の中で逆行するものであり納得できない、よって、議第59号の決算認定には反対するとの反対討論がありました。

以上、審査を終了し、挙手による採決の結果、議第59号については、賛成多数で原案のとおり認定することに決しました。

次に、議第60号令和3年度玉名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

前年度に比べ、収入支出増の主な要因は、県支出金、普通交付金の増、保険給付費の増によるものであります。

執行部からの説明の後、委員から、国民健康保険税未納者に対する措置はとの質疑があり、執行部から、納付状況に応じて通年の保険証、短期保険証、資格証明書の3つの区分で対応しているとの答弁でした。続けて、委員から、短期保険証、資格証明書の対象世帯はどれくらいあるのかとの質疑があり、執行部から、短期保険証は400世帯、資格証明書は70世帯ほどであるとの答弁でした。さらに、委員から、資格証明書世帯等が納税相談に来られた際は、医療機関の受診など生活に困らないよう柔軟な対応をお

願いたいとの要望がありました。

次に、委員から、メタボの割合は県下で何番目かとの質疑があり、執行部から、令和2年度のデータで県下14市のうち3番目であるとの答弁でした。続けて、委員から、この結果を受けて何に力を入れているのかとの質疑があり、執行部から、現在分析を進めているところであるが、熊本県は野菜の摂取量が少ないことから、広報での周知、イベント、特定保健指導の中で野菜の重要性を伝えていきたいとの答弁でした。

そのほか、収入未済額の推移、繰入金の推移、不納欠損の件数と内訳について質疑がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第60号については、全員異議なく原案のとおり認定することに決しました。

次に、議第61号令和3年度玉名市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてであります。

前年度に比べ、収入支出増の主な要因は、保険料の増及び後期高齢者医療広域連合納付金の増であります。

執行部からの説明の後、委員から、1人当たりの年間保険料及び年間医療費はどの質疑があり、執行部から、年間保険料は5万6,000円程度で、年間医療費は99万6,000円程度であるとの答弁でした。続けて、委員から、1人当たりの医療費は年々下がっているのかとの質疑があり、執行部から、令和2年度はコロナによる受診控え等により医療費は下がった。令和3年度は横ばいであるとの答弁でした。さらに、委員から、これまでコロナで外出交流の機会もなく、体も弱くなっていると思われる。今後医療費の上昇も想定されるため、できる限り医療費の抑制に努めてほしいとの要望がありました。

そのほか、普通徴収保険料の収入未済額の内訳・差押え状況・不納欠損の状況について質疑がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第61号については、全員異議なく原案のとおり認定することに決しました。

次に、議第62号令和3年度玉名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

前年度に比べ、収入支出増の主な要因は、要介護認定者の増及び報酬改定による保険給付費の増であります。

執行部からの説明の後、委員から、地域支援事業の財源はどの質疑があり、執行部から、介護保険事業であり内訳は国38.5%、県19.25%、市19.25%、被保険者から徴収する保険料23%であるとの答弁でした。

次に、委員から、要介護1から要支援2に移動された人数はどの質疑があり、執行部

から、48名であるとの答弁でした。続けて、委員から、改善されている方がおられるのはよいことなので、さらに努力をしてほしいとの要望がありました。

そのほか、いきいきふれあい活動、介護保険料の不納欠損額の内訳、介護保険事業に対する認定審査会への異議申立件数について質疑がありました。

質疑の後、委員から、令和3年度から第8期の介護保険事業計画がスタートしたところであるが、介護保険料の基準額は第7期に比べ増額となっている。そのような中、令和3年度は2億4,000万円程度の黒字、また、基金も増えている状況である。これは介護保険料が増額となったことが大きな要因であると考えます。よって、議第62号の決算認定には反対するとの反対討論がありました。

以上、審査を終了し、挙手による採決の結果、議第62号については賛成多数で原案のとおり認定することに決しました。

次に、議第63号令和3年度玉名市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

前年度に比べ、収入支出増の主な要因は、浄化槽設置戸数の増に伴う国庫支出金、市債、工事請負費の増であります。

執行部からの説明の後、委員から、新築をされる場合個人設置型と市町村設置型のどちらが多いかとの質疑があり、執行部から、全て市町村設置型であるとの答弁でした。

次に、委員から、令和3年度に設置した16基の内訳はとの質疑があり、執行部から、新築が12件、くみ取り又は単独浄化槽からの切替えが4件であるとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第63号については、全員異議なく原案のとおり認定することに決しました。

次に、議第64号令和3年度玉名市水道事業会計決算についてであります。

令和3年度の主な事業は、田崎配水池の関連工事及び令和2年度に引き続き東部地区改築更新事業等の実施であります。

執行部の説明の後、委員から、水道管入替の計画及び進捗状況はどのようになっているのかとの質疑があり、執行部から、計画は東部地区のみである。主要な施設は昨年度終了したため、本年度は配管のみである。工事は4年後をめどに終了の予定であるとの答弁でした。

次に、委員から、本市の水道料金は県内14市で何番目なのかとの質疑があり、執行部から、令和2年度は8番目であるとの答弁でした。

そのほか、令和3年度の工事内容について質疑がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第64号については、全員異議なく原案のとおり認定することに決しました。

次に、議第65号令和3年度玉名市公共下水道事業会計決算についてであります。

令和3年度の主な事業は、下前原地区の汚水管渠施設整備工事、浄化センター及びポンプ場の改築更新事業であります。

本件に関しては特に質疑はありませんでしたが、補正予算の内容、滞納者の状況、損益勘定留保資金、決算書の様式について確認や要望がありました。

以上、審査を終了し採決の結果、議第65号については、全員異議なく原案のとおり認定することに決しました。

次に、議第66号令和3年度玉名市農業集落排水事業会計決算についてであります。

令和3年度の主な事業は、横島町地区機能強化事業として、処理場施設機械設備工事等の実施であります。

執行部からの説明の後、委員から、対象地区で新築する場合は、合併浄化槽の設置はできないのかとの質疑があり、執行部から、認可エリアを設定しており、エリア内では基本的に農業集落排水に接続していただくことになるが、自然流下で排水ができない場所については、個人設置型の補助を出しているところもあるとの答弁でした。続けて、委員から、農業集落排水に接続する場合でも補助はあるのかとの質疑があり、執行部から、基準を設けて補助をしているとの答弁でした。

次に、委員から、尾田川左岸地区の加入率が30%に達していないことについてどのように考えているのかとの質疑があり、執行部から、令和3年度末の水洗化率は33.9%であり、令和2年度から比べると微増である。現在、広報、ホームページ等で接続の促進を行なっているが、今後より一層の啓発活動を行なっていきたいとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第66号については、全員異議なく原案のとおり認定することに決しました。

以上で、決算特別委員会に付託されました案件の審査報告を終わります。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、決算特別委員長の報告は終わりました。

日程第8 質疑・議員間討議・討論・採決

○議長（近松恵美子さん） 日程第8、「質疑・議員間討議・討論・採決」を行ないます。

これより、質疑に入ります。

ただいままでの、委員長の報告について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 質疑なしと認めます。

これより、議員間討議に入ります。

議員間討議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 議員間討議なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

18番 前田正治君。

[18番 前田正治君 登壇]

○18番(前田正治君) こんにちは。日本共産党の前田正治です。

私は、ただいま決算特別委員長から報告がありました決算議案の中で、議第59号令和3年度玉名市一般会計歳入歳出決算、議第62号令和3年度玉名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算、以上の議案の認定には反対をいたします。

その理由を述べます。令和3年度玉名市一般会計歳入歳出決算についてであります。県内でも先進的な玉名市の取組でありました小学校6年生までの35人学級は、令和3年度から先生の採用が困難ということで解消になりました。これはコロナ禍の中で少人数学級の重要性が注目される中での逆行的な施策であり、容認できません。また、マイナンバーカードの普及が強力に進められておりますが、カードの取得は強制ではなく、これは任意であります。国は100%の市民がマイナンバーカードを取得するよう、交付金受取口座や健康保険証のひも付けなどで利便性を強調しておりますが、私は、マイナンバーカードに関して、個人情報の漏洩や個人情報の保護について大きな疑問があり賛成できません。

次に、令和3年度玉名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

令和3年度から第8期の玉名市介護保険事業計画がスタートいたしました。そして、介護保険料の基準額は、月額6,000円に引き上げられました。そういう中で、令和3年度の決算は、2億4,169万1,543円の黒字であります。また、基金も4,742万6,000円増額となりました。これは介護保険料が上がったことに関係するものだと思うところでありまして、決算認定には反対をいたします。

以上で討論を終わります。

○議長(近松恵美子さん) 通告による討論は終わりましたが、ほかに、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(近松恵美子さん) これにて、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第59号 令和3年度玉名市一般会計歳入歳出決算

議第62号 令和3年度玉名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算

以上、決算議案2件については異議がありますので、後に譲り採決いたします。

議第60号 令和3年度玉名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

議第61号 令和3年度玉名市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

議第63号 令和3年度玉名市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算

議第64号 令和3年度玉名市水道事業会計決算

議第65号 令和3年度玉名市公共下水道事業会計決算

議第66号 令和3年度玉名市農業集落排水事業会計決算

以上、決算議案6件について、一括して採決いたします。

ただいま、採決に付しております議第60号、議第61号及び議第63号から議第66号までの決算議案6件に対する委員長の報告は、いずれも認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。

よって、議第60号、議第61号及び議第63号から議第66号までの決算議案6件については、いずれも原案のとおり認定することに決定いたしました。

議第59号 令和3年度玉名市一般会計歳入歳出決算について採決いたします。

本案は、起立表決により採決いたします。

ただいま採決に付しております議第59号に対する委員長の報告は、認定であります
が、異議があります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（近松恵美子さん） 起立多数であります。

よって、議第59号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

議第62号 令和3年度玉名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算について採決いたします。

本案は、起立表決により採決いたします。

ただいま採決に付しております議第62号に対する委員長の報告は、認定であります
が、異議があります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（近松恵美子さん） 起立多数であります。

よって、議第62号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

日程第9 予算決算委員会委員の選任

○議長（近松恵美子さん） 日程第9、「予算決算委員会委員の選任」を行ないます。

本日、設置されました予算決算委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名することとなっております。

また、同条例第2条第1項の規定に、予算決算委員会には全議員が所属することとなっております。よって、予算決算委員会委員に本市議会議員22名全員をそれぞれ指名いたします。

ただいま指名いたしましたとおり、予算決算委員会委員が選任されました。

予算決算委員会委員が選任されましたので、この際、正副委員長互選のため休憩し、議長において委員会を第1委員会室に招集いたします。

予算決算委員会におかれましては、直ちに委員会を開会の上、正副委員長を互選し、その結果を議長まで報告願います。

それでは、予算決算委員会正副委員長互選のため、休憩いたします。

午前11時09分 休憩

午前11時40分 開議

○議長（近松恵美子さん） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第10 予算決算委員会正副委員長互選結果報告

○議長（近松恵美子さん） 日程第10、「予算決算委員会正副委員長互選結果報告」を行ないます。

予算決算委員長 多田隈啓二君。予算決算委員会副委員長 一瀬重隆君。

以上のおおり、それぞれ就任されましたので、報告いたします。

これにて、予算決算委員会正副委員長互選結果報告を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

議事の都合により、明30日から12月6日までの7日間休会いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。

よって、明30日から12月6日までの7日間休会することに決定いたしました。

12月7日は、定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。

一般質問を希望しておられる方は、発言通告書に質問の要旨を具体的に記載し、明30日の正午までに事務局にお届けください。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時42分 散会

第 2 号

1 2 月 7 日 (水)

令和4年第7回玉名市議会定例会会議録（第2号）

議事日程（第2号）

令和4年12月7日（水曜日）午前10時00分開議

開議宣告

日程第1 一般質問

- 1 15番 西川 裕文 議員（第二新生クラブ）
- 2 3番 浜田 繁次郎 議員（新生クラブ）
- 3 6番 山下 桂造 議員（自友クラブ）
- 4 11番 北本 将幸 議員（創政未来）
- 5 13番 松本 憲二 議員（自友クラブ）

散会宣告

本日の会議に付した事件

開議宣告

日程第1 一般質問

- 1 15番 西川 裕文 議員（第二新生クラブ）
 - 1 玉名いだてんマラソン2023について
 - 2 豊水小学校・大浜小学校、滑石小学校の学校再編について
- 2 3番 浜田 繁次郎 議員（新生クラブ）
 - 1 台湾スタートアップ事業について
 - 2 玉名市公式LINEのカスタマイズについて
- 3 6番 山下 桂造 議員（自友クラブ）
 - 1 境川の流域治水に伴う市の取組について
 - 2 防災・災害対策について
 - 3 飲み水の安全確認について
 - 4 下水道における異臭対策について
- 4 11番 北本 将幸 議員（創政未来）
 - 1 令和5年度予算編成方針について
 - (1) 予算編成方針について
 - (2) 市民意識調査の反映について
 - (3) 新規事業提案について
 - (4) EBPM（証拠に基づく政策立案）を用いた予算編成について
 - (5) 効果的な外部評価の実施について
 - (6) 政策推進係の取組状況について

2 子育て支援・少子化対策について

- (1) 出生数の推移について
- (2) 子育て支援・少子化対策の現状について
- (3) 「出産・子育て応援交付金事業」の取組について
- (4) 「こども家庭庁」設置における今後の子育て支援体制について
- (5) 「子ども子育て支援計画」の中間見直しについて
- (6) 今後の新たな少子化対策・子育て支援について

5 13番 松本 憲二 議員（自友クラブ）

- 1 公立保育所の在り方について
- 2 台湾TSMCとのアクセス道路の考えについて

散 会 宣 告

出席議員（21名）

- | | | | |
|-----|--------|-----|---------|
| 1番 | 大野豊重君 | 2番 | 中村慎吾君 |
| 3番 | 浜田繁次郎君 | 4番 | 瀬崎剛君 |
| 5番 | 田浦敏晴君 | 6番 | 山下桂造君 |
| 7番 | 立川信之君 | 9番 | 吉田真樹子さん |
| 10番 | 一瀬重隆君 | 11番 | 北本将幸君 |
| 12番 | 多田隈啓二君 | 13番 | 松本憲二君 |
| 14番 | 徳村登志郎君 | 15番 | 西川裕文君 |
| 16番 | 江田計司君 | 17番 | 近松恵美子さん |
| 18番 | 前田正治君 | 19番 | 作本幸男君 |
| 20番 | 森川和博君 | 21番 | 中尾嘉男君 |
| 22番 | 田畑久吉君 | | |

欠席議員（1名）

- 8番 坂本公司君

事務局職員出席者

- | | | | |
|------|-----------|-------|-----------|
| 事務局長 | 糸 永 安 利 君 | 事務局次長 | 松 野 和 博 君 |
| 係 長 | 小 畠 栄 作 君 | 書 記 | 古 閑 俊 彦 君 |
| 書 記 | 徳 永 優 貴 君 | | |

説明のため出席した者

市長 藏原隆浩君
総務部長 吉田勇人君
市民生活部長 松田智文君
産業経済部長 蟹江勇二君
企業局長 荒木 勇君
教育部長 藤森 竜也君

副市長 村上隆之君
企画経営部長 今田幸治君
健康福祉部長 酒井史浩君
建設部長 田代史典君
教育長 福島和義君

午前10時00分 開議

○議長（近松恵美子さん） ただいまから、本日の会議を開きます。

一般質問期間中も、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、マスクの着用を許可いたします。また、傍聴人についても同様といたします。

日程第1 一般質問

○議長（近松恵美子さん） 日程第1、「一般質問」を行ないます。質問は、通告の順序によって許すことにいたします。

なお、今期定例会における発言に関する規程第11条の発言時間は、議会運営委員会の結論に基づき、40分といたします。

15番 西川裕文君。

[15番 西川裕文君 登壇]

○15番（西川裕文君） おはようございます。本日、今定例会一般質問トップを務めさせていただきます15番、第二新生クラブ、西川裕文でございます。

傍聴席の皆様、また、ネット配信で御覧くださっている方、本当にありがとうございます。本日の傍聴につきましては、特に地域の区長会の会長様方に出席を賜っております。コロナの影響もありまして、各地区の日にちを分けて傍聴していただいております。ありがとうございます。そして、区長様方には、各地区の市民の皆様方の世話役として、市民の皆様のために、また、市のために活動いただいております。感謝申し上げます。これからも今以上に明るく、元気で輝く玉名人づくり、活力と潤いのある笑顔あふれる玉名人づくりをよろしくお願ひしたいと思います。お世話になります。

また、ただいまワールドカップのサッカーがっております。残念ではありましたが、ベスト8までいかずに残念でしたけれども、ドイツ、スペインには勝って26人の選手が一丸となり、監督もそうですけれども、悲願となった戦いは今までにない総力、ラグビーで言えばワンチームとなりますけれども、本当にブラボーということで、現在、日本全体がエネルギー低下になっておる状況だと思います。GDPにつきましては、総額は3位ですけれども、1人当たりについては2位、3位だったのが30位になっておるところで、本当に日本の今後を考える中で、このサッカーのみんなの力を出しあうということが逆に今後必要になってくるなと考えさせられました。

それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

まず、玉名いだてんマラソン2023について質問いたします。新型コロナの影響で、開催に至っておりませんでした玉名いだてんマラソンは、今年度年を明けて2月26日に初開催されることになりました。横島いちごマラソン大会と同時開催で、この3年間

本当に待ち遠しかったです。多くの参加者の方々にも喜んでいただける大会にいたしたいと思います。

そこで質問ですけれども、今大会の当日の給水所、救護所、トイレ、また、特産物の提供場所等について具体的にはどのような計画になっているか伺います。また、食の応援やボランティアの方々もおられるのか伺います。

私の友人が全国のマラソン大会に参加しておりまして、熊本城マラソンやその他県外も含めて多くのマラソン大会に参加されております。その方の話を伺いますと、フルマラソン大会は本当に距離も長く、特に後半は体力的にも精神的にもきつくなって、給水所や救護所も多いほうが本当に助かりますという話でした。また、その人の話によりまして、途中でイチゴやトマト、バナナや氷砂糖、チョコレート、飴、唐芋等の食べるところもあると伺いました。さらに、応援してくださる方々の御声援をいただくことで、本当に元気になり楽しいマラソンになるというお話でありました。また、高校生のボランティアの方々等もおられる大会も多くあるというふうに伺いました。

そこで、今回の玉名いだてんマラソンに関しては、具体的にどのように計画をされているか伺います。また、30キロメートル過ぎた頃、特に体力的にも大変になってくると言われますけれども、足の張り等々も出て、エアーサロンパスをかけていただく大会もあって、本当に助かりますという話もあり、議員としても今回、応援の計画がある中で、個人的に思ったんですけれども、やはりエアーサロンパスの準備もしたら参加者の方々に喜んでいただけるかなと、個人的に思っている次第です。

以上のことも踏まえまして、大会運営の具体的な内容について伺います。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

〔教育部長 藤森竜也君 登壇〕

○教育部長（藤森竜也君） おはようございます。西川議員御質問の玉名いだてんマラソン2023についてお答えいたします。

御承知のとおり玉名いだてんマラソンは2020年、令和2年2月23日に、横島いちごマラソン大会と同時開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、これまでまだ開催に至っていない状況でございます。今年度は、来年2月26日の初開催に向け、ランナーの皆様に安心安全、かつ喜んでいただける大会となるよう新型コロナウイルスの対策も含め準備を進めているところでございます。

議員御質問の給水所や仮設トイレ、救護所の配置、また、おもてなしはどのように計画しているのかについてお答えいたします。

フルマラソンは、給水所と仮設トイレを併設しますエイドステーションというものを約5キロメートルの間隔で設けており、給水所ではスポーツドリンク等に加え、特産物のイチゴ、ミニトマトやバナナ、塩飴などの提供も行なう予定で、フィニッシュ後には、

これまでのいちごマラソンでも御好評いただいておりますおにぎり弁当と温かい汁物の振る舞いも計画しております。また、エイドステーションは、多くのボランティアの協力の下、運営を行ないませんが、大浜地区のエイドステーションでは、大浜支館による大浜の海苔を使ったおにぎりの振る舞いや催し物、また小島橋付近では、玉名女子高校の高校生による金栗氏にちなんだシナモンロール等の振る舞いも予定されております。救護体制につきましては、コース場に4か所、会場に1か所の救護所を設けており、それぞれ医師、看護師の協力を受け運営を行ないます。また、コース場では、熊本総合医療リハビリテーション学院と有明消防署によるAED隊の配置も行ない、緊急事態に対応できるよう計画しております。コース、沿道上での応援につきましては、感染防止の観点から自粛をお願いしているところですが、最近開催されている大会の多くが制限の緩和を始めている状況にあるため、本市においても感染状況に応じて対応を柔軟に図りたいと考えております。なお、議員御提案のエアースロンパス等によるランナーケアの問題ですけれども、30キロメートル過ぎには3か所の救護所がございますので、ケアが必要なランナーの対応に御協力いただければ幸いに存じます。

最後になりますが、コロナ感染症による制限を緩和できるようになった折には、市民の皆様、関係者の方々の応援や対応がランナーの皆さんには勇気と力になりますので、ぜひ、会場や沿道に足を運んでいただき応援をお願いしたいと思います。参加された方々から、「玉名はよかった。また参加したい」という声が聞かれるような大会にしたいと思いますので、議員各位の御協力も重ねてお願いいたします。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 西川裕文君。

○15番（西川裕文君） 答弁ありがとうございました。

給水所と仮設トイレは5キロメートル間隔で、そこには水分だけではなく、今、説明がありましたように、イチゴやミニトマト、バナナ等をおき、そしてフィニッシュ後にはおにぎりとか温かい汁物、また、そのほかにも大浜のエイドステーションですか、エイドステーションというのは、水分や食べ物を補給できるようコースの途中に設けた施設ということで伺いました。大浜のほうでは、大浜海苔のおにぎりとか、小島橋のところでは、玉名女子高校の方々のケーキですか、考えておられるということで、参加者の方々には喜んでいただけると思いました。

また、救護体制も取られておまして、私が質問しましたエアースロンパスについては、部長のほうからぜひ、お願いしますということもありまして、繰り返しになりますけれども、私の先輩が走って30キロメートル過ぎ、特に35キロメートルとか、足が大変なときにエアースロンパスは大変助かりますということで聞いておりましたので、そういう対応もできたらなど、逆にできるということでよかったと思いました。また、

30キロメートルを過ぎた3か所の救護所があるということで、そのところで対応していければなど、今、感じた次第であります。

最後になりますけれども、答弁でありましたように、この大会で「玉名はよかった。また参加したい」という声が聞こえる大会にしていきたいとありましたけれども、私たち応援のほうもそういうことで参加していただいた皆様方を応援しながら、この大会が本当にまず参加した皆様方が、「また参加したい」「楽しかった」「いろいろ温かい応援をいただいた」と、そういうふうな大会にしていきたいと思っておりますので、皆さんと一緒にこの大会を成功させていきましょう。

それでは、次の質問に入ります。

[15番 西川裕文君 登壇]

○15番（西川裕文君） それでは、次の質問に入ります。

豊水小学校、大浜小学校、滑石小学校の学校再編について伺います。学校再編につきましては、そのほかの小学校についての学校再編もありますけれども、私が考える中で、特に急ぐ必要があると思う学校について、今回再編について伺います。

玉名市学校規模適正化審議会の建議に基づきまして、本年6月第2次の玉名市学校規模・配置適正化基本計画が作成されております。第1次の適正化基本計画の中で、平成30年4月に6小学校が統合され、玉陵小学校が開校しております。また、令和2年4月に小天小学校と小天東小学校が統合されて、小天小学校となりました。そして現在は、天水中学校区新しい学校づくり委員会の中で、天水中学校区内の小学校の再編について検討中であります。このような中で、教育総務課より以前説明をいただきましたけれども、特に第2次基本計画の中で、学校再編につきまして優先度の高い豊水小学校、大浜小学校、滑石小学校に対して学校再編説明会の開催状況と今後の対応について伺います。

以前説明をいただいた中で、各地区の説明会の開催については、なかなか話を聞いた中では、私が感じた中では、地域の方々の多くの方々の出席はできていなかったように感じました。学校再編については、校区の方々の多くの方々に十分説明を行ない、そして賛同を得ることが本当に必要であると考えております。ということで、答弁をお願いいたします。

○議長（近松恵美子さん） 教育長 福島和義君。

[教育長 福島和義君 登壇]

○教育長（福島和義君） 皆様おはようございます。

西川議員御質問の豊水小学校、大浜小学校、滑石小学校に対する学校再編説明会の開催状況と今後の対応についてお答えいたします。

まず、豊水小学校におきましては、本年6月の第2次基本計画の策定を受けまして、翌7月に3回の説明会を開催いたしております。1回目の説明会は、PTA役員及び学

校運営協議会を対象として7月4日に開催をし、12名全員が参加され、15日に開催いたしました2回目の説明会は、小学校保護者を対象とした説明会で、32軒の御家庭がある中で7名が御参加いただきました。また、3回目に開催しました24日の豊水小学校区住民説明会においては、保護者、地域の方など15名の皆様に参加いただいたところであります。

次に、大浜小学校におきましては、8月に2回の説明会を開催しております。3日に開催したPTA役員及び学校運営協議会におきましては、10名中9名が参加され、21日に開催いたしました大浜小学校区住民説明会には、地域の方、保護者など9名の方に御参加いただきました。しかしながら、西川議員もおっしゃいましたように、両小学校区に対する説明を終えてみますと、特に保護者の皆様の参加が少なかったこともあり、そのために保護者の皆様が多く参加されます授業参観時を利用して、今月の2日に豊水小学校及び大浜小学校の保護者を対象に、それぞれの学校において改めて第2次基本計画に対する説明を行ない、理解を求めたところでございます。今後、令和5年度には、豊水小学校の複式学級が2学級になり、その後もその状況は続いていく見込みでありますことから、両校の再編に対しましては、丁寧に協議を進めていきながらも、なるべく早い段階での統合を目指して推進していきたいと考えております。

最後に、滑石小学校に対する学校再編説明会の開催状況と今後の進め方についてお答えいたします。滑石小学校におきましては、本計画期間である10年内に対応を検討する校区として位置づけておりますものの、早い段階での保護者、あるいは地域の皆様方への第2次基本計画について説明を行ない、理解を深めていただく必要があると考えまして、11月24日にPTA及び学校運営協議会の皆様に対しまして説明会を開催しております。また、今月の19日には、滑石小学校校区の住民説明会を開催する予定でございます。滑石小学校におきましては、今後、児童数の減少が顕著であります。令和9年度の新1年生が5名となることが予想されることから、今後児童数の推移を見極めながら再編の時期や、あるいはどの校区と再編していくかなどにつきまして、保護者、地域、学校関係者の皆様方と十分に協議を行ないまして、丁寧に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 15番 西川裕文君。

○15番（西川裕文君） 答弁ありがとうございます。

私自身は違う校区でありまして、ほかの校区に対して質問するのをちょっと考えましたけれども、どうしても小学校が、児童さんたちが減っていきよるということで、やっぱり説明していただくことが大切だなと思ひまして、今回3校区について質問させていただいておりますけれども、今、答弁いただきましたように、豊水校区、大浜校区につ

きましては、今月も説明会が行なわれておりまして、滑石校区については、19日の日に住民説明会の予定ということで、それぞれ少しずつ地域の方々への説明がなされておりますけれども、参加される方が多いほうがいいということで、今後も保護者の方々はもちろん、住民の方も含めまして、多くの方々への説明の場を設けて、今後また設けていただきたいと、そして多くの御意見を聞く場づくりをしていただいて、なかなか地域ごとには、統合については賛成、反対当然多いと思いますけれども、子どもたちのことを考えると、平等な教育を受けられる場づくりというのが必要であると思いますので、対応をしていただきたいと思います。また、答弁の中にもありましたけれども、今後複式学級が増えるという学校が何件かあると思います。これにつきましても、今まで玉名独自で複式学級対応をしていただいております。今後も継続していただいて、子どもたちが平等に教育を受けられるような対応を取っていただきたいと思います。

最後になりますけれども、ちょうど今回の質問で話し合いをする中で、3年前ぐらいですか、玉名独自で35人学級をずっと行なって、ほかはなくて35人学級の対応をしていただいております。県が35人学級をするというところもあって、今現在、玉名市では行なっておりませんが、今年は県のほうは1年から3年まで35人学級、来年は1年から4年までと、そして再来年が1年から5年、令和7年によろやく県全体が35人学級が行なわれるということを伺いまして、子どもたちに対してなるべく35人学級というの、前、玉名独自で行なっていたらいいおって、これは大事な対応だなと思って、県のほうも3年後には全部が35人学級になるということで、本当に安心した次第です。繰り返しになりますけれども、学校再編ということで、今後も地域住民の方々、それから当然、保護者の方々含めたところでの対応を取っていただくようお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（近松恵美子さん） 3番 浜田繁次郎君。

[3番 浜田繁次郎君 登壇]

○3番（浜田繁次郎君） おはようございます。3番、新生クラブ、浜田繁次郎です。

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

この数年のコロナ禍の影響やロシアのウクライナ侵攻による原油の高騰など、世界的に厳しい状況が続いています。そのような中、台湾の半導体企業TSMCの菊陽町への進出が注目を集めておりますが、本市の三ツ川産業団地への関連企業の進出にも希望を持てると考えております。今年の8月に高度人材を招いてポストコロナ時代の玉名創生と題し、台湾スタートアップセミナーが市の文化センターで開催されましたが、この台湾スタートアップ事業の進捗状況と今後の展開についてお伺いします。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

[企画経営部長 今田幸治君 登壇]

○企画経営部長（今田幸治君） おはようございます。

浜田議員御質問の台湾スタートアップ事業についてお答えいたします。

本事業は、都市部のスキルを持った人材と市内関係者をマッチングし、地域の課題解決や新たな魅力づくりを行なう関係人口創出事業、いわゆるジョブケーション事業の一環として、関係企業が本市を訪問し、市内事業者との意見交換をする中において、台湾のスタートアップ企業との交流促進による地域活性化について可能性が見いだされたことから全国初の取組として始めた事業でございます。

本事業の進捗状況についてですが、8月に台湾企業との交流促進セミナーを開催した後、10月には玉名高校において台湾とのオンライン交流会を実証的に実施し、今月には台湾のスタートアップ関連施設などを訪問し、スタートアップ企業や関係者などとの意見交換を行なう予定でございます。また、今年度中には、台湾スタートアップ企業による実証実験を行なう予定であり、現在、AIを活用した健康増進サービスや子ども向け知育ロボットなどを提供するスタートアップ企業が本市での実証実験に興味を示している状況です。

今後は、台湾スタートアップ企業による実証実験の関係にとどまることなく、台湾市場に興味を持つ市内事業者と台湾企業との交流促進や販路開拓、市民間の関係人口創出にもつなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 浜田繁次郎君。

○3番（浜田繁次郎君） 今の答弁では、今月台湾を訪問するとおっしゃいましたが、私は、今後台湾スタートアップ事業をさらに発展させていくためには、台湾を訪問し、そこでPRが必要だと思っております。また、庁内関係各課との横断的な連携とともに、市内事業者や市民との連携をした受け皿づくりが必要だと考えます。

そこで、こういった形でPRしていくのか、また、台湾スタートアップ事業に関わる受け皿づくりをどのように考えているのか再質問いたします。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員の再質問にお答えいたします。

台湾でのPRにつきましては、今月予定しております台湾訪問におきまして、台湾で開催される国際展示場への出展のことや台湾市場に興味を持つ市内事業者に対する台湾でのプレゼンテーションの機会の創出のこと、台北マラソンといだてん・いちごマラソン間の交流促進のことなどについて意見交換を行なうとともに、台湾太鼓協会や日本台湾文化芸術交流会の訪問を行ないます。このほか、同時期に台湾嘉義国際吹奏楽祭に専修大学玉名高校の吹奏楽部が招待されておりますが、金栗四三氏の足跡調査によって台

湾嘉義市で指導を行なったことが判明したこともあり、専修大学玉名高校とともに台湾での認知度向上と関係性構築を図っていきたいと考えております。

次に、台湾スタートアップ事業に係る受け皿づくりについてですが、まず、庁内の受け皿としまして、事業をさらに発展させるため、観光物産や地域振興部門の職員を中心としたワーキングチーム等の立ち上げを検討しているところです。各部署と役割分担を行ないつつ、各事業間の相乗効果を高めることができれば考えております。

また、本事業は市内事業者や市民も巻き込んだ取組につなげ、かつ自走化を図るため、台湾との交流窓口となる人材の育成と体制づくりの検討も進めていく必要があると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 浜田繁次郎君。

○3番（浜田繁次郎君） ぜひとも台湾スタートアップ事業で大きい成果が出ることを期待します。

今後、私も機会があれば台湾現地に足を運び、台湾スタートアップ企業との交流機会を持って、議員の立場でできることを考えていかなければならないと思っております。

それでは、次の質問に移ります。

[3番 浜田繁次郎君 登壇]

○3番（浜田繁次郎君） 先の臨時会でLINEカスタマイズの提案があり、予算が可決されましたが、この件についてお伺いしたいと思います。

私が調べたところによると、日本国内のLINE利用者は実に9,200万人に上り、10代から30代ではほぼ全ての方が利用され、40代から60代でも約8割の方が利用されていることがわかりました。私も連絡手段としてよく利用しております。実際にはメールと比較してもやりとりが簡単で、早く返信ができるためLINEを多く利用しています。現在、玉名市では、市公式LINEを開設されており、当然私も利用しているところですが、このような中でカスタマイズをすることになった経緯を伺いたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

[企画経営部長 今田幸治君 登壇]

○企画経営部長（今田幸治君） 議員御質問の玉名市公式LINEのカスタマイズすることになった経緯についてお答えいたします。

現行の公式LINEは、令和2年7月豪雨によって玉名市ホームページが通信障害により閲覧できなくなったことから、それに変わる情報発信媒体として緊急に運用を開始しております。そのためその機能は市のホームページや問い合わせ先への誘導はできるものの、市から利用者への一方向での情報提供にとどまっており、LINEの特徴であ

る双方向でのコミュニケーションツールとしては十分な機能が果たせない状況でございます。そのため利用者が求める機能を付加するカスタマイズを行なうことによって、LINEの特徴である双方向のコミュニケーションツールとしての十分な機能を持ち合わせることで、飛躍的な行政サービスの充実と市民サービスの向上を図るものでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 浜田繁次郎君。

○3番（浜田繁次郎君） 次に、LINEカスタマイズすることによってどのような機能が備わるのか。また、そのことによって市民がどのようなサービスを受けることが可能になるかをお伺いします。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員御質問のカスタマイズによって付加する機能についてお答えいたします。

付加する機能としまして、10個の機能を予定しておりますが、主な機能を5つ御紹介させていただきます。

1つ目がセグメント配信、アンケート機能で、あらかじめ利用者が欲しい情報を選択して登録することによって、その情報のみを受け取ることが可能となる機能でございます。例えば、お住まいの地域を設定することによって、その地域のごみ収集日など事前に受け取ることができます。

2つ目が、チャットボット機能でございます。この機能は、対話形式で自動応答するものであり、365日24時間問い合わせに対応できるものでございます。代表的なものとして、ごみの分別やごみの出し方などの質問に対して自動案内で答えを導くものでございます。

3つ目として、防災情報に豊富な機能が付加されます。具体的に申しますと、万が一の災害時に、どこにいるのか、どんな災害かで取るべき行動が異なりますが、位置情報を利用して一番近い避難所の情報やルート案内など、緊急時の市民の行動をアシストしてくれます。また、災害時や台風接近時には、メニュー画面が災害時モード画面に自動で切り替わり、避難所開設や気象・防災情報などを入手でき、早めの対応を促すことが可能となります。

4つ目が、通知機能でございます。例えば、道路に穴が空いている、公園の遊具が壊れているといった、市民が街の中で発見した不具合を受け付けることが可能となる機能でございます。写真と位置情報などを通報していただくことで、市も正確な情報を入手でき、迅速な対応ができるといったメリットがございます。

最後に、カレンダー予約機能でございます。この機能は、各種相談や検診、施設など

の予約に使うもので、コロナワクチン接種予約を例にしますと、接種日や時間帯枠、受付可能人数をあらかじめ設定することで、利用者はLINEでの予約申込みが可能となります。

以上、主な機能について御説明いたしました。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 浜田繁次郎君。

○3番（浜田繁次郎君） 御説明ありがとうございました。

答弁にあった機能については、いつでも、また、どこでも利用できることとなります。利用する側からすれば、非常に便利になると思いますが、私はサービスを提供する行政側にも効果をもたらすと思います。

それでは、再質問します。今回のLINEカスタマイズを受けてどのような効果が見込めるのかお伺いします。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 再質問にお答えいたします。

まず、市民サービスの向上における事業効果としましては、生活様式が多様化する現代においてLINEのカスタマイズは365日24時間の対応が可能となり、利用者の利便性が確実に向上するものであり、加えて新型コロナウイルス感染対策として、非対面、非接触型のサービスにも対応できるものと考えております。

次に、行政側の事業効果についてですが、利用者からの問合せに対して、チャットボット機能による回答や各種証明書の電子申請などの対応が可能となることから、窓口、電話応対にかかる時間等の削減につながるだけでなく、カレンダー予約機能による予約作業やデータ管理などの事務の軽減にもつながるものと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 浜田繁次郎君。

○3番（浜田繁次郎君） 利用する住民だけでなく、提供する行政側にも多くの効果をもたらすと考えられます。私は、運用開始後は、その効果を引き上げていくことが必要と考えます。そのためにはより多くの方に登録をしていただき、合わせて利用していただくことが重要であると思っています。そこで再質問ですが、どのようにして利用者数を増やしていくのかお尋ねします。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員の再質問にお答えいたします。

利用していただく方を増やすには、機能の充実を図り、便利さや使いやすさを、いかに周知していくかが重要であると考えております。そのためには、広報たまなや市ホームページなどを大いに活用し、機能をわかりやすく伝えていく予定でございます。特に、

広報たまなでは、多くの市民が目を通されていることから、登録の仕方から、使い方まで定期的に掲載し、市民が登録したいと思っていただけるよう取組んでまいります。また、市役所窓口でのお知らせと、必要に応じての登録支援や、携帯電話販売店に対して玉名市公式LINEの登録支援の協力依頼などを考えております。さらに、イベントなどのポスターやチラシには利用登録が簡単にできる二次元コードを貼り付け、利用拡大につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 浜田繁次郎君。

○3番（浜田繁次郎君） ぜひとも利用者の拡大に向けて取組んでいただきたいと思えます。

最後に、藏原市長にお尋ねいたします。先ほどの利用者の拡大に向けて今回のLINEカスタマイズによるサービスが多岐にわたっていることから、各部署が一丸となって取り組まなければならないと感じています。そこで、市の取組体制について、どのようになっているのかお尋ねします。

○議長（近松恵美子さん） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 再質問の取組体制について、私のほうからお答えさせていただきます。

今回のLINEカスタマイズによりまして、本市での暮らしに役立つ機能が備わって、窓口業務を中心とした市民サービスが飛躍的に充実するものと確信いたしております。それゆえ、まずは機能の充実に向けて全庁的に取組むことが大変重要でありますことから、早急に所属長や各課の広報担当者を招集しまして、導入に向けて説明会を開催したところであります。また、職員には機能を充実させることで利用者の拡大につながっていくことから、LINEを活用して提供できるサービスの拡充に向けてアイデアをしっかりと出し合うように指示をいたしております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 浜田繁次郎君。

○3番（浜田繁次郎君） ありがとうございます。

今回の市公式LINEのカスタマイズによって、窓口業務を中心とした行政サービスが飛躍的に充実することを期待するところですが、利用者を増やすには、機能を充実させることはもちろんですが、身近で使い勝手のいいものである点、あらゆる媒体を使ってわかりやすくPRをしてほしいと思います。全庁的に取組んでいただきたいと思えます。

今回は、台湾スタートアップ事業と市公式LINEのカスタマイズについて質問をさせていただきました。これで私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（近松恵美子さん） 6番 山下桂造君。

[6番 山下桂造君 登壇]

○6番（山下桂造君） こんにちは。6番、自友クラブ、山下桂造です。

通告に沿って、一般質問を行ないます。

最初に境川の流域治水に伴う市の取組についてお尋ねします。39年前、私は玉名に来ました。当時から境川はときどきあふれることがありました。近年境川流域を見ていると、住宅が増え、水害の危険性が高くなっていくばかりと不安を感じております。そこで質問を3ついたします。

まず、一つ目です。境川の洪水対策については、総合計画に流域治水をすると書いてあります。この流域治水についてどういうことを考えているか質問いたします。

○議長（近松恵美子さん） 建設部長 田代史典君。

[建設部長 田代史典君 登壇]

○建設部長（田代史典君） 山下議員御質問の境川の流域治水に伴う市の取組についてお答えいたします。

現在、国、県を始め、流域に関わる、あらゆる関係者と協働して流域全体で水害の軽減を図る治水対策、いわゆる流域治水が推進しています。議員御質問の境川流域につきましては、河川管理者が熊本県のため、県が玉名市、荒尾市、長洲町及び国の九州農政局が参画する玉名圏域2級水系流域治水協議会を立ち上げ、令和4年3月に治水対策の全体像を流域治水プロジェクトとして策定されました。この流域治水プロジェクトは、国、県、市、町、それぞれ取り組む対策を定めており、本市が管理する境川水系の重要河川においては、これまでの水路整備や用水堰の改修などを行うなど、様々な取組を実施しておりますが、今後は流域治水プロジェクトによるハード対策として、河川の土砂撤去や樹木の伐採を実施するほか、ソフト対策としてハザードマップの更新や戸別受信機の設置なども継続して取り組んでいくこととしております。現在の状況としまして、河川の土砂撤去及び樹木の伐採は既に業務を発注しており、来年1月から実施する予定でございます。市としましては、今後も関係機関と連携を図りながら、境川流域の治水安全度の向上に向けて努めてまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 山下桂造君。

○6番（山下桂造君） 今、説明ありましたように、まだ始まったばかりですけれども、取組による効果について説明をお願いします。

○議長（近松恵美子さん） 建設部長 田代史典君。

○建設部長（田代史典君） 議員の再質問にお答えいたします。

玉名圏域2級水系流域治水プロジェクトは、令和4年3月に策定されたことから、今年度よりスタートしております。従いまして、その効果については、今年度河川の土砂撤去などを実施し、また、県においても河川の土砂撤去や河川の拡幅など、引き続き行なわれますので、今後その効果が現れてくるものと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 山下桂造君。

○6番（山下桂造君） 再質問します。境川流域では、現在、皆さん御存じのように住宅開発が進んでおります。このままでは、水害の危険が高まると考えます。今後の対策はどのようなことを考えていますか、質問いたします。

○議長（近松恵美子さん） 建設部長 田代史典君。

○建設部長（田代史典君） 議員の再質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、境川流域では、農地を宅地化し、建築行為や道路位置指定を伴う住宅開発が急速に進んでおります。本市では、建築行為に伴う雨水排水については、周辺の敷地や道路排水に影響が出ないように計画していただくことが基本と考えております。

そこで、建築確認の事前調査や道路位置指定を伴う事前協議の際には、ハザードマップなどにより確認を十分に行なった上で建築計画を行なっていただくとともに、宅内処理施設を設けていただくなど、雨水の放流量抑制に御協力をいただくようお願いしているところでございます。

今後は、令和4年度に実施している都市計画基礎調査の結果を踏まえ、新築動向を把握した上で、有効な対策に検討してまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 山下桂造君。

○6番（山下桂造君） 答弁いただきました。

境川流域の治水について、現在の状況を知ることができました。境川流域では、今も言っていただきましたように住宅開発が進んでおります。近年、その開発スピードが速くなっていて、境川がそれに対応しきれない状況があります。境川の現状を速やかに変更して対応するには無理があると考えています。そのため、答弁にありましたように、流域全体で治水を考え、一度に川に流れ込む流量を減らす工夫が必要ということになってきます。部長答弁にありましたように、現在、取組みが行なわれている玉名圏域2級水系流域治水プロジェクトでは、写真をお願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○6番（山下桂造君） 河道掘削、氾濫をできるだけ防ぐ、減らすための対策として、今、表示してもらっております河道掘削、樹木伐採、河道の拡幅、堤防整備、線形改良、堤

防強化、海岸保全施設の整備、排水機場の更新・整備、農業水利施設の整備、雨水ポンプ場の耐水化、浸水シミュレーションによる浸水対策検討、水田の貯留機能向上、田んぼダムの取組など、ため池の補強・有効活用、森林の整備・保全、治山施設の整備、砂防堰堤の整備というのが上げられております。ここに上げられているということは、県や市が実行していくものと考えております。次の写真をお願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○6番(山下桂造君) これは糠峯団地北西部の境川流域の写真です。

[拡大投影にて画像を示す]

○6番(山下桂造君) 次のこの写真は、右上の方で今、道路をつくってありまして、そのための排土置き場みたいな形になっているところです。今、道路がつくられているところは、耕作放棄地になっている場所でした。4メートル道路がつくられておりますので、今後開発されていくものと考えられます。次の写真をお願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○6番(山下桂造君) この道路を今、つくっているところの川です。ちょっと写真が悪くて見えにくいんですけども、三方張りになっております。現在は、荒地という形でありますので、水もそちらのほうに溜まって一遍に流れ出るといったことはないと考えていますが、今後住宅建設が行なわれることによって、水が一度に流れ込み、水害を起こす危険性があると十分考えられます。

同様の場所は幾つもありまして、境川流域を見て回りますと川幅は狭いです。ですから一度に水が流れると大変なことになるだろうと思っております。先ほど答弁にありましたが、現在、南大門寺橋の上下流域では、玉名圏域2級水系流域治水プロジェクトにより土砂の搬出が行なわれるように進められています。次、お願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○6番(山下桂造君) これは下部のほうで県の工事になります。次、お願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○6番(山下桂造君) これは上部のほうで市の取組になって、どちらも草、木は切り取られている状態でした。

このように中流域では土砂を取り除くことが始まりますが、上流の川の状態を見るととても心配しております。

そこで、流域治水について学んで、私が知り得たことをお伝えしたいと考えます。現在、行なわれている河川の土砂撤去だけでは不十分です。耕作放棄地が住宅地に変わっていきますが、水路の構造は住宅地になる前と同じ状況です。住宅地に降った雨が、そのまま川に流れ込み、水量が一気に増加すると水害が発生する確率は高くなります。そこで、河川の水が一気に増加するのを妨げるべき工夫をすべきだと考えます。

次、お願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○6番(山下桂造君) その一つとして、自宅の屋根に降った雨を雨庭に流し、地下に浸透させるということが考えられています。このことで、河川の水の量を減少させることができます。写真は、熊本県立大学に設置された雨庭です。効果として60坪の屋根に対して10坪の雨庭で球磨川洪水時の人吉市の雨水の洪水流出を約63%カットできるということになっているそうです。昨年から10年間の計画で、球磨川流域のプロジェクトとして始まっている研究の一つです。ですから、玉名においてもこの住宅を建てる人には、ぜひ、協力をしてもらって、少しでも屋根に降った雨が自宅の庭に浸透できるような工夫をしていただけると、流域における水害被害を軽減させることができると考えています。また、現在家をお持ちの方もこの雨庭を協力していただければいいなと思っているところです。

次、お願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○6番(山下桂造君) これは、京都市にある雨庭です。京都市の公有地にある雨庭です。庭園文化を継承している京都の造園技術力を生かし、道路上などの公共用地を中心に雨庭の整備を進めているということです。玉名市でも公有地を雨庭化していくのも大切なことと考えます。

また、別の方法についてお話しします。降った雨が一度に流れてきて集まることで、水害発生の危険性が高まります。そこで、一気に水が集まらない工夫として、水路の長さを変えて水が集まるのを分散させる方法があります。これは加藤清正の時代、阿蘇の黒川と白川で行なわれていて、黒川のほうが流路を長くしているというのがあります。また、遊水地をつくり一気に水が増えるのを抑えるということもできます。川に沿って歩いてみると遊水地として利用できるのではないかとこのところを何か所か見つけました。今回の流域治水では、砂防ダムに溜まった土砂の撤去も行なうことも聞いております。これは水を一時的に貯めることによって、一気に水が増えるのを防ぐことができます。

玉名市と別の場所なんですけど、元玉名なんですけれども、ゴルフ場ができてから家が浸水するようになったという場所があります。さらに、水路がコンクリート張りになりましたので、ますます水が一気に流れてくるようになって、住民は危険が高まる前にホテルに避難しているということでした。ゴルフ場ができた。これは住宅開発と同じようなことをやったわけですが、水が一気に流れてくるというのが問題だったわけです。

私自身、以前は水路がきれいになると水害がなくなると思っていたのですが、水の勢いが増して、一気に水が増えるのを助長しているという事実を知りました。流域治水は、

都市だけではなく、その上流部の農村部分もとても大切な場所です。田んぼがあるところの水路こそ、流域を水害から守るために重要な役割を果たすと考えられます。

加藤清正は遊水地をつくるに当たり、その遊水地の作物に被害が出たならばその補償をしようと言っていたそうです。そのような考えも取り入れることで、多くの人が少しでも水害から逃れられるように取組んでいったらどうでしょうか。流域治水と言うことで、国からの予算が取れるようですので、農地も道路も水路も一丸となって境川の流域治水に取組んでいただきたい。

農業をされている方には、三方張りにしてくれという要望を出されることも多いと思いますが、治水の面からもそれがよくないことがあるというのを理解してもらえるように皆さんと考えるよい機会だと思います。

今回の話は境川に限ったことではありません。玉名市を流れる川、全てに当てはめることができます。市民としても市にばかり頼るのではなくて、流域治水に貢献できるということを市として発信していただけるようお願いいたします。

○議長（近松恵美子さん） 山下議員の一般質問の途中ですが、議事の都合により暫時休憩いたします。

午前11時06分 休憩

午前11時15分 開議

○議長（近松恵美子さん） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

6番 山下桂造君。

[6番 山下桂造君 登壇]

○6番（山下桂造君） 防災・災害対策について伺います。

災害時の備蓄について、現在の状況と食糧の備蓄を目標値までもっていくための考えについて質問します。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

[総務部長 吉田勇人君 登壇]

○総務部長（吉田勇人君） 議員の防災・災害対策について、災害時の備蓄について現在の状況と、また、食糧の備蓄を目標値までもっていくための考えはについてお答えいたします。

まず、現在の備蓄の状況としましては、今年の3月議会定例会の一般質問におきまして、食料品を含め、毛布、生活用品等を含め、達成率が概ね30%と答弁いたしております。また、今年度につきましては、例年備蓄の入れかえ時期を年度末に設定しておりますため、今後必要な物資の購入を予定しております。

一方で、備蓄計画の策定時と比べまして、現在のコロナ禍において、食料品や毛布な

どの生活用品とは別に、感染症対策の用品でありますとか、災害時要配慮者等のニーズの多様化に併せ、備蓄品の備えも求められております。また、災害時における相互応援協定を結んでおります自治体の物資支援、これを令和元年の台風19号、また、令和2年の7月豪雨時に実際に行なっております。こうした状況も踏まえまして、まずは備蓄計画の見直しを行ない、その上で長期保存が可能な食料品、飲料水、生活用品などの購入など、毎年継続して着実に確保することで目標値に向けて備えてまいりたいと考えております。

また、本市の備蓄だけではなく、万が一に備えまして本市の備蓄以外でも流通備蓄の確保を目的としました災害時の食料、生活用品等の優先提供の協定を市内事業所約10社と締結しております。これによりまして自治体だけの備蓄だけではなく、事業所等の御協力をいただきながら、市全体での災害備蓄を推進できればと考えております。

また、避難者の多様なニーズに対応するため、全国的に自助、御自分で用意していただくことですが、自助が重要視されております。市民の皆様にも、今後家庭内備蓄について御協力をお願いしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 山下桂造君。

○6番（山下桂造君） それぞれの家庭にも家庭内備蓄をお願いするということで答弁されました。まさにそれはそのとおりだと思っております。ちょっと私が疑問に思っているのが、食糧の備蓄を目標値までもっていくということですが、今、お話を聞いただけではまだ目標値にすぐ達成させるということではないようですので、これはまた後日、伺いに行きたいと思っております。ちょっとこれは早めにしたほうがいいと私は思っているので、これは今すぐ答えられないことでしょうか、ちょっとあとでまた、伺いに行きたいと思っております。

再質問します。防災安全課は、玉名市全体の防災を考えると以前から認識しております。防災安全課の行なう仕事について質問します。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 議員再質問の防災安全課は、玉名市全体の防災を考えているところと認識している。防災安全課の行なう仕事についてはお答えいたします。

防災安全課の主な業務といたしましては、防災計画及び災害対策に関すること、危機管理の総合調整に関することをはじめ、交通、防犯、空き家対策に関することなど多岐にわたっております。その中でも防災に関する業務としましては、平常時には防災計画の策定をはじめとした非常時における災害対応の指針となる計画、マニュアルの作成、更新などを行なっております。また、総合防災訓練を初めとした各種訓練の実施による関係団体との連携でありますとか、本市の災害対応能力の向上及び地域住民への防災意

識の向上を図っております。そのほかにも、消防団事務を受け持っており、地域防災の要となります消防団の訓練、行事等を含めた業務も行なっております。

次に、非常時の業務といたしましては、地震、大雨、台風、火災などの各種災害時における災害対応が主な業務となっております。警報等が発表された際には、直ちに庁舎に待機し、各種気象警報発表時に防災行政無線でありますとか、玉名市安心メール、Jアラートなどを活用し、避難情報等の発令や関係部署との連絡・連携を取り、避難所開設時の避難所運営、災害情報収集等を行なっております。また、災害の規模に応じまして、災害対策本部の運営でありますとか、消防、警察等との関係機関との連絡調整、国、県との被害情報の報告などを行なっております。

今後も引き続き、市民の皆様の安心安全な暮らしを維持できるよう、市といたしましても災害対応への強固な体制づくりに努めることはもとより、市民一人一人の防災意識の向上を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 山下桂造君。

○6番（山下桂造君） 今、お話伺いまして、非常に大変ないろんな仕事をされているんだなというのはよくわかりました。これからはちょっと私としては、防災について、そこに行けばいろんなことが何でもわかるということに、さらに高めていっていただきたいと思っております。

これについては、以上とします。

[6番 山下桂造君 登壇]

○6番（山下桂造君） では、飲み水の安全確認についてということで質問します。

飲み水の安全確認について、これにつきましては、水道があることが安全の一番と考えています。玉名市ではまだ水道が布設されていないところがあります。今回は、横島町の水道布設の計画について質問します。

○議長（近松恵美子さん） 企業局長 荒木 勇君。

[企業局長 荒木 勇君 登壇]

○企業局長（荒木 勇君） おはようございます。山下議員の飲み水の安全確認についてお答えいたします。

横島地区への水道事業の拡大につきまして、過去検討されてきましたが、現在、具体的な整備計画はありません。これは、平成20年に横島地区を含めた上水道未整備地区全世帯へのアンケートを行ないましたが、上水道への関心が低い結果となり、本地区への水道事業整備計画を行っていないものです。ただし、現在では、横島地区の水道整備の概略設計を行ない、近隣の東部地区からの水道管を延伸して整備する構想は持っているところであります。

今後も未整備地区に対しまして、事業拡大を行なっていく可能性はありますが、再度アンケート調査を行ない、その結果に基づき事業展開を検討していきます。ただし、水道事業は、水道利用者からの料金収入によって運用を行っており、企業会計として収支状況を考慮し事業を行なっていくことが必要と考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 山下桂造君。

○6番（山下桂造君） 今回、飲み水の安全確認を伺おうと考えたきっかけは、令和3年度の決算書、それを見てからでした。その中に、硝酸性窒素除去装置メンテナンス費用というのが上げられていたからです。都市整備課に調べてもらったところ、横島町の山の上展望公園の飲み水は、平成21年から井戸水を硝酸性窒素除去装置を通した水として利用されていることがわかりました。この井戸は、山頂から100メートル下まで井戸が掘ってあります。この地域、横島地域になるわけですが、一部地域を除いて上水道はなく、井戸水で生活されています。そこで、各個人の井戸がどのように調べられているか確認しましたが、玉名市、熊本県、どちらも特に調査はしていないという状況でした。ただ、市としては、希望者に補助金を出して水質検査をしているということですので、玉名市としての市としての調査結果というのではない状態でした。

さて、人が硝酸性窒素を多量に摂取した場合どうなるかということ、メトヘモグロビン血症を発症する場合があります。メトヘモグロビン血症は、酸素を運ぶために大切な働きをしているヘモグロビンが、硝酸性窒素の影響でメトヘモグロビンに変わり、その結果、酸素を運ぶ能力が減少して発症します。症状としては、メトヘモグロビン濃度が15%までは特に症状はありません。しかし、15から20%以上に増加すると、血液中の酸素の不足が原因で、皮膚が青っぽく変色するチアノーゼを生じるそうです。40%以上では、頭痛、めまい、呼吸困難、意識障害、70%以上で生命に関係する。このように人体に悪影響を及ぼすことが考えられるので、水道では1リットル当たり10ミリグラム以下に設定されています。その基準を超える水が、平成21年に山の上展望公園から100メートル掘った井戸で検出されたので除去装置がつけられたのだと思います。私は、この事実を知ってまず確認したことは、都市整備課からのこの事実が上水道担当に伝えられているのか、また上水道担当は知っているのかを確認しましたが、どうもかなり前のことですのでわからない状況でした。しかしながら、今も硝酸性窒素除去装置が使用されているという事実があることはしっかりと確認しておきたいところです。

さて、横島町の水事情について教えてもらいました。生まれも育ちも横島在住の80歳の男性の方に、生活用水の歴史を伺いました。小さいころは馬の口といって、水が自噴したということでした。その後、子育てをするころには農業用水の取水が深井戸利用

で進み、一時期水が不足する状況があり苦勞されたそうです。現在は、井戸を深くして対応しているということですが、すぐに洗面所などが黄色くなるということで、手入れを継続的にしているということでした。これは、井戸水に含まれる鉄分によるものだと考えます。次第に井戸水の環境もあまりいい状況ではなくなっているように思いました。近隣では、さらに深く井戸を掘って生活用水に使っているということでもありました。水道について伺いましたところ、現在は、水にお金はかかかっていないので、水道になったときにどのくらい費用がかかるのかは心配することだと言われていました。

さて、水道事業についてお話しします。厚生労働省より、平成25年に新水道ビジョンが発表されました。それに基づいて、玉名市の新水道ビジョンが策定されています。玉名市の新水道ビジョンでの基本目標には、50年、100年後を目指した次のビジョンを示しますとあります。安全、強靱、持続ということ。安全については、タイトルが水道水の安全の確保とあります。そして、安心しておいしく飲める水道水を供給するために、水道管理を強化し、利用者への良質な水道水の供給に努めると玉名市では書いてあります。この元になった厚生労働省の新水道ビジョンでは、安全な水道のところに次のように書いてあります。全ての国民がいつでも、どこでも水をおいしく飲める水道。全ての国民がというふうにかかれてあります。この意味を踏まえるならば、玉名市の水道計画を考える必要があります。また、厚生労働省の新水道ビジョンには、井戸水についても明記されています。小規模な自家用の未規制施設、飲用井戸の台帳が全ての市町村で整備され、定期検査と管理が確実にこなわれ、安全性が確保されているということが書かれているんです。県も市もこのことを読み飛ばしているのではないかと思います。

玉名市は平成17年に合併して新玉名市になりました。合併したのに市民サービスを同様に受けられていないという話を、これは岱明町にお住まいの方から伺いました。上水道については、全く同じことが言えると考えます。水道事業がまだ未整備のところにおいては、市民の安全を守る市民サービスとして考えないといけない。市民が同様のサービスを受けるためには、それ相当の投資が必要です。そのために水道料金が上がるのは、私としては、市民としても納得のいくものと考えています。そしてまた、水道があることは定住促進にもつながると考えます。ぜひとも、水道未整備地区への水道の布設について御検討願います。

では、次の質問にいけます。

[6番 山下桂造君 登壇]

○6番(山下桂造君) 下水道における異臭対策について。39年間玉名に住んでいます。2か月前、私は下水道の事実を知りました。それまでは、駅通りや高瀬を歩いていても下水の臭いがすることはありました。しかし、何も考えませんでした。2か月前、どう

して臭いがするの、どこからするの、かを確かめてみました。すると、道路の端のほうにある雨水を地下水路に流す雨水枡から臭ってくるのがわかりました。それで、道路のあちこちの雨水枡に顔を近づけ臭いをかいで回りました。市役所の担当課に行き、雨水枡から臭いがするという話を話すと、駅通りや高瀬地区は合流式下水道となっていて、下水管に直接雨水が流れ込む仕組みで下水管につながっているからと教えていただきました。それで異臭がするのだと納得しました。

家に帰って、何か異臭対策はないかと調べました。スライドをお願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○6番(山下桂造君)　すると、このような装置がありました。上の2つは四角いタイプですが、あれは雨水枡のグレーチング、金網の下にすぐ取り付けるタイプです。下の丸いのは、下水口に差し込んではめるタイプです。いずれも水は流しますけど、臭いは上がってこないようにという工夫がされる装置です。市役所に行きまして、この話をしましたら装置があることは御存じでした。そしてさらに翌日、市としても予算が少ないからかなと思って、より安い費用でできるものはないかと思ひまして、もっと簡便な方法も提示しました。企業局長さんから後日、話があると伺いお尋ねすると、試験的にこの装置をつけてみるということがわかりまして、業者と打合せする場所に私も参加しました。

そこで質問します。下水道の異臭対策について、まず、一部区間で対策をしてみるとのことですが、その後の計画について、どのような案があるかを伺います。また、ゴキブリや蚊などの有害昆虫対策などについても伺います。

○議長(近松恵美子さん)　企業局長 荒木 勇君。

[企業局長 荒木 勇君 登壇]

○企業局長(荒木 勇君)　山下議員の下水道における異臭対策についてお答えいたします。

現在、異臭対策としまして、J R 玉名駅東側の一部の区間において設置する器具を検討しているところでございます。問題の箇所が合流区域でありまして、雨天時には下水道管内に雨水が流入する構造となっており、常時開放しているような状態であるため、異臭発生の原因となっております。対策といたしまして、施設集水枡内にフラップ式、先ほど議員が御紹介されたような器具ですけれども、こういった器具を設置することにより異臭を防ぎ、雨天時には雨水排水を阻害しないか検証する必要がありますけれども、こういった検討をしているところでございます。その成果次第で同様な対策を行なう予定ではありますが、合流区域は広範囲であるため、財政面も考慮した上で特に異臭が酷い箇所につきまして対策をしていく予定でございます。

ただ、この対策をする上での年次計画と伺いますか、そういった計画は現在設けてい

ないというところでございます。

また、次に、下水道管から発生するゴキブリ、蚊などの対策についてですけれども、地元からの要望や苦情の連絡があった箇所マンホールの蓋及び側溝の隙間に対しまして、それを防ぐゴム留めを設置し対応を現在図っておりますけれども、異臭対策同様に側溝の隙間を防ぐことによって、雨水排水を阻害しないか併せて検証中であります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 山下桂造君。

○6番（山下桂造君） 異臭対策をまず取ってくださるということに対してありがとうございます。今後、いろいろ街を回っていると、ずっと臭いがしていたんだとか、ここはとんでもない臭いがいつもするよとかという話も聞いています。また、ゴキブリの話、ゴキブリはここは夜になると出てくるから絶対通りたくないという人もいるそうです。

市として特に異臭が酷い場所に対して装置を設置していくということでもあります。年次計画は現在のところ立てられないということですから、対策はしていくということで安心しました。

先ほどLINEの話がありまして、LINEでの通知システム、ああいうのでも連絡できればより酷いところから臭いなくなっていくのかなと思っています。昨日も実は、街を歩きました。今の専門学校になっているところの横の道なんですけれども、そこを駅通りの方に歩いていきますと、もう一遍に臭いが上がってきます。多分にそんな場所がいっぱいあり、特にきのうは風も吹いていましたけれども、時と場合によっては臭いがしたりしなかったりあるんですけれども、どこでも臭いは出てくると私は考えていますので、長期間かかってもいいですので、今後臭い対策のほうをしていただければありがたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（近松恵美子さん） 次に、11番 北本将幸君。

[11番 北本将幸君 登壇]

○11番（北本将幸君） おはようございます。11番、創政未来の北本将幸です。

一昨日、岸田首相は2023年度から5年間の防衛費を総額約43兆円とする方針を決定しました。また、今朝のニュースでは、出産時の保険給付として支給される出産育児一時金を2023年度から現在1人につき42万円であるものを50万円程度に増額する方向で調整していると報道されておりました。しかし、財源確保については、いまだ不透明で今後調整が必要になっています。このように来年度の予算編成に向けて防衛費強化、少子化対策強化を掲げている国の具体的な動きが活発化してきました。そこで、今回は、その予算編成、少子化対策について質問させていただきます。

それでは、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

まず始めに、令和5年度予算編成方針について質問いたします。現在、国においても予算の基本方針が閣議決定され、令和5年度の予算編成が行なわれています。経済再生や防衛力の抜本的強化、物価高騰対策などが明記されました。玉名市においても新年度の予算編成が行なわれていると思いますが、その基となる令和5年度の予算編成方針についてはどのように考えられているのかお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

[総務部長 吉田勇人君 登壇]

○総務部長（吉田勇人君） 御質問の令和5年度予算編成方針についてお答えいたします。

この予算編成方針につきましては、まず、国の方針を御説明いたしますと、新型コロナウイルス感染症やロシア、ウクライナ情勢の長期化などの影響による輸入資源価格の高騰、災害の頻発化など、内外の難局に直面しております。また、引き続きデジタル変革や地方創生の推進など、持続可能な地域社会の実現に取り組むことができるように、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の増額につきましては、令和4年度地方財政計画の水準を下回らないように実質的に同水準を確保することとされています。

一方、本市はこれまで行財政改革に取組、行政体制の整備や財政健全化に努めてきたところでございますが、少子高齢化による社会保障関連経費や普通建設事業に伴う市債償還の公債費が高い水準で推移しております。さらに、学校再編や老朽化した公共施設、インフラ等の更新に多額の経費が想定されることから、令和3年度から令和7年度までの5か年間を行財政緊急対策期間とし、行財政改革を強力に推進しているところでございます。なお、現在は、各部署からの予算要求を受けまして、ヒアリングを行なっている段階でありまして、具体的な重点項目はお示しすることはできませんが、市長が掲げる笑顔をつくる10年ビジョンの着実な推進のため、関連事業につきましては精査を行ない、積極的に計上することとしております。特に、待機児童解消に向けた取組などの子育て支援策や自治体DXの推進による行政サービスの向上などに重点をおいて予算編成に当たりたいと考えているところでございます。

次に、令和5年度当初予算の要求状況でございますけれども、歳出総額で約343億円であり、これから精査していくこととなりますが、厳しい財政状況の現状を十分認識し、将来にわたり持続可能な財政基盤の確立を目指し予算編成を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 答弁いただきました。

今、予算編成方針をもとに各課からの要望を受けて予算編成が行なわれているところだと思いますけど、最後の答弁でもあったんですけど、343億円が今、要求されてい

るということで、恐らくここから10億円か20億円が削減して、予算編成されていくと思うんですけど、やっぱり人口減少が加速していく中、厳しい財政運営を迫られているというのは引き続き継続しているかなと思います。さらには、新型コロナウイルス感染症対策や物価高騰対策などの経済対策も引き続き重要になってきますし、答弁にもあったように社会保障費が今後も増加していくことが予想されています。予算編成でもしっかりされていると思いますけど、しっかり今やっている事業を検証されて、選択と集中でやるべきことはしっかりやり、不要なところはしっかり削減していくといった予算編成を行なって、しっかり市民のニーズに的確に反映しているような予算編成にしていきたいと思っています。

次に、市民ニーズのところで、2点目の質問に移るんですけど、どうやってこの市民ニーズに適した予算編成を行っていくかということになると思うんですけど、市が前回の一般質問でもしたんですけど、市民ニーズ把握への取組として、令和3年に市民意識調査をされていると思います。この調査では、市政策全般にわたる市民の評価、意見や意向などを把握し、今後の市政運営や施策推進に生かすとされています。この市民意識調査の令和5年度への反映については、どのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員御質問の市民意識調査の反映についてお答えいたします。

令和4年3月に策定した第2次玉名市総合計画後期計画において、市の施策全般にわたる市民の皆様の評価や意見、意向などを把握し、今後の市政運営や施策の推進に生かしていくために令和3年3月に市民3,000人を対象とした市民意識調査を実施しました。その結果をもとに、力を入れてほしい主要施策を示す重要度と満足している主要施策を示す満足度として整備し、総合計画の施策区分において21の重点施策を定めました。また、総合計画の策定に当たり、庁内全ての課と取り組む施策についてヒアリングを行ない、市民意識調査の結果を反映した計画となるよう調整しております。このことを踏まえ、令和5年度当初予算編成において、第2次玉名市総合計画の推進を基本的な考え方の一つとすることで、市民意識調査の結果を反映した予算になるよう努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 意識調査されて、21点の重点施策を進めていくということで、その結果が書いてあるんですけど、アンケートで意識というか、取り組んでほしいという施策の中には公共交通対策であったり、農業政策であったり、企業誘致であったり、

防災対策であったり、学校教育、医療体制、情報公開など、いろいろあるんですけど、しっかり市民のニーズに適したように予算編成を行なっていただきたいと思います。このニーズに対応していくには、次の質問にいくんですけど、新たな事業、新規事業をしっかり確立しながら行政運営を行なっていくことが大事だと思うんですけど、限られた予算の中で住みよいまちを実現していくために、この新規事業を行なっていくことが重要ですけど、ここ数年振り返っただけでも新型コロナウイルス感染症の感染拡大や多発する大災害、加速する人口減少、デジタル化の推進など、本当に社会情勢が大きく変化しています。この中で、様々な新規事業を確立して、課題解決につなげていかなければならないと思うんですけど、現在の新規事業提案については、どのようになっているのか、現状をお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員御質問の新規事業提案についてお答えいたします。

本市におきましては、翌年度以降に新たに実施する事務事業について新規事業提案制度を設けておりますが、これは平成23年度より導入しております行政評価制度の一環で、事務事業の事前評価として実施しているものでございます。この新規事業提案制度につきましては、適正な事業計画を立案することを目的としており、市民ニーズに対する新規事業の必要性や有効性、また、予算の効率的な執行を図るための優先度や効率性などを判断評価するものでございます。令和5年度以降に実施を目指す新規事業の提案につきましては、9月に各課に募集したところ、全体で40本の提案となっており、その後の企画経営課ヒアリングを経て、最終的には12月末の企画審議会において採択26本、条件付採択13本の合計39本の新規事業の採択を決定したところでございます。採択を受けた新規事業については、事業費や付けられた条件などさらに精査し、当初予算の要求や査定につなげていくこととしております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 各課からの要求で40件上がって、そのうち39件が進められていくということですけど、先ほどLINEの話もあったんですけど、数年前からすると行政運営でLINEが入ってくるなんていうふうな事業は恐らく考えられてなかったと思うんですけど、やっぱり時代の変化とともにいろんな新しい事業を実施していかなければならなくなってくると思います。その中で新規事業をしっかり提案できる体制をつくっていくというのは大事なことだと思いますので、しっかり課から上がってくるような体制は今後も引き続きとっていただきたいと思います。

そこで再質問なんですけど、新規事業の提案については、各課から上がってくるものもあると思うんですけど、現在、庁内で行なわれている職員提案制度においても提案さ

れてくるものもあるんじゃないかなと思います。この職員提案制度は、職員の意識改革及び組織内における改善意欲の醸成を図り、行政運営の効率化及び市民サービスの向上に寄与することを目的として実施されていると思います。平成31年度から実施されていると思いますが、現場で市民の方たちと接している職員の方から直接提案が上がってくるというのは本当に貴重なものだと思いますけど、職員提案制度の現状としてはどのようにしているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 再質問にお答えいたします。

職員提案制度につきましては、ただいま北本議員のほうから御説明いただきましたので省略させていただきます。

職員提案制度でございますけれども、提案の件数自体は当初に比べますとちょっと減少傾向でございます。それですので、職員に対しては改めて制度自体の有効性でありますとか、その辺りを周知徹底を行ないまして、採択された提案は可能な限り実現するとともに、優秀なものを表彰することで職員の提案意欲を向上させ、また、管理職を中心としてアイデアを出しやすい職場環境づくりに取り組むことで、職員の意識改革でありますとか、改善意欲のさらなる醸成を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 答弁いただきました。

上がってきているのは上がってきているんですかね。提案としては。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 再質問にお答えいたします。

職員からの提案は、ちなみにちょっと件数なんですけれども平成31年に15件、令和2年度はなかったんですけれども、令和3年度に8件あってございます。その中で、実際、ちょっと先ほどLINEのお話ありましたけれども、偶然にも時を同じくぐらにして、職員からもLINEの活用という提案があっけてきております。

以上のような状況でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 今、提案件数については、令和3年の8件というので、やっぱりまだまだ今後制度自体がうまく回っていないんじゃないかなと思います。職員提案制度については、必ずしも新規事業だけではなくて、業務改善につながるような提案も上がってくると思いますが、それが上がってくるということは、必ず行政運営にとって効率化に寄与していくし、さらには職員の方たち自体の人材育成にもつながってくると思います。今、LINEのやつが上がってきていたということで、上げてくる人という

のはいろいろ調べてしっかり上げてくると思いますので、本人の知識も高くなりますし、行政運営にとってもプラスになることが多いと思うので、しっかりそれを採択するののかしないのか、その調査方法であったり、表彰すると言われていましたけど、そういうのをしっかり制度的に確立していただきたいなと思います。やっぱり令和3年8件で提案数が少ないのは何らかの原因があると思いますので、職員の方たちのモチベーションを上げられるような取組を行なってもらって、活発に提案が行なわれるような体制づくりが必要になってくるんじゃないかなと思います。

この職員提案制度については、ほかの自治体でもいろいろ取り入れられているので、いろいろ調べるとほかの自治体のがたくさん出てくるんですけど、ちょっと目に付いたのが、神奈川県秦野市の職員提案制度なんですけど、ここは人口約16万人の市なんですけど、職員の事務改善意欲を高めるとともに、事務の合理化及び経費の削減を図り、併せて職員の資質向上に貢献することを目的として職員による提案制度を実施されているということです。提案は随時行なうことができるんですが、その中で、1年で約1か月間ぐらいの期間を設けて、職員提案推進期間というのを設けて参加意欲を高めておられます。最優秀賞など表彰もいろいろされています。そのような中で、令和3年度は、ここ職員数は1,100人ぐらいみたいなんですけど、玉名市の倍以上あると思うんですけど、提案数が令和3年度で428件の応募があっっておって、その提案内容もホームページに公表されています。これだけの提案が上がってくると必ず市民サービスの向上につながると思いますし、業務改善にもつながっていくと思いますので、せっかく玉名市でもこの職員提案制度をするのであれば、これが活発になるように力を入れて取り組んでいただきたいなと思います。ただ形だけしてるというような制度にならないようにしていただきたいなと要望いたします。

○議長（近松恵美子さん） 北本議員の一般質問の途中ですが、議事の都合により午後1時まで休憩いたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（近松恵美子さん） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行ないます。

11番 北本将幸君。

[11番 北本将幸君 登壇]

○11番（北本将幸君） 引き続き質問させていただきます。

次に、4点目のEBPM（証拠に基づく政策立案）を用いた予算編成についてお伺いします。

これまでの行政運営においては、様々な施策が実行されていくなか、政策決定実施に

においてはデータなどの根拠よりも経験や前例が重視される傾向がありました。しかし、人口減少社会に突入し税収が減少していくなか、政策に費やすことのできる財源も限られてきています。その中で、限られた財源をもとに、より効果の高い政策を実施していかなくてはなりません。EBPMは政策に関係する統計データなどの客観的な証拠となるエビデンスを活用し、その政策の目的や目標を設定した上で評価を行なうことで、無駄な事業をなくしたり、コストを削減したりすることで効果的な政策実施を目指すもので、国においてもEBPMが推進されています。今後は、EBPMを推進し、ただ事業を実施して終わりではなく、政策の目的を明確に示した中できちんと評価し、エビデンスに基づいた政策実施が重要になってきます。そこで、EBPMを用いた予算編成についての見解をお伺いします。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員御質問のEBPM（証拠に基づく政策立案）を用いた予算編成についてお答えいたします。

EBPMについては、エビデンスいわゆる合理的根拠に基づき、より実効性の高い政策を立案するものと捉えております。予算要求をする過程において、既存事業については、前年度の事務ふりかえりの中で事業効果などをもとに事業評価を行ない、拡充や縮小、休止や廃止など、今後の方向性を判定します。新規事業については、新規事業提案の際必要性や効果などを精査し、採択や不採択などの判断をしております。その結果をもとに予算要求をしており、同じように予算査定についても、総合計画、笑顔をつくる10年ビジョンの政策目的に合致しているかどうか、事業の必要性や効果などを考慮し予算編成を行なっているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 答弁いただきました。

現在、市においてもしっかり根拠に基づいて予算編成をされているということだと思いますけど、今、答弁にもちょっとあったんですけど、事務ふりかえりでしっかり評価していくということがあったんですけど、今、庁内の検証していくということにおいては、事務ふりかえりシートを用いて行なわれていると思いますけど、この事務事業評価については以前からずっと行なわれていると思いますけれども、現在の事務ふりかえりシート、これにおいてしっかり各事業、的確に効果検証がなされているのかなというのがあります。毎年毎年時代も変わってきているので、評価の仕方というものも、しっかり今一度検討する必要があるんじゃないかなと思います。今はその事務ふりかえりシートでとりあえず毎年実施しているみたいな、形式的なものになってはきてないかなという思いもあります。その予算、よりよい予算にしていくには、この検証のところに、より

力を注いで事業構築していくことが大事だと思いますけど、この現在の事務ふりかえりシート自体の見直しなど、評価体制の見直しも必要になってくると思いますけど、その辺についてはどうお考えか、見解をお伺いします。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員の再質問にお答えいたします。

事務ふりかえりシートにつきましては、制度の導入以来適宜見直しを行なっているところですが、今後は、E B P Mの考え方を取り入れることも検討しながら引き続き評価業務自体の有効性を高めるために見直しを図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） しっかり見直ししながら進められているということだったので、今後もそのような体制をしっかりと取りながら続けていただきたいなと思います。

この事業の検証について、もう1点再質問なんですけど、ちょっと具体的なものになるんですけど、これまで約3年間新型コロナ対策として交付金を活用して様々な事業が実施されてきました。この新型コロナ交付金を活用した事業の効果検証はされているのかお伺いしたいと思います。また、併せてほかの自治体においては、毎年効果検証を実施して、その結果をホームページなどで公表しているところもあるようですが、玉名市においてもどのようなコロナ対策が実施され、どのような効果があったかなど、きちんと市民に対して公表していくべきだと思いますけど、結果の公表についても併せてお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 再質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、令和2年度から市民生活や事業者への支援、また、地域の活性化や新型コロナウイルス感染症対策など様々な取組を行なっているところでございます。

この事業につきましては、令和2年度、3年度、4年度、3か年併せまして212ほどの事業がございます。これにつきましては、各事業の整理を現在行なっておりまして、実施事業や、また完了した事業の成果につきましては、今年度中にホームページへの公表を予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） やっぱり新型コロナ対策、今3年間されて212事業されて、いろんな取組をされていると思います。ほかの自治体も令和2年度、これしました、こういう結果が出て、こういう効果がありましたというのを公表しているところがあるの

で、もう令和4年度、3年間になるので、しっかり公表もされるということだったので、こういう事業をしてこういう結果が出ました、やっぱりそれを検証することによって今度もう一回新しい対策を考えていくと思うので、しっかり検証して、公表していただきたいなと思います。

引き続き、また、新型コロナについては対策されていくと思いますので、引き続きよろしくをお願いします。

次に、5点目の質問にいきたいと思います。次に、効果的な外部評価の実施について質問させていただきます。様々な事業評価をしていく中で、現在、事務ふりかえりシートは庁内、担当への評価というものになってくるとは思いますけど、やはり庁内だけでなく外部の視点も必要になってくるとは思います。しっかり外部の目線を入れて厳しい評価で事業を推進していくという体制も必要だと思えます。外部評価については、以前も質問させていただいたんですけど、今までやってみて課題などもあって、それを今、検討しているということだったんですけど、それからちょっと1年ぐらい経つんですけど、外部評価については現時点でどのように考えられているのかお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員御質問の効果的な外部評価の実施についてお答えいたします。

外部評価につきましては、平成27年度から3か年間有識者などを含めた外部の附属機関である外部評価委員会を設置し、事務事業単位での評価を実施しましたが、事務事業単位での評価事務の繁雑さや評価結果の事業への反映が難しいことから一旦休止しているところです。しかしながら、今後も財政状況、人的配置が厳しくなる中、持続可能な行財政運営を図ることは重要な課題となっています。そこで、まずは、しっかりとした内部評価の構築を図るため、現在の評価シートの見直しを行ない、事務ふりかえりや新規事業提案の精度を向上させ、その評価結果を予算編成に反映させていくとともに、併せて事務事業間での選択と集中を図るべく、新たな施策単位での評価制度の導入などについても検討をしていきたいと考えているところです。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） まずは、その庁内の評価制度をもう一回見直して体制整備をされていくということで、政策単位での評価も実施していきたいという内容だったのかなと思います。やっぱり事業をして、評価して、つなげていく、このシステムが本当に重要になってくると思うので、庁内だけでしっかりそれができれば言うことはないと思うので、それができる体制をまずはつくっていただきたいなと思います。

さらには外部の視点がもっと加わるような仕組みも今後検討していただければ、よ

りよい予算が編成されて、市民の方にとっていい事業ができるんじゃないかと思いますので、よろしくをお願いします。

最後の6点目の政策推進係の取組状況についてですけれども、やっぱりこの予算を実行、推進していくための係だと思います。市にとって重要な係だと思います。この政策推進係の現在の取組状況についてはどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 御質問の政策推進係の現在の取組状況についてお答えいたします。

まず、これまで同様に笑顔をつくる10年ビジョンに掲げる施策につきまして調整や進行管理を行なっております。特に本年は、社会情勢の変化や新型コロナの感染拡大などを受け、時代の変化に対応し、より効果的な内容にするために、10年ビジョンを一部改定いたしております。また、その改定内容や市の取組を市民の皆様にお示しするための広報たまな特別号、たまなし笑顔宅配便の発刊や、引き続き新玉名駅周辺整備、また、菊池川流域河川防災ステーションの設置、新型コロナへの対応、公共施設の適正配置や利活用、また学校跡地の活用、産業団地の開発、そして在来線玉名駅を中心としたまちなか未来プロジェクト、マイナンバーの取得促進、子ども医療費助成拡大など、市長が掲げる政策の推進のために部局の横断的な調整を行ない、関係部署との情報共有や合意形成を図ることに努めているところでございます。

その取組の効果といたしましては、市長の考えや指示を迅速かつ的確に伝達することで、スピード感のある効果的な施策の推進が図られてきたものと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 答弁いただいて、政策推進係では市長の10年ビジョンに掲げである事業であったり、重点事業の推進を主に進められているということで、進めていく上で部局の横断的な統制などをサポートしたり、情報収集したりされていると思います。やっぱりこの役割は大事なところだと思いますし、その部内の連携をして、しっかり政策推進していくという上では、大変重要ではないかなと思います。

その政策を推進、立案までいければもっといいと思うんですけど、そのためには情報分析であったり、調査研究、後は市民の意識を調査したり、庁内連携であったり、外部機関との連携なども必要になってくるかと思います。さらにはそういうので得られたデータを統計したりデジタル技術を用いたりして、そういうのを推進して政策につなげていくということが必要になってくると思うんですけど、政策推進していく上で、今、2名ですよね、政策推進係。もうちょっと人員を費やして政策推進係というものを、組織体制の強化というのも図っていくことは今後必要になってくるんじゃないかなと思うん

ですけど、その辺についてはどうお考えられているかお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 北本議員の再質問にお答えします。

10年ビジョン、すなわち常に10年先を見据えながら施策を推進していくということに当たりまして、私が秘書課に政策推進係を設置して、期待している役割としては、私の思いであるとか、政策的に取り組むべき課題について解決するための方向性を定めるための調査やニーズの把握、そして関係所管課への十分な現状確認と実務的な協議を進めて、予算面での財政課との協議や意見も聞きながら、部局を横断的な事前調整を行なって、方向性に沿った具体的な施策を考える。その施策について私と協議を行なって、事業実施に向けた検討を行なった後に担当部局へ、また事業実施を指示していくと。その後は、安定した事業がしっかりと展開できるまでの進行管理を行ないサポートすると。このような役割を遂行してもらうことで、私の考えをきめ細やかに反映した施策や10年ビジョンの施策が早期に事業化されて、市民の皆様のための有効な施策が一つでも多く実行できるものと考えているところであります。

現状として、秘書課での係としての形が今のところ最適であると考えておりますけれども、政策の推進のために業務分担、それから人員配置も含めてより合理的な体制づくり、組織機構の検討というものは適宜図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 今、市長答弁言われたように、市長からの直結で政策推進する部署があるというのは、本当に行政運営を行なっていくに当たっては本当にいいことだと思います。市長が掲げる10年ビジョンを推進していくためのいろんなサポートをされているということなんで、引き続き行なっていただきたいと思いますし、やっぱり効果的に政策を推進していくためには、そういう核となる組織があったほうがいいと思うので、そこでさらに推進していきながら政策の効果検証などもできるようになったら、さらに1段階レベルアップした組織体制ができるのではないかなと思います。政策推進係にあまり人員が費やせないという予算的な面もあると思いますけど、そこがしっかり機能して、国の先進的な、補助的な部分を活用できるようになったら、財政的にも必ずプラスになってくると思いますので、しっかりそこはうまくもっと活用できるように柔軟に継続して考えていただきたいなと思います。

今回、令和5年度の予算編成について質問しましたが、EBPM（根拠に基づいた政策立案）をしっかりと行ない、予算編成を行なっていただき、効果的・効率的な支出を行なって、最大限市民サービスの向上につなげていただけるような予算編成にしていきたいと要望いたしまして、次の質問に移ります。

[11番 北本将幸君 登壇]

○11番（北本将幸君） 次に、子育て支援・少子化対策について質問いたします。

本市の子ども・子育て支援計画によりますと、玉名市の人口は平成24年度に6万9,893人と7万人を初めて下回りました。その後も人口減少が続き、現在は10月末日で6万4,135人となっています。ここ10年間で約5,500人以上が減少していることとなります。また、厚生労働省が先月25日に発表した速報値で、今年1月から9月までに生まれた数は59万9,000人余りと、去年の同じ時期より約3万人減少しているとのこと。12月までの3か月間も今のペースのまま推移すれば、国が統計を取り始めた1899年以降で初めて80万人を下回る可能性があります。80万人を下回れば国立社会保障・人口問題研究所が公表している予測よりも少子化が想定を上回るペースで進んでいることとなります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、社会情勢が大きく変化していくなかで、人口減少が予想以上のスピードで進行していることがわかります。少子化対策は、自治体において最重要課題であると言えます。このようななか、玉名市においても今一度子育て支援策を見直し、少子化対策につなげていかなければなりません。

そこでまず、2点質問いたします。1、出生数の推移について。2、子育て支援・少子化対策の現状について。以上、2点質問いたします。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

[健康福祉部長 酒井史浩君 登壇]

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員御質問の出生数の推移についてと子育て支援・少子化対策の現状についてお答えいたします。

出生数の推移につきましては、平成29年度から令和3年度の各年度末の0歳児の人数を申し上げますと、平成29年度が477人、平成30年度が461人、令和元年度が453人、令和2年度が408人、令和3年度が403人で年々減少している状況でございます。

このような背景の中、令和2年度から令和6年度までを計画期間といたします第2期玉名市子ども・子育て支援事業計画、これを作成しており、「すべての子どもたちの笑顔を求めて～安心して子育てができるまちに～」を基本理念に、本市で生まれ育つ子どもたちが笑顔で健やかに育つことができるよう各種施策の充実を図っております。

具体的な取組といたしまして、妊婦健康診査費や一般不妊治療費の助成、中学校までの子ども医療費の助成、放課後児童クラブの多子世帯への助成など、子育て世帯に対し経済的支援を行っております。また、市立保育園や病児・病後児保育事業の保育施設の整備、放課後児童クラブの増設といった子育て施設の整備を行なうとともに、母子健康包括支援センターや、令和2年度設置いたしました女性・子ども相談室による子育て

相談等の充実に努めており、子育てしやすい環境づくりを進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 答弁いただきました。

出生数については、だんだん、だんだん減ってきていて、ここ5年ぐらいで70人以上、生まれてくる数が減っているという現状だと思います。少子化対策については様々、今、現時点でなされていると思いますけど、計画にいろいろ載っているんですけど、平成24年の段階で玉名市の合計特殊出生率が1.56で全国が1.38なんでそれより高いんですけど、やはり人口を維持するために必要な2.0を下回っているという現状で、玉名市人口ビジョンにおいては2030年の人口を6万人維持するという目標に向けて現在取組まれていると思います。そのためには、この合計特殊出生率を1.7まで上昇する必要があるとされています。そのためにもこの目標をどう実現していくか、実現していくためにどういう取組を行なっていくかというのが、市としても重要になってくると思います。

国においても岸田政権の重点施策の一つとして、子ども関連予算の倍増が掲げられています。今後国においても子育て支援対策においては力を入れていかれると思いますし、実際、これが3点目の質問なんですけど、その新たな取組として、出産・子育て応援交付金事業が実施される予定であります。国においても補正予算をつけられ、事業実施に向けて審議が行なわれているところです。そこで、この出産・子育て応援交付金事業についての取組についてお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 御質問の出産・子育て応援交付金事業の取組についてお答えいたします。

国は、核家族化が進み、地域でのつながりも希薄となる中、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭が増えている状況下、現状下で、すべての妊婦、子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題であることから、令和4年度第2次補正予算の中で、出産・子育て応援交付金が成立したところでございます。

この事業は、妊娠届出及び出生届出を行なった妊婦及び子育て家庭に対しまして、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援と、妊娠届出及び出生届出後に各5万円の合計10万円相当の出産・子育て応援ギフトを給付する経済的支援の一体的な取組となっており、次年度以降も継続的に実施される予定でございます。

出産・子育て応援交付金事業における伴走型相談支援によって、本市が行なっている

妊産婦相談との取組がどのように変わるかということにつきましては、本市におきまして、市保健センター内に設置の母子健康包括支援センターにより、保健師、助産師による妊娠届出時の面談、出産前後の電話相談、生後2か月頃までの全戸訪問、また母子保健推進員による妊娠8か月児と産後3か月児の家庭訪問などを行なっており、既に国が示します要件を実施しております。このため、相談支援の流れにつきましては大きく変えることなく従来どおり行なっていくところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 答弁でも今あったように、この事業は妊娠期から出産、子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実に向けた取組を強化していくことと、それにプラスして経済的な支援も実施されていく事業になります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、地域のつながりも希薄となる中、また、物価高騰など経済不安も重なり、子育てに関して不安感を抱く家庭も少なくないと思われま。今回の応援交付金事業は安心して出産、子育てができる環境整備を推進していくための事業になりますけど、その給付の仕方は現金にするとか、クーポンにするとか、いつから始めるとか、自治体の裁量に委ねられているということになりますけど、ほかの自治体では、調べてみると早い給付を実施できるように、この12月議会に予算を計上している自治体もあるんですけど、玉名市としては今後どのようなスケジュールで行なっていく予定なのかお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員の再質問にお答えいたします。

本事業の取組時期につきましては、国からの第1回の説明会が11月22日に開催されましたので、現在、本12月議会に補正予算を追加提案できますよう準備を進めているところでございます。本議会に追加提案後、議会より御承認いただいた際には、議決後から事務の準備に取り組んでいく予定でございます。実質的には令和5年1月からの妊娠届出から順次取組を始めていければと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 今回の議会で、補正で追加計上されるということなんで、今後の給付がスムーズにスピーディに実施できるように進めていただきたいなと思います。

今回、この事業によって出産前後において合計10万円の経済支援が行なわれることとなりますけど、この出産時の支援としては、各自治体において既に出産祝い金などとして取り組んでおられるところもあります。この機会を契機に玉名市としても独自の経済的支援として、出産祝い金などを創設してさらなる支援につなげてはどうかと思いま

すけど、その辺についての見解をお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員の再質問にお答えいたします。

経済的支援はクーポンにするのか、現金にするのかということで。

○11番（北本将幸君） それもいいです。

○健康福祉部長（酒井史浩君） につきましては、国は出産育児関連商品の購入のため、紙クーポン券や電子クーポン等を推奨しておりますけれども、対象者に早期に届けるために、本市におきましては、当面は現金給付を考えております。

対象は、令和4年4月以降に出生された全ての子育て家庭とされており、既に出産された方につきましては、一括10万円、これから出生される方につきましては、妊娠届出後に5万円、出生届出後に5万円を、共に面会後に給付を行なう予定としているところでございます。国といたしましては、今後も継続して事業を実施していくことを予定されておりまして、クーポン券等や都道府県単位の広域連携など、効率的な給付方法の検討を求めているところでございます。

このようなこともあり、県におきましては12月中旬以降の第2回目の国の説明会を受けまして、広域連携を含めた意向調査を予定したいとの情報もありますので、その動向を見極めながら現金によらないクーポン券等の方法についても検討していく必要があると思うところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 給付の仕方は、とりあえず現金でやるということで、実施できるようにしていただきたいと思います。今後は、クーポンに変更になったりする可能性もあるということだと思いますけど、とりあえずは今年度、しっかりその事業が推進できるようにしていただきたいなと思います。

4点目の質問に移りたいと思います。次に、こども家庭庁設置における今後の子育て支援体制について質問いたします。

2023年、来年度の4月より国における子ども施策をさらに推進していくためにこども家庭庁が設置される予定であります。これは、厚生労働省や文部科学省など、複数の省庁でそれぞれに扱われていた子どもの関連施策を一元化し、子ども施策のさらなる推進を目指すものです。国の機関がこのように4月から組織改革されるに当たって、今後は地方自治体としても組織改革、庁内の関係各課の配置見直しなども必要になってくると思いますが、こども家庭庁設置における今後の子育て支援体制についての見解をお伺いします。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員御質問のこども家庭庁設置における今後の子育て支援体制についてお答えいたします。

こども家庭庁は、「こどもまんなか」社会を目指すための新しい司令塔といたしまして、令和5年4月に創設されます。これまで子ども政策は、内閣府や厚生労働省など、関係府省庁において行なわれてきましたが、こども家庭庁の創設により一元的に推進されることとなります。本市におきましては、こども家庭庁が創設されることにより、組織変更を行なう予定はなく、母子保健関係は保健予防課、保育所や地域子ども・子育て支援事業関係は子育て支援課といった現組織の中で対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 現時点では、体制はそのままということだと思います。この4月から設置されるのでどうなるかまだわからないという部分もあると思いますけど、このこども家庭庁の設置により、子育て支援策は恐らく今以上にスピード感をもって一体的に進められていくと思われれます。さらには、広範囲に及んでくることも予想されます。先ほどの応援交付金事業や冒頭にも申した出産育児一時金の増額など、今後、様々な対策が国から打ち出されていくことが予想され、玉名市としてもきちんとそれに対応しながら、安心して子どもを産み育てていく環境を整えていかなければなりません。そのために、相談体制の充実であったり、交付金、給付金の活用であったり、様々な整備が必要になっていくと思います。今、答弁にもあったように、子育て支援課、保健予防課、いろんな課に渡っていると思うので、その子育て支援に対する取組が大変になってくると思うんですけど、今後は、人員体制の強化などにもしっかりと取り組んでおく必要があると思うんですけど、その辺についての見解をお伺いします。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員の人員体制を強化した方がよいのではないかについてお答えいたします。

こども家庭庁が設置されることによりまして、低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業や未就園児の定期的な預かりモデル事業などの新たな事業やヤングケアラー支援事業等の拡充が示されております。一方、認定こども園の施設整備費はこれまで厚生労働省と文部科学省に分かれていた補助金が一元化されることにより、事務の繁雑さが解消される事業もございます。従いまして、先に答弁しましたとおり、まずは現状の組織で対応し、新規事業などへの取組により人員不足や組織上の問題が生じた場合は、配置する人数、また、必要があれば組織構成についても検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） やっぱり文部科学省、厚生労働省、そういうところが一個に集まって新しい庁がつくられるので、市としても子育て支援課、保健予防課、あるいは教育部門まで関係してくると思うので、その辺りを、一体的にしっかり対応ができるような体制をつくっておいていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

次、5点目の子ども・子育て支援計画の中間見直しについて質問いたします。

この計画は、「すべての子どもたちの笑顔を求めて～安心して子育てできるまちに～」を基本理念に、安心して子育てができる環境整備を図り、幅広く施策を推進していくものであります。この計画によりますと、計画における施策が社会情勢の変化の中で効果的に実現するよう、毎年度進捗状況を管理するとともに、必要に応じて中間年度の令和4年度、今年度であります、見直しを行なうとされています。

新型コロナの感染症や先ほど言いましたこども家庭庁の新設など、子どもに関する社会状況というのも大きく変化しています。国の動向、市民ニーズなどにも変化があると思いますけど、計画の中間見直しについては、どのように考えられているのかお伺いします。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員御質問の子ども・子育て支援計画の中間見直しについてお答えいたします。

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく計画でございます。国が定めた基本的な指針に則して計画を策定し、計画の見直しについてもこの基本的な指針に、市町村は認定の状況を踏まえ、計画の中間年に見直しを行なうことと示されております。

本市におきましては、令和2年度から令和6年度を計画期間とする第2期玉名市子ども・子育て支援事業計画を策定しておりまして、令和4年度が計画の中間年になることから、内閣府から提示された見直しのための考え方に従いまして確認したところでございます。

まず、保育等の量の見込みにつきまして、令和3年4月1日時点の実績値と比較しまして、10%以上の乖離がある場合見直しが必要となりますけれども、10%以上の乖離が見られなかったこと、また地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の内容等につきましては、新型コロナウイルス感染症がいまだ収束していない状況であることなどで、量の見込みや提供体制の確保の見通しが困難な状況にありました。

従いまして、本市といたしましては、第2期の玉名市子ども・子育て支援事業計画の見直しによる改訂を行わず、令和7年度から令和11年度を計画期間とする第3期玉名市子ども・子育て支援事業計画につきまして、令和5年度から策定準備に入る予定で

あることから、この第3期事業計画策定時に、動向を把握した上で精査し見直しを行ないたいと考えており、玉名市子ども・子育て会議におきましても、本市の考えを提案し、承認をいただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 現時点で見直しされて、その数値的な乖離はなかったということで、今の計画のままで残り2年いかれるということだと思います。今、答弁にもあったように、今度はまた、第3期の計画もあると思いますので、しっかり2年間検証されて、次の計画がよりよいものになるようしていただきたいなと思います。

最後の6点目の質問にいきます。人口減少が加速度的に進展していく中、地域を持続可能なものにしていくために、引き続きこの少子化対策を強力に進めていかなければなりません。妊娠、出産、子育てにおける身体的、精神的、経済的負担を軽減する施策として何が求められているのか、子育て当事者からの意見聴取であったり、情報収集も必要であります。そこから子育て当事者の視点に立った施策を立案し、推進していくことが重要になります。

そこで最後の質問ですけど、今後の新たな少子化対策・子育て支援についてどのように考えられているのかお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 御質問の今後の新たな少子化対策・子育て支援についてお答えいたします。

今後の新たな支援といたしましては、まず、今議会で子ども医療費の対象者を令和5年4月から高校生まで拡充する条例の一部改正をお願いしております。また、補正予算でひとり親世帯応援給付金支援事業の追加予算の審議をお願いしており、来年2月にひとり親世帯に児童1人当たり3万円の支給を予定し、子ども医療費助成の拡充を含め、子育て世帯への経済的負担の軽減を図りたいと考えております。また、今年度放課後学童クラブの専用施設を大野小学校と高道小学校の学校敷地内に新設いたしました。学童クラブ専用施設となりますので、今後利用者の利便性や受入れが向上していくものと思います。さらに、保育施設につきましては、昨年度の玉水保育園に続き、今年度は玉名ルーテル幼稚園と施設整備を図り、待機児童の解消に努めてまいりました。来年度以降も保育所等の施設整備を予定しておりますので、安定的な保育の提供ができる環境づくりに努めていきたいと思っております。

加えまして、議員御質問されました出産・子育て応援交付金事業の開始や、こども家庭庁の設置による「こどもまんなか」社会を目指す国の施策等が示されていますので、今後も国や県の補助等の活用を含め、子育て支援の充実を図りたいと考えているところ

でございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 新しい事業をいろいろ考えられて、一番最初に答弁に出てきたんですけど、今議会で医療費が高校生まで拡充される議案が提出されているわけですけども、現在子ども医療費の助成については子育て支援の一環として、現在中学生まで実施されています。これが今議会に高校生まで拡大ということで、条例の改正が上げられるんですけども、それについて1点再質問なんですけど、財源など予算についてはどのように考えられているのかお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 再質問の新規事業の予算規模や財源についてお答えいたします。

まず、子ども医療費につきましては、令和3年度の決算額が2億2,852万1,024円で、うち県補助が1,510万5,000円でございます。今回、子ども医療費を高校生まで拡大する予定ですが、拡大した場合約3,600万円の助成額が増加すると推計しておりまして、県補助分を考慮いたしますと実質約2,300万円が市の負担増となるところでございます。また、子育て関連の施設整備につきましては、今年度新設しました放課後児童クラブは2施設で合計約8,142万円、負担割合は国が3分の1、県が3分の1、市が3分の1でございます。

次に、保育園等につきましては、各保育園等の施設規模により総事業費は変わりますけれども、来年度補助を予定している施設は、補助対象経費で約8億1,900万円で、負担割合は国が2分の1、市が4分の1、事業所4分の1となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 答弁いただきました。

子ども医療費については、県の補助もあって、2,300万円ぐらいが玉名市の負担であろうという予算で、予想されているという答弁だったと思います。子ども医療費助成については、やはり安心して医療が受けることができるように実施されており、私も現在子育てしているので大変助かります。このようにこれは医療費に関する自己負担分に対して市が助成されているものだと思います。

この医療費の助成について、もう1点、ちょっと違う医療費について再質問したいんですけども、不妊治療について質問したいと思います。2022年、今年度の4月より不妊治療が保険適用となりました。不妊治療においてはタイミング療法や人工授精な

どの一般不妊治療、体外受精や顕微授精などの特定不妊治療などがあります。これまで特定不妊治療に関しては高額な費用を助成する特定不妊治療助成事業などが実施されていましたが、今回の保険適用を機に廃止されています。

玉名市においては、現在、この一般不妊治療における上限5万円の助成となっておりますが、治療範囲の対象拡大など、不妊治療へのさらなる支援も行なっていく必要があると思いますけど、見解をお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員の再質問の不妊治療費の助成の拡充につきましては、現在、本市では一般不妊治療のうち人工授精に要する費用に対しまして上限5万円までを、一般不妊治療費助成事業を令和2年10月から行なっているところでございます。先ほど議員もおっしゃられたように高額な医療費がかかる体外受精や顕微鏡受精等の特定不妊治療費助成につきましては熊本県が行なっておりましたが、先ほど申されましたように令和4年4月から不妊治療が保険適用されたことに伴いまして、同助成は令和4年3月31日をもって終了したところでございます。

これまで県内の自治体におきましても、独自で特定不妊治療費助成を制度化していた自治体もございましたけれども、これまで取組んでいた自治体の中でも、県同様に令和3年度をもって終了したところもございます。

本市といたしましては、現在のところ特定不妊治療費への助成を予定しておりませんが、一般不妊治療費助成につきましても本年度より保険適用になっておりますけれども、引き続き助成は継続してまいる考えであります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 一般不妊治療で、上限5万円が玉名市で今実施されているんですけど、最初申しましたように、日本の出生数が80万人を切る可能性が出ているという報道が出ていて、そのような中、2019年に体外受精により生まれた子どもが6万598人と過去最多を更新しています。

このような背景もあって、本年度4月から保険適用が実施されているわけですけど、先日ちょうど報道であっていたんですけど、今年度から保険適用が拡大された不妊治療について、徳島県鳴門市では、妊娠を望む人の経済的な負担をさらに減らすため、保険適用後の自己負担分の医療費について市独自に助成する方針を決められました。この予算に関しては、現在この12月議会に予算計上されて、今審議されているみたいです。不妊治療を巡っては、これまで公的保険が適用されていなかった体外受精や顕微授精などの特定不妊治療も今年度から保険適用の対象となり、自己負担は原則3割となりましたが、一方で保険適用の拡大に伴って従来実施されていた、先ほど答弁でもありました

けど、国の助成金が移行期間などを設けている自治体もありますけど、原則廃止されました。これに伴い、鳴門市によりますと、治療の内容によっては却って以前より自己負担が増加するケースが発生しているということです。これを受けて市では、保険適用後の自己負担分の医療費についても市独自に上乘せして助成する方針を出されました。人工授精などの一般不妊治療については、1年間全額助成、体外受精や顕微授精などの特定不妊治療については、1回の治療につき最大10万円が助成されます。不妊治療が本来4月より保険適用となり、半年以上が経過したわけですけど、メリットがあると同時に様々な課題も出てきているようです。不妊治療の医療費助成については、今後鳴門市のような取組は広がっていくのではないかと思います。鳴門市は県内随一の子育て応援都市を目指し、子どもを望むすべての方の経済的負担、精神的負担の軽減を図りたいとされています。やはり玉名市としても、現在もされていますけど、それをもっと拡充してよりよい少子化対策になるように先進的な取組も把握しながら、今後の対策に取り組んでいただきたいなと思います。

最後の再質問ですけど、やっぱり玉名市でも、現在いろんな支援をされていると思いますが、実際その支援というのが利用者に届いているか、届いていないか。届かないと意味がないと思います。実際、パンフレットつくったり、広報に載せたりされていると思いますが、これまでの行政による広報活動ではその情報がターゲットである若い世代というか、子育て世代に伝わらない可能性もあるので、今日、浜田議員の質問でもあったLINEとかSNSを活用しながら情報を発信して、広報活動に力を入れていくことも重要になるんじゃないかなと思いますけど、その広報活動についての見解を最後お伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 御質問の子育て支援の周知についてお答えいたします。

現在、市内6か所にあります子育て支援センターの行事は、毎月の広報紙やパソコン、スマートフォンから閲覧できる公式ウェブサイトやLINEにおきまして子育て広場として紹介しているほか、子育て応援サイトたまログでも情報を提供しているところでございます。また、県が取り組んでいる聞きなっせAIくまもとの子育ては、パソコンやスマートフォンを利用し、妊娠や出産、子育てについての質問に24時間365日AIが回答するシステムで、子育て応援のお店や公共施設も検索することができます。

このように子育て支援の情報発信に努めているところではございますけれども、本市では、先ほどもおっしゃられましたLINEを活用したDXを予定しており、知りたい人に知りたい情報が伝えられる機能等がございますので、さらなる情報発信の強化に努めてまいりたいと思うところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 北本将幸君。

○11番（北本将幸君） 若い人たちになるとSNSだと思うので、実際出産届は絶対出しに来ると思うので、そのときにLINEの友だちになってもらうとか、これに情報は何でも入ってきますよというような取組をしていけば、LINEの登録者数もずっと増えてくると思うので、そういう地道な取組をしながらしっかり情報発信に取り組んでいただきたいなと思います。

今回、子育て支援について提案しましたが、やっぱり80万人を切るかもしれない少子化が加速度的に進んでいるというところで、1回、もう一度玉名市でも子育て支援をしっかりと見直して、強力に取り組んでいくことが必要なんじゃないかなと思います。予算の面もあってなかなか難しい面もあると思うんですけど、人口が減るということは、その地域が持続していくのも難しいと思うので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

最後に一つ自治体を紹介したいのですが、岡山県にあります人口5,700人余りの奈義町なんですけれども、御存じの方もおられると思いますけど、この奈義町は2005年に1.41だった合計特殊出生率が2019年に2.95にまで上昇しました。玉名市はさっき1.56と言ったんでかなり多いことになるんですけど、奈義町は少子化対策の「奇跡の町」とも言われ、奈義モデルとなっています。町は20年前から町の職員数の削減などを実施し、予算を捻出し若者や子育て世代向けの施策を充実させてこられました。このうち出産前後の経済的な支援として、不妊治療を行なう場合は助成金として年間で20万円が5年間支給されるほか、出産祝い金として1人10万円が支給されます。そのほか若者向けの公営住宅の整備や子ども医療費は高校生まで、これは玉名市も同じになると思うんですけど、そのほか教材費に対しての支援や町外の高校に通うための通学費などとして、高校生1人につき年間13万5,000円が支給され、子どもが高校を卒業するまで町内で暮らしてもらえるような環境を整備されています。このように出産から子育てまで、切れ目のない支援体制を構築し、子育て支援に取り組んで20年でようやく結果が出てきているようです。ここでは、雇用についても取り組まれ、「奈義しごとえん」というものを取り入れられ、ちょっとだけ働きたい人と地元の企業の人手不足の解消にもつなげるワークシェアリング事業などをされています。岸田政権も子どもの施策の予算を2倍に増やすと言われていています。

今後、本当この少子化対策には、力を入れて取り組んでいく必要があると思います。少子化対策はすぐに効果が出るわけではありませんが、喫緊に取り組んでいかなければならない課題であります。10年後、20年後に芽が出てくる少子化対策を、今からしっかりと玉名市としても取り組んでいくという強い決意と覚悟を今一度持っていただいて、重点的に取り組んでいただきたいと要望して一般質問を終わります。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、北本将幸君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 1時58分 休憩

午後 2時10分 開議

○議長（近松恵美子さん） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

13番 松本憲二君。

[13番 松本憲二君 登壇]

○13番（松本憲二君） 皆さんお疲れさまでございます。13番、自友クラブ、松本憲二でございます。

江田先輩のお言葉をお借りしますが、本日1日目、一番最後ですけれども、皆さんお疲れでしょうけれども、今しばらくお付き合いをいただきたいと思います。

皆さんも御覧になった方々はいっぱいいらっしゃると思うんですけれども、本市にあります玉名女子高等学校吹奏楽部が全国版の所ジョージさんの「笑ってコラえて！」という番組の中で、吹奏楽の旅という番組でここ何回となく連続で放送されております。そして、先週の放送だったですか、全国の吹奏楽部の全国大会で8年連続の金賞を受賞されました。非常に、九州というのは強豪校が多いということで、なかなか金賞には至らないということなんですけれども、玉名女子高校、いろんなところから生徒が玉名女子高校の吹奏楽部に入りたいということで、県境を越えて入部、入学をされて、そして吹奏楽部の中でも人数が、全国大会に出場するメンバーというのは、ワールドカップでも26人というのが日本代表の選手なんですけれども、吹奏楽部の中でも競り勝ってその大舞台に立つと。しかしながら、一つ残念だったのが、全国大会出場前の練習場が荒尾文化センターだったというのが非常にちょっと残念だったなど。どうしてかなと、僕的に考えたんですけれども、やっぱりステージ上でひな壇で演奏をしなければならない、新しくなった市民会館の中には、そのひな壇のそういう設備がなかったのかなということかなと、私は私なりにちょっと思ったんですけれども、しかしながら全国大会出場前の練習会場が荒尾文化センターだったというのを聞いて、ちょっと寂しいなというような感じを受けました。音楽の都玉名という名前を玉名市は使わせていただいております。これは玉名女子高校の吹奏楽部が原点じゃないのかなと、やっぱりグレン・ミラー・オーケストラと一緒に交流があって、クラリンド市とも姉妹都市提携を結ばせていただいているというところもあります。玉名女子高校さんはしっかり私立高校でこれだけ頑張っているらっしゃるということなんで、しっかり市としても応援をしていかなければいけないのかなと思っていますし、また米田先生の生徒に対する言葉であったりとかというのが非常に共感を持たれて、「笑ってコラえて！」の中の出演者の方々も非常に

涙ぐまれる場面が非常にあって、私もテレビの前でちょっとうるるとしたような、そういう言葉で生徒たちがまた奮起をされて、金賞を受賞されたということで、本当にありがたいなと思っております。

今回は、ちょっと2つの項目について一般質問をさせていただきたいと思います。まず、一番最初に、公立保育所の在り方についてということで質問をさせていただきます。

ちょうど3年前、令和元年だったと私ちょっと記憶しているんですけども、玉名第1保育所の老朽化ということで建て替えをしなければいけないということで、どういうふうな形で建て替えをしていくのかということで、ちょうどそのときも文教厚生委員をしております、玉名第1保育所の保護者の方々に説明会があるということで、そのときに文教厚生委員みんな揃って説明会を傍聴しに行ったのを覚えております。今、公立保育所、玉名第1保育所、伊倉保育所、豊水保育所というふうに残っている、この3園が残っていると思うんですけども、しかしながら12月号の広報たまなにも保育士募集、そして期限付任用の保育士随時募集というふうにとずっと載っております。この公立保育所3園あるんですけども、保育所の先生方の人数、例えば正規の職員さんが何名、臨採が何名、そして園児数の人数をお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

[健康福祉部長 酒井史浩君 登壇]

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員御質問の公立保育所3園の現在の園児数と職員数についてお答えいたします。

令和4年10月1日現在の園児数でございますけれども、玉名第1保育所が80人、伊倉保育所が66人、豊水保育所が34人の合計180人でございます。また、職員数につきましては、玉名第1保育所の正職員が9人、会計年度任用職員が17人の合計26人、伊倉保育所の正規職員が9人、会計年度任用職員が17人の合計26人、豊水保育所の正規職員が6人、会計年度任用職員が8人の合計14人で、3保育所合計の正規職員数が24人、会計年度任用職員数が42人の総合計66人でございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 松本憲二君。

○13番（松本憲二君） 今、答弁をいただきました。

玉名第1保育所が80人、伊倉保育所が66人、豊水保育所が34人、玉名第1保育所を建て替えるに当たってということだったんですけども、そのときには令和元年度、予定では、私たちが聞いていた範囲では、玉名第1保育所と豊水保育所を合併させて、そこに1園を設けたい。伊倉保育所の場合は、1回民営化を進めたんですけども、ちょっと不都合があって民営化ができなかったという経緯があるんですけども、令和元年にお話を伺っていた中では、令和6年4月に開園というスケジュールだったと思うん

です。しかしながら、測量とかいろんなどころでの予算的にも全然上がってこないというような状況なんですけれども、今の段階で、現在の保育所、玉名第1保育所はいだてんのドラマ館の跡を利用して仮園舎ということで、今運営がなされているわけですが、この辺の現在の公立保育所をどういった形で運営していくのかというのを、スケジュールがどういうふうになっているかというのを、ちょっと御説明願いたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員御質問の玉名第1保育所の現状と今後のスケジュールについてお答えいたします。

昭和48年に建設されました玉名第1保育所の旧園舎は、老朽化が進み耐震面でも早急な安全確保が必要であったことから、隣接地である旧玉名市役所跡地に建設されました大河ドラマ館を仮園舎として改修し、令和2年9月に移転いたしました。仮園舎は賃貸借契約を行なっておりまして、そのリース期間は令和6年3月31日までとなっております。

今後のスケジュールにつきましては、玉名第1保育所は、旧玉名市役所跡地活用と一体的な整備として、園舎建て替えを予定しているところでございますけれども、その旧玉名市役所跡地につきましては、令和5年度から在来線玉名駅や各商店街、温泉街などを含めました、まちなか未来プロジェクトにおきまして、ランドデザインを構築することとしております。このランドデザインの中で、各エリアにおける機能や事業スケジュールを検討していくこととなりますので、玉名第1保育所の新園舎につきましても、このランドデザインに付随し取組を進めたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 松本憲二君。

○13番（松本憲二君） 答弁をいただきました。

リース契約は令和6年3月31日までで切れると、そうですね、令和6年の4月が開校という予定だったんですから、しかしながら、まちなかプロジェクトということで、ランドデザインを市整体的に進めていく中で、今のところでは令和6年4月には開園できないということですね。これというのは、玉名第1保育所の保護者の方々には説明がされているわけですかね、ちょっとその辺をお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 御質問の保護者への説明につきましてお答えいたします。

玉名第1保育所の保護者に対しましては、仮園舎建設時に工事内容や時期について保護者会の役員の方には仮園舎の工事概要や移転などについて話し合いの場を設けてきました。また、仮園舎移転前に保護者向けの内覧会を開催し、情報提供に努めてきたところ

でございます。さらに、令和3年度に玉名市公立保育所の在り方に関する基本方針を改定し、玉名第1保育所の基本的な考え方を含め、その内容をホームページで公表しているところでございます。

しかしながら、先ほど申し上げました令和5年度からグランドデザインを構築し、その中で各エリアにおける機能や事業スケジュールを検討していくことになったことにつきましては、現段階では保護者への説明は行なっておりません。玉名第1保育所仮園舎のリース期間が令和6年3月31日までとなっていることから、保護者の皆様には遅くとも来年度の早い段階までには、仮園舎のリース期間の延長も含めまして御説明したいと思っておりますけれども、関係各課と協議し、適切な時期に保護者の皆様へ情報提供をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 松本憲二君。

○13番（松本憲二君） ホームページにはある程度、まちなかプロジェクトとか、そういうのも載せて、玉名第1保育所の在り方というのはちょっと載せてます。しかしながら保護者の方に対する説明はまだ行なっていないと。令和元年に保護者に対する説明があったときに、あくまでもそこは仮園舎ですよねという保護者の方からの言葉がありました。令和6年の4月には開園をしてということだったので、そこの中で保護者の方が言われたのが、年少さんとかを預けてらっしゃる方々というのは、ちょうど自分の年長さんで新しい園舎で卒園ができるのかなというの、頭の中に描かれた保護者の方も多分いらっしゃったのかなというふうには思うんですけれども、玉名市として公立保育所を最終的にずっと残していく考えがあるのかなのかというのを、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 御質問の公立保育所を残す必要性はあるのかについてお答えいたします。

私立保育園等は、それぞれの保育理念や保育方針を生かした保育の多様性や独創性が強みであり、保育ニーズの高い延長保育や一時預かり保育、障がい児保育などの特別保育事業を実施するとともに、待機児童の解消に努めていただいております。また、私立保育園等の運営や施設整備には、国や県の補助の活用ができてまして市の財政的負担を軽減することができます。一方、公立保育所の運営や施設整備は、その多くが市の一般財源からの支出であり、私立保育園に比べると市の財政的負担が大きくなっています。しかしながら、公立保育所は行政機関として庁内組織や児童相談所、学校や病院など、その他関係機関との連携を強みとしたより専門性を要するケースへの対応や、新型コロナウイルス感染症の流行時に見られました非常時など、保育現場の状況や課題を保育行政

に反映するための情報収集、発信拠点となることができる利点がございます。

また、昨年度、玉名市公立保育所の在り方検討委員会を改めて設置し、現状を踏まえながら玉名市公立保育所の在り方に関する基本方針を審議いたしまして、委員会としての基本方針を示しております。将来的に公立保育所は、玉名第1保育所と豊水保育所を統合し、伊倉保育所につきましては、待機児童数の推移を見ながら定員の見直しや玉名第1保育所との統合、あるいは民営化を検討する方針を示しているところでございます。

公立保育所があることによりまして、一定の保育ニーズのある休日保育や長時間延長保育といった私立保育園等では運営的に実施が難しい事業や、災害発生時などの緊急的な受入れといった地域のセーフティネットとしての役割も果たすことができると考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 松本憲二君。

○13番（松本憲二君） 今、答弁をいただきました。

僕は、この質問の中で、0歳児の出生数をお伺いしようと思ったんですけど、先ほど北本議員の中で出生数おっしゃったので、ちょっと聞かなかったんですけども、平成29年度から令和3年度まで約70人ぐらい減っています。先ほど北本議員の中でも日本全国でも80万人を割るといえるのは、今までの推移よりだんだん早い出生数の減少というのが起こっている。いろいろ新聞とか報道でもあるんですけども、保育園は今後余ってくるというのが出ているんですよ。

先ほどの北本議員の中でも緊縮財政期間が設けてあると、先ほど総務部長の答弁の中でもあったように、財政的にいろんな箱物が建っていく中で、公共施設等々でいろいろ財政的な窮地にもなってくると。そこをしっかりと踏まえた中での財政措置もしていかなければならないという答弁もあったんですけども、先ほど部長からあったように、市で公立保育所を建てた場合すべて一般財源なんですよ。

去年だったですかね、玉水保育所3分の2が補助金ということで、あったじゃないですか。時間で言いましても、私の知る限りの私立の保育園でも朝7時から夕方7時まで保育をやっておられます。果たしてそこで公立保育所が必要なのかなと、民間の保育所だけで運営をされている自治体もあります。どうして公立保育所を、そして結局、公共施設の在り方というのもしっかり見直していく必要があるという答弁があるじゃないですか。そんな中でどうして公立保育所を1園だけ残すというのが必要なのかというのが私にはちょっとどうしても理解できないところがあります。やっぱりそういうしっかり基準というのは厚生労働省から保育所はこういう体制でやりなさい。新型コロナにもちゃんとどこの保育園でもきっちり対処されていますよね。そういった中で、あえて財政が苦しくなっていく、そんな中で去年だったですかね、玉水保育所建設費が約3億5,

000万円ぐらいだったと思うんですね、あそこは多分100人ぐらいの定員だったと思うんです。それに対して今回もし、玉名第1保育所と豊水保育所を合併させますと、約110人ぐらいの保育所を建てなければいけない。同じぐらいの費用がかかるのかなと思うんです。しかしながら遊具とか何とかというのも新しく購入しなければいけないとかというのもあるので、その辺がもうちょっといろんな情報を収集していただきながら、公立保育園じゃないと駄目というのは、もうちょっと私たちにも納得できるような見解を示していただかないと、なかなか財政的に緊縮財政をどうしても張っていかないといけない時期がありますよという答弁がいっぱいある中で、あえてそれをやるのが前提でまちなかプロジェクトを含めた中での公立保育園をあそこに建てるとというのが計画されているので、それは伊倉保育所、豊水保育所、玉名第1保育所というのが、地域的に玉名第1保育所の場合は、菊池川より右岸川、それと豊水保育所と伊倉保育所は左岸川ということもあるんですけども、しかしながら、いろいろな考え方によっては、伊倉地域に、県道1号線沿いに特別老人施設であったり、病院とか、そういうのも最近建っていますし、あの辺であったら広い土地で、土地だけを玉名市が提供して、後は民間に新しい保育園舎を建てていただいて、その3園合併して民間にやっていただければ、玉名市の財政負担というのは4分の1で済むわけですから、いろんな形で財政の負担であったりそのほかの後方支援というのも考えられるのではないかなと、私は思います。

子どもがなかなか雨の日でも遊べる施設というのがどこにでもありません。熊本県下探しても、そういうプレイランドでも玉名にもし一つでもあったら、各所から雨天でも遊べるプレイランドがあれば、そういうのでも子育て支援の方向性がつくんじゃなかろうかなと思うんです。いろんなところをもうちょっと調査研究していただいて、どうして公立保育園を絶対1園残さないといけないかというのを、もうちょっと私たちにもしっかり納得できるような説明、そして財政の部分であったりとか、そういうところをもう少し検討をしていただかないと、なかなか公立保育所というのがどうしても必要なのかというのが、私にはちょっと納得できないということで、今回この質問をさせていただきました。

やっぱり玉名第1保育所の保護者の方々、それとまた公立保育所で働いていらっしゃる先生方も不安をずっと持ったままで、逆に豊水保育所と玉名第1保育所というのは合併で令和6年4月に開園ということで、先生たちにも話があったと思うんです。そういうのもしっかり説明をしていただきながら、そしてまた、保護者の方々には1日も早くこういった形でどうしても新しい園舎というのが建設できなくて、仮園舎で今後何年間きっちりやるのかというのをもう少しきっちりした説明をしていただいて、早い対応、対策をとっていただくことをお願いしたいなと思います。

それでは、そこをしっかりと対策をとっていただいて、次の質問に移らせていただきま

す。

[13番 松本憲二君 登壇]

○13番(松本憲二君) 2番目の質問は、台湾TSMCとのアクセス道路の考え方についてということで質問をさせていただきます。

今回、台湾TSMCということだけちょっと書いておりますけれども、三ツ川産業団地も玉名に建設が今されております。そんな中で、この三ツ川産業団地とも併せまして、TSMCが来年10月に開業を控えておる中で、アクセス道路の考え方についてということで質問したいんですけれども、梅林小学校の跡地には、カンケンテクノ株式会社という京都の会社が入ってこられました。これは工場内の換気であったりを専門的に行なわれる会社とお伺いしております。三ツ川工業団地におきましては、9区画の中で、今、大体4つの事業所が入所をするという運びになっているのかなと思っておりますけれども、TSMCに関しましては、今考えれば大体三ツ川工業団地を想定しますと、もしそこに関連企業が入ると考えれば、県道八女線をずっときて、もしTSMCに納品とかそういうものがあるならば、もちろん高速道路というのも考えられるんですけれども、毎日の納入とかがあるのであれば、高速道路の費用とかもかかりますし、一般道路のことを考えれば、玉名バイパスを通過して、国道208号線、国道3号線を突っ切って、合志のほうに向かいまして、カントリーパークの横を通過して、あれから菊陽、大津のほうに向かってTSMCへと進んでいかれるのかなと思うんですけれども、アクセス道路、非常に通勤時間帯ということであれば国道3号線を越えるのに結構時間がかかりますし、また私も1回熊本空港から飛行機に乗ろうと思ってずっとあの道を行ってましたら、SONYさんがありますもんですから、通勤時間帯は非常に渋滞をするわけです。

そういうことで、熊本県は、TSMCとか東京エレクトロン、そして富士フイルム、SONYさん、あの辺の道路網の整備をきっちりやるというのは表明を出されております。熊本市と菊陽町、大津町、その連携をしっかりと組まれて、合志市とも連携を組まれて、道路網のアクセスをきっちり渋滞緩和に向けてやっていくというような方向付けを示されておりますけれども、市として三ツ川産業団地が今後オープンするに当たってそういう関連企業も入ってきます。そんな中でどうというようなアクセス道路というのを考えておられるのかというところで質問をさせていただきたいと思います。

○議長(近松恵美子さん) 建設部長 田代史典君。

[建設部長 田代史典君 登壇]

○建設部長(田代史典君) 松本議員御質問の台湾TSMCとのアクセス道路の考え方についてお答えいたします。

現在、本市では、TSMC関連の企業として先ほど議員おっしゃったとおり、カンケンテクノ株式会社が梅林小学校跡地に工場を建設されています。同社は、大気環境保

全装置の専門会社で、今回玉名市の新工場では、半導体の製造過程で発生する排ガスの処理装置など大気環境保全装置を製造されるとのことで、操業開始は令和5年8月を予定されております。これに伴い、新設される工場に接続する市道については、一部道路幅員が狭い箇所があるため、企業誘致を携わる部署と連携して、今年度関係者と協議を行なっていく予定としております。また、現在、本市の三ツ川地区に産業団地が造成されており、この産業団地に接続する道路は幹線道路の県道玉名八女線ですが、この道路から別の幹線道路へアクセスするために、市道の改良が必要な場合は、今後進出してきた企業と協議を行ないながら、拡幅など最大限の支援を行なってまいりたいと考えております。

市としましては、今後も円滑な一般交通の構築はもとより、本市へ進出する企業の利便性も向上するようなインフラ整備に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 松本憲二君。

○13番（松本憲二君） 今、答弁をいただきました。

カンケンテクノ株式会社に関しましては、しっかり幅員が狭い所は連携を取りながらどういった形に見直すかというのも検討されているということでありました。やっぱり三ツ川産業団地、どういう会社が入られるのかというのは、まだ多分、定かではないと思います。今、大体4区画ぐらい決まっているというお話は聞いているんですけども、今後入られてくる業種で、どういう車が入り出すのかというのは、非常に重要視されてくると思うんです。その中で、市としては、一つ一つの企業に対して、支援活動もしっかり行なっていくという体制をしっかりと構築していかないと、今後の産業団地、今は三ツ川産業団地ということで、1区画というか、中に9区画あるわけですけども、あ的一部分が工業団地として今後展開されていくわけですけども、今後の末広がりにも影響してくると思うんです。企業さんに十分な市がそういう支援体制を拡充していけば、いろんな形で、またいろんな業種の方々が玉名を求めてこられる場合もあると思うんです。そんな中で、しっかり道路網のアクセスに関しては、どういう大きさのトラックであったりだとか、もしTSMC関連の企業が入ってこられれば、TSMCさんへの行き来というのがどれくらいあるのかというのもしっかりと把握した中で、そういう支援体制をしっかりとつくっていただきたいと思います。

それでは、このTSMC関連、TSMCだけで約1,700人から1,800人の雇用をするというのは報道で皆さん御存じだと思うんですけども、関連企業まで含めた中で大体7,000人ぐらいの雇用があるのではなかろうかというのが想定されております。そんななかで、玉名市の中でも工業系といえば、玉名工業高校があるわけですけども、玉名市の中から通勤をされる方々が多分出てくるのではなかろうかと思うわけで

す。そんななかで、通勤に関して、どういう勤務形態というのがあるかはわかりません。3交代なのか、2交代なのか、日勤だけなのかというののそういう面もあると思うんですけれども、通勤の時間というのは、非常に重要視されている、重要視されてくるところなんだと思うんですけれども、通勤に関して1時間以内というのが必要不可欠と思うんです。そんな中で、玉名市がベッドタウンも構想の中に入れた中で、通勤に時間がかかりすぎて、植木だったり、合志市だったり、菊陽町だったり、大津町だったりという所に若い世代が引っ越して家を建てる、通勤時間があまりにもかかるのでということで、もしそうなれば本当本末転倒というか、そういうふうにもちょっとなりかねないので、その辺に関しての、今、有明海沿岸道路の期成会があつて、要望をされている中で、連絡道路というのが県の中でも国交省の中でも出てきて、今でいう国道501号線のどこからか分岐して、西回り環状線と言うんですか、ちょうど西里のところに旧北部町、あの辺に上に高架橋があつて、それが北回りバイパスと連携ができるような形になって、TSMCとか菊陽町とか、合志市とか、そっちのほうに抜けられるような道路網が整備されているという所もあつて、連絡道路というのが浮上してきているというのがちょっと私のほうにも情報的に入っているんですけれども、その辺に関して玉名市としては今、どのように情報というのをもっていらっしゃるのかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 建設部長 田代史典君。

○建設部長（田代史典君） 議員の再質問にお答えいたします。

広域的な道路網の整備計画については、熊本県から令和3年6月に熊本県新広域道路交通計画が発表され、熊本都市圏の骨格となる幹線道路が示されました。その中で、有明海沿岸道路の新たな構想路線として、議員御説明ありましたように、有明海沿岸連絡道路が位置づけられました。また、国土交通省から令和3年7月に九州地方新広域道路交通計画が発表され、この計画において有明海沿岸道路の熊本市から佐賀県鹿島市に至る一連の区間が高規格道路として位置づけられ、熊本県側の事業推進に期待が高まっているところでございます。市としましても、有明海沿岸道路及び有明海沿岸連絡道路は非常に重要な路線として認識しておりますので、より一層事業推進に努めてまいりたいと考えております。

○議長（近松恵美子さん） 松本憲二君。

○13番（松本憲二君） 今、広域道路交通計画ということで示されたということなんですけれども、ちょっと私もこの資料を持っているんですけれども、もし連絡道路が開通しますと、これに書いてあるのは、玉名市のほうからでもくまもと空港まで約1時間かからないぐらいでアクセスができるのではないだろうかというのも書いてあります。やっぱり通勤時間というのは、非常に重要になってくると思うんです。私の知り合いの息子さんの話をちょっとしますと、以前の化血研、今でいうならKMバイオロジクスに就

職をされました。横島地区から毎日通勤をされていたわけですがけれども、KMバイオロジクスも大津町のほうに新しい工場なり、いろいろ研究室が設けられたということで、そっちまでも通勤をしなければいけなくなったということで、結局、その息子さん合志市に土地を買われて家を建てられたということです。やっぱり通勤時間というのは、非常に重要な時間になってきます。そんな中で、広域的にいろんな自治体と連携を取っていただきながら、その事業推進、早く計画道路がもしあるのであれば、早い早期着工を目指していかないと、もし国道501号線、沿岸道路の連絡道路というのがもしできたとしても岱明とか、滑石、大浜、横島、天水あたりにとっては非常にいいのかなと思うんですけれども、この街部、街部の人たちがもしそっちにわざわざ南のほうに下って、その道路に乗っていくというのは非常にまた時間がかかるのかなと思いますし、ちょうどこの前、市議会議員の研修で泗水町の公民館に行ったときには、植木からの広域農道ですかね、あっちの方を通っていったわけですがけれども、そういうところでもなかなか道路の幅が狭いとか、そういうところが見受けられて、本当に通勤をするに当たっての時間解消が図られるのかなというところには不安を持っております。

この沿岸道路、一応、荒尾までは着実に来るというのはわかっておりますけれども、沿岸道路も福岡と佐賀の間で一部工事ができなくてずっと大牟田のほうに延伸してきて、何年か前に間がなくなったという所もあります。ちょうど沿岸道路から分岐する連絡道路というのが玉名市にとってはTSMC関連との結びつけを考えますと、非常に重要な路線というふうに、私は考えるわけですがけれども、そっちのほうからもし先に着工していただけるのであれば、非常にありがたいなと考えるわけですがけれども、その辺に関する要望活動に対しては、市としてどのような考えをお持ちなのかお聞きしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 建設部長 田代史典君。

○建設部長（田代史典君） 議員の再質問にお答えいたします。

国への要望については、県と連携しながら、市長が国道3号植木バイパス建設促進期成会の副会長として、また、有明海沿岸道路建設促進熊本県期成会の理事として、7月26日に国土交通省九州地方整備局や熊本河川国道事務所へ早期整備に向けて要望を行っております。また、有明海沿岸連絡道路につきましても、荒尾市、長洲町、玉東町と連携しながら、有明海沿岸道路「荒尾・玉名地域」整備促進期成会の顧問として、8月22日及び10月25日に国土交通省や財務省、国会議員に要望を行ない、とりわけ11月15日は、急遽、蒲島知事や県議会副議長、近隣首長とともに、地元選出国会議員同行のもと、国土交通省本省及び国会議員への要望を行っております。さらに、11月25日には、再度蒲島知事へ要望を行っており、要望以外にも10月19日開催の全国道路利用者会議や11月8日開催の安全・安心の道づくりを求める全国大会など、

道路に関する会議や総会などに積極的に参加しております。今後も引き続き、様々な機会をとらえ、効果的な要望活動を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 松本憲二君。

○13番（松本憲二君） 今、答弁をいただきました。

しっかり要望活動は行なわれているようです。しかしながら、TSMC、日本の国家予算を4,000億円も投じて、来ていただいている企業、今、熊本は日本の注目的です。関連企業を含めると7,000人ぐらいの雇用があるのではなかろうかというそういう話も出ております。そしてまたTSMC、大卒の初任給が28万円、普通の東京の日本の一流企業の大卒の初任給22万円です。6万円も高いんです。ここを目指しているところから、各地方からも熊本を目指して就職をされる方々がいっぱい出てくるのではなかろうかと思うんです。そんな中で、定住・移住に向けても道路網の整備というのは、毎日の通勤には非常に欠かせない、非常に重要なものになってきます。そこを玉名市がきっちりした態度を示して、しっかり玉名に定住・移住、またそして、玉名から毎日通勤される方々の後方支援もしっかりしていく必要があると思います。そうした中で、人口減少に歯止めがかかるのかなと、これは千載一遇のチャンスです。しっかりその辺は、全体的な市の職員あたりが通勤時間帯に1回、今の現状の道路でどれくらいかかるのかなというのも1回ぐらいは試してみてもいいのではないかなと思うんです。いろいろな道路がある所も。そういうのももし、就職された方々にこういう小さい道路の抜け道の道路がありますよとか、そういうのも提示をしていってもいいのかなというふうに思います。

この道路網の整備に関しましては、三ツ川産業団地が、玉名で初めて産業団地として、しっかり民間の活力でわざわざつくっていただいているような産業団地です。そこもしっかり後方支援をしながら、そしてまた、熊本県は今、日本で注目をされている都市でもあります。そんな中で、この千載一遇のチャンスをしっかり逃さないように、この道路網の整備も含めた中で、しっかりした玉名市の覚悟というものを示していただきたいと要望をいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

明8日は定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。

本日は、これにて散会いたします。

午後 2時57分 散会

第 3 号

1 2 月 8 日 (木)

令和4年第7回玉名市議会定例会会議録（第3号）

議事日程（第3号）

令和4年12月8日（木曜日）午前10時00分開議

開議宣告

日程第1 一般質問

- 1 2番 中村 慎吾 議員（新生クラブ）
- 2 4番 瀬崎 剛 議員（創政未来）
- 3 14番 徳村 登志郎 議員（無会派：公明党）
- 4 1番 大野 豊重 議員（自友クラブ）
- 5 5番 田浦 敏晴 議員（第二新生クラブ）

散会宣告

本日の会議に付した事件

開議宣告

日程第1 一般質問

- 1 2番 中村 慎吾 議員（新生クラブ）
 - 1 移住・定住の促進について
 - (1) 第1次・第2次の補助事業の実績・成果について
 - (2) 現在実施中の第3次補助事業の状況について
 - (3) 空き家バンク制度について
 - (4) 移住・定住に伴う子育て環境の認識について
 - (5) 移住者の起業・開業支援について
 - (6) 今後の政策の方向性について
- 2 4番 瀬崎 剛 議員（創政未来）
 - 1 公共施設の管理状況と今後について
 - (1) 玉名市公共施設等総合管理計画について
 - (2) 上下水道施設の老朽化と今後の計画について
 - (3) 市営住宅の老朽化と今後の計画について
 - (4) 学校施設の統合について
- 3 14番 徳村 登志郎 議員（無会派：公明党）
 - 1 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の活用について
 - (1) 積極的な活用に向けて事業者ニーズ調査の必要性について
 - (2) 地域の施設利用者の安全と安心のために必要な予算確保と積極的な活用への見解について

- 2 グリーンライフ・ポイント制度の導入について
 - (1) グリーントランスフォーメーション（GX）についてどのように考えるか
 - (2) 住民のライフスタイルの転換に対する取組について
 - (3) 企業と連携したグリーンライフ・ポイント制度導入への見解について
- 3 人口増、地域活性化につながる子育て支援について
 - (1) 明石市で実施されている「5つの無料化」について
- 4 1番 大野 豊重 議員（自友クラブ）
 - 1 新型コロナウイルス感染症対策について
 - (1) ワクチン接種状況について
 - (2) 生活困窮者等への支援や事業者支援について
 - (3) 第8波への備えと対策について
 - (4) 第5類への引下げについて
 - 2 人・農地プランについて
 - (1) これまでの取組状況は
 - (2) 人・農地プランの実質化はどのような効果を期待できるか
 - (3) 農業のあるべき姿をどのように描いていくのか
 - 3 玉名市通学路交通安全プログラムについて
 - (1) 通学路の安全確保はどのように進めているのか
 - (2) 通学路における合同点検の対策実施は
 - (3) 対策箇所の進捗状況の公表について
- 5 5番 田浦 敏晴 議員（第二新生クラブ）
 - 1 子ども医療費の助成について
 - 2 コロナ禍における伝統文化の継承について

出席議員（20名）

- | | | | |
|-----|----------|-----|-----------|
| 1番 | 大野 豊重 君 | 2番 | 中村 慎吾 君 |
| 3番 | 浜田 繁次郎 君 | 4番 | 瀬崎 剛 君 |
| 5番 | 田浦 敏晴 君 | 6番 | 山下 桂造 君 |
| 7番 | 立川 信之 君 | 9番 | 吉田 真樹子 さん |
| 11番 | 北本 将幸 君 | 12番 | 多田隈 啓二 君 |
| 13番 | 松本 憲二 君 | 14番 | 徳村 登志郎 君 |

15番	西川裕文君	16番	江田計司君
17番	近松恵美子さん	18番	前田正治君
19番	作本幸男君	20番	森川和博君
21番	中尾嘉男君	22番	田畑久吉君

欠席議員（2名）

8番	坂本公司君	10番	一瀬重隆君
----	-------	-----	-------

事務局職員出席者

事務局長	糸永安利君	事務局次長	松野和博君
係長	小嶋栄作君	書記	古閑俊彦君
書記	徳永優貴君		

説明のため出席した者

市長	藏原隆浩君	副市長	村上隆之君
総務部長	吉田勇人君	企画経営部長	今田幸治君
市民生活部長	松田智文君	健康福祉部長	酒井史浩君
産業経済部長	蟹江勇二君	建設部長	田代史典君
企業局長	荒木勇君	教育長	福島和義君
教育部長	藤森竜也君		

午前10時00分 開議

○議長（近松恵美子さん） ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（近松恵美子さん） 日程第1、「一般質問」を行ないます。質問は、通告の順序によって許すことにいたします。

2番 中村慎吾君。

[2番 中村慎吾君 登壇]

○2番（中村慎吾君） 傍聴席にいらっしゃる皆様、またインターネットで御視聴の皆様、おはようございます。2番、新生クラブ、中村慎吾です。どうぞよろしく願いいたします。

今朝も冷え込みましたが、12月になり急に師走らしくなってきました。温暖化の影響か、最近は急激な温度変化で体が疲れぎみになりそうな感じです。皆様自身の健康管理には十分お気を付けいただきたいと思います。

皆さんも御存じのことだと思えますけれども、来年、令和5年1月にTKU他九州7局ネットで、天水町出身の玉名市名誉市民であられる俳優、笠智衆さんの生涯を描いたドラマが郷土の偉人シリーズで放送されます。ぜひ皆さんに御覧いただき、郷土の名優の生涯と郷土愛などを感じていただきたいと思います。また、本市玉名市立博物館でも「俳優 笠智衆展」が開催されます。名優、笠智衆の故郷の玉名のPRとなり、多くの方に玉名に関心を持ってもらうきっかけになればいいなと思っております。

では、通告により一般質問を行ないます。今回は、移住・定住の促進について伺いしたいと思います。

平成29年から令和8年を期間として、第2次玉名市総合計画に住環境の整備・充実とあり、その中の重要施策として移住・定住の推進が掲げられています。また第2期「玉名市まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、玉名市への新たな人の流れをつくる基本方向として、移住・定住の推進、関係人口の創出、観光振興の推進を掲げてありますが、事業実績の背景を見ると、少子高齢化の進行、今後確実に見込まれる人口減少に加え、働く場や学ぶ場を求めて若者の大都市への流出が続く中、経済の停滞や本市の財政運営への影響が懸念されます。その対策のためには、若者が活発に集う定住しやすいまちづくり、移り住んでみたいと思える地域づくりを進める必要があると考えます。

このような状況の中で、これまで第1次から第2次定住促進補助事業を行なってきましたが、その実績また申請された方の転入前の地域や利用者の年代の内訳はどのようになっているかをお尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

[企画経営部長 今田幸治君 登壇]

○企画経営部長（今田幸治君） おはようございます。議員御質問の第1次、第2次定住促進補助事業の実績・成果についてお答えいたします。

この定住促進補助事業は、本市への移住を検討される方の背中を後押しし、定住人口の増加を促進するために、市内への移住の際に住宅の取得等に対して補助を行なってまいりました。具体的には平成23年度から第1次定住促進補助事業、平成28年度から第2次定住促進補助事業として、住宅取得、住宅リフォーム、新幹線通勤定期券購入などに対する補助でございます。

これまでの実績としましては、第1次、第2次定住促進補助事業を合わせて、住宅取得補助金が447件、住宅リフォーム補助金が50件、新幹線通勤定期券購入補助金が14件の申請を受理しており、住宅取得補助金を活用して1,538人が転入されております。転入された世帯の地域別状況につきましては、荒玉地域からの転入が最も多く、続いて熊本市、県内のその他の地域と続いており、その割合は県内からの転入が7割強を占めております。県外から転入された世帯の地域別状況は、福岡県の転入が最も多く、その割合は1割程度となっているところでございます。また、申請者の年代別につきましては、30代が5割と最も多く、続いて20代、40代となっている状況でございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 中村慎吾君。

○2番（中村慎吾君） 答弁いただきました。

第1次から第2次の事業は住宅取得で447件の利用があったと伺いました。平均しますと、年間に45件ぐらいの数字になるかと思えますけれども、つまり45組の方が玉名市に移住をしていただいたということで、他の自治体等もいろいろ同じような事業をされている中で、この玉名市をその方たちに選んでいただき、また特に30代の方を中心とした子育て世帯の方に選んでいただいているということは非常に大きなことだと思います。やはり子育て世帯の方に選んでいただけたということ、これはやっぱり玉名市にそれだけの魅力があるということですので、やはり今後もしっかりと重要施策ですので行なっていただいて、一組でも多くの方に移住していただいて、玉名市の人口が増えるようにしていただきたいと思います。

では、次に令和3年度より実施されております第3次の定住促進補助事業についてお尋ねします。利用実績等は、どのような状況になっているのでしょうか。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員御質問の第3次定住促進補助事業の状況についてお

答えいたします。

第3次定住促進補助事業は、これまでの補助事業から支給回数などを見直し、令和3年度から実施している事業でございます。現在、住宅取得補助金で47件、住宅リフォーム補助金で2件、新幹線通勤定期券購入補助金で3件の申請を受理しており、146人が転入されております。また、転入された世帯の地域や申請者の年代につきましては、これまでと同様の傾向となります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 中村慎吾君。

○2番（中村慎吾君） 答弁いただきました。ありがとうございました。

令和3年度から行なっている第3次の移住定住促進補助事業で、見直しも行われているようですが、利用状況等を比べて見るとあまり変化がないように感じます。年代は変わるとは思いますけれども、せっかく行なっている事業ですので、例えば少しでも前回1次、2次事業を上回るような形で取り組んではいच्छゃるとは思いますけれども、小さな検討を積み重ねて少しでも利用者の方を増やしていただけるようにしていただきたいとします。よろしくお願ひします。

では、次に移ります。

[2番 中村慎吾君 登壇]

○2番（中村慎吾君） 移住・定住の事業の中で空き家バンク制度がありますが、市民の皆さんへの広報不足や説明不足があり、制度の有効活用がなされてないように感じております。そのことで制度の内容についてお尋ねしたいとします。

まず、この空き家バンク制度は、市内の空き家の有効活用を通して地域の活性化を目指すとはありますが、現在とはどのような登録件数だったり状況になっているのかをお伺ひしたいとします。また、近隣の市町村との比較等も分かれば、お伺ひしたいとします。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

[企画経営部長 今田幸治君 登壇]

○企画経営部長（今田幸治君） 議員御質問の空き家バンク制度についてお答ひいたします。

この空き家バンク制度は、平成21年度から空き家の有効活用を図り、定住と地域の活性化を推進することを目的として実施しております。制度開始から現在までに登録された物件数は34件でございますが、そのうち売買や賃貸が成立した物件は9件でございます。また、現在公開している登録物件は7件でございますが、そのうち4件が交渉中の物件でございます。

次に、荒玉地域の自治体及び近隣自治体における、昨日現在の空き家バンク、公開物

件数ですけれども、荒尾市が空き地6件を含む22件、玉東町が空き地など2件を含む7件、長洲町が5件、南関町が9件、和水町が8件となっており、また山鹿市が17件、菊池市が7件、合志市が2件となっております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 中村慎吾君。

○2番（中村慎吾君） 答弁いただきました。

現在で、近隣の市町村で登録が最も多かったのは荒尾市という状況みたいですが、荒尾市で22件、本市で7件ということで、本市にもまだまだ多くの空き家等があるように見受けられます。そういう中では、ちょっと登録が少ないのかなというイメージを受けております。この空き家対策は防犯対策の一つとしても、とても重要であると私も考えますし、地域の皆様も結構思っている方も多いため、行政だけが行なうことではないと思いますけれども、空き家が一つでも減って、移住だったりいろいろな活用等が今後進んでいくようにしていただきたいと思います。

それでは、ちょっと一点だけ再質問をさせていただきます。現在の空き家バンク制度について、現場サイドであったりいろんな意見等で、課題や問題点、または今後に向けて何か考えであったり取り組む予定とかがあればお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員の再質問にお答えいたします。

本制度の課題としましては、空き家所有者に対して制度の周知がなかなか行き届かないことや空き家の購入、賃借などを検討している方に対して、利用しやすいシステムが構築されていないこともあり、空き家の利活用が進まないことが挙げられます。

この課題は本市のみならず、全国的な課題でもあることから、熊本県では移住希望者が県内の空き地情報を広域的・横断的に検索できる、空き家バンクプラットフォームの構築に向けてシステムの開発を検討しているとのことでございます。運用開始後は本市としましても積極的に活用したいと考えております。

また、空き家の問題は自治体で単独での対応には限界がございますので、市内不動産事業者や関係団体及び玉名圏域定住自立圏の1市3町が連携し、空き家の利活用に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 中村慎吾君。

○2番（中村慎吾君） 答弁いただきました。

確かに、今、部長からの御説明もあったように、実際、単独では限界があると思います。お話にもあったように、市内の不動産の事業者の方々だったり関係団体また県も空き家バンクのプラットフォームの構築等も検討されているということですので、今後は

県または地元地域の不動産の業者さん、関係団体ともに協力していただいて、空き家対策をしっかり行なっていただいて、そういう中で荒玉地域のいろいろな協力体制もできていくのではないかと思います。やっぱり地域全体でこの問題を考えていく必要があると思いますので、よろしく願いいたします。

では、次の質問に移らせていただきます。

[2番 中村慎吾君 登壇]

○2番(中村慎吾君) 移住・定住の促進について、先ほどの説明で30代が5割、あと20代、40代の方々が利用されているという説明がございました。この年代の方々というのは、やはり子育て世代ということになってくると思います。子育て世代の方が中心を占めているということ、その世代の方に移住・定住をしてもらうためには、今回の質問でも、昨日もございましたが、子育て環境の充実がますます重要になってくるのではないかと考えます。

例えば本市のホームページで子育て応援サイト「たまログ」には、子育て支援の情報だったり子育ての仲間づくり、また相談窓口、子育て支援施設マップなど、情報の掲載はされております。また本議会でも提案されております子ども医療費の助成に関する条例の変更等もその一つだと思いますけれども、この問題についてはいろんな各課が連携して、玉名市が一体となって取り組んでいく必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長(近松恵美子さん) 企画経営部長 今田幸治君。

[企画経営部長 今田幸治君 登壇]

○企画経営部長(今田幸治君) 議員の御質問の移住・定住に伴う子育て環境の認識だと思っておりますけれども、お答えさせていただきます。

先ほど、私の答弁を議員でまとめていただきまして、住宅取得補助を申請される方には子育て世代が多いということがございます。そのようなことを受けまして、移住を検討されている方にとりまして、市としても当然、子育て環境は重要な要素であると認識しております。移住された方が安心して暮らしていただけるように、子育てしやすい環境づくりや地域住民のサポート強化などについて、関係部署と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(近松恵美子さん) 中村慎吾君。

○2番(中村慎吾君) 答弁いただきました。

部長の答弁にもありましたように、この問題については幅が広くなるといいますか、本当に関係部署、横のつながりで一緒に連帯して取り組んでいただくことが大切になってくると思います。

そういう中で、やっぱり玉名市の子育て環境だったり、またそれに付随してくる住み良さだったりいろんな部分がついてくる。そして、そういうのを見ていただいて、本市に多くの世帯の方に移住、または定住をしてもらえるようにしていくことが大切だと思いますので、今後ともしっかり取組をお願いしたいと思います。

移住される方にとって、仕事の問題も大きなウェイトを占めていると思います。そこで、移住者に対する起業また開業等の支援についてお伺いしたいと思います。本市では、そういう移住希望者の方の起業・開業の相談に対して、相談があるのかどうか、もしある場合はどのような対応をされているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員御質問の移住者の起業・開業支援についてお答えいたします。

起業家の創業支援として、玉名商工会議所及び玉名市商工会と連携を図りながら、創業セミナーの開催や、創業希望者に対し利用可能な補助金などの情報を提供するなどの支援を行なっております。また、経営全般に関する相談は、玉名商工会議所、玉名市商工会において随時相談を受けられていますので、移住希望者の方からの相談内容に応じまして適切に御案内をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 中村慎吾君。

○2番（中村慎吾君） ありがとうございます。

地元の玉名商工会議所さんや商工会さんと連携を取りながら、支援を進めていくということで答弁がございました。やはり本市の交流人口を増やすという視点で言えば、このように多方面からの支援で、それにつながってやっぱり移住・定住も増加していくのではないかと思いますので、その辺の連携もしっかり取っていただいて、一人でも多くの方に玉名市に来てもらえるようにしていって、取り組んでいただきたいと思います。

では最後に、この移住・定住政策というのは、本市の人口減少対策の中でも非常に大きな役割の一つだと考えます。今後について、計画や新しい取組等、お答えできる範囲で何かございましたらお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員御質問の今後の移住・定住施策の方向性についてお答えいたします。

これまでの住宅の住宅取得などの補助事業に加え、これからの移住・定住施策は、本市の魅力である豊かな地域資源とか、在来線駅と新幹線駅があることによる交通アクセスの優位性とか、地域住民との交流や暮らしなどについて、正確かつ効果的に伝えていくことが重要であると認識しております。

そのためには、シティプロモーションを積極的に展開し、かつ地域住民とのパイプ役となっていただく方や団体を育成し、移住される方の受入れ体制を強化していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 中村慎吾君。

○2番（中村慎吾君） 答弁いただきました。

本当に移住・定住の促進事業は、県下多くの自治体で行なわれております。その中では、やはり自治体の特色ですね、玉名の特色、そういうのが特に必要になってくると思います。今、お話にもあったように、本市には新幹線の駅もございます。また、いろいろなこの熊本の北部として、交通アクセスも優位と私自身も考えておりますので、この条件等をしっかり利活用して、大変とは思いますが、今まで以上に今後、この移住・定住の促進を図っていただきたいと思います。

そして、実は私の地元であります天水地区が、昨年、国から玉名市の一部過疎地域に指定されました。ぜひ、よければ過疎対策の一つとして、天水地区への移住・定住事業の拡大なども検討していただき、天水地区の人口が増えるということは、玉名市全体の人口が増えることとなりますので、そこも関係機関と連携を取り組んでいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

では、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（近松恵美子さん） 次に、4番 瀬崎 剛君。

[4番 瀬崎 剛君 登壇]

○4番（瀬崎 剛君） おはようございます。傍聴席の皆様、インターネットで御覧の皆様、4番、創政未来、瀬崎剛でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

昨日、松本議員のお話にもありましたけど、市役所の前でいつも練習をしている玉名女子高の吹奏楽部の映像がまた昨日も全国版で取り扱われていました。一年間でだいぶメディアに取り上げていただいていると思います。いつも練習を前でされていると思いますけれども、これから冬になって暗くなるのも早くなります。あれだけ玉名の名前を全国に広げていただいている皆様なので、そこだけということではいかんということは分かっているんですけど、練習で遅くなって暗くなられてからのことで、何かサポートができればいいんじゃないかなと思っております。これは質問ではございませんので。

それでは、通告に従って質問をさせていただきます。

玉名市の公共施設の管理の状況と今後についてということで御質問いたします。玉名市公共施設の管理の状況と今後について。玉名市公共施設等総合管理計画について、国は公共施設等の老朽化対策が大きな課題とし、地方公共団体においては厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設の利用・需要が変化していくことが予想

されることを踏まえ、早急に公共施設等、現在の状況を把握し、長期的な視野を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行なうことにより、財政負担軽減・平準化するとともに公共施設等の最適な配置を実現することが必要とし地方自治体に要請。それを受け、玉名市では平成25年に「玉名市公共施設適正配置計画」、平成28年に「玉名市公共施設等総合管理計画」が策定されました。

そこで、質問させていただきます。マネジメントの方針の概要について、計画から6年たったの現状について、今後の計画について、この3点について御質問いたします。

○議長（近松恵美子さん） 企画経営部長 今田幸治君。

[企画経営部長 今田幸治君 登壇]

○企画経営部長（今田幸治君） 議員御質問の玉名市公共施設等総合管理計画についてお答えいたします。

公共施設の総合的な管理は、効率性を追求しながら中長期的かつ計画的に取り組むべき重要課題であることから、建物の現状と課題を整理、把握し、財政負担の軽減や平準化を図れるよう、公共施設の更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行なうための内容を定めた計画期間40年の「玉名市公共施設等総合管理計画」を平成28年3月に策定いたしました。

まず、本計画におけるマネジメント方針ですが、保有総量の抑制・圧縮、共用化・複合化の促進、管理運営の効率化、全庁を挙げた体制整備、民間事業者との協働を5つの柱として定めております。

次に、これまでの主な取組についてですが、複数の用途を複合化した天水市民センター、児童センターの機能を隣保館に集約化した伊倉ふれあいセンターのほか、保育所や老人ホームの民営化などを積極的に取り組み、施設の共用化・複合化を進めてきました。

その結果、市が保有する施設の面積を40年間で37%削減するという本計画の目標に対し、令和3年度末時点、本計画から6年間でございますけれども、約1万7,000平方メートルを縮減しており、5.5%の削減率となっております。

最後に、今後の取組についてですが、建て替えや大規模改修の更新時期には必ず複合化や機能転換、統廃合を検討し、また民間事業者との協働を積極的に図りながら、計画的で合理的な資産管理を推進するとともに、公共施設の最適な維持管理に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 瀬崎 剛君。

○4番（瀬崎 剛君） 答弁いただきました。

これから言う数字は、ちょうど平成28年に作成された、玉名市公共施設等総合管理計画に基づいてのことなので、今とはちょっと数字が違ってきていると思いますけれど

もお許してください。

計画6年から既に5.5%削減ということは、実に検討されているのではないかなどは正直思います。しかしながら、その中の目標では、40年で37%ということなので、あと34年で31.5%を削減という目標が、かなりこれは大変な数字だと思います。しかしながら、それを目標にしていかなければ、先々行政運営は大変なことになるということで、国も言われていることだと思いますので、そこはもっともっと考えていく必要があるかと思います。公共施設にかかわる投資的経費が過去5年平均で15.1億円、今後40年平均で1,712億円、年平均で42.8億円、公共施設とインフラコストの試算合算で過去5年143億円、年平均で28.5億円、今後40年、3,114.7億円、年平均でいいますと77.9億円という予想が出ております。

総合管理計画の中に、財政状況として、歳入は市税及び分担金、負担金、使用料、手数料との自主財源が歳入総額に占める割合は3割程度となっており、地方交付税や国・県支出金などの依存財源に頼った財政構造となっており、市税収入は固定資産税や個人市民税の減収により、近年減少傾向にあり、今後も経済状況の回復が不透明なことや労働人口の減少により、税収の大幅な増加は見込めないという状況にあるとなっております。これは多分、どこの地方自治体でもそういう状況であると思うんですけども。

歳出は、人件費は定員適正化計画に基づき、合併後10年間の退職者の数を退職者の3分1の新規採用により、人件費総額で合併前と比較して8億円程度の減少と書いてあります。これは当初からの目標値、既に達成されていることで、少人数でも頑張っているということなんだろうと思っております。

一方、少子高齢化の進行により、扶助費等の社会保障関連費の自然増が見込まれ、公債費は近年、臨時財政対策の発行が継続していることから減少が厳しい状況である。計画から40年後の令和37年に、高齢人口65歳以上の方の総人口に占める割合が、平成27年の31%から30%になり、ピークから減少傾向に転じるとなっております。その厳しい状況の中で、維持・管理していかなければなりません。特に箱ものは一度建てると、40年、50年後、この先のことを考えなければ未来に大きなツケを残してしまいます。

答弁にもありましたように、複合化や機能転換、統廃合などの検討をしっかりとやっていただけるということなので、それをお願いしまして、次の質問に移りたいと思います。

○4番(瀬崎 剛君) 続きまして、2、上下水道施設の老朽化と今後の計画についてお尋ねいたします。

市民生活になくてはならない施設ですが、皆様御存じだと思いますけど、数年前テレビなどで、施工から50年が過ぎ取替え工事等で使用料金が上がると大騒ぎになっていました。しかしながら、大きな混乱もなく取替え工事を順調にされていると思います。

上下水道、農業集落排水の老朽化と今後についてお聞かせください。

○議長（近松恵美子さん） 企業局長 荒木 勇君。

○企業局長（荒木 勇君） 瀬崎議員の上下水道施設の老朽化と今後の計画についてお答えいたします。

まず、水道事業として施設の老朽化に伴い、玉名市東部地区更新事業を現在行なっております。更新内容は、配水地1か所、制限地3か所を新設、田崎第一水源地の改修及びこれに伴う導水管・送水管の新設並びに本地区の排水管の更新を行なっております。

水道施設更新等にかかります財源は、国庫補助等の財政支援がなく、全て市民の皆様からいただく水道料金で賄われています。

今後の予定としまして、事業方針の具体的な整備計画は現在ありませんが、施設及び水道管共に老朽施設から優先的に更新を行なってまいります。

次に、公共下水道事業では、再構築基本設計（施設編）、いわゆるストックマネジメント計画に基づきまして、施設全体の今後の老朽化の進捗状況を考慮しまして、主要施設であります玉名市浄化センター、岱明汚水中継ポンプ場、大野下汚水中継ポンプ場の建設、土木、機械、電気設備の改築工事を行なっております。

財源内訳としまして、国からの交付金で、補助残額につきましては記載及び一般財源を活用して整備を進め、長寿命化を図っています。また、管路施設につきましてはストックマネジメント計画を策定した結果、リスク評価による優先順位をつけまして、危険度の高い路線から、今年度より管路の更生工事を行なっております。財源内訳としましては先ほどの施設と同様でございます。

最後に、農業集落排水事業につきましては、各施設の機能診断を行い、適切な対策を講じることにより、構造物の長寿命化を図るべく対策費用の最小化、平準化を考慮し、最適整備構想を平成22年度に策定いたしました。その後、各施設の計画概要書を作成し、現在は横島町地区処理区域内にある、大園・外平ポンプ場の機能強化事業を行なっております。

横島町地区が令和5年度で事業完了する予定でありますので、その後、天水町の尾田・竹野地区処理場の機能強化へ移る計画でございます。財源内訳としましては、公共下水道施設と同じものになります。

このように、上下水道施設の三事業は、全て企業会計にて運営しており、今後より厳しさを増す財政状況を見据え、さらなる効率的で効果的な設備投資、経費削減に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 瀬崎 剛君。

○4番（瀬崎 剛君） 答弁いただきました。

私が議員になってから、新人研修に連れていってもらいまして、そのときに視察を何箇所かささせていただきました。そのとき、国の排水機場だったと思うのですけれども、現場の方から説明で計器類などを改修で15年後には18億円かかるということと言われておりました。これもちょっと聞いたのですが、実際15年から20年でこういった改修が必要になるとのことでした。この費用の半分は、下水道に関しては補助金で行われるということで、もう半分は基金や一般財源を使うことになるので、のちに企業局の方からお聞きしました。使用料が上がるのではなくてよかったなという思いもあるんですけども、他にも同様の施設が幾つもあります。

これは別に、それがいっぱいあるから無駄だろうと、そういうことを言っているのではなく、必ず必要なものなので、それくらい大きなお金が15年や20年でほかの施設にも、恐らくかかるということだろうと思うんですけど、やっぱりそういうことですね。上水道よりも下水道は、いろいろ薬をやってきれいに流せる状態をつくられると思うので、やはりそういう施設により、多額のお金は今後、一つの施設ごとに改修のときは、それくらいお金がかかるのではないかという認識でよろしいでしょうか。

○議長（近松恵美子さん） 企業局長 荒木 勇君。

○企業局長（荒木 勇君） 今の再質問にお答えいたします。

先ほど言われました18億円の数字ですけども、まず、これは新築した場合の当時の金額ですので、もちろん変わってまいります。例えば、ポンプだけを交換すれば、1億円以内でとか、数字は変わってきますので、それがそのまま18億円かかるということは、ないようにはしていきたいと思っております。

また、施設はそれぞれありますけれども、先ほども言いました最適化の計画等を策定いたしまして、それぞれの施設を統合したり、そういったことを考えながら今後進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 瀬崎 剛君。

○4番（瀬崎 剛君） すみません。ちょっと私の認識不足ということで、新築の金額だったということですね。記憶では、自分はそう聞こえるように感じてしまったので、本当に申し訳ないです。分かりました。

ここは本当に上下水道、農業排水まで必ず必要な施設でございますので、しっかりメンテナンスを行なっていただき、15年、20年と言われても、できるだけ長い方向に、15年ではなく16年、17年といけるようなメンテナンスを行なっていただければいいのかなと思っております。ありがとうございました。

それでは、次に進みます。

3、市営住宅の老朽化と今後の計画について。大倉団地は、私が小学生になった頃、

友達のところに遊びにいておりました。たくさんの方がいて、すごい賑わっていた思い出が残っております。私は誕生日が来れば57歳になりますので、50年ほど前のことです。

市のほかの市営住宅でも老朽化が目立っております。市営住宅の状況と今後についてお聞かせください。

○議長（近松恵美子さん） 建設部長 田代史典君。

○建設部長（田代史典君） 瀬崎議員御質問の市営住宅の老朽化と今後の計画についてお答えいたします。

まず、建物状況と利用状況についてですが、本市が管理している市営住宅は31団地、244棟1,208戸で、このうち老朽化している建築後30年以上経過している団地は23団地、199棟、950戸であり、全体の78.6%を占めている状況でございます。

次に、入居率についてでございますけれども、11月末時点で79.1%、3月末時点で80.9%だったので、8か月間で1.8%減少しています。

次に、今後の計画についてお答えいたします。本市では、長寿命化に関する基本方針や点検・修繕・建て替え事業の実施方針等を示した「玉名市公営住宅等長寿命化計画」を策定しております。この計画は、期間を令和3年度から令和12年までとしており、今後もこの計画に基づき、維持管理と更新コストの削減及び事業化の平準化を図り、効率的で効果的なストックマネジメントを行なってまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 瀬崎 剛君。

○4番（瀬崎 剛君） 答弁いただきました。

皆様が住まわれている住居という大切な建物ですので、老朽化により移転されている方もいらっしゃると思います。

修繕や建て替えをしながらの、これは公共施設の約26%を占めているということでもありますので、人口減少自体もありますし、将来的には今の数よりも若干集約をしていく必要が出てくるのではないかなと思っております。これは早急にとということではないですが、将来的にとということです。適切な戸数を維持していただきまして、皆様の生活に支障が出ないように、よろしく願いいたします。

それでは、4番の質問に移ります。

学校施設の統合について。公共施設の中で一番多い約38%を占める学校施設です。今後の小学校の再編により、空き校舎等が出てくるものと思われまます。

再編に当たり一番に考えなければいけないのは、子どもたちのことということです。これは大前提であります。子どもたちのためにと考えて建てた学校施設が、将来その

子どもたちの負担になってしまえば本末転倒で、誰だって新しくきれいなほうがいいに決まっております。

建物が中規模改修や大規模改修を経て、最終的には解体するまでを考えなければいけません。恐らく中規模改修、大規模改修、これによっても費用がかなりかかると思いますが、建物の寿命として、今、平均で50年ぐらいで考えられているのかなと思いますけれども、長寿命化もありますので、そこは一概に50年ということではないかもしれませんが、もし50年後ということであるならば、私たちというよりは、子どもたちや孫の世代が大人になった頃のことを考えなければなりません。

既存の校舎や空き教室の利用を考えたり、10年後には今はないとは言われていましたが、10年後、中学校の再編の可能性があるのであれば、場合によってはそれも視野に入れて考える必要があるのではないかと思います、どのようにお考えでしょうか。お聞かせください。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 議員御質問の学校施設の統合についてお答えいたします。

玉名市教育委員会では、本年、令和4年6月に「第2次玉名市学校規模配置適正化基本計画」を策定し、今後10年間の学校再編の計画についてお示ししたところですが、御存じのとおり、まずは小学校の再編から進めることとしております。

学校再編に伴う施設整備については、新しく校舎等を建設する場合と既存校舎などを活用する場合が考えられます。いずれの場合においても、地域の実情、既存校舎等の築年数、建物の劣化状況、余裕教室等の有無、また統合後の授業や学校行事等に必要な広さが確保できるか、統合後の通学距離、既存施設の維持・管理費や改築費など、これらを総合的に検討し判断することになります。

既存の校舎等を活用する場合は、施設の長寿命化についても検討を加えていきますし、新設の場合については、中学校に併設し、施設の共有化が可能かどうかについても検討してまいります。その場合、併設する中学校の状況にもよりますが、余裕教室の有無だけでなく、音楽室や家庭科室などの特別教室、また運動場、体育館などが共有できるかどうかの検討を行ない、施設の有効活用を図ってまいります。

学校再編の最大の目的は、子どものための教育環境整備にございますが、議員のおっしゃるとおり、次の世代への負担が大きくなるように、負担をできるだけ残すことがないよう、施設整備を図っていきたくと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 瀬崎 剛君。

○4番（瀬崎 剛君） 答弁いただきました。

その中で、再編を検討される学校がある中、一方では、皆さん御存じですけど、築山

小学校はもう5年ぐらいでしたか、プレハブの仮校舎を使われております。12月の田浦議員の質問だったかと思えますけれども、まだプレハブの校舎を使うという回答がございました。夏の授業参観では、入れない保護者があの暑い中、外から見学されている、そういうことが起きております。体育館に至っては、これは私が小学校のときからもありました。確か大きき的には、バドミントンコートが3面取れるぐらい、しかも後ろとか隣の間隔が狭く、バドミントンコートの後ろのところから、もし私みたいな年配の者がちょっとふらつけば、もうすぐ壁に当たってしまうというような、危険なぐらいの狭さであります。

築山小学校の私たちの子どもの頃は、児童数もかなり少なかったです。なので、それでやってこられたのかなと思えますけれども、今、築山小は600名をゆうに超えて、680名ぐらいいらっしゃいます。とてもじゃないけど、十分な大きさの体育館とも言えないと思えますし、プールも多分古くなっております。この辺は早急に考える必要があると思えます。

ここは通告しておりませんので、意見として述べさせてもらいますけれども、市が保有する施設に係るトータルコストの削減、公共施設の保有面積を先ほども言われまして、40年間で37%削減するという事は、強い覚悟が必要だと思います。

この間、魅力ある公園研究会で、大牟田に視察に行った時のことですけど、もともとは諏訪公園を視察に行きました。今、延命公園も整備されているということで、そのお話も同時に聞かせていただきましたところ、市民体育館が古くて、どうしても建て替えないともう使えないと、健康増進のためには体育館は絶対必要だということで考えられたそうですけど、その費用が捻出できない。県にも相談に行かれたけど、補助金が出せない。それでは出ないということで、帰ってから皆さんで相当考えられたみたいですけど、結果的には市民体育館と、これが延命公園内、古い市民体育館ですけど、それに別に第2体育館がありまして、あと労働福祉会館、サン・アビリティーズという、これは障がい者の文化や体育の施設だそうです。これを延命公園の市民体育館に集約し、1万3,000平米だったのを1万平米に削減し、立地適正化計画に基づいた補助金を活用された例もあります。

これから、子どもたちのために、玉名市の未来のために、適正な管理計画をしっかりとお願いして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、瀬崎 剛君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（近松恵美子さん） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行ないます。

14番 徳村登志郎君。

[14番 徳村登志郎君 登壇]

○14番（徳村登志郎君） 皆さん、おはようございます。14番、公明党の徳村登志郎でございます。

それでは、さっそく、通告に従い、一般質問させていただきます。

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の活用について、お尋ねいたします。厚生労働省の地域の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金は、介護施設等における防災・減災対策を推進するため、スプリンクラー等の設備、非常用自家発電設備、給水設備の整備、水害対策に伴う改修、新型コロナウイルスの感染拡大防止に係る換気設備の設置等について補助する事業です。補助率は国が2分の1、自治体が4分の1となっており、事業者は4分の1です。事前に地元の各施設等に対して、計画等について調査をし、その調査結果に基づき予算の用意をする必要があります。

補助事業実施する場合には、県宛に協議書を提出いただくこととなります。実施については県の審査及び厚生労働省による判断により、交付の可否や交付額が決定します。年々激甚化・頻発化する自然災害や感染症等から施設を利用している高齢者等を守るための取組を後押しすることは大変重要であり、事業者のニーズを把握しながら地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金を積極的に活用すべきと考えます。

最初にまず、（1）積極的な活用に向けて事業者のニーズ調査の必要性について、見解を伺いたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

[健康福祉部長 酒井史浩君 登壇]

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員御質問の積極的な活用に向けて、事業者ニーズ調査の必要性についてお答えいたします。

現在、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金については、本市が指定する地域密着型サービス事業所に対しまして、要望を取りまとめた上で交付申請を行なっているところでございます。この事業所の防災・減災の状況につきまして、スプリンクラー等の消防設備の整備は運営指導を行なう中で確認しておりますが、消防設備以外の非常用発電設備等の確認には至っておりません。

今後は運営指導を行なう中で、消防設備以外の防災設備につきましても確認を行なってまいりたいと思います。その上で、事業所から整備の相談があった場合には、本交付金の説明を行ない、積極的な活用を促してまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 徳村登志郎君。

○14番（徳村登志郎君） 答弁いただきました。

施設の安全対策の進捗を確認する上でも、また事業者の意向を知る上でも、まずは必要なことだと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、施設利用者の安全と安心のためにも、ぜひ必要な予算を確保して、積極的に活用すべきだと考えておりますが、こちらの見解を伺いたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員御質問の必要な予算確保と積極的な活用への見解につきましてお答えいたします。

現在、既に介護施設の方から要望があった場合には、予算の確保を行なっております。今後も市指定の介護施設への積極的な活用を促しまして、利用者の安心・安全のため、必要な予算の確保に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 徳村登志郎君。

○14番（徳村登志郎君） 答弁いただきました。

高齢者施設の防災・減災対策は、極めて重要かつ迅速な対応が必要です。もちろん民間事業者の対応となりますが、交付金の活用など、事業者負担を軽減して加速していく必要があると考えております。

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等の活用など、事業者のニーズに応じられるよう、財政的な措置も含めて積極的に検討をぜひ進めていただきたいと思います。こちらを要望したいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

[14番 徳村登志郎君 登壇]

○14番（徳村登志郎君） グリーンライフ・ポイント制度の導入についてお尋ねいたします。グリーンライフ・ポイントは環境省が実施する事業で、環境に配慮した行動に対してポイントが付与される制度です。

日本は2030年までに温室効果ガス排出量を46%削減させることを米国主催気候サミットで表明しております。期限まで残り8年と迫っている中、日本の温室効果ガス排出源の6割以上が医食住の分野です。したがって、国や企業の努力だけでは難しく、国民一人一人に意識してもらおう施策が必要です。

グリーンライフ・ポイント制度は、環境に配慮した日常の行動をポイント化することで、一人一人が環境問題を自分事とし、環境に配慮したライフスタイルの展開へ機運を高めようとするものです。消費者がコンビニやスーパー、大手通販サイト、家電量販店、自治体において環境配慮行動を実施した際に、既存サービスの範囲内でポイントが上乘せされる仕組みです。

グリーンライフ・ポイント制度を導入している自治体は、企業と連携しているケースが多くなっています。グリーンライフ・ポイントの発行や上乗せ率については、自治体と各事業者の判断となり、地方創生臨時交付金も活用できます。グリーンライフ・ポイントというものが申請されるのではなく、企業等が既に展開してポイントサービスに上乗せされることにより、簡単に展開できると同時に、消費者の多様なニーズにも応えるものになります。

今までサステナブルに関心はあったけれども、意識だけで行動につなげられなかった人も多いのではないのでしょうか。ポイント還元など、目に見える形で特典が受けられれば、エコな行動も楽しみながら自発的にできるようになるはずです。

環境問題に積極的に取り組んでいる企業と連携して、グリーンライフ・ポイント制度を導入し、一人一人が環境問題を自分事とし、環境に配慮したライフスタイルの展開へ機運を高めることも有意義かと思います。

ここで、環境省が示した「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の概要を簡単に紹介したいと思います。

[拡大投影にて画像を示す]

○14番（徳村登志郎君） 1ページ目、お願いします。

「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」とはというところで、来年はG7の広島サミットが行なわれますけれども、そこに向けて脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの実現に向けた国民の行動変容、ライフスタイル、転換のうねり、ムーブメントを起こすべく、新しい国民運動を開始し、世界に発信するというところで計画を立てております。具体的には、こういうイメージがあるようです。

それでは、次2ページ目いいですか。

新たな国民運動の背景として、脱炭素の実現に向けては、2030年家庭が66%、運輸35%、非エネが14%、業務51%削減など、暮らし・ライフスタイルの分野でも大幅な削減が求められている。特に家庭の分野では66%という大幅な削減が求められているところです。

3ページ目、お願いします。

新たな国民運動の背景として、特に国民、消費者の9割が「脱炭素」という用語を認知している一方、そのために何をしたらよいか分からないなど、具体的な行動に結び付いていない状況にあるということです。脱炭素を、私たち一人一人が生活の中でどうやったら実現させることができるんだろうという、具体的なものがなかなか見えてこないというところがあります。そこを促すためのグリーンライフ・ポイントでもあります。

次、4ページ目、お願いします。

新たな国民運動の特徴として、1つ目が「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの実現」という国の継続かつ一貫したメッセージで、こういうメッセージ性がすごく大事だということなのです。

2つ目が呼びかけに留まらない具体的なアクション・選択肢の提示。

3つ目が自治体・企業・団体・消費者との連携による足並み・タイミングを揃えた取組・キャンペーンの展開。こちらは特に自治体、企業、団体、私たち消費者が連携して、このキャンペーンを進めていくということが大事だということです。

4つ目、新しい暮らしを支える製品・サービスへの大規模な需要創出ということになっております。

めくっていただいて、次。こちらは新たな国民運動をイメージしたイラストです。太陽光発電を、太陽光発電も昔は売電を目的としてやっていたところもあるんですけど、今後は脱炭素という、そういう重きを持った部分での太陽光発電の普及ということも必要になってくるかと思えます。あとテレワークを進めたり、いろいろ。将来10年後にはこのような豊かな生活に持っていこうと。脱炭素世界・社会は、またさらなる私たちの暮らしを豊かにするという一つのイメージでもあります。

次、めくっていただいて。新たな国民運動の内容として、特に国、自治体、企業、団体、消費者等の主体が国民・消費者の新しい暮らしを後押しするというので、一番目はデジタルを駆使した多様な快適で、働き方、暮らし方の後押しをする。

2つ目は、脱炭素につなぐ新たな暮らしを支える製品・サービスが提供されるということなのです。

3番目が、インセンティブや効果的な情報発信を通じた行動変容の後押しをする。

4つ目が、地域独自の暮らし方の提案や支援というものも大切になってくると。今年はまだトライアルということですけど、来年度以降、本格的に地域・全国へ広まっていくということになっていくと思えます。

では、次のページ、よろしいですか。新しい豊かな暮らしに向けた個別アクションのところ、特にこの3つですけれども、ファッション、住まい、デジタルワーク。特にファッションですけど、これはサステナブルファッションです。ちょっと聞き慣れない言葉だと思うんですけど、サステナブル、これはSDGsの中にもある持続可能という意味合いを持っているんですけど、サステナブルなファッション、簡単に言うと例えば長く着られる服を選ぶ。ファストファッションというのがあるんですけど、流行でその場、その場で新しいものにどんどん変えていくという、そういうファッションではなくて、長く着られるデザインとか、トレンドに左右されない、そういうものも選んでいこうと。あと、着なくなったら、その後、その洋服をまたリユースしたり、リサイクルに回すとか、そういうことを実際に考えながらやっていこうと。

あと、サステナブルにすごく積極的に取り組んでいるブランドとか、そういうものがありますから、そういうブランドのものを積極的に取り入れるとか。素材もオーガニックコットンとか、動物保護の観点からも、毛皮とかそういうものではなくて、ビーガン素材というよく似たような素材のものを選んでいくとか、そういうことも含まれます。

最後、その中で、サステナブルファッションの中で洗濯のことを言われていたのですが、私もえっと思ったんですけど、これはよくフリース素材の服とか、起毛が出ている洋服をよく着ると思うんですけども、これは洗濯するとそこからマイクロプラスチックが出て、結構環境を汚染しているということだそうです。最近、ネットとかでも、その洋服を袋に入れて洗うと、マイクロプラスチックが流出しないという商品も結構売り出されています。それが結構環境に敏感な人たちが購入を勧めてらっしゃるというのも聞きました。そういうものもどんどん進めていく、取り入れてほしいものの一つになるのかなと思っております。

こういった新たな国民運動も起こっております。そういうことを踏まえて、3点ほど質問させていただきたいと思います。

(1) が、地域のグリーントランスフォーメーション(GX)についてどのように考えているのか伺いたいと思います。

(2) 日本の温室効果ガス排出源の6割以上が衣食住の分野ですが、住民のライフスタイルの転換に対する取組の状況について伺いたいと思います。

(3) 環境問題に積極的に取り組んでいる企業と連携して、グリーンライフ・ポイント制度を導入し、一人一人が環境問題を自分事とし、環境に配慮したライフスタイルの転換に機運を高めることも有意義かと思いますが、こちらの見解も伺いたいと思います。

○議長(近松恵美子さん) 市民生活部長 松田智文君。

[市民生活部長 松田智文君 登壇]

○市民生活部長(松田智文君) 徳村議員のグリーントランスフォーメーションについて、どのように考えるのかについてお答えいたします。

国は2050年までに、温室効果ガスの排出を実質的にゼロにする、カーボンニュートラルを実現する、また2030年度において、温室効果ガスの排出量を2013年度比で46%削減を目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦するとの方針を掲げ、地球温暖化対策を進めています。この対策の中核的戦略であるグリーントランスフォーメーション、いわゆるGXの取組は、化石燃料に依存したこれまでの社会をグリーンエネルギー中心のものへと転換しながら、産業構造や経済構造の変革を進める成長戦略であるため、本市においても、国や県あるいは事業者や市民の皆様と意を同じにして連携して取り組まなければならないと強く認識しています。

また、国の地球温暖化対策計画が昨年5年ぶりに改定され、去年10月から、先ほど

議員が御紹介された脱炭素につながる新しい豊かな暮らしをつくる国民運動が開始されました。今後はこの運動に関する国や県の動向、社会情勢を注視し、市としてできることを検討してまいりたいと存じます。

続きまして、住民のライフスタイルの転換に対する取組についてお答えいたします。脱炭素社会の実現に向けては、技術革新とともに暮らしそのものを脱炭素型に変えていく取組も重要であると考えます。

そこで、本市では、この取組に市民の誰もが参加できるよう、気温に合わせた服装の工夫、食品ロス削減、リサイクル促進など、生活における省エネの取組に焦点を当て、その具体的な構造を分かりやすく示すため、「広報たまな」にシリーズ化して掲載しております。暮らしそのものを脱炭素型に変えていくためには、市民の皆さん一人一人の脱炭素に対する取組を継続的に実践していくことが大変重要でございますので、引き続き市の広報誌やホームページなどで啓発を行ない、市民の皆さんの意識高揚を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、企業と連携したグリーンライフ・ポイント制度導入への見解についてお答えいたします。国の2021年度補正予算により、事業が創設されましたグリーンライフ・ポイント制度につきましては、脱炭素社会の実現を目指す行動の見える化を図るツールとして大いに有効であると認識しております。今後、他の自治体の先進事例等の情報収集をさらに進め、本市の実情に照らし実施できる制度設計の検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 徳村登志郎君。

○14番（徳村登志郎君） 答弁いただきました。

しっかり認識、また検討を進めていただけるといような答弁と感じました。私から参考になればと思いますので、環境省の推奨している今後のポイント還元の対象となる5つの分野の具体例を挙げさせてもらいたいと思います。

まず、食の分野ですけれども、これは賞味期限切れ間際の食品を購入する、そして地産地消、あと旬のもの、旬消を、食材を購入する。それと飲食店で食べ切れなかった料理の持ち帰り。

衣類の分野では、店舗で要らなくなった服を回収するとか、先ほども紹介しましたけど、購入の際にはサステナブルファッションのブランドを選ぶ。そして新品の服を購入するのではなく、服のサブスクサービスを利用というものがあるみたいです。

そして、循環という部分ですけれども、これもプラスチック製の使い捨てスプーンやストローを受け取らない。そしてばら売りで購入した商品を使い切る。お肉とかも、今後また量り売りみたいなものも増えてくるのでないのかなと、パックでまとめ買いする

みたいな、使い切れる量を買っていくと。

あと、簡易包装の商品を選択してごみを削減する。ペットボトルにもラベルレスが出たり、そういうものに進んでいると思います。それとリユース品を購入する。生活用品を修理・補修して使う。ちょっと汚れたり壊れたりしたら簡単に捨てていたものを、そういうことをしないように考えを変えていく。

あと、住まいに関しては、高性能省エネ機器へ買い替える。これはお金がかかるんですけども、最近のエアコンだったり、冷蔵庫だったりは大変省エネになっているので、10年以上経っているものであれば、この機会に購入の検討を、買い替えの検討などもすべきだと思います。あと節電を実施する。それと省エネ電気への切替えを行なっていく。

5番目、移動ですけれども、移動に関しては、カーシェアを利用する。あとシェアサイクルを利用する。これはいろいろ地域性があるかと思うんですけども、自治体によっては、公用車のカーシェアもやっているようなところもあるみたいです。

以上のような内容のものが考えられますけれども、私たちの生活に密接にかかわる幅広い分野でポイント制度が推奨されています。今からでも取り組めるものもたくさんあります。

ここで、参考事例を2件ほど紹介させていただきたいと思います。

まず、東京都板橋区では、2021年度から区民や事業者の省エネ行動を促すため、「いたばし環境アクションポイント事業」を始めております。前年と比べて、電気・ガス使用量を削減した登録者に対し削減率に応じたポイントを付与。所定のポイント数に達すると登録者に配布された報告書を区に郵送することで、区内の共通商品券と交換できる取組を行なっているそうです。

また、静岡県には、携帯電話やスマートフォンにクーポンをダウンロードして、温暖化防止につながるアクション、エコアクションですね、これを行なったなら、そこにあるQRコードを読み取ってポイントが付いていくということになっております。グリーンライフ・ポイントというのは、まさに上乘せさせるようになっておりますので、こういう事例もぜひとも参考にさせていただけたらと思います。

最後になりますけど、このように、今回グリーンライフ・ポイントを紹介したのですが、今回このグリーンライフ・ポイントは、公明党でも新たなライフスタイルの転換を加速することになると主張して、補正予算として111億円計上するところを持っていました。ぜひとも今後の積極的な指導のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは次の質問に移りたいと思います。

[14番 徳村登志郎君 登壇]

○14番(徳村登志郎君) 人口増、地域活性化につながる子育て支援についてお尋ねい

たします。

公明党は結党以来、子どもの幸せを最優先する社会を目指して、教科書の無償配布や児童手当の創設を実現してまいりました。また、2006年に発表の「少子社会トータルプラン」をはじめ、数多くの提言をし、幼児教育、私立高校授業料、高等教育の3つの無償化をはじめ、不妊治療への保険適用拡大、育児休業制度の拡充、出産・育児一時金の42万円の増額、小中学校の耐震化などの政策を着実に実現してまいりました。しかし、コロナ禍による少子化が想定を上回るスピードで進み、虐待や不登校、自殺の増加など、子どもを巡る課題は深刻化しております。これらの課題を克服し、希望すれば誰もが安心して子どもを産み育て、十分な教育が受けられる社会づくりを進めるため、公明党は先月11月8日に結婚、妊娠、出産から子どもが社会に巣立つまで切れ目ない支援策を掲げた「子育て応援トータルプラン」を発表いたしました。

今回のプランでは、従来の働き方改革、子育ての負担軽減に加え、子ども政策を中心に据えた「こどもまんなか社会」の実現、男女間の不平等解消、性別役割分担意識の是正、若者が希望を持って将来の展望を描ける環境整備の5つの方向性を基に、子ども政策全般及び働き方、社会保障を見直すとしたのが特徴であります。

公明党の山口那津男代表は、支援策が繋がっていることで、一貫性、継続性、恒久性、体系性が国民から見えることが少子化を食い止めると、プランの意義を強調しております。

それでは、「こどもまんなか社会」を自治体で実施し、成果を上げている明石市の事例に沿って、今回、質問をさせていただきます。明石市では、安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに育つ環境づくりを目指して、様々な子育て支援施策を実施しております。その柱となっているが5つの無料化です。

一つ目が、子ども医療費の無料化です。子どもが病院に行ったときに払うお金は住んでいるまちによって異なります。明石市では、2021年7月からさらに制度を拡充し、全国の中核市以上の市で初めて高校3年生まで無料になりました。

二つ目が、第二子以降の保育料の完全無料です。もう一人子どもが欲しいけど、お金に不安という人も多い中、明石市は経済的な負担を大幅に軽減しております。

三つ目が、ゼロ歳児の見守り訪問「おむつ定期便」です。こちらは2020年10月からスタートしております。市の研修を受けた配達員が、毎月おむつや子育て用品を御自宅に届け、その際に育児の不安や悩みを聞いたり、役立つ情報をお伝えしているそうです。

四つ目が、中学校の給食費が無償になっております。これも2020年4月からスタートしております。中学校給食が所得制限なしで無償になります。教育費が膨らむ中学生のいる家庭の負担を軽減し子どもの健やかな成長を支えてくれます。3年間で子ども

一人当たりおよそ16万円の負担軽減になります。

五つ目が、公共施設の入場料無料化です。博物館やプール、そして何より屋内大型遊具がずらりとそろい、子どもと大人も一緒になって遊ぶことができる、明石の子どもたちの新しい遊び場の施設です。雨の日でも思い切って体を動かして遊べます。ちなみに市民は無料で、市民以外は有料になっております。

以上が5つの無料化ですが、本市の現状と見解をお聞かせください。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

[教育部長 藤森竜也君 登壇]

○教育部長（藤森竜也君） 徳村議員御質問の明石市で実施されている5つの無料化のうち、中学生の給食無償化についてお答えいたします。

学校給食費については、学校給食法第11条に基づき、食材費は保護者負担とする受益者負担の原則に沿って徴収を行なっています。ただし生活の支援を必要とする家庭への対策として、本年度では小中学校合わせて約720人の児童生徒の就学に必要な援助を、給食費を含めて実施しており今後も継続してまいります。

委員御質問の明石市の事例と同様に、中学生の給食費を無償化した場合、一年間の食材費が約1億円と見込まれ、恒常的に多額の財政負担となることから、現段階では給食費を無償化する予定はございませんが、本年度、食材費が高騰したことにより、本来であれば給食費を値上げせざるを得ない状況にある、この全ての小中学生に対して、高騰した分は公費で負担することにより値上げは行なわないこととしております。今後も引き続き、保護者への負担が増えないようにと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員御質問の明石市で実施されている5つの無料化のうち、教育部以外の無料化についてお答えいたしたいと思っております。

今回、議員からの一般質問通告を受け、改めて明石市の子育て支援の状況について確認させていただきました。その中には、議員紹介の5つの無料化があり、大変参考になったところでございます。

本市の現状についてでございますけれども、最初に子ども医療費の無料化についてでございますけれども、これにつきましては本市でも来年4月から高校3年生まで無料化する方向で、今議会に条例の一部改正をお願いしているところでございます。

次に、第二子以降の保育料の完全無料化につきましては行なってはおりませんけれども、3歳以上児クラスは無償化、また3歳未満児クラスの非課税世帯は無償化となっております。

次に、おむつ定期便については実施はしておりません。

次に、公共施設の入場料無料化についてでございますけれども、博物館につきましては高校生まで無料となっておりますけれども、その他の施設につきましては、子ども料金を設定している状況にあります。明石市は人口規模も大きく、本市と環境が違い、一概に全てを検討実施することはできないと思っておりますけれども、おむつ定期便などはゼロ歳児の見守り訪問を兼ねているということですので、育児の不安や悩み解消につながる点では非常に参考になる先進事例だと考えております。

本市も引き続き、様々な先進事例を研究し子育て支援につなげてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 徳村登志郎君。

○14番（徳村登志郎君） 答弁いただきました。

この中で紹介しました、特におむつ定期便ですけれども、いろいろ見守りとか、相談を市民の方から、特にまだ赤ちゃんが小さく一番不安を抱えているときに相談にのってくださって、また買い物に行かなくても大きな荷物になるおむつを届けてくださると、すごく市民の方に好評だということですので伺っています。

昨日、松本議員も言われていたのですが、プレイランドですかね、雨の日でも遊べる屋内型の施設ですけれども、市民の方にとってはものすごく評判がいいと。明石市も小学生以下の子どもたちに無料で使わせているんですけれども、よそのまちからは有料ですけど、300円で利用できるのですごく大好評だということ。なかなかそういう遊びの場がないと、それが市の中にあるということは、すごく市のアピールにつながっているし、子育てするなら明石市というふうになっているみたいで、実際に明石市では、一般の住宅メーカーも子育ての明石市というところをアピールして、分譲をあちこちに行っているとか、そのぐらい子育て世代にとって魅力的なまちに、今なっているみたいで。

それで、ちょっと再質問をさせていただきたい部分があります。明石市では、子育てに係る経済的な負担の軽減が人口増につながっているというふうにおっしゃっています。明石市では、2020年の合計特殊出生率が1.62まで上がったそうです。これはその当時の全国平均が1.33から見ても、随分高い水準になっております。

そこで、昨日、北本議員からも答弁をいただいたみたいですが、本市の合計特殊出生率の状況を教えていただきたいと思っております。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員御質問の本市の合計特殊出生率についてお答えいたします。

はじめに、合計特殊出生率とは、人口統計上の指標でございますので、15歳から49

歳までに一人の女性が生涯に産むとしたときの子どもの数の平均を求めるものでございます。厚生労働省が公表しております本市の合計特殊出生率は、1988年から1992年の平均が1.79人、2013年から2017年の平均が1.62人となっております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 徳村登志郎君。

○14番（徳村登志郎君） 答弁いただきました。

結構玉名市は高い水準にあります。昨日の答弁を聞きながら思っていたところです。この合計特殊出生率は、特に都市部では、東京都とか都会では低い。地方では高い傾向にあるというものもあるみたいです。

また、この合計特殊出生率ですけれども、団塊の世代の方々が生まれた昭和22年、この頃は4.54もあったと。またちょうど昭和50年、この年を境に2を割り込んで、1.91になっているみたいです。令和3年、最新の情報では過去最低です。1.3まで低下している。特にコロナ禍もなって、それぐらい本当に深刻な問題にもなっております。

本当に明石市での5つの無料化で、子育て世代がこの合計特殊出生率も上げていることは注目すべきことだというふうに、私も感じております。そしてまた、移住も含めて、この5つの無料化、子育て支援が人口増加につながって、さらにそれが経済への好影響も出ております。ちょうど明石市の明石駅南側で、人通りが、この子育て支援を始めてから、最大で1.7倍に増えたと。また新規出店数、人が来るとお店も出店するというところで、新規出店数も2.4倍にもなったと。そういう意味で商店街の活性化も図られております。人口が増えると当然のことながら、税収も増えているというふうになっておられるそうです。

このことで、新たな税収を財源として、明石市の高齢者施策では、またサービス向上も手掛けることができるようになったということで、なかなか子育て支援ばかり打ち出していると、高齢者対策はどうなんだと、高齢者はおざなりにされているのではないかなというところも、逆に税収が増えたことによって、高齢者にもサービス向上が図られているという、そういう好循環が生まれていると。ここまでの好循環は、明石市の泉市長も、予想は実際にしていなかったそうです。ただ、この5つの無料化、子育て支援が、市の予算からすると、市長がおっしゃるには全体の2%弱で可能だったということです。この額が高いかどうかというのは、またいろいろ主観があるかと思いますが、その効果から見れば、子育て支援に力を入れていくというのは、大変大切なことである、明確なことではないのかなと感じます。

それでは、最後になりますけど、この5つの無料化、子育て支援に市の予算2%弱を

かけて、このような実績を出してきた明石市の取組について、市長の見解をお聞かせいただければと思います。お願いします。

○議長（近松恵美子さん） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 徳村議員の再質問にお答えいたします。

明石市は9年連続で人口が増加し、人口増加率は中核都市で全国1位となっていることでもありますけれども、先ほど、議員もおっしゃられたとおり、出生率に関しては1.6%台ということで、玉名市も明石市もほとんど同じです。要するに社会増で増えているということになるんだろうというふうに思います。そして、そういった人口が増加する要因の一つとして、子育て施策など市民に寄り添うまちづくりによって、まちづくりの好循環を維持・拡大することで、明石のまちが元気になっているというふうにお聞きいたしております。

変わって、玉名市では、令和2年に、女性・子ども相談室を設置し、また子どもの育児に対する支援、発達が気になる子の心理相談などを行っておりますし、放課後児童クラブは強力的に推進している。そういった本市に合った、様々な子育て支援を実施しているところでもございます。

例えば、それぞれの環境が違う中でのそれぞれの自治体でも、総予算を占める割合というものがそれぞれに環境で違う。今回の質問を受けて、若干調べたのですけれども、農業・商工に対しての予算というものが、明石市の6倍、玉名市があります。そういったことを考えたならば、やはりそれぞれの自治体における環境というものがやっぱりいろいろあるんだろうなということを思いながら、ちょっと私も今回勉強させていただきました。

そうであっても、今回、徳村議員から御紹介いただいた明石市の事例というものは、非常に参考になるというふうに思います。ですから、「人と自然が輝き、やさしさと笑顔にあふれるまち玉名」この実現に向けて、参考にさせていただきながら有効的な施策に取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 徳村登志郎君。

○14番（徳村登志郎君） 答弁いただきました。

市長もいろいろ調べていただきまして、本当にこの少子化の問題は、どこにどうやったらいいのか、どこの自治体も暗中模索している部分かと思えます。そういう中でいろいろな成功事例が、昨日も北本議員からありましたし、私も参考になりました。本当に皆が知恵を出し合って、この問題に取り組んでいかななくてはいけないなと考えております。

最後になりますけれども、明石の泉市長は、とにかく「子どもにやさしいまちは、全

ての人にやさしいまち」とおっしゃっていました。子どもにまずやさしくすると、そういうまちというのは、高齢者まで、若者に対してもやさしいまちなんだということにつながっているんだなと思います。

実際に、公明党も子どもの幸せを最優先する社会の実現に向けて、子どもや若者世代に対する未来への投資は、人口減少を食い止めると同時に、社会保障の担い手を増やすことにつながるとの認識を、皆様と一緒に共有したいと思っております。先に紹介いたしました「子育て応援トータルプラン」の実現に向けて、私自身も全力で取り組んでまいりたいと思っております。

それでは、以上で私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、徳村登志郎君の質問は終わりました。

議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（近松恵美子さん） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行ないます。

1番 大野豊重君。

[1番 大野豊重君 登壇]

○1番（大野豊重君） こんにちは。1番、自友クラブ、大野豊重です。

昨年12月定例会から前回の9月定例会までにおいて、一年間一通りの議会活動・議員活動に携わらせていただきました。その間、市民の皆様の声や先輩議員からの指導を数多く受け、勉強の日々を過ごさせていただきました。また、それぞれの所管課におかれましても、市の政策や計画・事業の進捗状況などを丁寧に教えていただきましたこと誠に感謝しております。

本12月定例会からは2年目となります。新人議員という隠れ蓑は通用しなくなりますので、これまで以上に勉強をしながら、市長の掲げる「笑顔をつくる10年ビジョン」に対し、しっかりと批評しながら、市民の笑顔をより多く得られるように活動していきたいと思っております。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

はじめに、新型コロナウイルス感染症対策について伺います。令和2年から3年目となる新型コロナウイルス感染症、従来型からオミクロン株へと変化し、第7波が落ち着いたと思っておりますところ、すぐに第8波の到来が来ております。昨日現在、熊本県においては1,830人の感染者、国・県・市では、これまで感染症対策の一つとしてワクチン接種の対応をしてこられました。そのワクチン接種の必要性ですが、新型コロナウイルスに対する免疫力をつけるというところ、そして時間とともに減衰してしまう

免疫を分散接種でしっかりとアップデートしていくことで強化をすること、そして仮に感染した際の感染を軽くしてくれたり、重症化から身を守ってくれる効果があると言われております。

拡大投影をお願いしたいと思います。

[拡大投影にて画像を示す]

○1番（大野豊重君） これは日本の全国の今現在のワクチンの接種状況ということで、12月4日時点になるんですけども、これはデジタル庁が出しているVRSから取得してきたものですけども、左が65歳以上のワクチンの接種状況、そして右側が全体の接種状況ということで、全体で言いますと、大体1・2回目の接種については77%程度、右側です。に比べまして、左側の65歳以上については92%程度、それから分散接種の回数を追うごとに、だんだん接種率は下がってきているんですけども、このグラフから見て取れますとおり、65歳以上については高い水準で、しかも短期間に接種をしているというところなんです。赤丸をつけているところです。

そして、65歳未満の接種率については、回数を追うごとに接種率が低下してきていると同時に、接種の期間が非常に長くなってきている。これは何が原因かというのは、分析されていないので難しいところではありますけれども、いわゆるコロナに慣れてきているとか、重症化率が下がってきているとか、そういったところが考えられるのかなと個人的には思うんですけども。

では、玉名市としては、現在どのような接種状況なのか、伺いたいと思いますけれども、全国の接種状況からも言えますとおり、全年齢を含めた全体での接種率を出してみますと、いわゆるここが、フィルターがかかってしまうと思うんですね。65歳以上も含んだところの数字になってきますので、フィルタリングがかかってしまいますので、このところについては年齢別だとか、そういったところで玉名市の状況を教えていただければと思います。

また、これは接種状況に紐付けられるものではないんですけども、接種後の健康被害とか、接種時のアナフィラキシーショック時の本市の対応、どういうふうな体制を敷いているのかとか、そういったところも聞きたいと思いますし、よく聞かれることとして、接種時の接種部位の痛みだとか腫れや赤み、そして接種後においては倦怠感だとか頭痛だとか寒気ということもよく聞かれております。そのほとんどは瞬間的なものから短期間、数日ということなので聞いてはいるんですけども、これら副反応についても市の状況はどうだったのか、といったところを伺いたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

[健康福祉部長 酒井史浩君 登壇]

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員御質問のワクチン接種状況についてお答えいたしま

す。

新型コロナウイルスワクチン接種は、予防接種法に基づき令和3年2月から実施されております。

本市では接種に当たりまして、玉名郡市医師会、くまもと県北病院、玉名郡市薬剤師会、有明消防本部と協議をいたしまして、万全な接種体制の下、同年3月から1・2回目の初回接種を、医療従事者や重症化リスクの高い高齢者から接種を始めております。その後3回目の追加接種、60歳以上の方や基礎疾患を有する方を対象とする4回目接種と順次実施いたしまして、現在は初回接種を完了された方を対象にオミクロン株対応ワクチンの接種を実施しているところでございます。

これらの接種を進める一方、本年3月から5歳から11歳までの小児接種を、先月には6か月から4歳までの乳幼児接種を、1市4町の共同接種体制の下、開始しているところでございます。

この2年近くにわたって実施してきましたワクチン接種は、かかりつけ医療機関での個別接種を基本とし、集団接種にて補完する接種体制を整え、接種を受けやすい体制づくりに取り組んできたところでございます。特に集団接種の実施におきましては、国の方針決定や見直しに応じて接種計画を適宜変更しながら、接種対象者やワクチンの供給状況等を踏まえて、接種会場の選定や確保を行なうとともに、接種規模や実施日を調整して開設するなど、市民の皆様が適切な時期に接種できるよう、接種機会の確保に努めてまいりました。

接種率につきましては、市民の皆様のご理解と御協力により、令和4年11月28日時点における玉名市の接種率は、1・2回目接種は約88%、3回目接種は約75%、4回目接種の60歳以上の方の接種率は約80%と、12歳以上を対象とした接種は高い接種率となっております。10月からのオミクロン株対応ワクチンの接種率は約21.5%と、全国や熊本県の平均を若干上回っている状況にございます。

年代別の接種傾向は、高齢者の接種率に比べまして、30歳代以下の若年層の小児接種の接種率が伸び悩んでおります。これまで接種を希望される方には、速やかな接種を検討していただくよう、市広報誌、ホームページやSNSを通して啓発を図っているところでございます。

次に、新型コロナウイルスワクチンの接種に伴い、アナフィラキシーが発生した場合の対応・体制につきましては、各種接種会場にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応が見られた際に、応急治療ができるための救急処置用品といたしまして、エピペンなどの医薬品や酸素ボンベ等を備えております。実際に重篤な副反応が発生した場合を想定して、毎回、接種開始前にあらかじめ救急対応を行なう医療従事者を決めており、発症者の速やかな治療や搬送ができますよう、救急対応時の役割を認識していただい

おります。また、発送先の候補となるくまもと県北病院や有明消防本部と事前に接種会場の場所や開設日時等の情報共有を図りながら、医療救急搬送体制の連携を構築しているところでございます。

最後の質問のアナフィラキシー等の副反応につきまして、健康被害等の現状の具体的な数値等は、国からの指示により公表できない旨通達されておりますので、回答は控えさせていただきます。

これからも接種を希望される方々が安心・安全に接種できるよう、救急体制の確保の取組、重篤な副反応が発生した場合に適切な対応ができますよう、努めてまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 答弁においては、一番気になっていた副反応のところについては、国の指導ということもありますので、数的には私も若干情報を聞いたところによると、本当に非常に低いところで、もう心配するんですけれども、全然接種に関して懸念すべき数字ではないのかなと感じますし、また接種した瞬間のアナフィラキシーショックに関しても、搬送先をしっかりと連携を取ってやっているといったところで、またそういう万全の体制も取られているのかなといったところで安心はしております。

副反応については、今、言ったとおり数的には全然少ないのでいいと思うんですけれども、いわゆるワクチン接種率に関しては、先ほどもちょっと申したとおりなんですけれども、慣れとか重症化率の低下などによって受ける割合が少なくなってきたのかどうかというのは分かりませんが、私はそういうふうに捉えているんですけれども、結論付けるのは非常に難しいところでありまして、そのところは世界の状況だとか国の方向性を見守りながら、玉名市としても対応していくほかはないと思いますので、また今後とも引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

再質問になりますけれども、ワクチン集団接種会場における受付から問診、そして接種、それから待機、そういったところの流れや効率はどうかのかなといったところを感じてます。例えば、玉名市では14時から18時で、ある日を抜き出すと294人です。長洲町においては14時から17時、玉名市よりも1時間早く終わって、玉名市の294人以上の500人を接種されています。なぜかと言うと、結局、問診。玉名市の場合、問診と接種を同じブースでやるということから一人しか入れない。しかし、長洲方式でいくと、問診と接種会場を別のブースでやっているから、流れ作業でどんどんどんどん接種ができていくというふう聞いております。それを聞いたときに、やはりドクターだとか看護師というのも雇われているわけですから、非常に金額的にも高いわけです。なので、そういった国費かもしれないけれども、そういった公費だとか効率を考えると、長洲方式の方が良いのかというふうには思ひます。そのところは効率的には

でしょうか。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員の再質問にお答えいたします。

本市の集団接種会場におきましては、接種を希望される皆さんが安心して安全に接種できる体制を最優先に考えて取り組んでおります。現在実施しています集団接種会場は、総合体育館と横島町公民館でございますけれども、共に医師の問診と看護師による接種を同一ブースで実施しております。同一ブースで問診と接種を実施している理由といたしましては、接種希望者が多い高齢者に配慮した配置にしており、椅子への立ち座り回数減少、体への負担の軽減や転倒リスクの減少が図れること、医師の予診情報が看護師と共有できることにより安全に接種できること、接種直後の容態の変化が確認できることなど、運営側の効率性よりも来場者の負担や安全性を考慮しているところでございます。

また、接種の回転率を上げると接種後の状態観察のスペースを今以上に広く確保する必要がございます。そして、総合体育館につきましては、メインやサブアリーナをスポーツなど通常使用と併用しながら、また駐車場も調整して使用していますし、横島町公民館でも同様に、周辺施設とで駐車場を調整して使用するなど総合的に判断し、接種ブースを設置しているところでもございます。

一方で、事前にスタッフによる予診票の内容確認を行い、記入漏れや誤りがないかを確認し、医師の往診時間の短縮に努めているところでもございます。

今後も安心・安全な接種体制の構築と、その時々で状況を考慮し、総合的に対応してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 答弁いただきました。

簡単にまとめますと、玉名方式では、接種に来られる方の、高齢者のためのブース移動を伴う負担軽減を考慮されているということで、本当に寄り添ったやり方なんだなということは感じました。また、当初の頃から比べると、接種タイミングが分散されているということも一つの要因で、そこまで効率性を求める必要性がないのかなというのを感じております。

ただ、今後どういう状況になるか分かりませんので、もし追いつかないような状況が出るようなときには、ぜひとも臨機応変な対応をしていただけるよう、お願いをしたいと思います。

次に、新型コロナウイルス感染症に伴う支援策についてのところに入っていくんですが、生活困窮者や事業者支援について、これまで、例えば個人でいけば給付型の

支援金もありましたし、貸付金もありました。それから奨学金制度の充実だとか、各種税金や保険料の支払の猶予があったり減免があったり、そういうのがありました。事業主においては持続化給付金もありましたし、雇用調整助成金、それから学校休業等に対応する助成金などが、これまでやられてまいりました。

そういった様々な支援策があったんですけれども、その中で玉名市独自としての支援策は何があったのか、伺いたいと思いますけれども。今現在で見ますと、生活困窮者自立支援金と住居確保給付金についての支援事業を行われております。これはどのような目的の支援金であって、これまでそういう支援制度の事業をスタートされてから、どの程度の利用者があったのか。また、事業者支援においては、この3年間において、どのような支援策を講じられてきたのか、伺いたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員の生活困窮者等への支援や事業者支援に関する御質問のうち、生活困窮者自立支援金、住居確保給付金についてお答えいたします。

新型コロナウイルスの発生以前より、生活困窮者を対象に、玉名市社会福祉協議会から緊急小口資金や総合支援資金の特例貸付が行なわれてきました。しかしながら、再貸付が終了するなどにより、特例貸付が利用できない世帯が発生したところでございます。

このような状況下で、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、特例貸付が利用できない世帯に対し、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給につなげるために、生活困窮者自立支援金が創設されたところでございます。

財源といたしましては、国の新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化交付金を活用し、令和3年7月1日からスタートし、今年12月末日をもちまして申請受付が終了となります。支給対象者は、特例貸付が終了となった世帯で収入要件、資産要件ともに定められた基準額以下で、求職活動が義務付けられており、最大6か月の支給が可能となっております。

対象者への制度の案内につきましては、熊本県社会福祉協議会より特例貸付の再貸付を受けている方の名簿が市に送付されてきますので、もれなく自立支援金の申請書と案内文書を郵送しております。

制度スタートから今年11月末時点で145件の相談に対し、22件の支給を行なっています。世帯といたしましては、1人世帯が13件と多く、次に3人以上の世帯が3件、夫婦等の2人世帯が3件、一人親世帯が3件で、年代は60歳、70歳代が全体の半数を占めております。

次に、住居確保給付金でございますけれども、これは生活困窮者自立支援法に基づき、離職、廃業から2年以内、または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況に

ある方で、住宅を喪失する恐れのある方を対象として、最大9か月の家賃助成と就労に向けた支援を行なう制度でございます。

令和2年度からの件数を申し上げますと、令和2年度が8件、令和3年度が2件、令和4年度が11月末時点で3件と、合計13件の支給を行なっております。世帯といたしましては、50歳、60歳代の一人世帯が9件と全体の7割を占めており、夫婦二人世帯が1件、一人親世帯は3件となっております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

○産業経済部長（蟹江勇二君） 大野議員御質問の事業者支援についてお答えいたします。

令和2年はじめから、新型コロナウイルス感染症の拡大は全世界に広がり、経済活動に大きな影響を与えてきました。今日まで株変異を繰り返しながら弱毒化してきているとは言われているものの、その感染力は衰えておらず、第8波の到来が予測されるなど、未だ経済活動への影響は大きい状況にあります。この間、経済活動を維持するため、対策事業が国や自治体で展開されてきました。

本市におきましても、国・県の対策事業を補完するべく、各種事業を展開してきております。これまで行なってきた商工業事業者への支援事業を大きく分類しますと、資金繰り支援に関する事業、事業の継続を給付金等により支援する事業、事業所での感染防止対策を支援する事業、地域の消費を喚起させる事業、そして商工団体等が行なう経済対策への支援事業になります。

現在、実施中及び実施予定を含みますと、商工政策課において資金繰り支援に関する事業としては、個別相談会の実施や制度融資利用者への利子補給事業など4事業、事業の継続を給付金等により支援する事業としては、持続化給付金支援事業など14事業、事業所での感染防止対策を支援する事業としましては、飲食店等感染防止対策事業など7事業、地域の消費を喚起させる事業としては、地域応援商品券事業など5事業、商工団体等が行なう経済対策への支援事業としては、商店街などとイベント補助事業など2事業、その他ヒアリング調査など3事業で、計35事業となります。

観光物産課におきましては、旅行クーポン事業や宿泊施設での感染対策事業、コロナ禍に対応する商品開発事業など18事業を実施してきており、両課で合計53事業、事業費で約10億円の経済対策事業を実施して事業者支援を行なっているところです。

今後につきましても、感染症の状況や国・県の動向を注視しながら、また他自治体の有効な事例等を参考にして、必要な事業をできる限り有効かつ適正に実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 商工政策においては、事業支援においては、商工政策と観光物産と合わせて、およそ50事業で10億円程度の経済対策だとか、いろんな支援事業を行なってこられたということで、改めて感謝しかないんですけども、まだまだ新型コロナウイルス感染症については収束が見えないということもありましたので、引き続きまた支援策を講じられることかと思えます。

なので、次年度予算編成においては、これまでの3年でやられてきたことの事業評価を再度行なっていただく。それは当然行なわれた上での新しい事業を組み込まれていくかと思うんですけども、そこに本当に必要な支援策をまた考慮いただいて、さらなる支援をお願いしていきたいというふうに思っております。

次に、市民向けの支援についてですけども、今、先ほどの答弁では、自立支援金と住居確保給付金について、これはあくまでも就労支援の一部であるというふうに伺いました。気になるのは、その支援制度の期限、金額だとか、そういったところではなくて、当然金額を考えると財政的にも、長期間の支援というのは難しいといったところ、6か月というふうにされていたかと思えますけれども、それ以外にも期間を延長したりとかされているかと思うのですが、大事なことは金額とか期間ではなくて、支援目的が就労目的、就労支援というふうになっておりますので、そもそも支援制度の利用世帯というのは、基本的には生活が困窮していて、この制度を使っても劇的に生活が改善するのではないというふうに承知しております。

先ほど145件の相談に対して、対象となったのは22件ということで、そのうちが高齢者ということになるんですけども、では、市として何ができるのかといったら、この制度の金額や期間ではなくて、何度も言いますけれども、対象者に対して制度利用後のフォローはどういうふうにされてきたのか。もしくは、先ほど言った145人の相談に対して22件、では、残りの120人に対してはどういうフォローが必要であったのか。相談者と制度利用者の就労状況が改善されたのか。そのあたりについて、お伺いをしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員の再質問にお答えいたします。

対象者の制度利用後のフォローといたしましては、くらしサポート課の就労支援員がハローワークと連携しながら就労支援を行っており、また、同課の家計改善支援員が家計に課題を抱える方には、家計改善に向けた相談・支援を行っておりますので、利用の御案内をしております。

制度の対象とならなかった世帯に対しましても、同様に相談支援の御案内をしており、中には制度利用につながった方もいらっしゃいますが、大半の方は辞退をされておられます。相談者、制度利用者の就労状況といたしましては、正社員、パート、派遣と雇用

形態は様々でございますけれども、相談者の状況に応じた就労を果たされ、中には収入増となられた方もいらっしゃいます。

しかしながら、就労がなかなか定着されない方もいらっしゃいますので、ハローワークと連携しながら粘り強く支援を行なっているところでございます。また、先ほどの答弁でも申し上げましたように、自立支援金の利用者は60歳、70歳代の方が半数を占めており、就労が決まらずに生活保護につながった方が5名となっております。

このように生活困窮者の方々に対しましては、様々な制度や給付金等を活用しながら重層的な支援を行なっているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 答弁におきましては、家計改善支援員などが就労に関しての支援員がいらっしゃってサポートをされているということでした。例えば、先ほども答弁のありました、社会福祉協議会で取り扱っている生活福祉金、いわゆる緊急小口資金の特例貸付については、これは返済が必要だという資金ですけれども、それが国の試算によりますと、およそ貸し付けた金額のうちの1,300億円程度が返済は難しいだろうというふうに、今、見られております。あくまでもこの制度は、働ける世代の話になるかと思うんですけれども、そういった生活困窮者の方々に対して、今後も手厚い就労サポートだとか、生活に対してのアドバイスだとか、支援制度の御案内だとか、そういったところのサポートを今後も引き続きお願いしたいというふうに思います。

次に、10月から感染拡大し始めている第8波への備えと対策について、2点ほど質問したいんですけれども、まず一点目として、家庭内での陽性者や濃厚接触者が出た場合の対応です。これはコロナが流行り出した2年前に比べると、基準だとか、制度・支援の仕方などがかなり変化してきたということがあると思います。では、現在の支援策はどのようなふうになっているのか。これが一点目です。

2点目に、これからの時期、大いに気になることとしては、今、報道でも巷でも言われております、やはりインフルエンザです。新型コロナ第8波とインフルエンザとの同時流行が考えられますけれども、このことについては、市ではどのようなふうなやり方で乗り切ろうというふうに思っておられるのか。そのところをお示しいただければと思います。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員再質問の第8波への備えと対策についてお答えいたします。

感染症対策につきましては、国が定める指針に基づき、感染症法及び地域保健法に則り、都道府県が主体となり医療機関や市町村と連携し対応しているところでございます。

その役割といたしましては、入院、宿泊療養、自宅療養の療養者へのかかわりに関しては、保健所や医療機関が、住民への感染対策の周知に関しましては、県や市町村が担っております。このようなことから、本市におきましては、国や熊本県が発信した情報を速やかに玉名市のホームページに掲載し、SNSを通じて注意喚起を行なってきたところでございます。また、有明保健所、医師会、薬剤師会、行政担当者等で構成する新型コロナ感染症有明地域会議にて、感染状況を共有し各機関で取り組むべき事項について協議を行なってきたところでもございます。

現在、全国的にも新型コロナウイルス陽性者が増加しており、第8波の到来とインフルエンザとの同時流行が危惧されておりますけれども、社会経済活動の活発化と年末年始の人の移動により、今後も陽性者数が増加し、医療機関のひっ迫が予想されております。現段階では、重症化リスクの高い高齢者施設等で陽性者が発生した場合の初動体制や医療機関との応援体制の再確認を行なっております。また、玉名地域の感染対策関係機関を対象といたしました、くまもと県北病院と玉名郡市医師会の合同による感染対策研修会を行なったところでもございます。そして、市民の皆様に対しましても、もしもに備えて、コロナ抗原定性検査キットや解熱鎮痛剤、食料品や日用品の準備をしていただくことをホームページ、安心メールやLINE等で周知を行なったところでもございます。

今後も引き続き、新型コロナ感染症有明地域会議で現状を把握し、各機関の役割を明確にし、本市で対応すべき事項について実施してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） やはり、これまで実施されてきた感染拡大防止の取組を基本的に行なっていくことが大事だなと思いますし、また先ほどありました、ホームページとか、LINEとか、そういったところで注意喚起をしっかりとやっていくということかと思えます。もう抜本的に大きく何かできるということはないかと思えますので、そのところは、また国・県の方向性だとか、指導を仰ぎながら進めていくほかはないかと思えます。

ただ、この中でも気になることが一点ありますので、再質問させていただきたいんですけども、児童とか生徒の学級閉鎖、学年閉鎖も予測されます。なので、玉名市においては前倒しで実行されてきたタブレットの持ち帰りについてですけれども、当然この辺りの学級閉鎖、学年閉鎖時の対応が必要になってくるかと思えますので、ここの部分について、そういった場合の計画はどのようにされるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 大野議員御質問の学級閉鎖時の対応とタブレット持ち帰りに

ついてお答えいたします。

先月、11月15日に開催しました玉名市校長会議において、各学校の校長先生方には、非常時のリモート授業に備えて、各学校で冬休みまでにマイクロソフト「Teams」を使った接続の確認を行なうようお願いをしたところです。

この「Teams」を利用している理由は、オンライン会議に幅広く利用されているツールであること、児童生徒が一人一人マイクロソフトのアカウントを取得していること、「Zoom」とは違って時間制限がないことの3つです。そのため、子どもたちのために身につけておくべき、教職員のタブレット活用スキル基本操作30項目というのをつくっておりますけれども、この中に「Teams」を使ってビデオ会議ができるという項目を盛り込みまして、活用を促しているところでございます。

今後も学級閉鎖、学年閉鎖や休校措置等によって、子どもたちの学びに遅れや学校間で差が出ないように、タブレットを活用したリモート学習が確実に実施できるようにしてまいります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 非常時における対応として、30項目ぐらいやらなくてはいけないことを考えられて、マイクロソフトの「Teams」を使ってやられるということで、最後の答弁に「差が出ないように」ということがありましたので、非常に安心はしているところなので、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

最後の質問になるのですが、報道でもありますとおり、新型コロナウイルスについては、第5類に引き下げられる方向性という話が出ております。国の方針が確定しないことには、当然市としても動きが取れないというのは重々承知しておるのですが、仮にそうなることで予測されることは、当然ながらワクチン接種率の低下だとか、それに伴う感染拡大、それから社会活動や経済活動、コミュニティや学校教育などなど、様々なところに影響が出てくる可能性があるかと思っております。このことについて、玉名市としてどのように向き合っていくのか、最後に市長にお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 大野議員の第5類への引き下げの件についてお答えいたします。

新型コロナウイルスについては、新型インフルエンザ等感染症の類型に入り、患者隔離等の強制的な処置が可能で、感染症法上の2類相当とされております。厚生労働省の専門家組織が示した資料によりますと、オミクロン株に入れ替わった今年初めの第6波から死亡率が低下し、またワクチン接種が進んだことに加えて、自然感染による免疫を持つ人が増え、治療法も増えてきたことを背景として、季節性インフルエンザ並みの5類への引下げについて検討が始められたところでございます。

5類になった場合は、先ほども議員もおっしゃられました、感染者隔離の根拠となっている入院勧告や医療費の公費負担、またワクチンの無料接種など特例的な措置の見直しが検討されます。このことによって、コロナワクチンの接種率の低下でありますとか、病院への受診控えが生じて、重症者が増える恐れが懸念されているところでもあります。

今後、厚生労働省より、先ほど議員もおっしゃられたとおり、具体的な決定事項について示されることになると思いますが、現段階で本市としましては、将来的な影響をしっかりと考慮しながら慎重に対応していく必要があると考えております。そして、その際には、有明保健所や管内の医療機関をはじめとする関係機関との意見交換でありますとか、情報共有をしっかりと行なっていきながら、いろいろな御意見を拝聴しながら、しっかりと備えていきたいというふうに思っております。

今後も引き続き、換気・手洗い・手指消毒などの基本な感染対策とワクチン接種の重要性や接種方法などについて、周知・啓発を行なってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 当然ながら、答弁ありましたように、今、以前から比べると免疫力がついてきて、かつ対処方法が増えてきた。そして、また情報共有をしながら今後の対応を行なっていくということだと思いますので、玉名市独自の対策として、例えば接種を望まれる方については、18歳未満だったり、65歳以上の方については、これまでどおり、市で独自で負担をするとか、ワクチンの接種費用です、そういったことも一つの検討材料として考えていただければと思います。ただ、ここはやはり国の方針が軸となってきますので、そういったところが一つの案として考えていただければというふうに思っております。

では、次の質問に移ります。

[1番 大野豊重君 登壇]

○1番（大野豊重君） 二つ目に、人・農地プランについて伺います。農林水産省では、人・農地プランとして、農業者が話し合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村により公表するものでありまして、平成24年に開始されたプランです。平成30年度になるんですけども、その時点では、全国1,583市町村において1万5,444、約1万5,000の区域でプランが作成してこられました。

この中にはプランは作成されたんだけど、地域の話合いに基づくものとは言い難いものがたくさんあったということです。このため、人・農地プランを地域の話合いに基づくものにする観点から、アンケート調査や話し合いを通じて、地図による現状把握を行なった上で、中心経営体への農地の集約化に関する将来方針を作成することにより、

人・農地プランの実質化を図り、令和3年度1,437、約1,500市町村において、実質化された人・農地プランが作成されたという報告が、農林水産省のホームページに掲載しておりました。

玉名市においては、どのような地域における農業の未来設計図を描いていくのか、伺いたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

[産業経済部長 蟹江勇二君 登壇]

○産業経済部長（蟹江勇二君） 大野議員御質問の人・農地プランのこれまでの取組状況について、まずお答えいたします。

人・農地プランとは、農業者の高齢化や後継者の不足に伴う耕作放棄地などの増加など、農業における様々な問題を解決するために、地域の担い手である中心経営体を定め、地域の農業の在り方を明確化したものであり、それぞれの地域における農業の未来設計図です。

本市では、平成24年に市内を4つの地域に分けたプランの策定後は、毎年、人・農地プラン検討委員会を開催し、プランの維持と中心経営体の見直しを行なってまいりました。その後、令和元年度に国により制度が見直され、一層の事業の推進を図るため、人・農地プランの実質化が必須となりました。この実質化の要件としましては、担い手や農地所有者を対象にしたアンケートの実施、アンケートを基にした地域の現状及び5年後、10年後の状況を記した地図の作成、地域での話し合い活動の開催といった3要件を満たす必要があります。

アンケートの実施及び地図作成までは順調に進みましたが、コロナ禍により地域での車座での話し合い活動だけが実施できず、書面による担い手などの代表者の意見集約をもって、話し合いに替えたところでございます。

これらの意見を取りまとめ、令和2年度に市内を10地域に分けて、実質化された人・農地プランを作成し、公表しているところであります。また、実質化を深掘りし、実現性を備えさせるために、今年になり延べ22回にわたり地域の話し合い活動を開催したところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 答弁いただきました。

玉名市では、9プラン、4プランですね、岱明、横島、天水、そして旧玉名、これから10プランに変更されたということで、また、さらにそれを細分化されて、より細かい地域の課題に合わせてプランを見直されたということで、地図の作成までは青写真がひかれたんですけども、そこからコロナの影響によって、肝心となるスムーズな話し

いができなかったということだったんですけれども、今年に入りまして10月、11月だったでしょうか、私も参加したんですけれども、その地域において話合いが22回程度だったと思います。そこで膝小僧を付き合わせた地域の話合いが持たれたということで、非常にさらに一步前進したものかなというふうな印象は受けております。

ここで、拡大投影をお願いしたいのですけれども。

[拡大投影にて画像を示す]

○1番(大野豊重君) これが先ほど部長からおっしゃられた、これまでやってこられたアンケートを基に作成された農地の地図になります。これは令和元年度に、地権者もしくは耕作者が、左が今で、それから右側が10年後には75歳以上が大半を占めるということになる図です。赤い部分です。ということは、10年後は、これは玉名ではなくて、10プランのうちの1プランである、岱明地区です。岱明町です。岱明町の農地を図面化したものですが、真っ赤っ赤になることが分かります。

次のスライド、お願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○1番(大野豊重君) 左側が水色と書いてあるんですけれども、水色の部分がパッと見て多いかと思えます。これは10年後も耕作したいと思われている地域がこの水色の部分であって、図の右側、しかしながら、10年後も耕作したいんだけど、後継者が決まっていなかったり、「いやいや、うちはまったくくない」といったところが赤と黄色のマーキングになります。

ということで、岱明一つだけ見ても、10年後は高齢化がかなり深刻な問題になるということと、耕作はしたいけれども後継者、担い手が決まっていないということが、この図からはっきりと見て取れるかと思えます。

今後も、人・農地プランを強力に進めていかれるものと思われまますけれども、進めることでの効果は何が期待されるのか、伺いたいと思います。

○議長(近松恵美子さん) 産業経済部長 蟹江勇二君。

○産業経済部長(蟹江勇二君) 大野議員御質問の実質化はどのような効果を期待できるのかについてお答えいたします。

実質化することで、地域の現状や課題への共通認識を図られて、担い手である中心経営体への農地の集積・集約の方向性を指し示し、今後はプランに沿った取組を進めることとなります。

その効果としましては、離農などにより耕作できなくなった農地を経営規模の拡大を希望する、その地域の担い手への集積につなげることで、耕作放棄地の発生を未然に防ぐことができます。また、農地中間管理機構を活用した農地の貸し借りを進めることで、農地の集約化が進み、担い手の効率的で生産性が向上した農業経営が期待できるところ

でございます。

さらに各種事業の活用につきましても、実質化された人・農地プランに位置付けられた地域の中心経営体であることを要件としているものが多数あり、市内全域を実質化している本市においては、大変優位に事業に取り組めるものとなっております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 今、部長から期待される効果について答弁がありましたけども、答弁いただいたとおりでろうというふうに、私も思っております。当然ながら、農地の集約・集積化、あと担い手の効率的な生産性につながるものとして、農業経営に期待できるものにしていかなければならないというふうに思っております。

しかしながら、この人・農地プランについては、このプラン自体の目的だとか、やり方・進め方、それが耕作者だとか、農地所有者にとってビジョンが共有されていない、浸透されていないのではないかなというふうには感じております。それは先日、10月、11月の人・農地プランの啓明プランに、私も参加したときに、やはり市からこういうことで今日はやりますよという話合いが持たれたんですけども、なかなか進め方に応じた参加者の捉え方というのが、非常にちょっとずれているのかなと感じました。

それは市のやり方が悪いですよとか、そういう話ではなくて、やはりこれは、これからの日本全体を含めた中で、農地に関して、担い手とか集約・集積とかはとても必要だ、しかし、それは国とか県や市が主導してやるのではなくて、あくまでもそれは地権者とか農業者が自分たちで進めていかなくてはいけないですよと、そういうようなこのプランの中身だというふうに思っています。ただ、今後、玉名市における農業のあるべき姿をどういうふうに描いていくのか、ここは行政の仕事というふうに思うんですね。

なので、今後、玉名の現実的なところ、先ほど地図を見ていただいても分かるとおり、10年後、20年後、30年後、今後のあるべき姿をどういうふうに描かれていくのか、伺いたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

○産業経済部長（蟹江勇二君） 大野議員御質問の農業のあるべき姿をどのように描いていくのかについてお答えいたします。

地域の農地・農業を、これから先も地域が一丸となり守り続け持続可能なものとするためにも、地域が主体となり、それぞれの状況に応じたあるべき姿を描くことが肝要と考えます。行政はそのための舵取りとして、必要なかわりをこれまでどおり持ち、地域とともに課題の解決を図り、これからの世代に安心して託すことのできる、より良い農業づくりを目指していくこととします。

課題解決の一つとして、農地を地域の中心経営体に集積・集約を進めていくためのビ

ジョンでございますが、現在、担い手である認定農業者等が農地を新たに借り入れる際に、担い手規模拡大助成金として、市独自の補助金を交付し集積の促進を図ってきたところでございます。さらに今後は、集約化に重点を置き取り組んでいく必要があることから、新たに農地の集約化に対する市独自の補助事業について、新年度予算において、予算化を予定しているところでございます。

この事業を活用し、分散し耕作している農地の集約が加速し、農作業の効率化や生産性の向上などにつながるものと考えております。

次に、現在の人・農地プランが基となる地域計画の策定についてでございますが、農業経営基盤強化促進法等の改正により、令和5年度からの2年間で地域計画を策定しなければなりません。具体的には、地域計画の中で、新たに各地域での農業の将来の在り方や農業上の利用を担う区域について定める必要があることから、地域が主体となり、市や農業委員会などの関係機関とともに協議していく予定であります。

また、農地一筆ごとに将来の担い手となる、担い手を定めた目標地図の作成も必要なことから、来年度に農業委員会等による、出し手・受け手に対する意向調査を実施し、その内容を基に地域ごとに協議を行ない、その作成まで行なうことを計画しております。

これまでに実施した、延べ22回の地域話し合い活動での結果を踏まえ、前に述べた取組を着実に進め、地域農業の未来設計図となる地域計画を令和6年度末までに策定することといたします。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） これまで尽力されてきたのは、先ほどのアンケートを基にした地図も含めて、現状と10年後の地図から、次年度、令和5年度からは、今度は農地一筆ごとの担い手を定めた目標地図を作成に取り掛かっていくということで、地域計画を令和6年末までに策定されるということで、とても期待しているところです。

また、答弁の中にもありました、次年度予算においても農地の集約化による農作業の効率化や生産性の向上にも大きくつながり、かつ加速させるための補助事業も計画されているということで、ぜひ強力に進めていただきたいというふうに思います。

以上で、人・農地プランにかかわる質問を終わります。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重議員の一般質問の途中ですが、議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 2時00分 休憩

午後 2時10分 開議

○議長（近松恵美子さん） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

1 番 大野豊重君。

[1 番 大野豊重君 登壇]

○1 番（大野豊重君） 休憩前に引き続き、一般質問をさせていただきます。

本日最後になりますけれども、3 番の玉名市通学路交通安全プログラムについて伺います。

玉名市においては、平成24年に玉名市通学路交通安全プログラムとして、通学路の安全確保に関する取組の方針が策定されました。このプログラムの目的は通学路の安全確保を図ることにありますが、平成24年の策定以来、どのように進めてこられたのか伺います。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

[教育部長 藤森竜也君 登壇]

○教育部長（藤森竜也君） 大野議員御質問の通学路の安全確保についてお答えいたします。

まず、ただいま議員もおっしゃいました、玉名市通学路交通安全プログラムについてでございますが、平成24年に登下校中の児童生徒が死傷する事故が全国で相次ぎ発生したことから行なわれました国による通学路の交通安全確保の取組に準じまして、各小中学校の通学路の安全確保と危険箇所の解消を目的として、平成27年に策定しました計画のことでございます。

このプログラムを推進する体制としましては、教育関係である玉名市教育総務課、市内小中学校の校長及びPTAの代表者、道路管理者である国土交通省熊本河川国道事務所、熊本県玉名地域振興局、玉名市土木課、それから交通安全管理者である玉名警察署、玉名市の防災安全課、その他関係団体の校区の地域代表となっております。

玉名市交通安全プログラムによる定期的な合同点検につきましては、毎年度、各小中学校から提出された危険箇所等の情報整理を教育総務課で行なった上で、市の関係機関と調整会議を行なっていきます。そしてより重要と思われる危険箇所をピックアップし、学校、道路管理者、警察、住民等が一体となって、現地での合同点検を行ないます。また、合同点検完了後に新たに発生した危険箇所等については、再度情報整理を行なった上で、随時、交通安全プログラムの見直しを行なっていきます。

今後も玉名市交通安全プログラムの下、関係機関の協力をいただきながら、通学路の安心・安全の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1 番（大野豊重君） 答弁いただきました。

私も先ほどの質問で、一つ訂正させていただきたいと思っておりますけれども、今、部長か

ら答弁がありましたこのプログラムについては、平成24年から全国の児童の交通事故が多くなってきたというところから、玉名市においては平成27年に策定をされたということで、私は先ほど24年と申し上げましたけれども、これは27年の間違いということで訂正させていただきます。

質問に戻りますけれども、通学路交通安全プログラムとは、地域を中心として、先ほど答弁ありましたが、国・県、そして玉名市の関係各部署との連携にて、通学路の安全確保に図られているということですが、ここでスライドをお願いしたいのですが。

[拡大投影にて画像を示す]

○1番(大野豊重君) まず、一枚目、これは私も通った、私の家のすぐ近くにある睦合小学校の体育館下の道路ですけれども、上の図が数日前に撮った写真です。下、白線が入っているんですけれども、これは私が適当にパソコンで入れたものですが、実際入っていました。このゼブラゾーンが、やはり車の往来だとか経年劣化によって、全く、今、見えないような状況ですし、上下水道の工事によって削り取られたという部分もあって、今は全くない状態なので、こういうゼブラゾーンというのは必要だし、あと白線もそうですね。こういった状況は、玉名市いたる所においても同じような状況だというふうに思います。

次、お願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○1番(大野豊重君) 次に、ここも睦合小学校に通うところの道路の一部ですが、手前が広がっています。4メートル幅です。その先が、今、草木が生えて土の法面になっていますので、側溝が入っていないので、雨の日は必然的に右側に水が全部流れる。特にこれが大雨になってくると、木の葉とか砂も混じって、右側に全部流れていくものですから、人も車も自転車も全て右側を通ることになります。その先、ちょっと分かりづらいんですけども、カーブになっているんです。なので、非常に一か所に、人、車、自転車が集まってしまって危ない。こういう側溝が入ってない箇所もあるということです。これは今、校区から交通安全プログラムを通じて、今、市に挙げられている状況です。

次、お願いいたします。

[拡大投影にて画像を示す]

○1番(大野豊重君) ここも睦合小学校ですけれども、これは県道になるんですけども、手前がカラーです。横断歩道があって、看板があって、通学路ですよ、横断歩道ですよというのがあって、ここも見通しが悪いんですけども、これがギリギリのラインなのかなといったところで、こういうふうにやはり整備されているところが、玉名市の小学校全部そうなのかといったら珍しいほうだと思うんですね。

次、お願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

- 1番(大野豊重君) これは薄緑です。ここは玉名工業に行くところの、自動車学校と玉名工業の間のところですが、いわゆる横断道路が設置できないので、こういうカラーを設置している場所だということです。こういう要望があつてからだと思ふんですけども、実際こういうふうに横断道路がなかなか交通規制によって設置できないところについては、できれば本当はこういった緑で注意喚起を行なうような、こういうものも玉名市においては、本来であればもっともっと必要なのではないのかなと私は思っておりますし、またゾーン30でしたっけ、例えば通学路については、学校周辺になってくると段差を用いて、よくスーパーであると思ふんですけども、車のスピードを出さないように何センチか段差を設けて速度制限の抑制をするようなものがあるのですが、これを県道とか市道のメイン通りに置いてしまうと、それこそ車の損傷につながったり、車の運転が難しくなってくるものだというふうに思います。であれば、このカラーゾーン、カラーを例えば塗り厚を1センチないぐらい、5ミリとか、それぐらいにはできると思います。そうすることによって、ガタッと少しは多少なりとも音がしたり多少振動が出ますので、それによって注意喚起を行なうというのはどうかなと思いますし、これについては各校区の区長さんからも、随分と市には要望として上がっているようです。

次、お願いいたします。

[拡大投影にて画像を示す]

- 1番(大野豊重君) ここは横断歩道です。赤で囲った部分、横断歩道が本来引いてあるべきなんです。だけれども、図でいうと右側に、ごく一部しか残っていないと。こういう箇所も玉名市においては非常に多いです。

ちなみに、これは岱明町浜田のところになるんですけども、スライドからはこういった状況で対策をしなければいけないところが、陸合、そして岱明をちょっと見回しただけでもこれだけありますし、今、交通安全プログラムとして取り上げられている件数は、玉名市全体として100件前後ぐらいあるかと思ひます。

児童生徒が安心して登下校する環境をつくることにおいては、上げられた要望に対して優先順位を一番高く持ってこないといけないというふうに私は考えるんですけども、この部分について伺いたいと思ひます。また、交通安全プログラムとして上げられたものについて、対策完了後、工事完了後、その効果の検証は行われているのか、合わせて2点質問させていただきます。

- 議長(近松恵美子さん) 建設部長 田代史典君。

- 建設部長(田代史典君) 大野議員の御質問にお答えいたします。

通学路は、学校関係、道路管理者などが参加する合同点検で、現場確認を毎年実施し

ております。一方、それ以外の市道なども各行政区より多くの要望が上がっておりますので、受付後、その都度、現場確認を行なっております。

議員御質問の対策の優先順位についてですが、市としましては、道路を利用される全ての方々が安全に通行できるよう、緊急性や安全性を最優先に考えており、それに交通量や通学路なども考慮し、総合的に判断しながら優先順位を決定いたしまして、危険箇所の解消に向け取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 大野議員御質問にお答えいたします。

今、ありましたとおり、合同点検箇所の各対策については、それぞれの部署で行ないます。道路についての対策は国・県、また市、土木課のそれぞれの道路管理者で行ないますし、交通規制に関することであれば、交通安全管理である警察が行ないます。

その後、また対策・効果の検証につきましては、対策の状況については、各小中学校に意見求めることによって把握を行なっているところです。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 今、両部長より答弁いただきまして、対策箇所、優先順位については、関係部署と合同点検をしながら、そしてその中で危険箇所の洗い出しをして、優先順位を付けて対策を進めていっているということだったと思います。

対策・効果の検証については、各小学校に意見を求めることで把握をしているということでしたけれども、では、対策の要望として上がっている箇所の進捗状況の公表についてはいかがでしょうか、伺います。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 大野議員御質問の対策箇所の進捗状況の公表についてお答えいたします。

玉名市交通安全プログラムには、進捗状況については市のホームページで公表を行なうこととしておりますが、現在、古いままで更新ができていない状況でございます。ですので、過年度分を含めて早い時期に公表をしてまいります。

また、危険と思われる箇所に関する児童や保護者への注意喚起や周知については、各学校にお願いしているのが現状です。学校とPTAが一緒になり、それぞれの学校で特色のある啓発や取組をされておりますので、市が先導するのではなく、各学校の特色ある事例を校長会議などで紹介を行なうなどすることで、さらなる啓発を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） ホームページの公表については、過年度分まで含めて更新を行なっているということでした。対策箇所の検討結果については、合同点検の参加者に報告を含めて行なっていただきたいと思いますし、また、このプログラムには小学校ごとの対策一覧表及び対策箇所の図の作成と公表ということで上がっておりますので、しかしながら要望を聞いたからといって、全てが早急に整備されることは、予算や人員の面からも難しいということは承知のとおりですけれども、しかしながら、それらの対策が必要な箇所については、何かしら危険性がある、そういった危険を伴う場所であるということは言えることは間違いありませんので、あれば、先ほども言ったとおり、予算面とか、人員面もありますので、すぐにはできないけれども、そういった危険箇所ということを児童とか保護者に対して、周知することはすぐできる対策であろうかと思えます。

例えば、鍋小学校では、通学路の危険箇所ということで、A3のカラー写真をラミネートで貼り付けて、授業参観のときの地区懇談会で、ここは危険だよ、ここはこういう危険だよということで、写真を見ながらみんなで情報共有をしている取組が行われています。そういうふうな取組とか、そういう事例紹介を各学校でやれるように、逆に言えば、市で主導しながら、そういう啓発活動を、もしくは情報共有をできないものか、伺いたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 大野議員御質問にお答えいたします。

先ほど申しましたけれども、各学校とPTAが一緒になり、それぞれの学校で取組をされておりますので、その事例を校長会等で紹介を行なうなどして、啓発を図っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 答弁いただきました。

各学校でやっていって、あと校長会等で紹介をしていくということですが、地域の交通安全プログラムに参加をする、声を上げているところというのは、地域の区長さんであったり、学校のPTA会長さんであったり、学校長であったりします。でも、これらは非常に短い期間で入れ替わる役職ですから、なかなかそういう進捗確認だとか、声を上げるところが難しくなりますので、そういったところをまた進めていただければと思います。

最後に、市長に伺いたいのですが、こういうふうに学校交通安全プログラムにおいても一覧を作成して、地図を作成して、公表・公開するとなっております。私も3月の一般質問で、市民からの要望や地域の取組について、市に寄せられている要望とか道

路工事とか、そういったところを公表してはどうですかということで、答弁を求めなかったのですけれども、提案をさせていただきました。もうこれからDX化に向けて、玉名市でも7月に締結をされております。なので、各部においては、データだとか、リスト化は既にできていますから、これは公開する仕方はたくさんあると思うのですけれども、やれるかやれないかではなくて、やるかやらないかの差だと思います。このところについて、公開する考えがあるかどうか、伺いたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 大野議員の再質問にお答えさせていただきます。

全般的な話としては、建設部長が3月議会で答弁しましたとおり、本年度から数年も取りかかれない、そういった要望に対しては受付後、区長さん、また関係者と立会いを行なって対策の時期・内容等について、書面での回答を試行的に今実施しているところであります。

先ほどから御意見をいただいております、玉名市交通安全プログラムも、先ほど部長答弁からも、各学校で危険箇所の確認をしていただいで、それぞれで主体的に動いていただいでいる旨の答弁がありましたけれども、先般、教育長と私とPTA関係との懇談会を持ちました。そのときにも、玉名町小学校の役員さんから非常に建設的なお話をいただいた内容というのが、そういった危険箇所をリサーチして、周知・啓発を保護者にも児童たちにもしていく資料として、デジタルデータ化をしていきたいというお話がありまして、それは非常にありがたいですねというお話を私も申し上げました。

例えば、場所によってはそういうところもあるわけでありますので、そういったものを、また市から各学校においてもデジタルデータ化すれば、それを一覧として持つことができる、誰もが見ることができる。そういった形で作り上げていくことはできるんだろうなというふうに、そのときも思っていましたので、そういった意味も含めて、その都度、進捗状況の報告の方法であったり、見える化についてシステムの構築化、また市のホームページの活用などを含めて協議・検討を行ない、市民の皆様方、PTAの皆様さん方、区長さん方にも御協力をいただかなんことだと思いますけれども、情報共有に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 大野豊重君。

○1番（大野豊重君） 今、市長から答弁ありましたけれども、デジタル化ですね、このところは非常に分かりやすく、早く最新でという、いろいろなメリットがありますので、ぜひそのところは強力に進めていただいで、早急な整備をお願いしたいというふうに思います。

私の先ほどの質問というのは、市民から寄せられた交通安全プログラムではなくて、

道路だとか一般的な要望に対しての見える化をしてはどうかといったところでしたので、またこのところも併せてお願いしたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、大野豊重君の質問は終わりました。

次に、5番 田浦敏晴君。

[5番 田浦敏晴君 登壇]

○5番（田浦敏晴君） 皆さんこんにちは。5番、第二新生クラブ、田浦敏晴でございます。私も議員として2年目に入りました。まだまだ慣れないところもありますが、「笑顔あふれる玉名」実現に向けて、5回目の一般質問をさせていただきます。

子ども医療費の助成についてお尋ねいたします。若干重なる質問もあると思いますが、御了承いただきたいと思います。

10月22日に岱明防災コミュニティセンターで開催された、城戸県議の県政報告会に参加しました。新しい岱明防災コミュニティセンターは、単なる公民館の建て替えではなく、様々な防災機能を備えており、素晴らしい施設ができたことを喜ばしく感じました。その県政報告会の中で、子ども医療費の助成について、城戸県議から報告がありました。

令和2年度医療費助成に関する厚生労働省の調査によると、子ども医療費の助成について、4歳未満としている県を調べてみると、通院では富山県、石川県、熊本県の3県のみ、入院では熊本県のみとなっております。そのため、玉名市では4歳から中学生までは玉名市単独の費用で子ども医療費を助成していることとなります。自治体によっては高校生まで助成しているところもあるため、子育て世帯にとっては、移住・定住先を考える上で、子ども医療費の助成範囲がどこまで行政に負担してもらえるかは大切な要素の一つになっていると考えます。

一方、人口の多い自治体においては、18歳まで助成したくても予算的に厳しかったところも多いと思います。逆に人口の少ない自治体では、子育て支援策として助成対象を18歳までに拡充するなどの取組を進めやすいため、自治体間において格差が生まれ、各自治体とも苦心している様子が伺えます。こうした状況を踏まえて、市長会では、県費による子ども医療費の助成範囲を、現状の3歳までから6歳までに拡大してもらえるように、県に対して要望してきた経緯があったと聞いております。

こども家庭庁が創設され、こどもまんなか社会に取り組む政府の方針を呼応するように、医療費助成の拡充を図る自治体が増えることも影響し、富山県、そして石川県が助成対象を6歳までに拡充する動きが進む中、熊本県においても令和5年度から助成対象を6歳までに拡充する方向で検討が進められていると伺いました。

私は、TSMCの熊本進出や関連企業の誘致が進む今こそ、玉名市における子ども医

療費の助成対象を現行の中学生までから18歳、高校生までに拡充し、行政が子どもの健やかな成長をしっかりと支える姿勢を市民に示す必要があるのではないかと考えます。

そして、実際に来年度、熊本県が6歳までの医療費助成することになれば、予算的にも18歳までの子ども医療費を助成することが実現可能ではないかと考えておりました。

そのように考えていたところ、市長が本会議開催のあいさつにおきまして、来年度に子ども医療費助成の18歳、高校生まで無償化の方針を表明されたことを大変うれしく思いますし、私も心から賛同いたします。

そこでお尋ねします。本市が助成対象を中学生から18歳、高校生までに拡大した場合、どれくらいの予算が必要になる見通しなのか。県や国との連携の在り方を含めて、本市の子ども医療費助成に対する考え方について、健康福祉部長にお尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

[健康福祉部長 酒井史浩君 登壇]

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員御質問の子ども医療費の助成についてお答えいたします。

子ども医療費助成の対象年齢拡大につきましては「笑顔をつくる10年ビジョン」の安心子育て環境づくりにおける重要な子育て支援の施策として、以前から検討を進めてまいりました。検討の結果、来年の令和5年4月から、高校生までの対象年齢拡大、いわゆる無償化を実施することとし、条例の一部改正や準備に関する予算につきまして、今議会での御審議をお願いしているところでございます。

そのような中、国におきましても、令和5年度からこども家庭庁を新たに創設し、子どもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子どもに対する各種支援を行なうことが示されました。また、新型コロナウイルス感染症の感染防止に対する心労やウクライナ戦争における原材料費や原油高騰、原油価格の高騰を受けての経済的な負担の増加など、子育て世帯の生活は非常に厳しい状況であると捉えており、子育て支援の施策を実施する契機であると考えております。

御質問の助成対象を中学生から高校生まで拡充した場合、どれくらいの予算が必要になる見通しなのかについてでございますけれども、高校生の医療費情報を持ち合わせていないため正確な金額は分かりませんが、拡大した場合、約3,600万円の助成額が増加すると推計しております。また、熊本県はまだ検討段階だということではございますけれども、6歳まで助成を拡充とした場合、その分を考慮いたしますと、実質約2,300万円が市の負担増と考えているところでございます。

また、各種子育て支援につきましては、国・県の動向を注視していくとともに、子ども医療費につきましては、県の助成が中学生や高校生まで助成しているところも他県にはございますので、引き続き助成対象を拡充等の要望を行なっていきたいと考えている

ところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 田浦敏晴君。

○5番（田浦敏晴君） 健康福祉部長に答弁いただきました。助成対象を拡大した場合の市の負担額についても、見通しをお答えいただきました。

玉名市が子育て世帯をしっかり支援するというメッセージを発信する意味でも、子ども医療費の助成拡大は大きなインパクトがあると確信いたします。玉名市にとっても、今後進出してくる企業の影響で定住を希望する人口が増えることも十分考えられます。

一方、職場は玉名であっても、住むのは近隣の自治体を選択するというケースも出てくる可能性もあります。その際に住みやすい環境を整え、子育てしやすい玉名にしていることが定住促進につながる大切な要素だと考えます。

何度も申しますが、このたびの子育て支援の重要施策としての御英断に感謝するとともに、ぜひ国や県の方針や動きとも連携しながら、今後も安心して子育てできる環境づくりを、市としてもしっかり進めていただきたいと思います。

それでは、子ども医療費助成についての質問はこれで終わり、次の質問に移らせていただきます。

[5番 田浦敏晴君 登壇]

○5番（田浦敏晴君） 次に、コロナ禍における伝統文化の継承についてお尋ねいたします。

私の地元にある築山校区には、四十九池神社の花火や楽など継承されている伝統文化がございます。市内各地区それぞれいろんな祭事が継承されていると思いますが、先月10月30日に、繁根木八幡宮秋季大祭が開催されました。これは旧坂下郷の7地区、玉名町、築山、滑石、大野、睦合、鍋、高道が輪番で稚児を乗せた飾り馬を奉納して、五穀豊穰に感謝するお祭りですが、この節頭奉納が3年ぶりの開催ということで、関係者にとっては喜びも大きかったと感じております。今回の節頭奉納については、担当地区が山田と中尾ということで私も参加させていただき、たくさんの皆様から支援やお声掛けをいただく中、無事に秋季大祭が終わることができ、ほっとしております。

その中でうれしかったことは、繁根木八幡宮の節頭奉納を担当するに際して、築山に引っ越してこられて間もない家庭も参加してくださいました。私は、こうした地域行事は、転入してきた住民と長く居住している地元の方々が顔を合わせ交流を深めるとても良い機会だと感じました。その意味で、コロナ禍であっても地域行事が再開する傾向があることをうれしく感じております。

現在、カタールで開催されているワールドカップで、日本は世界の強豪を次々と倒し、決勝トーナメントに進出しベスト8まであと一步のところまで行きました。これはベテ

ラン選手と新しい選手が融合し、世界と戦えるチームになったと思います。地域づくりも同じことが言えると思います。地元を知り尽くした住民と転入してきた新しい住民が共生するためにも、地域行事や文化行事の意義は大きいと感じます。まだまだ完全とは言えませんが、地域行事やお祭りに関し、コロナ禍への対応をしながら再開の動きが強まっていくものと期待しております。

一方で、大学であれば4年間で学生が卒業していくため、学祭一つにとっても、実行委員を務める3年生以下はコロナ後に入学した学生ばかりで、先輩に聞きながら学祭に取り組んだというニュースも耳にしました。中学や高校では、3年間で学生が入れ替わってしまいます。学校独自の伝統行事をどう継承していくかは、とても大きな課題になっていると考えます。

コロナ禍で経済活動にも多大な影響を与えておりますが、地域の伝統や文化を守るという意味でも正念場を迎えていると感じております。地域の祭りは伝統や文化の継承と同時に、人と人の輪が広がり地域が活性化し経済が動いていくため、とても重要だと思えます。

そこで、教育部長にお尋ねします。今後、玉名の伝統や文化を各地域で守り引き継いでいくために、地域の行事を後押しする取組が必要だと考えますが、玉名市では地域で長く続いてきた伝統行事や文化行事の実施状況について、どのように捉えられているか。コロナ禍の中で、こうした行事を再開していくに当たって、何が課題と考え、市としてできることはあるのか、お尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

[教育部長 藤森竜也君 登壇]

○教育部長（藤森竜也君） 田浦議員御質問のコロナ禍における伝統文化の継承についてお答えいたします。

地域の伝統や文化については、大切に保護しているとともに、地域住民共有の財産として次の時代へ継承していかなければならないと考えます。しかしながら、近年のコロナ禍においては、例年盛大に行われていた地域の伝統的な祭りをはじめ、行事や催し物が軒並み中止となりました。また、教育委員会が主催します玉名市民文化祭をはじめ、日頃の練習や技能習得の成果を披露する機会も無観客での開催が中止にせざるを得ないなど、地域住民や関係者の方々の心情を察すると大変心を痛める状況でございました。

今年に入り、withコロナ政策に転換されたことで、地域活動も少しずつ、以前の状況に戻りつつあり、8月には芸術文化の将来的な担い手である、子どもたちが主役である「第10回くまもと子ども芸術祭2022 in たまな」が開催されました。久しぶりに市民会館大ホールの客席が多くの人で埋まり、会場全体が活気あふれる雰囲気の中で、子どもたちも練習や稽古の成果を楽しみながら存分に披露していただけたもの

と認識しております。

教育委員会といたしましては、今後もしっかりと感染対策を取った上で、また地域関係者の皆様のお力をお借りして、市内の伝統や文化の保護、保存、継承に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 田浦敏晴君。

○5番（田浦敏晴君） 答弁いただきました。ありがとうございました。

そこで一つ、再質問です。伝統行事や文化行事の継承という面では、地域の未来を担う子どもたち、小学生などに対しても行なっていくことが大事だと思います。例えば旧月瀬小学校で継承されていた月瀬太鼓など、学校現場で取り組んでいることや課題や問題点、今後の展望について、教育部長にお尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 議員の再質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、地域の伝統行事や文化行事を未来に継承していくためには、地域の未来を担う子供たちへの継承が重要となってまいります。教育基本法や学校教育法にも、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うこと」と教育の目標が示されており、学校教育の担うべき役割も大きいと考えます。

学校現場では、総合的な学習の時間などを通して、校区及び玉名市にある祭りや行事について学習する時間を設けております。児童が校区等にある祭りや行事について自ら調べたり、地域の方々からお話を直接伺ったりしながら、学習した内容をまとめ、その成果として地域に残る伝統的な踊りなどを公開する学校もございます。学習を通して地域に伝わる祭りや行事等に対する認識を深めることはもとより誇りに感じている児童も多くいると思います。

現在、玉名市では、全ての小中学校に学校運営協議会を設置し、学校と地域が協働しながら地域とともにある学校づくりを進めております。今後は地域から学校への支援活動だけでなく、子どもたちが主体的に地域の活動に参画することで、伝統行事や文化行事を継承していく貴重な存在として育っていくことを期待しております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 田浦敏晴君。

○5番（田浦敏晴君） ありがとうございました。教育部長の答弁いただきました。

学校現場で地元の祭りや行事を学習する時間を設ける取組は、伝統文化の担い手を育成するという観点からも、ぜひ継続・発展させていただきたいと思います。また、全ての小中学校に学校運営協議会を設置しているとのことでした。この学校運営協議会を通して、地域とともにある学校づくりを進める中で、子どもたちが地域の活動に参画する

機会を創出していただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、経済活動や社会活動、文化活動に大きな影響を与えてきております。その中で、当たり前に行なっていた行事の意義や私たちの生活に与えた影響についても考えさせられる機会になりました。もちろん経済活動においても、withコロナを見据えた形に変化しているものもたくさん出てきています。

文化活動や伝統行事に関しても、腰が重くなってしまった地域があるかもしれません。市としてこうしたものを守っていくという姿勢を示すことも求められてくると思いますので、例えば、市として功績の高い個人や団体を表彰するなど、工夫して盛り上げていただけたらうれしく思います。

また、移住してこられた世帯が地域に定着していく上で、地域の文化行事や伝統行事は住民同士の交流を深める機会にもなると思いますので、その辺りも考慮していただきながらと思います。そのほか教育現場における課題に対しても、国や県の方向性を注視しながら、教育委員会としても学校教育を担うべき役割や教育の目標をしっかりと果たせるよう、できるだけフォローしていただきたいと思います。

これで、私の一般質問は以上となります。御清聴ありがとうございました。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、田浦敏晴君の質問は終わりました。

本日の日程は、これで終了いたしました。

明9日は、定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。

本日は、これにて散会いたします。

午後 2時52分 散会

第 4 号

1 2 月 9 日 (金)

令和4年第7回玉名市議会定例会会議録（第4号）

議事日程（第4号）

令和4年12月9日（金曜日）午前10時00分開議

開議宣告

日程第1 一般質問

- 1 9番 吉田 真樹子 議員（創政未来）
- 2 18番 前田 正治 議員（無会派：日本共産党）
- 3 7番 立川 信之 議員（第二新生クラブ）
- 4 16番 江田 計司 議員（新生クラブ）

日程第2 議案及び請願・陳情の委員会付託

散会宣告

本日の会議に付した事件

開議宣告

日程第1 一般質問

- 1 9番 吉田 真樹子 議員（創政未来）
 - 1 生理用品の学校トイレへの設置について
 - (1) アンケート調査の結果は
 - (2) 養護教諭、児童生徒、保護者の声は
 - (3) 他市町の取組を鑑みての見解は
 - 2 L G B T政策の取組について
 - (1) 職員研修の現状は
 - (2) 市民への周知は
 - (3) 市民相談の現状は
 - (4) L G B Tに関する学校教育は
 - (5) パートナーシップ制度の導入について
 - (6) 市長の見解は
- 2 18番 前田 正治 議員（無会派：日本共産党）
 - 1 企業誘致について
 - (1) 誘致企業カンケンテクノ及び三ツ川産業団地造成に伴う地下水や大雨災害などの不安について
 - 2 高齢者福祉について
 - (1) 高齢期の聞こえの支援について
 - 3 市長の政治姿勢について

- (1) くまもと県北病院運営における玉名市の関与について
- 3 7番 立川 信之 議員 (第二新生クラブ)
 - 1 学校再編が予定されている天水中学校周辺の通学路の冠水対策について
- 4 16番 江田 計司 議員 (新生クラブ)
 - 1 異常気象によるこれからの水産業等の取組について
 - (1) アサリやノリ以外の新たな収入源の確保について
 - (2) 新たな取組における国・県の補助金の活用について
 - (3) 市水産連絡会議視察研修に参加した市長の今の考えは
 - 2 くまもと県北病院へのアクセスとバス運行について

日程第2 市長提出追加議案上程

(議第101号から議第112号まで)

- 議第101号 令和4年度玉名市一般会計補正予算 (第8号)
- 議第102号 玉名市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 議第103号 玉名市個人情報保護審査会条例の制定について
- 議第104号 玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第105号 玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第106号 玉名市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第107号 玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第108号 指定管理者の指定について
- 議第109号 指定管理者の指定について
- 議第110号 指定管理者の指定について
- 議第111号 指定管理者の指定について
- 議第112号 指定管理者の指定について

日程第3 提案理由の説明

日程第4 議案及び請願・陳情の委員会付託

散 会 宣 告

出席議員 (20名)

- | | |
|-------------|--------------|
| 1番 大野 豊重 君 | 2番 中村 慎吾 君 |
| 3番 浜田 繁次郎 君 | 4番 瀬崎 剛 君 |
| 5番 田浦 敏晴 君 | 6番 山下 桂造 君 |
| 7番 立川 信之 君 | 9番 吉田 真樹子 さん |

11番	北本将幸君	12番	多田隈啓二君
13番	松本憲二君	14番	徳村登志郎君
15番	西川裕文君	16番	江田計司君
17番	近松恵美子さん	18番	前田正治君
19番	作本幸男君	20番	森川和博君
21番	中尾嘉男君	22番	田畑久吉君

欠席議員（2名）

8番	坂本公司君	10番	一瀬重隆君
----	-------	-----	-------

事務局職員出席者

事務局長	糸永安利君	事務局次長	松野和博君
係長	小畠栄作君	書記	古閑俊彦君
書記	徳永優貴君		

説明のため出席した者

市長	藏原隆浩君	副市長	村上隆之君
総務部長	吉田勇人君	企画経営部長	今田幸治君
市民生活部長	松田智文君	健康福祉部長	酒井史浩君
産業経済部長	蟹江勇二君	建設部長	田代史典君
企業局長	荒木勇君	教育長	福島和義君
教育部長	藤森竜也君		

午前10時00分 開議

○議長（近松恵美子さん） ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（近松恵美子さん） 日程第1、「一般質問」を行ないます。質問は、通告の順序によって許すことにいたします。

9番 吉田真樹子さん。

[9番 吉田真樹子さん 登壇]

○9番（吉田真樹子さん） 皆さん、おはようございます。9番、創政未来、吉田真樹子です。

傍聴にお越しの皆さん、ありがとうございます。朝早くから、そして遠くからお越しの方もいらっしゃいます。そして、インターネット中継を御覧の皆さんもお疲れさまです。どうぞよろしく願いいたします。

では、通告に従い、一般質問をさせていただきます。生理用品の学校トイレへの設置について。昨年6月にジェンダー平等の観点から、生理用品の無償配布を取り入れてほしいという質問をいたしました。それから子どもへの心身の負担軽減、急遽必要になった時のため、経済的な困難、ネグレクト、育児放棄を踏まえて、学校トイレの個室に生理用品を常備してほしいとお伝えしてまいりました。前回、9月議会にお尋ねしたときには、生理用品を小中学校各1校に設置をして調査検証中という答弁をいただきました。今回も引き続き、個室トイレへ設置をしていただき、いつでも必要なときに使える環境を準備していただきたいとの思いで5回目の質問をさせていただきます。

(1) 小学校、中学校で、生理用品を設置し、困ったときにはいつでも保健室にもらいに来てください。どうしてももらいにいけない場合は、ここにあるので使っていいですというメッセージを添え、効果検証をされておりました。まずは、アンケート内容、重ねて結果をお聞かせください。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

[教育部長 藤森竜也君 登壇]

○教育部長（藤森竜也君） おはようございます。

吉田議員御質問の生理用品の学校トイレへの設置に関するアンケートの調査結果についてお答えいたします。

アンケート調査は、生理用品の学校トイレへの設置を試行しております小学校1校と中学校1校に協力をいただきました。対象は、小学校5年生から中学校3年生までの女子児童生徒と教職員でございます。

まず、女子児童生徒の結果をお伝えいたします。トイレに設置してある生理用品を使った児童生徒は、全体の16%で、理由としては、この使った児童生徒16%のうち78%が忘れたからで、家になくて持ってきていないから、それから持ってきているけど置いてあったからというものがいずれも6%でございました。困ったときに生理用品を保健室にもらいに行くかの問いに対しては、全体の60%の児童生徒がもらいに行くという回答したのに対して、全体の40%の児童生徒はもらいに行かないと回答しています。このもらいに行かないという理由としては、児童生徒40%、もらいに行かない児童生徒の4割のうち70%が自分で準備できているから行かない。恥ずかしいからという理由は11%という結果でした。

次に、教職員の結果をお伝えいたします。まず、学校トイレに生理用品を設置する必要があるかという問いに対して、必要である、必要はないはほぼ半々でした。必要であると思う理由としては、回答した半数の教職員のうち79%が急に始まることがあるからで、児童生徒の安心感につながるからが63%でした。一方、必要はないと思う理由として、回答した半数の教職員のうち72%が、保健室に常備してあるから、あるいは、児童生徒が自ら考え、行動する力をつけるためと答え、困ったときに伝える力や助けを求める力をつけるためと67%という結果でございました。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） 必要として使用した子がいたということがわかりました。また、家になくて持ってきていないという回答もあったようです。経済的な理由なのか、親御さんが買い忘れたのかはわかりませんが、家になかった子にとっては、助かったということになります。また、持ってきているけど置いてあったから使ったという子もいたようです。どうしてももらいにいけない場合は使ってくださいというメッセージがあったので、子どもたちはありがたいと感じたのではないのでしょうか。

では、再質問させていただきます。教職員のアンケートで、学校トイレに生理用品を設置する必要がある、ないの問いがありましたが、何人の先生の回答だったのか、また、男女の先生の必要である、ないに対する割合をお聞かせください。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 吉田議員の御質問にお答えいたします。

学校の先生方の数は、合わせて37名です。37名の先生方から回答をいただいております。このうち男性教職員が20名いらっしゃいますので、20名のうち必要であるが9名、必要ではないが11名、女性の教職員は17名で、必要であるが10名、必要ではないが7名という結果でございました。

○議長（近松恵美子さん） 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） 男女の先生方のお考えも様々ということがわかりました。20名のうち9名の男性教諭の必要であるとの回答をありがたく感じました。

では、（2）養護教諭、児童生徒、保護者からはどのような声があったのかをお尋ねします。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 吉田議員御質問の生理用品の学校トイレの設置に関する養護教諭、児童生徒、保護者の声はについてお答えいたします。

各学校に聞き取りを行なったところ、養護教諭を初めとする先生方や児童生徒、保護者の方々からの声は、特に何も届いていないという状況でございます。ただ、先ほど答弁しましたアンケート調査には幾つか意見がありましたので、御紹介いたします。

学校トイレに生理用品を設置する必要があるとした先生からは、急な生理のときに置いてあれば保健室まで行かずに使えるから助かるので安心できるので思うなど、安心をキーワードとした意見が多数を占めました。必要はないとした先生からは、大きく二つの意見があり、一つ目は、社会の中で本当に困っている人のために予算を計上すべきだと思う。過度な行政サービスは慎むべきであり、自分でできることは自分でやるという社会を造っていかないと税金が足りなくなるなどといった行政サービスの在り方、あるいは税の使い道についての意見でございました。二つ目は、児童生徒の成長についてです。自分で準備をする必要性を実感したり、体に異変を感じたりした際、周りに相談したりすることはとても大切な学びの過程だと思う。生きていくためには、自分で尋ねたりもったりする力をつけることは必要だと思うなど、児童生徒に生きる力を身につけさせるという視点で考えた場合に、学校トイレの生理用品の設置は必要ないのではないかとのご意見でございました。なお、学校トイレへの生理用品設置の施行は9月から始め現在も継続しております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） 先生からの御意見で、本当に困っている人に予算を計上すべきとの声があったようですが、生理用品にそんな心配するほど予算はかかりません。例えば、熊本市が今年度計上された予算は65万円、熊本市は小中学校あわせて94校ありました。これを玉名市の学校数で出すと14万5,000円となりました。1校当たりになりますと6,914円でした。これだけの14万5,000円の予算で21校の玉名の小中学校に配ることができると思います。過度な行政サービスは慎むべきや税金の使い道についての御意見もあったようですが、1件荒尾市の状況をお伝えさせていただきます。

荒尾市は、11月より小中学校各1校をモデル校として実施をされております。そこ

から見えてくる課題等を共有検証して、今年度中に小中全校に実施するように考えてあるそうです。このモデル校へついた予算は8,000円だそうです。玉名では高瀬裏川の花しょうぶ園の維持管理費に年間1,260万円かかっていると聞いております。それを玉名の観光の見所として前向きに予算計上して、毎年しっかり取り組まれているのであれば、玉名の未来を担う子どもたちへ心身の安心の環境づくりに14万5,000円ほどの税金を使ってもらってもいいのではないのでしょうか。このようなところにも税金は使っていただきたいと思います。子どもたちも今以上に安心して学校生活を送ることができると思われます。度々お伝えしておりますが、私は二人の娘を持つ母親ですので、親側の気持ち、そして35年前生理で心配だったり、失敗をしたり、苦痛を経験した当事者としての考えをほかの女性の声も代弁いたしましてお伝えさせていただいております。

先日、50代の母親が30歳になられる娘さんの学生のころを涙ながらに話されました。母子家庭で、息子さんと娘さんとで三人暮らしをされておりました。税金を滞納した時期もあり、滞納した5万円を恥ずかしながら1年間もかかって返したこともありましたと話されました。生活が大変だとわかっていた娘さんは、毎月生理が始まるたびに「ごめんママ、また生理が始まった」と申し訳なさげに言ってきたそうです。これは玉名市民の声です。また、別の方ですが、前回私の質問を議会だよりで見られ、中学3年生の娘さんに聞いたそうです。「生理用品を忘れたときは保健室に行くの、どうしてるの」と尋ねられると、娘さんは、「保健室には行かない。誰かがいたら嫌だし、保健室登校の子もいるし」と言われたそうです。アンケートでは、まだ知り得ないことがたくさんあるかと思えます。

では、再質問をさせていただきます。現在も生理用品の設置を継続されているというのは、今後何かのお考えがあるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 吉田議員の再質問にお答えいたします。

現在、試行を継続していることについてでございますけれども、今しばらくこの試行を継続した上で、試行に協力いただいている学校の管理職位や養護教諭の先生方と意見交換をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） 丁寧に進めていただいていることに感謝いたします。

(3)すでに学校の個室トイレへの生理用品設置を進められている自治体がありますが、他の市町村の取組を鑑みて教育長の見解をお聞かせください。

○議長（近松恵美子さん） 教育長 福島和義君。

○教育長（福島和義君） 吉田議員の御質問の生理用品の学校トイレについて他市町の取組を鑑みての见解はということについてお答えいたします。

県内外において、学校のトイレへ生理用品を設置する自治体が増えていることは承知をいたしております。しかし、他の自治体が設置し始めたので、玉名市も設置するというのではなく、他の自治体の取組を踏まえた上で、これまで答弁をしておりますように児童生徒のよりよい成長のために必要な取組はなんなのかという教育の本質、原点に立ち返って熟考を重ねてまいりました。申すまでもなく、学校は教育の場であります。そのため教育委員会としては、児童生徒が自ら考え、行動できる用の自立を支援していくという観点から、児童生徒が自分の体について考え、基本的には生理用品を自ら準備をし、準備できなかったときは生理用品を常備している保健室へ自らもらいに行くことを今後も基本としたいと考えております。

アンケート調査では、生理用品を保健室にもらいに行かないと回答した児童生徒のうち、7割の児童生徒が自分で準備できているからと答えております。また、恥ずかしいから行かないと回答した児童生徒は、全部で5名ですが、すべて小学校児童からの回答であり、中学校の生徒の中で恥ずかしいからと回答した生徒はいないという状況でした。年齢が上がるにつれて自ら考え準備をするようになること、そしてたくましく成長していることが伺える結果であったと思いますし、これこそが学校教育が目指すところだと考えております。その一方で、家庭の教育力の低下も危惧しているところであります。生理などの体の変化への対応の仕方や困ったときに助けを求めることなど、家庭でも教えてほしいことであると考えております。児童生徒の周りが必要とする環境のすべてを整えすぎることによって児童生徒が自ら考える機会や過程において教育する機会を奪うことにつながるのではないかと考えております。ただし、今の社会情勢の中で、経済的に苦しい家庭があることやなかなか助けを求めることができない児童生徒がいることも認識しております。そこで、今後も学校関係者等の声もお伺いしながら教育委員会として対応については適切に判断をしていきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） 教育の観点からの考えとしては、玉名市教育委員会の一貫したお考えとひるむことないお気持ちに称賛いたします。県立学校73校、玉名高校附属中学も県立学校なのですでに設置があります。熊本市は市立の全学校のトイレに設置、ほかには、大津町、西原村、小国町、菊陽町、合志市、御船町、産山村、山鹿市、南関町と設置の確認をいたしました。荒尾市は先ほどお伝えしましたが、今年度中に全小中学校設置の方向、10月には荒尾市役所の本庁舎の女子トイレにも設置されたそうです。和水町は4校のうち2校は設置、長洲町は今年度中に保護者の声も聞きつつ設置の方法

を考えて、来年度には予算化をされるそうです。

では、再質問です。他の自治体が時代の流れとともに進められていることを聞けば、教育長も進めるべきかと半分くらいは思われているのではないのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（近松恵美子さん） 教育長 福島和義君。

○教育長（福島和義君） 吉田議員の再質問にお答えいたします。

議員の質問の中で、教育長として半分ぐらいいは進めるべきではないかと思っているのではないかという質問がありましたが、進め方もいくつかあると考えております。例えば、経済的に苦しい家庭や助けを求めることができない児童生徒のためにトイレへ生理用品を設置することも一つの進め方であると考えます。また、経済的に苦しい家庭については、福祉部局と連携して何か取組を行なうことも一つの進め方であると思います。それとともに、助けを求めることができない児童生徒のために助けを求める力を培う教育を推進することも一つの大切な進め方であると考えております。

繰り返しになりますが、学校教育は自立への基礎的な力を育むための大事な場であるということを中心に据えて、児童生徒にとって何が大事であるか、何が有益であるか等について、熟考した上で学校関係者の声もしっかりとお伺いをしながら対応について適切に判断していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） ここまでほかの自治体を取り入れられているのを見ると、ジェンダー平等、そして安心して学べる環境整備の必要性などが見えてきたのではないのでしょうか。教育長も環境整備をすることの必要性は感じられていると思います。

皆さん、よければ目を閉じて想像してお付き合いください。男性は小学生の女の子になったつもりで、娘さん、お孫さんを想像されてもかまいません。女性は幼いころでも、娘さんやお孫さんを重ねて想像されてもいいです。

次の授業の前にトイレを済ませていこうとトイレへ移動をしました。用を済ませると生理が始まっているのに気づきました。おそろおそろ見ると下着も汚れてしまっています。慌ててポケットに手を入れますが、ポケットに生理用品はありません。さあ、男性の皆さんこの後どうすればいいと思われませんか。思いつかれた方もいらっしゃるでしょう。そうです。トイレットペーパーをぐるぐる巻きにとって生理用品の代わりをつくります。それを当ててとりあえずトイレから出ました。その後何をするか。パターン1、友だちに尋ねて何枚かの生理用品を分けてもらう。パターン2、ランドセルの中の予備を探す。パターン3、保健室に直行をする。パターン4、休憩のたびにトイレットペーパーで代用する。目を開けてください。ありがとうございました。

トイレでショッキングなことが起こりました。女性はこのようなことを中学1年生、小学校6年生、13歳頃からそういう経験をします。生理の低年齢化とも言われておりますが、初潮の早い子になりますと、小学校2年生8歳ぐらいの子どももいると聞きます。そんなショッキングなことが起きて子どもなりにいろいろと考えます。パターンは先ほどお伝えしたように幾通りかあります。何をお伝えしたいのかと言いますと、それぞれの考え方を持っているということです。基本はもちろん保健室に行って先生に相談するのですが、保健室が、保健室に行くのが嫌な子もいます。嫌な子はほかの行動パターンを起こします。それは今も昔も同じではないかと私は考えます。ここまでほかの自治体を取り入れられているのを見るとジェンダー平等、そして安心して学べる環境整備の必要性などが見えてきたからではないでしょうか。教育的観点という大事な部分の考え方も少し変わってきているのではないのでしょうか。教育長も安心して学べる環境の整備をするという必要性はもちろん感じられていることと思います。生理用品がないときに考えるそれぞれの動きをお伝えさせていただきました。生理用品が置いてあっても、それぞれの動きや考えがアンケートの結果でもわかりました。

先日、人権啓発の講演会に行ってきたのですが、司会者の隣では、手話をするお二人の方が、手話をお二人の方が交代でされておりました。その壇上の左下には、大画面に文字まで出ておりました、手厚いなどと思って見ていたときにふと気づきました。耳の聞こえが弱い方に頑張って努力して聞くようにとは言いません。普通学級での学習が厳しい子は支援学級と、時代はその子に合わせた環境整備をする。そしてその子のペースで生きる環境の準備をする時代になっていると思います。この生理用品のトイレへの設置に関して、教育的観点が教育委員会の熱心がゆえに、大人の押しつけ、考えの押しつけにならないように、今一度適切に御判断をいただきたいと思います。今の時代をもう一度、前回お伝えしました俯瞰の力で見ていただき判断いただきたいと切に願ひまして、次の質問に移らせていただきます。

[9番 吉田真樹子さん 登壇]

○9番(吉田真樹子さん) LGBT政策の取組について。玉名市第2次人権教育啓発基本計画に、今後は性的マイノリティに対する市民の理解を深めるための啓発活動を推進するとともに、性的マイノリティの人がありのままの自分で安心して生活できるような社会を目指し、様々な取組を進める必要がありますと記載されてありました。私も後押しする必要性を感じましたので今回お尋ねいたします。

まず、LGBTとは、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーの頭の頭文字を並べた言葉で、性的少数者、性的マイノリティとも言います。

(1)平成30年9月議会での質問で、徳村議員がLGBTへの理解を深めるための職員研修を提案され、翌年7月末に2回、11月中旬に2回の計4回職員研修が実施さ

れました。あれから3年がたちますが、職員研修の現状をお聞かせください。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

[総務部長 吉田勇人君 登壇]

○総務部長（吉田勇人君） おはようございます。議員の御質問にお答えいたします前に1点お断りさせていただきたいと存じます。

LGBTという表現は、非常に限定的なものとなりますので、特定の場合を除きまして性的マイノリティ又は性の多様性という表現で答弁いたすことを御了承いただきたいと思います。

それでは、お答えいたします。御質問の職員研修の現状はについてお答えいたします。誰もが住みやすい玉名市づくりのため、市職員として性の多様性に対する正しい知識を持ち、正しく理解した上で適切な対応ができるように令和元年度に延べ4回、全職員を対象に研修を実施しております。その研修におきましては、性的マイノリティも住みやすい熊本のために活動するグループくまにじというところから講師を招聘し、LGBTの基本的知識と特に自治体がすべきこと、できること、誰もが住みやすい玉名市のためにと題して御講演をいただきました。この研修を受講した職員からは「LGBTの人は身近にいないのではなく、気づいていないだけだということを実感した」でありますとか、「LGBT当事者の思いや現状を直接聞くことができ、思いもよらない社会の弊害があることがわかった」また、「LGBTの基本的な知識について学ぶことができた、思い込みや推測で対応するのではなく、その人が何を望んでいるのか、どうしてほしいのか、寄り添った対応をすることが大切だと感じた」などの声を聞いております。この当該研修を踏まえまして、令和2年度以降も引き続き研修を計画しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から残念ながら実施には至っておりません。代わりにこの間、全職員に対しまして、法務省や熊本県などのウェブセミナー講座やセミナー等の情報提供を行なうなど、学ぶ機会を設けまして、性の多様性に対する理解促進を図っているところでございます。

繰り返しになりますが、誰もが住みやすい玉名市づくりのために今後も引き続き職員研修の機会を設け、性の多様性に対する理解を深め、市民に寄り添った適切な対応を心がけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） 私も令和元年の職員研修には参加させていただきました。そのころは市民への周知のほうは広報とホームページでされているという答弁でした。

（2）これまで市民向けの周知として性的少数者についての講演会やセミナー等をされたことはあったのでしょうか。また、今後の計画があるのでしょうか、お尋ねいたし

ます。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 御質問の市民への周知はについてお答えいたします。

職員研修と並行しまして、市民への啓発の機会となりますよう令和2年度の男女共同参画フォーラムでは、当事者を講師に迎え、性的マイノリティについての講演会の準備を進めておりましたが、こちらも職員研修同様コロナウイルス感染症拡大の影響により、やむなく中止とせざるを得なかった次第でございます。しかしながら、今後もあらゆる人権課題についての差別や偏見を解消していく観点から、性の多様性に関する内容を人権講演会やセミナーなどを開催する際のテーマとすることで、市民啓発や理解促進の機会となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） 今回質問するに当たりまして、知り合いの性同一性障害の方に困りごと、改善の必要を感じたことがありますかとLINEをしてみましたら、いろいろ悩みはありますと返事がありました。では、市民相談の現状をお聞かせください。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 御質問の市民相談の現状についてお答えいたします。

これまで市内に居住の当事者の方からの相談はあっておりません。ただ、相談はあっておりませんが、性的マイノリティの方々からの相談があった場合のため、職員研修を通して性の多様性の理解促進を図り、庁内が連携して適切な相談対応ができるよう体制を整えているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） 11月中旬に福岡女性議員ネットワーク研修会から御案内がありましたので、山都町の女性議員さんと福岡県庁まで行き研修を受けてまいりました。そこでの研修内容がパートナーシップ宣誓制度、同性婚についてということでしたので、今回質問に取り上げさせていただきました。研修会では、同性愛当事者でありますコウスケさんとマサヒロさんのお話を聞かせていただきました。講演を聴いている中で、私は気になったことはお二人とも小学校の3、4年生のころに自分は何かが違うかもと気づかれたそうです。本当の自分の気持ちを隠し始めてとても苦しかったと話をされたときでした。今、この瞬間にも自分の性に関して苦しい思いをしている子どもさんがいると思いましたし、一刻も早く大丈夫だよと伝えてあげたいと思いました。そこで、本市のLGBT等に関しての学校教育の現状をお聞かせください。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○**教育部長（藤森竜也君）** 吉田議員の御質問にお答えいたします。

現在、学校においても多様な性を認めることが求められている時代であることは認識しております。文部科学省からは、平成27年4月30日に性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等についてという通知がございまして、学校における支援体制や学校生活の各場面での支援等について教職員に対して適切な理解を図っていくよう求められております。

現在、講演会などで性的マイノリティを取り上げている中学校があるほか、中学校社会の公民の教科書に性の多様性への理解という項目で性的マイノリティについての説明が記載されているなど、子どもたちが性の多様性について学ぶ機会が増えている状況でございます。

以上でございます。

○**議長（近松恵美子さん）** 吉田真樹子さん。

○**9番（吉田真樹子さん）** コウスケさんとマサヒロさんは、いじめの対象になることを当時心配されて、当時は全く好きでもないアイドルグループのことを調べてほかの男子と話をあわせることができるように、自分の意思ではないことをやっていたと、子ども時代の苦悩も話されました。デリケートな内容ではありますが、オブラートに包むような話ではなく、しっかり、そしてはっきりした性教育が必要だと考えますが、小学校の性教育の時間に性的少数者のことはお伝えされているのでしょうか、現状をお尋ねいたします。

○**議長（近松恵美子さん）** 教育部長 藤森竜也君。

○**教育部長（藤森竜也君）** 吉田議員の再質問にお答えいたします。

先ほど御紹介しました文部科学省からの通知文の中に留意点として画一的な対応を求める趣旨ではなく、個別の事例における学校や家庭の状況等に応じた取組を進める必要があることがあげられております。性に関する教育で取り上げるとともに、人権教育の一環として、まずは自分のことを大切に自己肯定感、自己有用感を育むこと、さらには相手のことや周りの人のことを理解し、認め、尊重することができる子どもたちを育てることを目指したいと考えております。

今後も学校の教育活動全体の中で取り組んでいきたいと思っておりますし、その中で多様な性を認めることにつながる性の多様性への理解をしっかりと図っていきたいと考えています。

以上でございます。

○**議長（近松恵美子さん）** 吉田真樹子さん。

○**9番（吉田真樹子さん）** 重ねて質問いたします。各地で制服の自由化が進んでおりますが、本市での導入の考えをお尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 吉田議員の再質問にお答えいたします。

玉名市教育委員会としましては、制服の自由化は徐々に進んでいると捉えており、校則の見直しに関する国や県の動向を各学校に示すなど、各学校の取組を尊重しつつ、かつ、前進させていく立場を取りたいと考えております。中学校では、制服のズボンで登校する女子生徒も学校によってすでに存在し、周りの生徒の理解も得られております。このほかにもパンツスタイルの制服を希望する女子生徒がいることも各中学校で把握をされていて、昨年度から生徒たちを中心に校則を見直す動きが進んでおります。また、生徒手帳など、校則に書かれている制服の項目についても、男子女子の文言をなくしている中学校もあるなど、各学校間での情報共有、意見交換も進んでおります。校則についての見直しはまだ始まったばかりですが、この性の多様性の観点も踏まえた上で、子どもたちの考えを尊重しながら各学校で子どもたちと先生が一緒になって見直しを進めていく流れにあると捉えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） 本市でも制服から自分らしく過ごしている子がいると聞いて、柔軟になったんだなと時代の移り変わりを最近は特に感じます。でも、スカートをはきたくないための導入ではありません。ズボンをはきたくない女子生徒のことだけではなく、ズボンをはきたくない男子生徒のことを考えることも忘れてはいけないと思います。12月1日の熊本日日新聞に全国中学生人権作文コンテストの県大会で最優秀賞を取られておりました中学1年生の匿名の作文掲載がありました。小学校で当時一番信頼していた先生にカミングアウトし、そこから細かく気にかけてくれた先生がいてくれたことがとても救いになったと書き綴られておりました。

では、LGBTに関して平成30年9月議会の徳村議員が質問されてから4年が過ぎました。令和元年9月に前田議員の質問からは3年が過ぎました。このお二方が質問の中で言われておりましたパートナーシップ宣誓制度の導入に関してのお考えをお尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 議員御質問のパートナーシップ制度の導入についてお答えいたします。

パートナーシップ制度とは、自治体が同性同士のカップルを婚姻に相当する関係と認め、当該自治体でのみ有効な証明書を発行する限定の制度のことで、国が法律で認める婚姻と違い、相続などの法的な効力はございません。補足説明しますと、一方又は双方が性的マイノリティであるお二人が互いをパートナーとして相互に協力し合う関係であ

ることを当該自治体に対して宣誓するものでございます。この制度は当該自治体の要綱に基づくもので、二人の関係が法的に保証されるものではございませんが、当該自治体は二人の関係を認め、その思いを受け止めるものとなっております。この制度の導入により性の多様性に関する市民の理解が浸透し、多様性が尊重され、誰もがいきいきとそれぞれの個性と能力を發揮できる社会が実現するものと期待されているものでございます。

本制度の導入は、性的マイノリティに関する人権問題解消に向け重要な施策と承知しておりますが、誰もがどこに住んでいても同じ条件で生活できるそうした統一した制度運用がなされることが望ましいと考えておりますので、国の法整備を注視しながら導入に向けての準備を進めてまいりたいと考えております。それまでは、市民や事業者等への啓発活動及び職員研修を継続的に実施し、さらなる理解促進を図ってまいりたいと考えております。そうしていくことで、パートナーシップ制度が実生活において実効性を持った制度になると考えます。また、そのほか性的マイノリティへの配慮と職員の理解促進の取組としまして、令和元年度から各種申請書などにおける性別記載欄の見直しを進めておまして、毎年進捗状況を把握しているところでございます。この性別記載欄につきましては、法的定めや業務上の合理的な必要性があるもの以外では、ほぼ削除されたところでございます。今年度の調査では、まだ数件残っておりますが、引き続き削除に向け推進してまいりますとともに、理解促進を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） 相続などの深い話はまだいいと思いますが、今を生きていく中で、賃貸契約の問題や身近なところで言いますと、携帯電話の家族割、病院での同意等くらいでもかまわないので、中身は徐々にいいと私は考えております。

今、言われました認めて、受け止め、尊重され、誰もがいきいきとできたらいいと思います。また、申請書などの性別の記載削除が徐々にされているということでした。だんだん進んでいけばいいと思います。そもそも国が法整備をやるべきという担当課の声も聞きましたが、国はなかなか進まない、各自治体で導入をされているところもたくさんございます。現在は、241の自治体、10都府県と231市区町村で導入をされています。本市では進めない、進まない何が課題なのかをお聞かせください。

○議長（近松恵美子さん） 総務部長 吉田勇人君。

○総務部長（吉田勇人君） 再質問のパートナーシップ制度の導入が進まないことの課題は何かについてお答えいたします。

平成28年の人権教育啓発基本計画策定時及び令和3年の男女共同参画計画策定時の市民の意識調査におきまして、性的マイノリティに関する質問の回答におきまして、性

的指向の多様性に対する理解が足りないや学校教育の場での学習機会の充実、また、誰もが働きやすい職場環境づくりのため企業や事業者への啓発活動の推進のほか、偏見や差別解消を目的とする法律や条例等の整備が必要と答えた人の割合が高かったことから、本市の現状では、まず、学習教育や啓発活動を充実させることが優先課題と考えております。

先ほど議員が言われました例えば、電話の家族割とかこういったものもいわゆる社会の環境を変えていかないと進まないと考えております。そういたしますけど、一方、パートナーシップ制度そのものは法的な婚姻が認められていない方に取りましては、自治体が当事者たちを婚姻に相当する関係と認め証明書を発行するわけですので、このこと自体は大きな意義のあることと認識しております。従前に比べまして性の多様性に関する理解や認知度は高くはなってきているものの、パートナーシップ制度も含め、関連する国の法整備が早急に行なわれ、全国的に統一された制度運用ができることが望ましいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） ちなみに、福岡市は2018年全国7番目にパートナーシップ宣誓制度を導入、人口162万人で初年度38組の申請があったそうです。北九州は人口92万人で26組の申請、古賀市、人口14万人で5組の申請があっているそうです。熊本県内でも熊本市、大津町、菊池市、来年4月には合志市が導入される予定となっております。本市に同性愛者でパートナーと二人を認めてもらいたいと思うカップルがいるかどうかはわかりません。でも、いらしたときに玉名に制度がなければ、制度が整っているところに引っ越しされるかもしれません。それも私の導入希望の理由でございます。では、最後に市長の見解をお尋ねいたします。

○議長（近松恵美子さん） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 吉田議員の見解について、私の見解を述べさせていただきます。

本市の将来像である人と自然が輝きやさしさと笑顔にあふれる町玉名市を実現するためにも、性の多様性など正しく理解し、知らないことから生まれる偏見や差別意識、これを取り除く努力が必要であると考えておりまして、性的マイノリティに対する施策の取組は大変重要なことと認識しております。そのようなことから職員研修はもとより、市民の皆様への啓発活動や相談しやすい環境づくり、また、学校教育の場においても理解を深めていくことも大切だと考えています。

先ほどの部長答弁にもありましたけれども、市民啓発等を継続して行なっていく、理解促進を図りながら性的マイノリティに関する政策を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 吉田真樹子さん。

○9番（吉田真樹子さん） コロナ禍が長く続きまして、市民向けの啓発活動が2年ほど見送られております。これまでできなかった分の2、3年分を思いっきりやるべきではないでしょうか。担当課は熱心に取組に向き合っておられました。最初に生理用品のところでいきました人権啓発の講演会に行って、手話の方と大画面の文字の吹き替えが手厚くされていたと言ったのは。

[資料を示す]

○9番（吉田真樹子さん） こちらの熊本県人権フェスティバルでのことでした。今回、この質問で聞き取りを職員の方としていたときに、担当課の職員が中学校時代の先輩であったのと、ほか2名の女性職員さん、3人からこれに誘われて、断ることができなかったので、熊本ホテルテルサまで日曜日にこの講演会のためだけに1時間かけていってまいりました。でも、職員さんも休みの日に時間を割いて皆さん来られておりました。メインの講演会は、誹謗中傷で自ら命を絶たれた木村ハナさんのお母様のお話でした。11月10日から12月10日までの1か月間が熊本県の人権月間としてたくさんの人権啓発のイベントがあっていたようです。この中で、11月27日にはあなたらしく私らしくというテーマで、タレントのはるな愛さんの講演が熊本日日新聞に掲載されておりました。私もこれが前もってわかっていたら生で聞きたかったなと思いました。12月4日には前田議員から連絡がありまして、NHKのラジオでLGBTに関しての高校生との談義があるよと情報をいただきましたので、そちらも聞かせていただきました。ダンサーのKABA.ちゃんも一緒に談義をされておりました。このようにぜひ、この2、3年使われなかった予算分で知名度のある方や同性愛者のコウスケさん、マサヒロさんの講演会を準備して、市民向けの啓発活動をまずはやっていただきたいと思います。

今回、この質問をするに当たって数人にお伝えしましたら、熊本日日新聞の先ほど言いました人権作文の記事をお二人の方が「いい作文が載っていたよ」とそれぞれ電話とLINEをしていただきまして伝えていただきました。関心を持ってくれたこともその方たちにも啓発になったと思っております。

今回の生理用品の設置の質問とLGBT等についての質問の根底は、自分らしくだったように思います。はるな愛さんのこちらの記事の最後には。

[資料を示す]

○9番（吉田真樹子さん） まずは隣にいる人のことを互いに理解して寄り添ってほしいと締めくくられておりました。多様性について正しい理解と認識を深め、性的少数者の方々も安心して生活し、活躍できる社会にするために執行部、そして職員の皆さんと共に考えなければいけないんだなど、今回も考えさせられました。

最後に、この6色のレインボーフラッグといいまして、旗があるんですけど、LGBT等の尊厳と社会運動のシンボルとしてつくられた旗のことレインボーフラッグといいます。LGBT等の人たちへの支援や配慮の姿勢を示すことができるものなので、こういうものを置いてたくさんの方たちに、市民の方たちにも少しずつ周知をしていってできることからやっていけたらと思っております。レインボーフラッグの旗の準備もよかったですら市長、お願いします。そんな高いものじゃないと思います。

では、私の質問は以上となります。御静聴ありがとうございました。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、吉田真樹子さんの質問は終わりました。

議事の都合により暫時休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時05分 開議

○議長（近松恵美子さん） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

18番 前田正治君。

[18番 前田正治君 登壇]

○18番（前田正治君） おはようございます。日本共産党の前田正治です。

早速、通告に沿って一般質問を行ないます。1、企業誘致について。梅林小学校跡地にTSMC関連の企業カンケンテクノ株式会社が進出しました。この会社は、半導体を製造するときに発生するガスを電氣的に分解して除去する装置を製造するそうでありま。現在は、校舎の解体作業などが行なわれております。そしてまた、三ツ川産業団地の造成が急ピッチで行なわれています。スライドをお願いします。

出てくるかもしれんけん先に。途中で出してください。

二つの地域は、県道や市道、そして小さな河川にも隣接しております。周辺には民家や水田があり、自然環境はすばらしく、5月から6月にかけてはホテルが見られるところでもあります。玉名市企業案内では、企業の進出などにおける周辺の景観や環境への配慮は企業選定の際に重要なポイントになるとありますが、開発を目の当たりにした市民からは、今までと環境が変わることで地下水や大雨災害などについて不安の声が出されております。

[拡大投影にて画像を示す]

○18番（前田正治君） これは梅林小学校跡地に建設されるはずのカンケンテクノ株式会社です。出てこん。出たときは次々出してください。

それでは、工場進出や産業団地について質問します。まず、1、地下水の使用についてどのような計画になっているかお尋ねします。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

[産業経済部長 蟹江勇二君 登壇]

○産業経済部長（蟹江勇二君） 前田議員御質問の誘致企業カンケンテクノ株式会社及び三ツ川産業団地造成に伴う地下水や大雨被害などへの不安についてにお答えいたします。

この度の誘致企業カンケンテクノ株式会社については、本年7月に旧梅林小学校跡地への企業立地協定を締結し、校舎の解体の後、来年3月から新工場の建設に取りかかれる予定であると伺っております。また、官民連携により進めております三ツ川産業団地については、開発面積が5ヘクタールを超える大規模開発行為となることから、関係機関等との事前協議を始め、関係法令に基づく熊本県の審査、指導及び都市計画法に基づく開発行為の許可を受けて事業を進めております。また、許可申請の際には、近隣町において発生した大規模太陽光発電所による土砂流出問題を受け、林地開発における熊本県の規制が強化されたため、県の指導により工事による土砂流出が発生しないよう、まずは調整池の工事から着手し、造成工事が進められているところです。

まず、地下水の使用についてですが、旧梅林小学校への立地企業については、工場用水は上水道を使用されると伺っております。三ツ川産業団地については、インフラ整備として上水道を布設する予定となっておりますが、立地する企業によっては自社で地下水を採取する場合もあり得ますので、その際には熊本県地下水保全条例に基づき、浄水器の吐出物の口径により届出及び許可が必要となっております。地下水採取に当たっては、周辺に影響等がないよう慎重に施工していただくことが必要であります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

[拡大投影にて画像を示す]

○18番（前田正治君） 今出ているのが梅林小学校で、前のほうを細か川が流れよるわけです。近隣には民家もあったり、そののずっと前のほうの市道があるんですけど、それから今、写真に写ってないところは水田が広がっているというような状況です。

もう一つ、三ツ川工業団地をお願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○18番（前田正治君） これは区画分布図ということなんですけど、次、2番目を質問します。

工場からの排水対策についてはどうのようになっておりますか。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

○産業経済部長（蟹江勇二君） 御質問にお答えいたします。

工場の排水対策については、旧梅林小学校への立地企業については、合併浄化槽で処理後、河川へ放流されると伺っております。三ツ川産業団地については、立地する各企業において合併浄化槽で処理後、調整池を通して河川へ放流することとなっております。

いずれも水質汚濁防止法により環境への影響がないよう厳しい排水基準が設けられており、その基準を満たすことが必須となっているため、立地する企業の責任において規定を遵守していただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 続けて、三ツ川産業団地も今造成が始まって、工場ができて、工場内に駐車場なんかも当然できてくると思います。それと梅林小学校跡地のカンケンテクノ株式会社も先ほどみたいに敷地内が整備されて状況が変わってくるということで、3つ目の質問として、敷地内に降った雨水については同じような答えかもしれないですけど、どのようになるかちょっとお尋ねします。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

○産業経済部長（蟹江勇二君） 御質問にお答えいたします。

敷地内の雨水対策ですが、旧梅林小学校への立地企業については、駐車場においては透水性舗装や工場敷地内の雨水が敷地外に流れ出ないようにU字溝などの設置により対策を講じられると伺っております。三ツ川産業団地については、開発区域内の雨水は、熊本県の開発許可申請に伴う調整池設置基準に適合した調整池において流量調整をして河川に放流する計画となっております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 4点目の工場が操業する際の騒音、あるいは製品の運搬やあるいは従業員さんたちの車で通ってこられるとしますので、そういったことを含めたいわゆる交通対策については何か検討されているのでしょうか。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

○産業経済部長（蟹江勇二君） 前田議員の御質問にお答えします。

工場の騒音についてですが、梅林、三ツ川ともに騒音規制法や熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づき、騒音基準を満たすことが必須となっております。また、交通対策は旧梅林小学校への立地企業については、今後、市のほうで道路拡幅を計画しており、地域住民の安全確保を図ってまいります。三ツ川産業団地においては、主要県道の玉名八女線に接しており、右折レーンを設けるなどして県道の改良を行なう予定となっております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） これからだんだん、だんだんそういった改良の様子がわかってくると思いますけど、そういうのを見て、地域住民の人も「ああ、こうなってくるのか」

ということで、安心感も出てくるかなと思います。

5番目なんですけど、若干重複するかもしれませんが、両地域とも雨水の多くは今まで地下に浸透していたものと思います。ところが今度のように敷地内が整備された後は、雨水の地下浸透が少なくなって周囲の河川や水田に雨水と一緒に土砂も流れ出ると、おっしゃるように基準に基づいて開発をしていますから、先ほどの産業団地のほうも調整池が入り口のすぐのところに設けてありますけど、わかっているけど感情として何か心配になると、そういうわけであります。大雨時の災害対策というものを何か計画はあるのかどうかちょっとお尋ねします。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

○産業経済部長（蟹江勇二君） 前田議員の御質問にお答えいたします。

大雨災害対策は、旧梅林小学校への立地企業については、敷地内の雨水対策同様に、企業側で対策を講じられますが、大雨対策として水路が増水したときに合併浄化槽と放流先の水路との間に逆流防止弁を設置するなどして排水調整の対策を講じられると聞いております。三ツ川産業団地については、敷地内の雨水は調整池において流量調整をして河川に放流いたしますが、計画貯水量は大雨に対応した必要貯水量を満たす調整池となっております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 今は100年に1度とか、何十年に1度という予期せぬ雨が降りますので、そういったことにも十分対応できるような対策をお願いしたいと思います。ちょっと再質問しますが、スライド出ますか。三ツ川産業団地です。

[拡大投影にて画像を示す]

○18番（前田正治君） ここの県道八女線が走っているんですけど、その西側、左側のほうは繁根木川がずっと、三ツ川のほうから下のほうに流れております。造成地の東側というか、北から東に向けて月瀬のほうを三蔵川が、これには出ていませんけど流れているという状況にあります。旧玉名市時代ではあるんですけど、三蔵川が流れる月瀬の青木地域では白石堰から大牟田方面に工業用水を送るトンネルを掘ったんです。そのときに地下水が枯渇した問題がありました。山を今度のように大規模に切り開く産業団地造成。繁根木川や三蔵川周辺の農業用水は大丈夫だろうか、枯渇するようなことはないかなとそういう心配があります。開発の影響が心配されますので、そういった対策については何かあるでしょうか。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

○産業経済部長（蟹江勇二君） 前田議員の再質問にお答えします。

三ツ川産業団地の造成工事は、防災能力の確保のため、調整池を先行して整備が行な

われております。施工業者においては、調整池施工完了までは農業用水等への影響がないよう、汚濁の観点ですけれども、汚濁防止のためヤシ繊維の浄化製品を数か所設置されるなどの対策を講じておられます。また、産業団地完成後も、先ほども答弁いたしましたとおり、排水基準を満たした上で調整池にて流量調整して、河川放流する形になりますので、防災面や環境面からも河川環境への配慮に努めていただくこととしております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 三蔵川にも影響があるんじゃないかなと思いますけど、そこら辺は何か担当課としてはどういうふうに思っておられますか。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

○産業経済部長（蟹江勇二君） 前田議員の御質問にお答えいたします。

担当課と今回の答弁の中で打ち合わせをしましたがけれども、三蔵川のほうには影響はほぼないのかなということで、今のところ考えておるところです。

地下水の枯渇の話ですけれども、先ほど答弁もしましたがけれども、揚水機の吐出口の口径により届出及び許可が必要になっておりますので、この辺は地下水採取に当たっては、周辺に影響がないよう慎重に施工していただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 先ほどもちょっと紹介がありましたけど、地下水の水質、水量の問題発生を未然に防止し、利用者、県民、行政の協働により地下水を守り抜く。これは熊本県地下水条例のことが、実は玉名市のホームページに紹介してあります。地下水が枯渇してからでは遅い、枯渇を未然に防ぐ対策が要求されるわけです。実際には企業立地協定及び三者協定などが結ばれます。創業に当たっては、地下水の保全や景観、環境への配慮が厳しく徹底されること、そして将来に渡って地域と共存共栄する企業に成長するということを求めるところであります。

それでは、次の質問に移ります。

[18番 前田正治君 登壇]

○18番（前田正治君） 次に、高齢期の聞こえの支援についてであります。玉名市の高齢化率は2020年では34%であります。スライドをお願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○18番（前田正治君） これです。これは実は、玉名市の人口ビジョンに載っているグラフなんですけど、総務省や国立社会保障人口問題研究所などの統計をもとに玉名市の人口、高齢化率を表したグラフであります。

2040年に向かって人口はさらに減少していきます。15歳から64歳の生産年齢

人口も減少いたします。ゼロ歳から14歳までの年少人口も同じく減少します。その一方で、あのグラフです。一番上というかあれが玉名市の人口で、2番目が生産年齢人口下がってきているでしょ。3番目が年少人口もやっぱり下がっている。4番目のグラフは高齢化率なんですけど、その下のグラフが老年人口で、ずっといって下がりはしているけど、生産年齢人口や年少人口に比べるとやや横ばいでありまして、2040年の高齢化率はあれで見ると39.9%ですけど、約40%と推定をされております。玉名市では、今議会に提案してあります18歳までの医療費を無料にするなどの子育て支援や移住定住支援、笑顔をつくる10年ビジョンの推進など、様々な取組を通じて2030年の人口は6万人を目標にしております。高齢者が増えるということは喜ばしいことでもあります。ところが70年、80年と使ってきた聴覚は自然と衰えて難聴者も多くなることは否めません。聴覚の衰えは40代から始まるといわれておりまして、65歳から74歳では3人に1人、75歳以上では約半数の高齢者が難聴に悩んでいるそうであります。難聴が進めば人との付き合いも煩わしくなり、社会的に孤立をしていきます。難聴はほほえみの障害とも呼ばれていまして、話しかけられても聞こえない、何回も繰り返し聞こえない、すると聞き返すのではなく、そのうちに笑ってごまかしてしまうほほえみの障害であります。社会的に孤立しがちになり、難聴を放置することで認知症やうつ病を進行させてしまうという問題があります。難聴は、認知症の12の危険因子の中で、一番高い因子としてあげられております。老化が進めば誰でも聴覚が衰えてきます。聴力の低下がコミュニケーション障害になる、周りの音が聞き取りづらくなることは安心安全な日常生活を送る上でも大きな障害となります。高齢化社会が進行する中で、加齢性難聴への対策は緊急かつ切実なものであると考えます。

まず、質問1、介護認定調査時における介護申請者の聞こえるかどうかの能力を評価する聴力調査結果については、どのような傾向にあるでしょうか。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

[健康福祉部長 酒井史浩君 登壇]

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員御質問の介護認定調査時の聴力調査結果についてお答えいたします。

介護認定調査における身体機能・起居動作の調査項目の一つに聴力の項目がございます。日常的に補聴器を使用している場合は、使用している状況で調査いたしまして、5つの選択基準で声や音が聞こえるかどうかを評価いたします。令和4年10月に認定結果が出ました345件のうち、新型コロナウイルス感染症に伴い対面での調査をしない、更新延長を行なったものを除きます187件の新規、更新、区分変更申請の認定調査の聴力区分の件数については、次のとおりとなっております。

聞こえ方の状況が1、普通が95件で50.8%、2、普通の声がやっと聞き取れる

が66件で35.3%、3、かなり大きな声ならなんとか聞き取れるが24件で12.8%、4、ほとんど聞こえないがゼロ件、5、聞こえているか判断不能が2件で1.1%という割合でございました。5番の判断不能につきましては、認知症が重度であるため、声かけに反応がなく判断ができなかったケースでございます。1か月の認定結果の集計でございますけれども、187件のうち86.1%が1、普通と2、普通の声がやっと聞き取れるという方でございました。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 先ほど認知症12の危険因子の中で難聴が最もリスクが高いと言いました。執行部は高齢者の難聴と認知症の関係についてどのように捉えておられるのか見解をお尋ねします。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員御質問の高齢者の難聴と認知症の関係についてお答えいたします。

認知症施策推進総合連略でも示されておりますとおり、議員御指摘の難聴は高血圧、糖尿病などと同様に認知症の危険因子の一つであると認識はしております。一方で、認知症の発症予防につきましては、運動、口腔機能の向上、栄養改善、社会交流、趣味活動等の日常生活における取組が認知機能低下の予防につながる可能性が高いことを踏まえ、現在本市では、住民主体の運営による通いの場などの開催を通じまして、このような取組を推進しているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 続けまして、加齢性難聴の対策についてはどのような取組を行っているか、支援の現状などについてお尋ねします。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員の加齢性難聴対策の現状についてお答えいたします。

高齢難聴者の補聴器購入につきましては、介護保険の福祉用具の補助対象品目外となりますけれども、身体障害者手帳が交付されております難聴者の方は、その障害の状況等により障害者福祉支援法に基づく補装具費支給制度により補聴器の購入及び修理費用に対する補助を受けることが可能となっております。しかしながら、身体障害者手帳の対象とならない難聴者の方は、補助制度を活用できないため補聴器購入費用等は全額自己負担となっているといった状況でございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 難聴だから即認知症になるということでは、これはありません。聞こえづらさを放置するということで社会との関わりが少なくなり、認知機能が衰えるということでもあります。例えば、手話でコミュニケーションを取られる方は認知機能に影響はないそうです。答弁がありました介護認定申請における聴力調査では、1段階から5段階までありまして、1段階に該当する日常生活における会話において支障がなく、普通に聞き取れる方は全体の約50%、2段階の方も、これは2段階は普通の声はやっと聞き取れるということですよ、どういうことかということ、普通の声聞き取りにくく、聞き間違えたりするという人もこの中に入っているわけですよ、そういうことを考えると、普通に聞き取れる方は全体の約半分、残り半分の申請者には何らかの異常が、聴力に対する異常が見られると。高齢化率が進行する中で定年の延長、年金は削減、出費は増えるなどで高齢者の社会参加はますます増えてくるものだと思います。2018年の調査であります、日本での補聴器の装用率は、約14%にとどまっております。補聴器購入につきましては、100%自己負担でありまして、公的な補助がないことがその原因の一つと言われております。補聴器は一般的に眼鏡より高くて、買うことを躊躇する人も少なくありません。高齢者の補聴器購入費用について、市独自の補助金を出すことについての見解をお尋ねします。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員の高齢者の補聴器購入費用の市独自補助金についてお答えいたします。

加齢に伴う難聴者への補聴器の購入に対する補助について、一部の自治体で導入する動きがあっているところです。熊本県では、唯一益城町が令和2年度から実施されております。補助対象者は、1、町内に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されており、現に居住している65歳以上の方。2つ目、次に聴覚障害の身体障害者手帳の交付を受けていないこと。3つ目、補聴器の必要性を認める医師による意見書を提出することができること。最後に、申請年度におきまして本人が住民税非課税であることとなっております。また、補助の上限額につきましては3万円で、補聴器の修理や保守に係る費用は補助の対象とはならず、1回限りの補助となっております。

本市では、補聴器購入費の補助につきましては、年齢に関係なく障害者総合支援法におきまして身体障害者手帳をお持ちの聴覚障害がある方に補助しておりますので、身体障害者手帳の交付とならない高齢難聴者の補聴器購入費に対する補助につきましては、補助要件と市町村、県においても対応が異なることがないよう、国において制度設計をすべきものと考えておりまして、今後、国や周辺自治体の動向を注視してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 本来は、おっしゃったようにいろんな福祉関連のことについては国が一遍にすれば市町村が何も財政を心配しつつ小出しにせんでもよかと思うとですよ。子どもの医療費についても国全体が高校3年までするというなら自治体はほかのところに金を回せばよかわけです。ところがそれがなかけん、地方自治体の方針として住民の福祉と安全を守るためのいろんな施策として、例えば、補聴器の補助をしたらどうですかということを私は申し上げているところです。

ちょっと再質問しますけど、加齢性難聴は身の危険を増大するとともに、日常生活を不便にして、コミュニケーションを困難にするなど、生活の質を落とす大きな原因になります。研究では、認知症や鬱の危険因子になることが指摘されています。視覚と聴覚の大きな障害を持ったヘレンケラーさんが「もし神様が一つの能力を授けてくださるのであれば、聞こえるようになりたい。一度でいいから母親の声を聞いてみたかった。耳が聞こえないということは、目が見えないことより重大とは言わないまでも、より深刻で複雑である。かけがえのない刺激である人間の声、言語をもたらし、思考のきっかけとなる声が伝わってこないからだ」とこのように自伝に書いておられるそうであります。元気で長生きできる高齢化社会を迎える中で、補聴器購入費用について、補助をする市町村が全国的には増えてきております。玉名市でもさっきもちよろとおっしゃいましたが、第8期の高齢者福祉計画及び介護保険事業計画にあります認知症予防、この実効性を向上させるためにも難聴者の補聴器使用は欠かせないものではないかと思えます。補聴器購入費用について、市の単独補助など、全く論外とおっしゃるのか、それとも高齢化が進展する中で、重要課題の一つとなり得るのか、今後の高齢者福祉の在り方として再度執行部の見解をお尋ねします。

○議長（近松恵美子さん） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 前田議員の再質問にお答えいたします。

論外とは全く思っておりません。しかしながら、現在のところは先ほど申しましたように、本来国が制度設計すべきものと、現在のところは考えておりますけれども、今後、国や周辺自治体の動向を注視してまいりたいと思えます。また、併せまして、加齢性難聴を悪化させる原因とされます糖尿病、高血圧などの生活習慣病や睡眠不足、喫煙、過度な飲酒が招くリスクについても啓発を行ないまして高齢者の健康づくりや認知症予防、これにしっかり取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 高齢化とともに加齢性難聴というのは、これは避けがたいことであります。私もちっと耳が遠くなったなというのを最近感じてます。耳が聞こえないと

いうことは、先ほどヘレンケラーさんの本の中にもあるように、言葉が聞こえない、言葉を聞いて脳が理解する。それが衰えてきて認知症につながっていくというような研究結果が出ておりますので、加齢性難聴に対する対策も玉名市の介護保険、高齢者支援計画の中にあげておられる課題が進んでいくためにも難聴対策というのを重要な項目かなと思いますので、重ねて言いまして次の質問に移ります。

[18番 前田正治君 登壇]

○18番(前田正治君) 次は、市長の政治姿勢についてであります。くまもと県北病院運営における玉名市の関与について、玉名市と玉東町が出資しました地方独立行政法人くまもと県北病院が昨年3月に開院しました。地方独立行政法人法の目的は、公共場の見地から行なう事務及び事業の確実な実施を図り、住民生活の安定並びに地域社会及び地域経済の健全な発展に資することだとされております。病院職員の身分は公務員ではありませんが、病院の理事長と監事は市長が任命します。病院の建築費や医療機器購入費などの建設資金約160億円は、法人の設立団体であります玉名市と玉東町の病院設立組合が金融機関から借りてそれを病院に貸し付けております。市が直接病院を経営するわけではありませんが、法人の設立経緯からしますと、病院と玉名市は全く関係がないとはいえません。以上のようなことを踏まえて質問をいたします。

まず、1番目、現在、医療機器購入資金の返済が始まっております。令和7年からは建物についても返済が始まると聞いております。建物や医療機器含めたいわゆる建設費の返済について、市の責任というのはどのようになるとお考えでしょうか見解をお聞きます。

○議長(近松恵美子さん) 市長 藏原隆浩君。

[市長 藏原隆浩君 登壇]

○市長(藏原隆浩君) 前田議員の御質問にお答えいたします。

まず、議員も御承知のようにくまもと県北病院は、地方独立行政法人によって運営されております。その設立者は玉名市と玉東町で構成する病院設立組合でございます。議員御質問の件につきましては、建設費の返済が滞るなど、ゆゆしき事態が生じる前に病院設立組合と玉名市、そして玉東町が協議を行ない、法律に沿って対処していかなければなりません。現状としてそのような報告は受けておりませんので、仮定の話はいたしかねますが、当然のことながらそういったことにならないように、組合長として健全経営に取り組んでいただくよう理事長には申し伝えております。

以上でございます。

○議長(近松恵美子さん) 前田正治君。

○18番(前田正治君) 公立玉名中央病院、そしてくまもと県北病院と院内での不祥事が連続してこの間発生しました。外部調査委員会が設置をされまして、今年の7月には

その調査報告書が公表されました。報告書では、相次いだ不祥事について再発防止策として7つの提言が示されております。市長も目を通されたかと思いますが、外部調査委員会報告について市長の見解をお尋ねします。

○議長（近松恵美子さん） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 前田議員の御質問にお答えします。

外部調査委員会の調査内容につきましては、調査委員長及びくまもと県北病院理事長より報告を受けました。その報告書の中で、ほぼすべての不祥事案件について統制環境が脆弱であるとの指摘があり、これは公人としての内部統制が基盤の部分から大きな問題を抱えていたことを意味しており、その改善のために経営組織の体制強化など、改めて強力な改革が必要であると認識いたしましたところでございます。

今後は、この調査報告書の提言内容を踏まえ、くまもと県北病院にはさらなる改善を強く要望し、地域の皆様に安心と信頼を提供するという基本理念に基づき、透明性を確保し、法令等に沿った運営を行なうことをことあるごとに理事長には申し伝えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 3つ目の質問をします。答えも若干今のと似たような答えが返ってくるかなという思いはありますが、3つ目の質問、病院の理事長や監事を任命する市長には、地方独立行政法人くまもと県北病院について経営には直接口を出さないとしても、病院を監督する権利と責任があると考えます。病院運営について市長はどのような関わりを持つのか、市長の見解をお聞きします。

○議長（近松恵美子さん） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 議員の御質問にお答えいたします。

くまもと県北病院の経営につきましては、病院が一部事務組合から独立した権限、責任を有しておりますことから病院のオーナーが玉名市と玉東町が設置した設立組合であるとはいえ、先ほど議員がおっしゃったように、法的には本市に病院を監督する権限がございません。ですが、病院不祥事の温床となりやすい体制であったことがこれまで不祥事が多発した要因の一つであると私としては考えております。そのため、今後、病院の理事会に多くの理事を登用したり、評議会などの下部組織を設置したりしてチェック機能を充実するなど、組織全体の体制を変えてほしいと強く感じているところであります。

とは言いましても、不祥事が多発した時期と比べまして、今の病院が変わったのも事実でございます。外部調査委員会報告に関する報道等によりまして、今も不祥事が発生しているように思われがちではありますが、以前の問題の対応を行なっているわけであり

まして、病院一丸となってこれらの問題に取り組まれておられます。しかしながら、地域の皆様により一層の安心と信頼を提供していくためには、今後もっと変わっていく必要があると感じておりますので、市長として可能な限り協力、支援を行なっていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 次の質問します。市職員の病院派遣についてであります。くまもと県北病院は、属人的体質からの脱却や法令遵守及び内部統制の徹底などが不十分であり、組織としては、私は構築途上にあると思っています。外部調査委員会の報告書について市長のコメントが報道してありました。市長は、病院が市民に安心と信頼の提供をするという理念に沿った運営となるように、病院と緊密に連携すると発言されたとあります。本来は、業務を行政から切り離すための地方独立行政法人であります。私はくまもと県北病院の現状を考えますと、病院が文字通り市民の信頼を得るためには、相当の対策が必要だと思えます。公務行政の中で培われた組織運営にたけた市の職員を一定期間派遣すべきではないかと思えます。現在は設立組合事務局に2名、病院経営に1名、市の職員が行なっていますが、行政側からのさらなる強力な人材派遣が連携を密にする上からも不可欠と思えます。職員の派遣について見解をお尋ねします。

○議長（近松恵美子さん） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 職員の派遣についてお答えいたします。

現在、病院の設立自治体である玉名市、玉東町から病院自体には1名ずつの職員を派遣しており、職員の派遣目的は病院運営のサポートや内部統制が確立するまでの補助的な役割などであり、職員の派遣により以前に比べると不祥事は減少しており、さらに外部調査委員会の設置や病院内に内部統制監査室を設けるなどの取組も進めていることから、少しずつではありますが効果は出ていると認識しているところで、今後さらなる改善に期待しているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 職員の派遣については、言及がなかったんですけど、さらに派遣するということについてはですね。ちょっと質問します。市長にお尋ねします。

私は、病院が外部調査委員会の提言に沿った改善策を具体的かつ着実に実行するように理事長を任命した市長の責任として病院に提言策の進捗状況などについて定期的な報告を市長が病院側に求めるというようなこともあってもいいのではないかなと、そういうふうに思っています。予期せぬコロナ禍で、病院経営も大変だと思います。開院から1年、不祥事が多発しましたが、過去からの体質を改善して生まれ変わるチャンスでも

あると、そういうふうに思います。1日でも早く市民から信頼されうる病院となるためにも、緊密な連携が必要であります。今も市長からあったんですが、答えの中で病院運営における玉名市のスタンスとといいますか、これは法的な問題があつてなかなか難しいかと思えます。しかしながら、外部調査委員会の報告書の提言とか、あるいは市長になられてから中央病院、くまもと県北病院のお付き合いの中で、病院運営における玉名市の連携について市長が率直に感じておられること、今後の連携ですね、感じておられることをお聞かせください。

○議長（近松恵美子さん） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 前田議員の御質問にお答えいたします。

これは病院との会合を開いているかという部分とは別。

○18番（前田正治君） そぎゃんとも含めて。

○市長（藏原隆浩君） 含めてでよろしいですか。

くまもと県北病院は令和3年3月に開院してから、地域の皆様に安心と信頼を提供する県北の中核病院を目指すということを理念として掲げ、理事長を中心にこれまで取り組んでいただいております。しかしながら、御承知のとおり開院当初から新型コロナウイルス感染症対応に追われ、医療の最前線で地域の医師会や行政と連携し、長きにわたり日夜最善を尽くしていただいている病院、とりわけ医師、看護師、医療従事者の皆様には心から尊敬と感謝の気持ちを抱いているとともに、災難を乗り越えるために大変な御苦勞をされておられることと案じているところであります。このような大変な状況の中ではありますが、一方で以前からの病院におけるたび重なる不祥事の再発防止に向けて改めて強力な改革が必要と理事長には強く要望させていただいております。現在は、設立組合長として主体的思いを持って運営や業務の改善に関することなどについて、その都度報告を受け、意見交換を行なっているところでございます。ただいまの御指摘、御意見を承って、コロナ禍による繁雑な日々の中ではありながらも定期的な会合の場というのも今後持っていかなければならないと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 前田正治君。

○18番（前田正治君） 私は、病院の現状を見る限り、不祥事が続くような状況を思うと、建設費の160億円について病院は、計画どおりほんなこて返済できるのかなととても心配であります。病院の不始末、いろんな意味での不始末、これは結局玉名市に係ってきます。飛び立った病院が確実に安定飛行となるように、市長からの折に触れて厳しい意見などを言われることがますます重要な状況に今はあるのではないかなという事を申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、前田正治君の質問は終わりました。

議事の都合により、午後 1 時まで休憩いたします。

午前 11 時 59 分 休憩

午後 1 時 00 分 開議

○議長（近松恵美子さん） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

7 番 立川信之君。

[7 番 立川信之君 登壇]

○7 番（立川信之君） 皆さんこんにちは。7 番、第二新生クラブ、立川信之です。

議員生活、早いものでもう 2 年目に入りました。今日は 5 回目の一般質問でございます。一生懸命やります。それに、3 日目の 3 番手、ラス前でございます。皆さんもかなりお疲れでしょうけれど、あと少しの辛抱でございます。最後は、新生クラブの重鎮であります大先輩の江田議員が控えてらっしゃいますので、私のほうはいつもどおり早めに終わるつもりでございますので、よろしくをお願いします。

それでは、通告に従いまして一般質問を始めます。天水地区の学校再編の説明会が 6 回ありました。何度か参加させていただきました。いろいろな意見がありまして、早く統合してほしいですとか、立派な学校に登校したいとかそういう意見や今の中学校は水に浸かるところなので危ないという意見もありました。私は天水町の小天地区に住んでおりますので、大体のことはわかっております。大雨の記憶なんですけど、今から 32 年前、1990 年平成 2 年の時、これがやっぱり一番降ったごたるです、私の中では。天水中学校より西側のほうは水に浸かってしまって、海か湖かという状態になりました。そして当時の天水中学校、今の天水中学校の前の道路なんですけれど、石橋川のところにはガードレールのほうが一部なかったところがありました。そのときそこを通った積載車が誤って石橋川に突っ込んで水没してしまったということがあったんです。荷台には高級外車が載っていたんです。BMW だったんですけど、持ち主は大損害だったでしょう。そのとき、2、3 日そのまま浸かっただけで、地元の人には誰でも知っていると思います。そのときなんですけれど、小天小学校の生徒たち、受免地区の人たちなんですけれども、やっぱり浸かるとるけん、帰られんもんですから地元の消防団の人たちが手こぎのゴムボートで生徒たちをピストン輸送で運んだりしなはったです。大雨の情報を防災安全課のほうに聞いたんですが、大雨の情報はデータがないということでわからんということでございました。それだもんですから、私の記憶で今回は話をいたします。

大体 4、5 年に一遍ぐらいは冠水しよったかと思っております。今回、映像を出すんですけれど。

[拡大投影にて画像を示す]

○7 番（立川信之君） その写真は去年の 8 月の写真でございます。もう映像が出ており

ます。ここに天水中学校があります。裏が体育館、この横が玉名市の天水支所でございます。ここが天水町の給食センターでございます。そしてこの道は国道501号線です。上のほうが玉名方面なんです。下のほうが熊本市方面、ここに呑崎の湛水防除の機械が、ポンプがここに 있습니다。今回、写真を出してるんですが、ここの国道501号線からこっちの中学校方面に向かう道路で、ここの橋のところから国道501号線方面、それと給食センターの裏のほうから、ここから西方面に向かう道路、ここからまた、西方面にとってあります。

次の写真をお願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○7番(立川信之君) ちょっと小さくしてもらっていいですか。手前にコーンポストで進入禁止がしてあります。これ国道501号線から撮った写真でございます。この先のほうが天水中学校です。ここは石橋川、ここら辺が冠水してるわけです。

次の写真をお願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○7番(立川信之君) これは先ほどの写真を撮ってあったのがここからだったんですけど、さっき積載車が浸かったというところはここです。ここに積載車が浸かってBMWが水没したところです。昔はここにガードレールがなかったんです。だからやっぱりそのときの運転手が道路と川との境目が分からんでここの川にドボンとなったということでございます。

次、お願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○7番(立川信之君) この写真は、こちら右側が天水町の給食センターになります。ここら辺に民家がありますけれども、左側は田んぼです。もう田んぼのほうは低いからほとんど浸かってしまうんです。

次、お願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○7番(立川信之君) この写真は、右側が先ほどの積載車が突っ込んだところ、その横でございます。これが一番低いからここら辺一帯は全部浸かってしまうところでございます。

去年は大雨で結構降ったんですけども、さほど被害が少なかったみたいでございます。しかしながら、線状降水帯ですとか、ゲリラ豪雨に線状降水帯が発生してゲリラ豪雨になったらそれも心配なんです。市として対策はどうしているのかを伺います。

○議長(近松恵美子さん) 教育部長 藤森竜也君。

[教育部長 藤森竜也君 登壇]

○教育部長（藤森竜也君） 立川議員御質問の学校再編が予定されている天水中学校周辺の通学路の冠水対策についてお答えいたします。

天水中学校周辺の通学路ですが、中学校の敷地南側の石橋川に沿った市道池尻線の先ほどスクリーンで御紹介いただいた国道501号線側について、一部大雨等の際に冠水したことは幾度となくございます。

この地域の冠水対策の経緯を申し上げますと、櫛方樋門から呑崎川への自然排水だけでは大雨時には地形上排水が難しく、昭和57年度に県営湛水防除事業により呑崎排水機場が設置されたことで満潮時でも強制排水ができるようになりました。しかし、この排水機場も設置後30年以上が経過し、施設の老朽化や排水能力の低下が見られるようになりましたので、平成26年度から施設や機器の機能回復を図るための更新整備を開始しております。これにより令和2年度には、水中ポンプによる自動運転が可能となり、冠水被害の軽減が図られているものと認識しております。また、石橋川の旧天水支所から天水中学校前までの区間においては、本年度しゅんせつ工事が予定されていますので、その効果は期待されると思います。

天水中学校周辺の排水に対する課題は、これまで行なってきました学校再編の説明会等においても、やはり低地にあるという理由で地域住民から災害等の場合の対応について心配する声をいただいております。玉名市教育委員会としましても、この課題が可能な限り解消できるよう関係各課と十分検討協議を行なっていく必要があると捉えております。検討に当たっては、敷地周辺の冠水対策や災害への対応に加え、統合後はスクールバス等での通学も考えられることなどから、進入路の拡幅や市道水路の整備、あるいは周辺農地への影響など、関係各課と協議を行ないながら、もちろん過疎債の活用も含め、検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 立川信之君。

○7番（立川信之君） 答弁ありがとうございます。

湛水防除の事業によって強制排水ができるようになり、令和2年度より水中ポンプの自動運転で性能が上がったということで、とてもうれしい限りでございます。また、湛水防除のポンプ小屋、近所の方が担当しておられるんです、渡辺さんという人なんですけれど、彼は責任感が強く、まじめでちゃんと対応してくれてとても心強い限りでございます。

またちょっと映像を出してもらっていいですか。

[拡大投影にて画像を示す]

○7番（立川信之君） これ先ほど積載車が浸かったという場所なんですけれど、ちょっと映像を大きくしてもらっていいですか。ここから車が来よっじゃなかですか、だけん

ですね、このときはまだ冠水しとらんとです。見てみますと道路より上まで上がっただけですもんね。だもんですけが、先ほど言いなはった湛水防除の影響でやっぱり水の排水する能力が上がったもんだから浸からなかったのかなと思われるわけです。

次の写真をお願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○7番（立川信之君） これは国道501号線からの写真です。浸かってますけれど、時系列的には先ほどの写真のほうが早かったんです。後から消防団が来てから通行止めをして、向こうも通行止めにしてあるです。水の量を見てみますと、大体深さ10センチぐらいじゃなかですかね。そうなりますと、ネットのほうで調べてみました。大体車の通れる深さというのは30センチがぎりぎりだそうです。ただしEV車、電気自動車においては30センチあっても浸かったらショートするからもうだめだそうです。ハイブリッドも一緒です。そういうあれでした。湛水防除のおかげ、今度はこの石橋川、今度しゅんせつ工事があるということを知っています。そうなりますとまた排水の効果ますます期待できますので、とても安心して通れるのかと思っています。それに先ほどありましたスクールバスの運行があるので、道路の拡幅とかそういうやつは過疎債を使っていただいて上手にやってほしいと思います。

最後にお願いがございます。防災安全課のほうでデータ、大雨のデータとかいろんなデータが取ってなかったということがございますので、ぜひともそれは取っておかれることをお願いします。今後のいろんなことに生かせると思うんです。よろしく願いしておきます。

子どもたちは地元の宝でございます。どうか、安心安全な通学路が確保できることを祈って一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、立川信之君の質問は終わりました。

次に、16番 江田計司君。

[16番 江田計司君 登壇]

○16番（江田計司君） 皆さんこんにちは。16番、新生クラブの江田です。

今年最後の最終日の質問でございます。一番今、眠たいときでしょうけれども、もう少し御辛抱ください。そしていつもながら後ろには来ておられませんけれども、傍聴いただきましてありがとうございます。1年間一般質問ができましたことに感謝を申し上げます。何年も何回も質問いたしておりますけれども、やっぱり緊張します。感心いたしますのが、選挙があつてちょうど1年になりました。新人議員さん、ほとんどの方が毎回一般質問されておられます。私は、1回目のときはもうなんせ一般質問どころじゃなかったです。なかなか厳しかったです。今の新人議員さんは、本当に頑張っておられることに敬意を表したいと思います。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。1番目の異常気象によるこれからの水産業等の取組についてお伺いいたします。

今月5日付けの熊本日日新聞に載っております。温暖化で捕れる魚が様変わりをしてと題していました。地球温暖化の影響で国内で捕れる魚が様変わりしつつある。これは海水温度の上昇によるもの、生息によって生息域が移ったといわれております。親しまれた魚が急減、代わりに暖水系の魚の水揚げが増えた地域が多い。新顔の魚の活用に新たな加工設備が必要でハードルは高い。目まぐるしく変わる漁場で関係者が水産業の持続に向けた対応を模索すると書いてありました。例えば、寒ブリで有名な富山県氷見市、近年では、ハワイではマヒマヒ、日本ではシイラと呼ばれる南方系の魚、これは白身魚の魚ですけど、この漁獲量は急増、2021年は16年前の6倍、幼魚も含めたブリの漁獲量を上回っているそうです。こうした状況から氷見市はお魚給食推進事業でシイラを扱うようになった。このような状況は日本全国で見られ、有明海においてもアサリについても以前、あれだけとれていた宝の海が26年前から異変が起きております。熊本県立大学長の堤先生が、いろんな原因はあるが、今は有明海の異変と向き合い研究を続けておられます。ノリにおいても11月30日の熊本日日新聞で、県産養殖ノリは生育に遅れをと題して、これは10月下旬の種付け開始後に雨がほとんど降らずに、また、水温も高い状態が続いたために大変厳しい状況、やはりこれも異常気象が原因ではないかと思えます。先月16、17日に玉名市水産連絡会議の視察に八代のサーモンの陸上養殖の現地を視察しました。その後、熊本県水産研究センターで熊本県域におけるアサリの現状と資源回復の取組について、翌17日は、島原漁業の山海アワビの陸上養殖場を研修いたしました。その後、長崎の水産庁直轄の研究所でマグロの養殖と有明海の漁業環境と水産業の再生などについて講習を受けました。今の状況で、いろいろと有明海の現状、また、今後の取組などについて大変厳しい状況です。この玉名市においてもノリ、アサリなど、異常気象の中で大変な状況になっております。今後どうなるのか、アサリやノリ以外の新たな収入源の確保についてお伺いをしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

[産業経済部長 蟹江勇二君 登壇]

○産業経済部長（蟹江勇二君） 江田議員御質問のアサリやノリ以外の新たな収入源の確保についてお答えいたします。

江田議員がおっしゃったことと大分重複するかもしれませんが、御容赦ください。

去る11月16日、17日に市長を会長とする玉名市水産連絡会議において漁業協同組合長及び参事、市議会議員の方々と八代市の民間企業及び島原市の島原漁協が手がけるそれぞれの陸上養殖施設を視察したところでございます。八代市の施設では、幾つも

の大型水槽でのサーモン養殖とサーモンの糞を栄養分にしたレタスなどの葉物野菜の水耕栽培を同時に行なうアクアポニックスという循環型農業に取り組みられておりました。また、島原市の施設では、沖合でのわかめ養殖で生じた残渣を餌としたアワビやアカウニ、ナマコの陸上養殖が行なわれておりました。両施設とも陸上で養殖されているため赤潮や栄養不足といった漁場環境に影響されにくく、市場の需要に応じた出荷調整が可能であるため生産から販売までの流通ルートが確立されれば、新たな収入源の確保と農業経営の安定が期待でき、ひいては持続可能な水産業の構築に寄与できるものと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 江田計司君。

○16番（江田計司君） 答弁をいただきました。

取る漁業から育てる漁業が盛んになっております。育てる漁業というのは、洋上養殖、これが大変増えております。しかし、この洋上の養殖も異常気象によって大変なんです。ましてやしけたときとか、台風がきたとき大変なんです。今は、陸上の養殖が多くなってきています。例えば、車エビ、フグ、それとかヒラメ、こういうのは大変陸上で養殖をされているわけです。陸上の養殖というのは意外と管理がしやすいわけです。ですから、今回、今、部長から話がありましたけれども、八代の平山さんというところに見学に行きました。想像以上です。ここの平山社長は大変研究熱心で、努力家で、部長からも答弁ありましたけれども、サーモンの陸上養殖を手がけられたわけです。まさかサーモンを熊本で陸上養殖をされているというのが、熊本というのは高温多湿です。ですからまさかサーモンを熊本で養殖されているというのは思いもしませんでした。このサーモンの陸上養殖のシステムについては、この社長は大変研究熱心な方で、システムを独自の生産システムを考えられて、大型水槽でサーモンを養殖されるわけです。そのサーモンの養殖したサーモンの糞を栄養分として、葉物野菜、例えば、レタスとか水菜とか、それを水耕栽培されておられます。だからそれが同時に行なう、先ほど部長が言われましたアクアポニックスという循環型農法がSDGsの取組に合致しているそうです。

結局、先ほど言いましたけど、なんで熊本でサーモンをやっているかというのが、海洋で養殖するのは、水温が28度以上になると赤潮が発生するわけです。そうすると大変な被害が出るわけです。この平山さんの陸上養殖は、地下水を汲み上げて、地下水というのは年がら年中水温が一定しているわけです。だからその地下水を汲み上げてそれに塩分を加えて1%にされているそうです。結局、それで先ほど言いました糞を利用して、そして水耕栽培をされている。その後排水をされますけれども、排水は水耕された後だから別に何にも被害はないそうです。ですからなんでサーモンをされたかというのと、サーモンの輸入は98%だそうです。そこで養殖される。安心で安全、そして安定して

いるわけです。ですから環境保全にもいい。これのいいことにサーモンを1キログラム増やすのに1.1倍の養分、ですからかなり経済的ではある。いろいろ市長、あれはモデルハウスしか見せらっさんだったですね。本来ならば大がかりにされているところ、恐らく企業秘密でしょう。サーモンの陸上養殖を見学に来られるのは長崎からとか、他県から来られる。しかし、熊本県からは玉名市が初めてと言われてました。ましてや市長自ら来られたから大変社長も熱心に、とにかく玉名市でも取り組んでいただきたいという熱心な、とにかく説明が熱心だったんです。わざわざ市長が来とんなはるもんですから、ましてや熊本県から誰も来とらんと、そういう状況だったです。それが八代のサーモンの現状です。

次に、先ほど部長からありましたけど、島原漁協のアワビの陸上養殖の視察に行きました。ここは以前に質問いたしましたときに、お伺いしたことがあるんですけども、とにかく熱心なんです。これは市の職員さんが長崎の水産大学を出て入所されて、そして熱心にされている。それと同時に、ここの場長さんがものすごく研究熱心で、いろいろ研究されて大がかりにされていたんです。それでその見学に行かれたときも岱明漁協の西村参事さんは、ものすごく取組に一生懸命だったんです。島原市の職員さんとその漁協組合長さんと一生懸命努力をされて、なんとかなっていたんです。ところがこれは平成30年からアワビの養殖をされていましたが、令和2年度の豪雨によって塩分濃度が3%から0.08%に減少して養殖されているアワビ8万4,000個が死んでしまったそうです。その養殖水は200メートル先から海水を汲み上げておられるんです。しかし、やっぱり大雨によって塩分の濃度が下がって、やっぱりアワビというのは弱いらしいんです。先ほどのサーモンは1%でよかわけです。アワビの場合は3%、場長さんも相当熱心な方だったけど、恐らくこのときの8万4,000個死んだときに、被害額が1,400万円ぐらいでたんですかね、恐らくショックで、責任を感じられたんでしょう、この前行ったときにはその方はおられなかったです。その後、水温や塩分濃度を情報が常時スマートフォンでわかるようなICT対応の設備にされたそうです。だから私たちが行ったところはちょっと小型化のところだったです。アワビをされた一つの要因は、島原はワカメの養殖が盛んです。ところがワカメの不用分、それを利用してこのアワビに食べさせてというのが一つのきっかけだったらしいです。この松村さんという人は研究熱心で、アワビだけではなくて、アワビとアカウニを養殖されているわけです。アカウニとアワビの糞をナマコが食べるそうです。だからこういうのが閉鎖循環式の複合養殖ということにこれもいわれるそうです。アワビも以前はそういうやつですが、今は地元の飲食店なんかに卸されて、私たちが視察に行ったときは、確か旅館まで持ってきて食べさせてもらったんですが、大変おいしかったんです。そういうような状況の中、両方の陸上養殖、これが異常気象、天候にも左右されずに、海に行かなくて

いいから労働条件、極端に言うと高齢者の方も仕事ができるわけです。そういうことに対して取組が今後盛んになっていくと思いますけど、問題はそういう設備です。その設備に対して、国や県の補助とかなんとか活用はないかお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

○産業経済部長（蟹江勇二君） 江田議員御質問の新たな取組における国・県の補助金の活用についてお答えいたします。

新たな取組として、陸上養殖に取り組む際に必要な施設整備に対する補助事業につきましては、自治体や漁協等が活用できる国の補助事業である水産業強化支援事業がございます。現在、国においては沖合養殖業に加え、陸上養殖業の成長産業化する総合戦略を立てるなど、重要視していることから、引き続き、県などへ必要な情報収集を適宜行なってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 江田計司君。

○16番（江田計司君） 確かに補助の問題はいろいろ部長が言われたとおりありますけれども、先ほども言いましたけれど、まさか八代でサーモンの養殖、例えば、先ほども島原のアワビも一緒なんですけど、今、SDGsというんですか、これを相当言われておりますけれども、国・県補助がないというような状況ですけれども、再質問ですけれども、玉名市独自ではないでしょうか。ないんでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（近松恵美子さん） 産業経済部長 蟹江勇二君。

○産業経済部長（蟹江勇二君） 江田議員の御質問にお答えします。

現在のところありませんけれども、本市水産業の振興のためにも市独自の有効な支援策の創設については、漁協の意向や他自治体の事例を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 江田計司君。

○16番（江田計司君） なかなか厳しいようです。この水産連絡会議の視察に、私も最初から、合併したときから参加しておりますけれども、もう18年ぐらいになるんですけれども、今まで会長であられる市長が来られたことはまだ1回も記憶にないです。恐らく、市長が興味を持たれて市長の日程でこの予定をされたんじゃないかと思います。結局、市長行かれてどうでしょう。そのお考えお伺いしたいと思います。

○議長（近松恵美子さん） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 江田議員の質問にお答えします。

今回、民間企業、漁協、それから地元自治体が現状を踏まえてしっかりと将来を見据えた成長する水産業について試行錯誤を繰り返しながら模索を続け、現にビジネスとし

て成り立っている状況を私自身が目にすることができました。陸上養殖については、いずれもサステナブルな取組であって、市場のニーズを的確に捉えた戦略的で持続可能な生産活動が行なわれており、大変感銘を受けたところでもあります。水産業に限らず、農業においても生産技術は日々進歩しており、同時に消費者ニーズも多様化しております。これらに後れを取ることなく、時代の潮流に乗り、活力に満ちた産業として成長させていくことが我々行政に求められていると、改めて考えさせられたところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 江田計司君。

○16番（江田計司君） 市長のお考えをどうかひとつよろしくお願ひしたいと思います。

ただ市長も職員さんたちからいろいろ聞かれたことよりも百聞は一見にしかずということで、恐らく視察されて相当感動されて、今後取り組んでいかなければいけないのではないかというお考えだろうと思いますけど、アサリやノリに対しても異常気象で左右されております。大変なときなんです。ただ、これからビジネスになるように、また、以前質問をいたしましたけれども、例えば、土木課には専門の職員がおられます。しかし、この水産に関しては、一生懸命頑張っておられるけども、やっぱり島原では25年ぐらい松村さんは取り組んでおられるんです。水産業の職員さんの採用について、1回市長に申し上げましたけれども、その専門職の採用というお考えはございませんか、お伺いします。

○議長（近松恵美子さん） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 質問にお答えします。

水産専門職の職員採用につきましては、これまでも県との人事交流による配置についての意見交換、また、新規採用について庁内協議を実施してきたところでございますけれども、いずれも実現には至っておりません。しかし、実際の現場では専門的な知識が不可欠になりますので、今後は実務経験のある任期付職員の採用というのも含めて、引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 江田計司君。

○16番（江田計司君） 答弁いただきました。

もう市長、2期目ですから少しは藏原市長のカラーを出されていいのではないかと思います。特に、基幹産業である農業、水産業に対しては、活性化するためにはやっぱり行政がある程度指導をしていかなければならない。ところが職員さんというのは、一番怖がられるのは失敗です。先ほどなんで島原市の話をしましたかということ、ここは順調にいていたのが結果的には8万4,000個のアワビが死滅した。あれだけ水産に関しての知識があった松村さんですけども、やっぱりこういう異常気象にはかなわない。

だから農業にしても水産業にしても一緒ですから、よければ専門職の職員さん、例えば、任用でもいいですから、市長、失敗は責任取るけんよかぞ、頑張れと、職員さんが一番怖いのは失敗なんです。ですからそういうことでできれば1人、答申をお願いしたいと思います。そういうことをお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

[16番 江田計司君 登壇]

○16番(江田計司君) それでは、2番目のくまもと県北病院へのアクセスとバス運行についてお伺いをしたいと思います。

くまもと県北病院が開院をしてから、もう1年と9か月になるんです。この乗合タクシーしおかげ、いちごタクシー運行についても2回ほど一般質問をいたしましたけれども、10月の決算委員会でもありました。今、コロナの影響で利用者も少ないが、コロナが収まれば利用者も増えるのではないかとの答弁があっておりました。しかし、実際に利用される人たちの話を聞けば、やっぱり玉名駅で降りるんです。玉名駅からバスに乗り換えて県北病院まで行くんです。だからもちろんなかなか利用される方というのは、高齢者、それと交通弱者なんです。だからなかなか例えば、バスはどれに乗ってよかつだろうかと、いっちょいっちょ運転手さんに尋ねんといかん、そういう方ばかりなんです。ばかりじゃないんですけど。そこで何回も質問しますが、しおかげ、いちごタクシーは玉名駅から産交バスに乗り換えずに、直接くまもと県北病院まで行けることはできないのか。また、来年から言われております4月から天水地域全体に運行する新たな乗合タクシー、おれんじタクシーについてもお伺いをしたいと思います。

○議長(近松恵美子さん) 企画経営部長 今田幸治君。

[企画経営部長 今田幸治君 登壇]

○企画経営部長(今田幸治君) 議員御質問のくまもと県北病院へのアクセスとバス運行についてお答えいたします。

まず、しおかげタクシー及びいちごタクシーがくまもと県北病院に乗り入れをしない理由についてですが、このことにつきましては、以前にもお伝えしている内容と重なりますが、御容赦いただきたいと思っております。

第1に、本市の乗合タクシーは、予約したすべての利用者を1時間以内に送迎することとしているため、くまもと県北病院を乗降場所とする場合は、運行距離が伸びることになります。そのため、1時間以内での送迎ができなくなり、利用される方の利便性の低下につながるようになります。

第2に、市内中心部では、多くの路線が運行しております。玉名駅とくまもと県北病院を結ぶバス路線は、平日の上り下りを併せますと24便運行しています。そのため乗り継ぎをスムーズにできるための移動手段の確保がされています。

第3に、乗合タクシーのくまもと県北病院への乗り入れは、バス利用者だけでなく、

一般乗用タクシーの利用者の減少につながります。そのことが運行事業者の経営に影響を与え、事業そのものが成り立たなくおそれがあります。

このような理由から乗り入れをしていないところでございます。移動手段としまして、鉄道や路線バス、予約制乗合タクシーや一般乗用タクシー、併せて福祉タクシーや福祉バス、外出支援サービスがございますので、目的に応じて使い分けていただければと思っております。

次に、天水地域全体を運行する新たな乗合タクシーについてですが、11月1日から10日間愛称を募集し、選考の結果、おれんじタクシーに決定いたしました。おれんじは平仮名でおれんじということですが。その周知につきましては、令和5年4月からの本格運行前、広報たまな3月号で行なうこととしております。このおれんじタクシーは、周知と利用促進のために、今月から令和5年3月までの4か月間、無償運行を行なっています。運行内容につきましては、他の乗合タクシーと同様で、エリア内であればどこでもドア to ドアで移動でき、市内中心部には特定乗降場所を数か所設置しています。また、1日8便運行しており、各便1時間以内にすべての利用者を送迎しています。

このように利用者の利便性と運行の効率性の確保に努めておりますので、多くの方の利用を期待しているところでございます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 江田計司君。

○16番（江田計司君） 答弁をいただきました。

検討します。検討しますと私は思っておって、今回また一般質問しました。いろいろ聞いてみますと、いろいろと大変な努力をされているようではあります。しかし、バス会社、タクシー会社、大変ですけど、ただ、一番大変なのは先ほどから何回も申し上げておりますように、利用されている人たちが大変です。乗合タクシーを利用される方たちは、やっぱり何回も申し上げますけれども、高齢者や交通弱者です。だから玉名駅で降りた。バスに乗るにしても行く先がなかなかわからなかったり、バスの運転手さんにいろいろ面倒をおかけすることになるそうです。確かに利用されている方は少ないんです。ここで言うといかんばってん、結構わがままな方もおられます。大変だろうと思えますけれども、人口減少と言われておりますけれども、今年の3月議会で一般質問をいたしました。令和3年度の調査では、高齢者は逆に8.7%増えているんです。また、自動車の運転免許証の自主返納者も増えておられます。人口増加にしても以前申し上げましたけれども、逆に世帯数は増えているんです。ところがどういうことかということ、高齢者に同居せんで、若い方が家を建てて独立しよんなはるとです。高齢者の方も送迎をされる方はいいんですけれども、その息子さんたちなんかはどうしても共働きだから送迎ができない。だからそういう状況の中なんです。できれば大変でしょうけれども、

いろいろ考えて、くまもと県北病院まで行けるように。先ほど部長もおっしゃいましたが、1時間で8便、これを意外と利用される方は時間を気にしない。ただ、通学とかなんとかは別にして、極端な場合はこの1時間を1時間半にして。

○企画経営部長（今田幸治君） 1日8便。

○16番（江田計司君） 1日8便でしょうが、1時間で行ったり来たりするでしょうが、こればとにかく1時間半かかってもよかけん、8便ば減らす6便ぐらいに。そういうこともちょっといろいろ検討していただいて、大変でしょうけれども。

タクシー会社も大変です。特に今度おれんじタクシーが、今月5日の熊本日日新聞の朝刊に県内のタクシー運転手が足りない。コロナ感染拡大以前に比べ2割減少している。というのは、タクシーの利用が減っていること、そして金にならんからやめた人が多い。だから乗合タクシーについても、今後いろいろ大変だろうと思います。特に今度おれんじタクシーもできますから、そういうことについて、さきほどから言います例の8便を、8便で1時間て言いなはるばってん、結構遅れて来よとです。だからその辺も研究していただきたいと思います。大変だと思います。特にバスに関してもいろいろ見ると乗ってないのが多いんです。ですからそういうのもいろいろ研究をしていただきたいと思います。

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも安全で安心した暮らしができる健康で福祉のまちづくりで、皆さんで考えていただくことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。お世話になりました。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、江田計司君の質問は終わりました。

これもちまして、一般質問は全部終了いたしました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 1時55分 休憩

午後 2時30分 開議

○議長（近松恵美子さん） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長から本日付で追加議案12件が提出されました。よって、この際、さきの議会運営委員会の結論に基づき、日程の追加と日程の順序の変更について、お諮りいたします。

日程第2 市長提出追加議案上程（議第101号から議第112号まで）

議第101号 令和4年度玉名市一般会計補正予算（第8号）

議第102号 玉名市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

議第103号 玉名市個人情報保護審査会条例の制定について

議第104号 玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第105号 玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第106号 玉名市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第107号 玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第108号 指定管理者の指定について

議第109号 指定管理者の指定について

議第110号 指定管理者の指定について

議第111号 指定管理者の指定について

議第112号 指定管理者の指定について

日程第3 提案理由の説明

以上、日程表のとおり日程に追加し、日程の順序を変更いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、日程表のとおり日程に追加し、日程の順序を変更することに決定いたしました。

日程第2 市長提出追加議案上程

○議長（近松恵美子さん） 日程第2、「市長提出追加議案上程」を行ないます。

これより市長提出追加議案を上程いたします。

議第101号令和4年度玉名市一般会計補正予算（第8号）から議第112号指定管理者の指定についてまでの市長提出追加議案12件を一括議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

日程第3 提案理由の説明

○議長（近松恵美子さん） 日程第3、「提案理由の説明」を行ないます。

ただいま上程いたしました議案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長 吉田勇人君。

[総務部長 吉田勇人君 登壇]

○総務部長（吉田勇人君） 私のほうから本日追加提案いたしました議第101号令和4年度玉名市一般会計補正予算（第8号）について御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策を盛り込んだ、国の2次補正予算関連事業について早急に対応するため補正を行なう必要が生じたので御提案いたすものでございます。

予算説明資料を御覧ください。

歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ8,624万3,000円を追加し、総額を365億8,925万8,000円とするものでございます。

歳出につきましては、国の2次補正関連事業としまして、3つの事業を計上いたしております。内容といたしましては、児童・園児の送迎用バスへの置き去り防止ブザーの設置に対する補助として、保育園などが運行する送迎バス9園、15台分の補助270万円、小学校のスクールバス3校、12台分の補助108万円を計上いたしております。

次に、出産・子育て応援事業でございますが、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実することを目的とした事業でございます。内容といたしましては、令和4年4月以降に出産された方を対象に、妊娠届出時5万円及び出産届出後5万円の合計10万円の交付に併せ、妊娠期から出産後に面談を実施することで、必要な支援が確実に妊婦・子育て家庭に届くよう取組むものでございます。

2ページの下段をお願いいたします。

今回の財源調整といたしまして、普通交付税を1,354万3,000円追加しております。

次に、第2表繰越明許費補正につきましては、出産・子育て応援事業で、令和5年9月出産分までの事業費5,800万円を追加するものでございます。

以上、追加分の補正予算について御説明申し上げましたが、詳細につきましては、予算決算委員会において御説明いたしますので、御審議の上、原案どおり承認賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 副市長 村上隆之君。

[副市長 村上隆之君 登壇]

○副市長（村上隆之君） 私のほうからは、追加提案いたします議案11件の提案理由について御説明申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議第102号玉名市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてでございますが、これは個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、条例を制定するものでございます。内容といたしましては、法律の規定に基づき、条例で定めることができることとされている開示請求にかかる手数料、開示することができる情報、開示決定等の期限などについて必要な事項を定めるものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。また、附則第2項におきまして、玉名市個人情報保護条例を廃止しますとともに、併せて、条例の廃止に伴い必要

となる経過措置について規定するものでございます。

5ページをお願いいたします。

議第103号玉名市個人情報保護審査会条例の制定についてでございますが、これは、個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第1項の規定に基づく玉名市個人情報保護審査会を設置するため条例を制定するものでございます。内容といたしましては、法律の規定に基づく審査請求について調査、審議する玉名市個人情報保護審査会の設置、組織、調査審議の手續等について必要な事項を定めるものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

8ページをお願いいたします。

議第104号玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは玉名市長等の給与に関する条例の一部改正に準じて、議員の期末手当を改定するため条例の整備を図るものでございます。内容といたしまして、第1条の改正規定におきまして、12月に支給します議員の期末手当の支給月数を100分の167.5に0.05月分引き上げるものでございます。

次に、第2条の改正規定におきまして、前条において引き上げました期末手当の支給月数を6月及び12月の支給時に割り振るものでございます。なお、附則といたしまして、この条例中第1条の規定は、令和4年12月1日から適用し、第2条の規定は令和5年4月1日から施行するものでございます。

9ページをお願いいたします。

議第105号玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは国家公務員の給与改定に準じて市長及び副市長の給与を改定するため条例の整備を図るものでございます。内容といたしましては、議第104号と同様に、第1条の改正規定におきまして12月に支給します市長等の期末手当の支給月数を100分の167.5に0.05月分引き上げるものでございます。

次に、第2条の改正規定におきまして、前条において引き上げました期末手当の支給月数を6月及び12月の支給時に割り振るものでございます。なお、附則といたしまして、この条例中第1条の規定は令和4年12月1日から適用し、第2条の規定は令和5年4月1日から施行するものでございます。

10ページをお願いいたします。

議第106号玉名市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは国家公務員の給与改定に準じて、教育長の給与を改定するため条例の整備を図るものでございます。内容といたしましては、第1条の改正規定におきまして、12月に支給します教育長の期末手当の支給月数を100分の167.5に0.

0.5月分引き上げるものでございます。

次に、第2条の改正規定におきまして、前条において引き上げました期末手当の支給月数を6月及び12月の支給時に割り振るものでございます。なお、附則といたしまして、この条例中第1条の規定は令和4年12月1日から適用し、第2条の規定は令和5年4月1日から施行するものでございます。

11ページをお願いいたします。

議第107号玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは国家公務員の給与改定に準じて、職員の給与を改定するため条例の整備を図るものでございます。内容といたしましては、第1条の改正規定におきまして、12月に支給します職員の勤勉手当の支給月数を1.05に0.1月分引き上げますとともに、若年層の職員の給料月額を平均で0.2%引き上げる改定を行なうものでございます。なお、附則といたしまして、第1条の規定は公布の日から施行し、給料月額の引き上げにつきましては、令和4年4月1日から、勤勉手当につきましては令和4年12月1日から適用するものでございます。

次に、第2条の改正規定につきましては、前条において引き上げました勤勉手当の支給月数を6月及び12月の支給時に割り振るものでございます。附則といたしまして、第2条の規定は令和5年4月1日から施行するものでございます。

次に、19ページから24ページまでをお願いいたします。

議第108号から議第112号までの指定管理者の指定についてでございますが、これらは各施設の条例の規定に基づき、指定管理者の指定をしようするときは、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容といたしましては、管理を行なわせる施設は、いずれの施設も令和5年4月1日から令和10年3月31日までを指定の期間として、議第108号が玉名市岱明コミュニティーセンタ及び玉名市岱明磯の里でございまして株式会社BEACH CONNECTを、議第109号が玉名市大衆浴場でございまして、株式会社やましょう不動産を、議第110号が、玉名市草枕温泉てんすい、玉名市草枕山荘、玉名市草枕展望農園、玉名市花の館、玉名市馬水農村公園及び玉名市津越イベント広場でございまして、株式会社池田建設を、議第111号が、玉名市横島農産加工研修センター、玉名市横島農業体験施設及び玉名市ふるさとセンターY・BOXでございまして、有限会社横島町特産物振興協会を、議第112号が、観光ほっとプラザたまららでございまして、一般社団法人玉名観光協会をそれぞれ指定管理者として指定するものでございます。

以上、詳細につきましては所管の委員会で御説明申し上げますので、御審議の上、原案どおり御承認いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

日程第4 議案及び請願・陳情の委員会付託

○議長（近松恵美子さん） 日程第4、「議案及び請願・陳情の委員会付託」を行ないません。

議第82号令和4年度玉名市一般会計補正予算（第7号）から議第112号指定管理者の指定についての市長提出議案31件、請第2号消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書の提出に関する請願及び請第3号消費税率5%以下への引下げを求める意見書の提出に関する請願の請願2件、陳第4号政務活動費の用途基準運用指針と収支報告書の審査事務の見直しに関する陳情の陳情1件、以上の事件を一括議題といたします。

まず先に、ただいま議題となっております事件のうち、議第97号人権擁護委員候補者の推選についてから議第100号人権擁護委員候補者の推選についての人事案件4件の委員会付託を省略することについてお諮りいたします。

議第97号から議第100号までの人事案件4件については、議事の都合により、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、議第97号から議第100号までの人事案件4件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議第97号から議第100号までの人事案件4件については、21日の閉会日にその審議を譲り、会議にて直接審議することにいたします。

それでは、ただいま委員会付託を省略いたしました議案を除き、議題となっております事件につきましては、お手元に配付しております議案及び請願・陳情付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会及び議会運営委員会に付託いたします。

議案及び請願・陳情付託表

予算決算委員会

議第82号	令和4年度玉名市一般会計補正予算（第7号）
議第83号	令和4年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
議第84号	令和4年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議第85号	令和4年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
議第86号	令和4年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）
議第87号	令和4年度玉名市水道事業会計補正予算（第3号）

- 議第 88 号 令和 4 年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）
議第 89 号 令和 4 年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第 3 号）
議第 101 号 令和 4 年度玉名市一般会計補正予算（第 8 号）

総務委員会

- 議第 90 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
議第 92 号 玉名市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 94 号 熊本縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
議第 102 号 玉名市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
議第 103 号 玉名市個人情報保護審査会条例の制定について
議第 104 号 玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 105 号 玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 106 号 玉名市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 107 号 玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

建設経済委員会

- 議第 96 号 字の区域の変更について
議第 109 号 指定管理者の指定について
議第 110 号 指定管理者の指定について
議第 111 号 指定管理者の指定について
議第 112 号 指定管理者の指定について
請第 2 号 消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書の提出に関する請願
請第 3 号 消費税率 5% 以下への引下げを求める意見書の提出に関する請願

文教厚生委員会

- 議第 91 号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 93 号 玉名市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定に

について
議第 95 号 指定管理者の指定について
議第 108 号 指定管理者の指定について

議会運営委員会

陳第 4 号 政務活動費の使途基準運用指針と収支報告書の審査事務の見直しに関する陳情

○議長（近松恵美子さん） 各委員会におかれましては、会期日程に従い、審査をお願いいたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

この際、お諮りいたします。委員会審査のため、明 10 日から 20 日までの 11 日間休会いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、明 10 日から 20 日までの 11 日間、休会することに決定いたしました。

21 日は、定刻より会議を開き、各委員長の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後 2 時 55 分 散会

第 5 号

1 2 月 2 1 日 (水)

令和4年第7回玉名市議会定例会会議録（第5号）

議事日程（第5号）

令和4年12月21日（水曜日）午前10時00分開議

開 議 宣 告

日程第1 委員長報告

- 1 予算決算委員長報告
- 2 総務委員長報告
- 3 建設経済委員長報告
- 4 文教厚生委員長報告
- 5 議会運営委員長報告

日程第2 質疑・議員問討議・討論・採決

（議第82号から議第96号まで、議第101号から議第112号まで、
請第2号及び請第3号）

- 議第82号 令和4年度玉名市一般会計補正予算（第7号）
- 議第83号 令和4年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第84号 令和4年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議第85号 令和4年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第86号 令和4年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第87号 令和4年度玉名市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議第88号 令和4年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第3号）
- 議第89号 令和4年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）
- 議第90号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議第91号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第92号 玉名市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第93号 玉名市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第94号 熊本縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
- 議第95号 指定管理者の指定について
- 議第96号 字の区域の変更について
- 議第101号 令和4年度玉名市一般会計補正予算（第8号）
- 議第102号 玉名市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

- 議第103号 玉名市個人情報保護審査会条例の制定について
議第104号 玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
議第105号 玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第106号 玉名市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第107号 玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

- 議第108号 指定管理者の指定について
議第109号 指定管理者の指定について
議第110号 指定管理者の指定について
議第111号 指定管理者の指定について
議第112号 指定管理者の指定について

- 請第2号 消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書の提出に関する請願
請第3号 消費税率5%以下への引下げを求める意見書の提出に関する請願

日程第3 閉会中の継続審査の件

日程第4 市長提出議案審議（質疑・議員間討議・討論・採決）
（議第97号から議第100号まで）

- 議第97号 人権擁護委員候補者の推薦について
議第98号 人権擁護委員候補者の推薦について
議第99号 人権擁護委員候補者の推薦について
議第100号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第5 議員派遣の件

閉 会 宣 告

本日の会議に付した事件

開 議 宣 告

日程第1 委員長報告

- 1 予算決算委員長報告
- 2 総務委員長報告
- 3 建設経済委員長報告
- 4 文教厚生委員長報告
- 5 議会運営委員長報告

日程第2 質疑・議員間討議・討論・採決

（議第82号から議第96号まで、議第101号から議第112号まで、

請第2号及び請第3号)

- 議第82号 令和4年度玉名市一般会計補正予算(第7号)
- 議第83号 令和4年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 議第84号 令和4年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 議第85号 令和4年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 議第86号 令和4年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第3号)
- 議第87号 令和4年度玉名市水道事業会計補正予算(第3号)
- 議第88号 令和4年度玉名市公共下水道事業会計補正予算(第3号)
- 議第89号 令和4年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算(第3号)
- 議第90号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議第91号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第92号 玉名市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第93号 玉名市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第94号 熊本縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
- 議第95号 指定管理者の指定について
- 議第96号 字の区域の変更について
- 議第101号 令和4年度玉名市一般会計補正予算(第8号)
- 議第102号 玉名市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 議第103号 玉名市個人情報保護審査会条例の制定について
- 議第104号 玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第105号 玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第106号 玉名市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第107号 玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第108号 指定管理者の指定について
- 議第109号 指定管理者の指定について
- 議第110号 指定管理者の指定について
- 議第111号 指定管理者の指定について
- 議第112号 指定管理者の指定について

請第2号 消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書の提出に関する請願

請第3号 消費税率5%以下への引下げを求める意見書の提出に関する請願

日程第3 閉会中の継続審査の件

日程第4 市長提出議案審議（質疑・議員間討議・討論・採決）

（議第97号から議第100号まで）

議第97号 人権擁護委員候補者の推薦について

議第98号 人権擁護委員候補者の推薦について

議第99号 人権擁護委員候補者の推薦について

議第100号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第5 議員派遣の件

閉 会 宣 告

出席議員（20名）

1番	大野豊重君	2番	中村慎吾君
3番	浜田繁次郎君	4番	瀬崎剛君
5番	田浦敏晴君	6番	山下桂造君
7番	立川信之君	8番	坂本公司君
10番	一瀬重隆君	11番	北本将幸君
12番	多田隈啓二君	13番	松本憲二君
14番	徳村登志郎君	15番	西川裕文君
17番	近松恵美子さん	18番	前田正治君
19番	作本幸男君	20番	森川和博君
21番	中尾嘉男君	22番	田畑久吉君

欠席議員（2名）

9番	吉田真樹子さん	16番	江田計司君
----	---------	-----	-------

事務局職員出席者

事務局長	糸永安利君	事務局次長	松野和博君
係長	小畠栄作君	書記	古閑俊彦君
書記	徳永優貴君		

説明のため出席した者

市長	藏原隆浩君	副市長	村上隆之君
----	-------	-----	-------

総務部長 吉田 勇人 君
市民生活部長 松田 智文 君
産業経済部長 蟹江 勇二 君
企業局長 荒木 勇 君
教育部長 藤森 竜也 君

企画経営部長 今田 幸治 君
健康福祉部長 酒井 史浩 君
建設部長 田代 史典 君
教育長 福島 和義 君

午前10時00分 開議

○議長（近松恵美子さん） おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

日程に入ります前に申し上げます。

本日も、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、マスクの着用を許可いたします。また、傍聴人についても同様といたします。

日程第1 委員長報告

○議長（近松恵美子さん） 日程第1、「委員長報告」を行ないます。

これより、各委員会に付託し、審査を終了いたしました事件の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

議第82号令和4年度玉名市一般会計補正予算（第7号）から議第96号字の区域の変更について、飛んで、議第101号令和4年度玉名市一般会計補正予算（第8号）から議第112号指定管理者の指定についてまでの市長提出議案27件、請第2号消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書の提出に関する請願及び請第3号消費税率5%以下への引下げを求める意見書の提出に関する請願の請願2件、以上の事件を一括議題といたします。

お手元に配付しております委員会審査報告書の朗読は、これを省略いたします。

審議の方法は、各委員長の報告の後、質疑、議員間討議、討論の後、採決いたします。各委員長の報告を求めます。

予算決算委員長 多田隈啓二君。

[予算決算委員長 多田隈啓二君 登壇]

○予算決算委員長（多田隈啓二君） おはようございます。

今期、予算決算委員会に付託されました議案9件の委員会における審査の経過と結果について、御報告いたします。

議第82号令和4年度玉名市一般会計補正予算（第7号）、議第83号令和4年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議第84号令和4年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議第85号令和4年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、議第86号令和4年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）、議第87号令和4年度玉名市水道事業会計補正予算（第3号）、議第88号令和4年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第3号）、議第89号令和4年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）、議第101号令和4年度玉名市一般会計補正予算（第8号）

以上、議案9件は、採決の結果、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で、予算決算委員会の報告を終わります。

○議長（近松恵美子さん） 総務委員長 徳村登志郎君。

[総務委員長 徳村登志郎君 登壇]

○総務委員長（徳村登志郎君） おはようございます。

今期、総務委員会に付託されました案件は、議案9件であります。委員会における審査の経過と結果について、御報告いたします。

まず、議第90号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について及び議第92号玉名市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上、議案2件については、互いに関連があるため一括して審査いたしました。

内容は、定年引上げに伴う地方公務員法の一部改正により、法律の条文を引用している複数の条例中の規定に条ずれ、項ずれ等が生じたことから、その整備を行ない、職員の定年を、現行の60歳から65歳までに段階的に引き上げるとともに、役職定年制、定年前再任用短時間勤務制等を導入するため、必要な整備を行なうものであります。

この件について、委員から、60歳に到達し、役職定年される部長級、課長級の職員の給与を、係長級に引き下げる意味はどの質疑があり、執行部から、定年年齢時に部長級、課長級であった職員を係長級へ引き下げることで、組織の新陳代謝を促し、かつ、組織活力の維持を図りたい。また、能力と意欲のある高齢期の職員には、それまで培った知識や技術を、新たに役職に就く若年層職員へ継承いただきたいと考えているとの答弁でした。

次に、委員から、今まで部長や課長であった職員は、事務的業務から離れているため、一般的な事務処理等に関して疎くなっていると思われるが、その対応はどうかとの質疑があり、執行部から、現在、再任用職員には、事前に研修を実施している。今後は、研修内容も適宜改善を加え内容の充実を図り、一般事務に関する研修を実施してまいりたいとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第90号及び議第92号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第94号熊本縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてであります。

内容は、熊本縣市町村総合事務組合の構成団体である菊池環境保全組合が、令和5年3月31日限りで本組合から脱退するため、熊本縣市町村総合事務組合規約の一部を変更するものであります。

この件について、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第94号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第102号玉名市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてであります。

内容は、法律の規定に基づき、条例で定めることができることとされている開示請求に係る手数料、開示することができる情報、開示決定等の期限等について、必要な事項を定めるものであります。

この件について、委員から、条例を制定するにあたり、パブリックコメントは実施したのかとの質疑があり、執行部から、本件に関しては、パブリックコメントは実施していない。今期提案している条例は、現行条例において規定している玉名市個人情報保護審査会に条例案を提示し意見を伺い、その意見を反映させた条例となっているとの答弁でした。

討論において、委員から、これまで制定していた個人情報保護条例は、とても優れたものと認識していたが、今期提案された条例では、審査会の権限も後退したように見受けられるため、賛成できないとの反対討論がありました。

以上、審査を終了し、議第102号については、異議があり、挙手による採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議第103号玉名市個人情報保護審査会条例の制定についてであります。

内容は、法律の規定に基づく審査請求について調査審議する玉名市個人情報保護審査会の設置、組織、調査審議の手続等について、必要な事項を定めるものであります。

この件について、委員から特に質疑はありませんでしたが、討論において、委員から、本条例の必要性は理解するものの、現行条例と比べると内容が後退したものと認識している。本議案は、議第102号とも関連しており、賛成できないとの反対討論がありました。

以上、審査を終了し、議第103号については、異議があり、挙手による採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議第104号玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、第1条の改正規定において、12月に支給する議員の期末手当の支給月数を、100分の167.5に0.05月分引き上げるものであります。

次に、第2条の改正規定において、前条で引き上げた期末手当の支給月数を、6月及び12月の支給時に割り振るものであります。

この件について、委員から、第2条の改正規定において、期末手当の支給月数を、6月及び12月の支給時に割り振るとあるが、それは今年の6月と12月のことかとの質

疑があり、執行部から、来年度の6月と12月の支給時に割り振るものであるとの答弁でした。

討論において、委員から、物価の高騰もあり、暮らしにくくなっていることは認識しているが、そのことで議員の期末手当を引き上げることには納得できないため、賛成できないとの反対討論がありました。

これに対し、委員から、議員は、報酬等の引き下げに関しては反対できない立場にあり、また、引き上げを求めることもできない。よって、その時々事情に沿って判断することが求められると考えるため、賛成であるとの賛成討論がありました。

以上、審査を終了し、議第104号については、異議があり、挙手による採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議第105号玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、議第104号と同様に、第1条の改正規定において、12月に支給する市長等の期末手当の支給月数を、100分の167.5に0.05月分引き上げるものであります。

次に、第2条の改正規定において、前条で引き上げた期末手当の支給月数を、6月及び12月の支給時に割り振るものであります。

この件に関連して、委員から、期末手当の引き上げに関して、来年1月に支給することのだが、今年の改定分は、今年中に支給すべきと考える。支給に係る事務的な負担も承知するものの、来年1月に支給すれば、当然、来年の収入に算入されるため、何らかの影響が出はしないかと懸念するとの意見がありました。

討論において、委員から、物価高の昨今ではあるものの、市長の期末手当まで引き上げる必要はないと考えるため、賛成できないとの反対討論がありました。

以上、審査を終了し、議第105号については、異議があり、挙手による採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議第106号玉名市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、第1条の改正規定において、12月に支給する教育長の期末手当の支給月数を、100分の167.5に0.05月分引き上げるものであります。

次に、第2条の改正規定において、前条で引き上げた期末手当の支給月数を、6月及び12月の支給時に割り振るものであります。

この件に関連して、委員から、期末手当引き上げ分の支給については、議第105号と同様、今年中の支払いをお願いしたいとの要望がありました。

討論において、委員から、議第104号、議第105号と同様の理由から、三役及び

議員に関しては、期末手当を引き上げる必要はないと考えるとの反対討論がありました。

以上、審査を終了し、議第106号については、異議があり、挙手による採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議第107号玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、第1条の改正規定において、12月に支給する職員の勤勉手当の支給月数を、1.05に0.1月分引き上げるとともに、若年層の職員の給料月額を平均で0.2%引き上げる改定を行なうものであります。

この件に関連して、委員から、議第104号から議第107号に関して、改定に係る引き上げ分の支給は、今年中の支払いをお願いしたいとの要望がありました。

そのほか、委員から、仮に、今年中に支払うことになった場合、附則の変更が必要になるのではないかとの質疑があり、執行部から、給料月額の引上げについては、令和4年4月1日から、勤勉手当については令和4年12月1日から適用する、としているので附則の変更は必要ないとの答弁がっております。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第107号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会に付託されました案件の審査報告を終わります。

○議長（近松恵美子さん） 建設経済副委員長 坂本公司君。

[建設経済副委員長 坂本公司君 登壇]

○建設経済副委員長（坂本公司君） 今期、建設経済委員会に付託されました議案5件及び請願2件の委員会における審査の経過と結果について、御報告いたします。

初めに、議第96号字の区域の変更についてであります。

これは、区画整理の実施に伴いまして、岱明町大野下及び岱明町扇崎の字の区域を変更するものでございます。

まず、委員から、圃場整備の完了に伴う変更なのかとの質疑があり、執行部から、事業完了による区域の変更であるとの答弁でした。

次に、委員から、地元への説明等はどのようになるのかとの質疑があり、執行部から、来年8月に地元の権利者会議の中で説明し、了承を得る予定であるとの答弁でした。

次に、委員から、地元の換地委員の方は分かっておられるのか。また、十分な説明は、できているのかとの質疑があり、執行部から、これまでも説明を行なっており、換地委員においては事前に把握されているとの答弁でした。

さらに、委員から、一区画の面積はどのくらいなのか。また、換地の際は間違いがないようお願いしたいとの質疑があり、執行部から、一区画が30アールとなっている。また、換地でのトラブルがないよう地元役員と協力していくとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第96号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第109号指定管理者の指定についてであります。

内容は、令和5年度から5年間、玉名市大衆浴場の指定管理者に、株式会社やましよう不動産を指定するものであります。

まず、委員から、選定の審査として、どのような基準を重視したのかとの質疑があり、執行部から、玉名温泉と地域イベント等との連携、接客サービスのさらなる充実等について重要視したとの答弁でした。

次に、委員から、この議案を含め令和5年度より民営化の方針であったが、指定管理への継続となった経緯はとの質疑があり、執行部から、地域ごとに住民説明会や企業向けアンケート調査を行ってきたが、民営化に賛成の意見も少なく、民間事業者の投資意欲も感じられなかった。また、天水地区では過疎債の活用も視野に入れているため、各施設の民営化については、引き続き、次期指定期間内で検討していくとの答弁でした。

次に、委員から、温泉と地域との利便性向上に向けた具体的な事項はあるのかとの質疑があり、執行部から、玉名温泉エリアの観光施設として、旅館からの案内や地域施設との連携、また、放課後に子どもたちに遊びにきてもらい、子ども食堂を開設することで、高齢者との交流が図られる自主事業が計画されており、利用者の増加につながるとの答弁でした。

次に、委員から、指定管理になっての利用者の推移はとの質疑があり、執行部から、平成29年度19万人、平成30年度18万6,000人、令和元年度17万7,000人、令和2年度13万1,000人、令和3年度12万6,000人と減少しているが、コロナ禍の影響もあるとの答弁でした。

次に、委員から、300万円の納付金は赤字でも支払われるのかとの質疑があり、執行部から、当初は500万円だったが、現在は300万円である。ただし、令和2年度及び3年度は休業補償という形で市が補填しているとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第109号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第110号指定管理者の指定についてであります。

内容は、令和5年度から5年間、草枕温泉てんすい等6施設の指定管理者に、株式会社池田建設を指定するものであります。

まず、委員から、応募された4社はどのような会社なのか。また、配点結果はとの質疑があり、執行部から、大手スーパー、不動産業、建設業2社であり、指定管理候補者の得点は1,280点満点中962点であったとの答弁でした。

次に、委員から、選定委員会の委員8名の方はどのような評価をされたのかとの質疑

があり、執行部から、選定委員は、副市長、市の部長2名、大学准教授、金融協会、地元区長会、観光協会、公認会計士の8名であり、将来の発展を見据え、それぞれの委員が採点をした結果であるとの答弁でした。

さらに、委員から、関連質問としてくまモンのオブジェについて質疑があり、執行部から、県の審査で不採択になったが、今後もチャレンジしていく予定であるとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第110号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第111号指定管理者の指定についてであります。

内容は、令和5年度から5年間、ふるさとセンターY・BOX等3施設の指定管理者に、有限会社横島町特産物振興協会を指定するものであります。

まず、委員から、将来の民営化の考えについて、どのようなプレゼンテーションだったのかとの質疑があり、執行部から、出荷者の意見も踏まえ、柔軟な施策をもって前向きに民営化を捉えておられるとの答弁でした。

次に、委員から、今後5年間の指定管理期間内では民営化はないのかとの質疑があり、執行部から、5年間の中で民営化に向けた検討を行ない、協議を進めていくとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第111号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第112号指定管理者の指定についてであります。

内容は、令和5年度から5年間、観光ほっとプラザたまララの指定管理者に、一般社団法人玉名観光協会を指定するものであります。

まず、委員から、たまララを非公募とした理由。また、選定委員はなぜ6名になったのかとの質疑があり、執行部から、玉の湯、草枕温泉てんすい、ふるさとセンターY・BOXについては、民営化の検討もあったため8名で行なったが、たまララに関しては、副市長、市部長2名、区長会協議会、玉名法人会、玉名市観光戦略会議の6名で審査したとの答弁でした。

次に、委員から、たまララの利用客は増加しているのかとの質疑があり、執行部から、たまララの利用者は、コロナ禍前の令和元年度は3万5,000人、コロナ禍に入ってから令和2年度は2万人、令和3年度は2万人台で推移しているとの答弁でした。

さらに、委員から、利用者が減少しているので、公募にてプロポーザルを実施するののひとつの案であり、公募すべきであるとの意見もあっております。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第112号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、請第2号消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書の提出に関する請願についてであります。

これは、消費税インボイス制度の実施延期を求め、関係省庁等に意見書の提出を求めるものであります。

本件については、特に質疑はありませんでしたが、委員から、インボイス制度が導入されることで、免税事業者の消費税負担が新たに発生することになるが、免税事業者が消費税を負担することを選択した場合、来年10月から3年間、2割に軽減される救済措置が講じられる予定である。この軽減措置により税負担が当面は軽くなることは評価すべきであり、請第2号については、不採択とすべきとの反対討論がありました。

以上、審査を終了し、挙手による採決の結果、請第2号については、賛成なしで不採択とすべきものと決しました。

次に、請第3号消費税5%以下への引下げを求める意見書の提出に関する請願についてであります。

これは、消費税率5%以下への引下げを求め、関係省庁等に意見書の提出を求めるものであります。

まず、委員から、消費税10%から5%に引下げることになると、別の新たな税制が発生する懸念があり、慎重に考えるべきであるとの意見がありました。

質疑の後、委員から、消費税率の引下げは、経済が混乱することが想定される。物価高騰対策には財政出動を進めることで、その効果が期待できると考える。消費税の減税は、国の政策全体にもたらす影響が大きく、膨らみ続ける社会保障費を支えるためには、消費税収の安定確保は貴重な財源であるため、請第3号については、不採択とすべきとの反対討論がありました。

以上、審査を終了し、挙手による採決の結果、請第3号については、賛成なしで不採択とすべきものと決しました。

以上で、建設経済委員会の報告を終わります。

○議長（近松恵美子さん） 文教厚生委員長 北本将幸君。

[文教厚生委員長 北本将幸君 登壇]

○文教厚生委員長（北本将幸君） 今期、文教厚生委員会に付託されました、議案4件について、審査の経過と結果を報告いたします。

初めに、議第91号玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、玉名市図書館窓口等業務委託事業者の選定について審査するために玉名市図書館窓口等業務委託事業者選定委員会を設置し、その諸事項について必要な事項を定めるものであります。

説明後、委員から、玉名市図書館窓口等業務委託事業者選定委員会が7名以内とあるが、実際は何名を想定し、有識者にはどのような方を予定しているのかとの質疑があり、執行部から、職員3名を含む5名程度を想定しており、そのうち有識者は玉名市図書館協議会から委員長と副委員長を予定しているとの答弁でした。

次に、委員から、玉名市内には4か所の市立図書館があるが、現在図書館窓口等業務を委託しているのは、一社のみかとの質疑があり、執行部から、一社のみであるとの答弁でした。関連して、委員から、荒尾市や宇城市で新しい図書館が開設されているが、そういった他市の事例を参考にしながら、利便性を考慮したうえで事業者の選定にあたってほしいとの意見がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第91号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第93号玉名市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、医療費の助成の対象となる者の範囲の拡大に伴い、条例の整備を図るものであります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第93号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第95号指定管理者の指定についてであります。

これは、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの期間、玉名市民会館、玉名市弓道場及び玉名勤労者体育センターの指定管理者に一般財団法人玉名市自治振興公社を指定するものであります。

説明後、委員から、自治振興公社における玉名市民会館ホール棟の活用状況は都市部など他市と比べてどうかとの質疑があり、執行部から、都市部との比較は難しいが、駐車場も広く、土日はもとより平日でも工夫をすればコンサート等を開催できるなどの強みがあり、少しずつ活用状況としてはよくなっているとの答弁でした。関連して、委員から、熊本県内のテレビ局と協力体制を築くなど、市民会館ホール棟の営業活動に力を入れてみてはとの意見がありました。

次に、委員から、玉名市弓道場の使用頻度はとの質疑があり、執行部から、延べ人数で令和2年度が2,227件、令和3年度が2,400件であるとの答弁でした。関連して、委員から、熊本県選抜の弓道選手などの練習用の遠的場を考えてみてはどうかとの要望がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第95号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第108号指定管理者の指定についてであります。

これは、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの期間、玉名市岱明コミュニティセンター及び玉名市岱明磯の里の指定管理者に株式会社BEACHCONNECTを指定するものであります。

説明後、委員から、今後の事業検証に活用するため、株式会社BEACHCONNECTを指定管理者に選定するにあたり、提出された企画提案書の中身を教えていただきたいとの質疑があり、執行部から、企画提案書の内容を整理した文書を配付するとの答弁でした。

次に、委員から、株式会社BEACHCONNECTの業態はどのようなものかとの質疑があり、執行部から、当該事業者は令和4年10月3日に鍋松原海岸の管理運営を目的として設立された事業者であり、現在のところ事業実績として提示できるものはないとの答弁でした。

次に、委員から、指定管理料の5年間総額の9,840万円の内訳には磯の里分も含まれるのかとの質疑があり、執行部から、磯の里については、岱明コミュニティセンターへの機能集約が予定されているため、指定管理料のほとんどが岱明コミュニティセンターに属するものであるとの答弁でした。

次に、委員から、指定管理事業者が独自で行なった事業の収益は、事業者に帰属するのかとの質疑があり、事業者に帰属するとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第108号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で、今期、文教厚生委員会に付託されました案件の審査報告を終わります。

○議長（近松恵美子さん） 議会運営委員長 多田隈啓二君。

[議会運営委員長 多田隈啓二君 登壇]

○議会運営委員長（多田隈啓二君） 今期、議会運営委員会に付託されました陳情1件の委員会における審査の経過と結果について御報告いたします。

陳第4号政務活動費の使途基準運用指針と収支報告書の審査事務の見直しに関する陳情についてであります。

これは、議員の政務活動費に関し、さらなる審査体制の強化を図るため、使途基準運用指針の一部見直し及び実績報告チェックシートによる審査を求めるものであります。

まず、委員から、本市の使途基準は厳しい内容となっており、書類の審査もチェックしたものを提出するようになっていいる。また、市民の方が納得できる基準を定めるべきとの意見がありました。

次に、委員から、見直しについては検討すべきだが、調査研究し、内容を精査する時間が必要であり、継続審査とすべきではないかとの継続審査を求める動議が出されました。

以上、審査を終了し、採決の結果、陳第4号については、全員異議なく継続審査とすべきものと決しました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

日程第2 質疑・議員間討議・討論・採決

○議長（近松恵美子さん） 日程第2、「質疑・議員間討議・討論・採決」を行ないます。

これより、質疑に入ります。

ただいままでの各委員長の報告について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 質疑なしと認めます。

これより、議員間討議に入ります。

議員間討議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（近松恵美子さん） 議員間討議なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

14番 徳村登志郎君。

〔14番 徳村登志郎君 登壇〕

○14番（徳村登志郎君） 請第2号消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書の提出に関する請願について、不採択の立場から述べさせていただきます。

まず、請第2号の請願の要旨のうち、誤解を招く表現がありますので指摘させていただきます。

中小事業者の事務負担が増えるのは事実ではありますが、軽減税率導入時と同様に一過性のものと考えております。そして、インボイス制度が消費税負担となるという表現は適切ではありません。インボイス制度は増税目的ではなく、そもそも回収できてない消費税に着目した制度であって、新たな税金を課すものではありません。消費税は、商品、製品の販売やサービスの提供などの取引に対して課される税金であり、その負担者はあくまでも最終消費者であります。事業者間での取引でも税のやりとりは発生しておりますが、事業者は販売時に受け取った消費税から仕入れ時に負担した消費税を引いた額を納める仕組みであり、事業者が消費税を負担しているわけではありません。しかし、現在の日本の制度では、主に中小事業者の業務負担軽減を目的とした制度により、消費税を預かりはするものの、納税が免除される免税や売上から納税額を概算計算することが認められている簡易課税があります。その制度により消費税の一部が事業者の手元に

残ってしまい消費者が負担する額と国に納められる額に差分が生じております。これを益税と呼ぶそうです。過去の低い消費税率からは大きな問題ではなかったかもしれませんが。しかし、益税額は消費税率に関係するため、消費増税に伴う益税の増加は必至であるようです。最終的な消費税の支払い義務者である国民全員に負担を強いる以上、既存制度に黙する中小事業者への事務負担に考慮しつつも、適切な議論が行なわれ、この益税問題の根本的な解決策として、インボイス制度を取り入れるのは有益なものと考えます。また、先日16日に自民、公明両党は与党税制大綱を決定いたしました。その中で、中小企業小規模事業者支援では、インボイス導入へ免税事業者から課税事業者に転換した場合、消費税の納税額を受け取った消費税額の2割に抑えられる措置を3年間実施します。また、法人税の軽減率の2年間延長や償却資産に係る固定資産税について、2年間半減する特例措置が創設されるようです。

このような状況の中、請第2号の要望する意見書の提出は採択が必要ないと考えます。議員各位の賢明なる御判断をお願いしたいと思います。

以上で、私の討論を終わります。

○議長（近松恵美子さん） 18番 前田正治君。

[18番 前田正治君 登壇]

○18番（前田正治君） 日本共産党の前田正治です。

私は、今議会に提案してあります議案の中で、議第102号玉名市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、議第103号玉名市個人情報保護審査会条例の制定について、議第104号玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第105号玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第106号玉名市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上の議案については、反対をいたします。

その理由を今から述べます。議第102号、議第103号は関連するものでありまして、これは玉名市において国が定めた個人情報保護法の改定における施行条例と審査会条例を定めたものであります。現在の玉名市個人情報保護条例の第7条では、個人情報の収集は本人から直接収集するなどの収集の制限、第8条では、目的外利用、外部提供の制限、第10条ではオンライン結合の制限などなどが設けてあります。そして、例外とする事例については、個人情報保護審査会の意見を聞くこととしてあります。ところが議第102号では、それらがすべて廃止してあります。個人の権利利益を保護することを目的とした優れた情報がすべて廃止されることは、これまで積み上げてきた個人情報の漏洩に対する玉名市の到達点をゼロにするものであり容認できません。従って、議第102号と議第103号については反対をいたします。

議第104号、議第105号、議第106号は、議員、市長と教育長それぞれの期末

手当を0.05か月分引き上げるものであります。経済の低迷、さらに物価高などの社会情勢を考えると、議員や特別職の期末手当の引き上げには賛成できません。

次に、請第2号消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書の提出に関する請願、請第3号消費税率5%以下への引下げを求める意見書の提出に関する請願につきまして、建設経済委員会の報告は不採択でありました。私は、請願に賛成の立場で意見を述べます。

来年10月から実施のインボイス制度は、数百万もの小規模事業者や小規模農家、フリーランスで働く人々などに深刻な負担増をもたらします。それは、インボイスを発効するためには、消費税課税業者になることを余儀なくされるからであります。全国で70万人の会員がいるシルバー人材センターの運営も存続の危機に直面することは先の議会で採択した陳情からも明らかであります。2021年度の消費税の新規滞納発生額は5,121億円、コロナ前の2019年度に比べて1,000億円以上も増えました。このままでは、消費税が払えなくて倒産や廃業する事業者が続出します。また、売上1,000万円以下の消費税免税事業者に対して取引からの排除や不当な値下げ圧力なども懸念されるところであります。政府がコロナ禍と物価高騰の影響で経営が苦しい中小業者や個人事業者の実態を顧みず、事務的な負担増と消費税の新たな負担をもたらすインボイス制度を強行すれば、冷え込んでいる地域経済の回復はますます遠のくばかりであります。政府の税制調査会は、インボイス制度の経過措置として納税額を売上税額の2割に軽減する。1万円未満の課税仕入れについては、インボイスがなくても仕入れ税額控除ができるなどなどを示しましたが、これはあくまで3年間の時限措置であります。インボイス制度により、免税事業者に増税を強いるという問題は決して解決しません。

以上のようなことから、私は、消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書の提出を求める請願に賛成いたします。

請第3号消費税率5%以下への引下げを求める意見書の提出に関する請願についてであります。物価の高騰が止まりません。10月1日に飲料や食品、6,500品目が値上げをされて、今年だけで2万品目以上が値上げをしています。さらに来年4月までには4,000品目を超える値上げが予定されております。来年の値上げは、今年よりも上げ幅が大きくて暮らしへの負担はさらに重くなると言われております。企業が儲かれば賃金が上がるというアベノミクストリクルダウンの考えはすでに破綻をして、大企業の儲けが増えても労働者の賃金に反映せず、内部留保だけがふえ続けています。高齢者の年金給付額も削減される中、物価高で出費だけが増えて、暮らしはますます厳しくなっております。こうした状況のもと、物価高対策としては消費税の減税が最も効果的であります。消費税の引き下げは、物価高から家計を守り、消費を暖めて地域経済を活性化して、景気を回復させる。市民の暮らしを守る緊急かつ、抜本的な対策であります。建

設経済委員会で消費税減税は、経済が混乱するという意見もあったようですが、新型コロナウイルス感染症が爆発的に広がる中で、世界の約100の国及び地域では、消費税の減税が実施されています。日本でもこんにちの経済状況から、国民生活を守るために消費税の引き下げを断行すべきであります。

以上のことから消費税5%以下への引き下げを求める意見書の提出に関する請願に賛成をいたします。

以上で、討論を終わります。

○議長（近松恵美子さん） 5番 田浦敏晴君。

[5番 田浦敏晴君 登壇]

○5番（田浦敏晴君） 私は、議第102号に賛成の立場から討論いたします。

先週出席いたしました総務委員会におきまして、この条例の制定について議論が交わされました。執行部からの説明によりますと、これまで個人情報の保護に関する法律等の規定は、自治体には適用されず、自治体はこれらの法律の趣旨に則り、個人情報の保護の推進に取り組むこととされてきたため、本市でも玉名市個人情報保護条例を定め、個人情報の保護の推進に取り組んでこられたとのことでした。しかしながら、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日から自治体に対しても法律で定める統一的なルールが適用されることとなるため、今条例により法律の委任を受けた事項のみを規定するものであるとの趣旨でございました。

この条例案は、現在の条例と比較してみますと、条文の数も少なく、規定されている内容も限定的なものとなっておりますが、先ほど申しあげましたとおり、統一的なルールを定めた法律が直接適用されることによるものでありますとともに、この条例により、個人情報の保護に関する取組につきまして、現行の条例と同様の運用が可能になるとのことでございます。そのため、本条例によりまして、今後より一層の個人情報の保護が図られるものと考えるところでございます。

以上のことから、今回の条例案に賛成の立場を明言し、議員各位の賢明なる御判断をお願いしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（近松恵美子さん） 2番 中村慎吾君。

[2番 中村慎吾君 登壇]

○2番（中村慎吾君） 私は、議第103号玉名市個人情報保護審査会条例の制定について賛成の立場から討論させていただきます。

総務委員会での執行部による説明によりますと、本条例も議第102号と同様、個人情報保護制度の変更に伴うもので、法律上認められる審査会の設置、調査権限を始め、その組織、調査審議の手続等について定めるものとのことでございます。この条例案は、先ほどの条例案と同様に、統一的なルールを定めた法律が直接適用されることにより制

定が必要になるものでございます。また、法律上認められる範囲で、現行の条例と同様の運用を可能にするためには、本条例の制定が必要不可欠となってまいります。従いまして、本条例案の制定により、個人情報の保護のさらなる推進が期待できると考えているところであります。

以上のことから、今回の条例案に賛成であることを明言し、議員各位の賢明な御判断をお願いいたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（近松恵美子さん） 通告による討論は終わりましたが、ほかに、討論はありませんか。

○議長（近松恵美子さん） 1番 大野豊重君。

[1番 大野豊重君 登壇]

○1番（大野豊重君） 私は、請第2号消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書の提出に関する請願について、賛成の立場で討論させていただきます。

請願の要旨こそ、免税事業者の大多数の切なる声であり、仮に課税事業者を選択した場合でも、それは免税の法規というべきであって、そもそも消費税の預かり税は、年間売上1,000万円未満の事業者や個人事業主への支援の目的でも運用されていたはずで、新型コロナウイルスやウクライナ問題によって国や県、市からの支援とか、補助金に対しては感謝しているところでもありますけれども、自体そのものは全く収束しておりません。もっと言えば、終息のめども立っておらず、その様な中で、コロナ対策や仕入れの原材料の高騰、資金繰りなど本業以上に事務作業はめまぐるしい状態の中での経営が続いております。数年間は軽減の経過措置が設けられておりますが、事務作業の複雑化は避けられないものであって、一層の苦難となることは目に見えております。よって、令和5年10月に予定されているインボイス制度の実施については延期が必要であって、今回提出されております請第2号につきましては、採択すべきです。

以上です。

○議長（近松恵美子さん） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） これにて、討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。

まず、予算議案の採決に入ります。

議第82号 令和4年度玉名市一般会計補正予算（第7号）

議第83号 令和4年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議第84号 令和4年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議第85号 令和4年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議第86号 令和4年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）

- 議第 87 号 令和 4 年度玉名市水道事業会計補正予算（第 3 号）
議第 88 号 令和 4 年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）
議第 89 号 令和 4 年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第 3 号）
議第 101 号 令和 4 年度玉名市一般会計補正予算（第 8 号）

以上、予算議案 9 件について、一括して採決いたします。

ただいま採決に付しております議第 82 号から議第 89 号まで及び議第 101 号の予算議案 9 件に対する委員長の報告は、いずれも可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、議第 82 号から議第 89 号まで及び議第 101 号の予算議案 9 件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

続いて、条例議案の採決に入ります。

- 議第 102 号 玉名市個人情報保護に関する法律施行条例の制定について
議第 103 号 玉名市個人情報保護審査会条例の制定について
議第 104 号 玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 105 号 玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 106 号 玉名市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

以上、条例議案 5 件については異議がありますので、後に譲り採決いたします。

- 議第 90 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
議第 91 号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 92 号 玉名市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 93 号 玉名市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第 107 号 玉名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

以上、条例議案 5 件について、一括して採決いたします。

ただいま、採決に付しております議第 90 号から議第 93 号まで及び議第 107 号の条例議案 5 件に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

各委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、議第90号から議第93号まで及び議第107号の条例議案5件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

議第102号 玉名市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、採決いたします。

本案は、起立表決により採決いたします。

ただいま、採決に付しております議第102号に対する委員長の報告は、可決であります。異議があります。

委員長の報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（近松恵美子さん） 起立多数であります。

よって、議第102号については、原案のとおり決定いたしました。

議第103号 玉名市個人情報保護審査会条例の制定について、採決いたします。

本案は、起立表決により採決いたします。

ただいま、採決に付しております議第103号に対する委員長の報告は、可決であります。異議があります。

委員長の報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（近松恵美子さん） 起立多数であります。

よって、議第103号については、原案のとおり決定いたしました。

議第104号 玉名市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

本案は、起立表決により採決いたします。

ただいま、採決に付しております議第104号に対する委員長の報告は、可決であります。異議があります。

委員長の報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（近松恵美子さん） 起立多数であります。

よって、議第104号については、原案のとおり決定いたしました。

議第105号 玉名市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

本案は、起立表決により採決いたします。

ただいま、採決に付しております議第105号に対する委員長の報告は、可決であります。異議がありません。

委員長の報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（近松恵美子さん） 起立多数であります。

よって、議第105号については、原案のとおり決定いたしました。

議第106号 玉名市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。

本案は、起立表決により採決いたします。

ただいま、採決に付しております議第106号に対する委員長の報告は、可決であります。異議がありません。

委員長の報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（近松恵美子さん） 起立多数であります。

よって、議第106号については、原案のとおり決定いたしました。

続いて、その他の議案の採決に入ります。

議第94号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

議第95号 指定管理者の指定について

議第96号 字の区域の変更について

議第108号 指定管理者の指定について

議第109号 指定管理者の指定について

議第110号 指定管理者の指定について

議第111号 指定管理者の指定について

議第112号 指定管理者の指定について

以上、議案8件について、一括して採決いたします。

ただいま採決に付しております議第94号から議第96号まで及び議第108号から議第112号までの議案8件に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

各委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、議第94号から議第96号まで及び議第108号から議第112号までの議案8件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

続いて、請願の採決に入ります。

採決は、1件ずつ行ないます。

請第2号 消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書の提出に関する請願について、採決いたします。

本件は、起立表決により採決いたします。

ただいま採決に付しております請第2号に対する委員長の報告は、不採択でありますので、原案について採決いたします。

請第2号については、原案のとおり採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(近松恵美子さん) 起立少数であります。よって、請第2号については、不採択とすることに決定いたしました。

請第3号 消費税率5%以下への引下げを求める意見書の提出に関する請願について、採決いたします。

本件は、起立表決により採決いたします。

ただいま採決に付しております請第3号に対する委員長の報告は、不採択でありますので、原案について採決いたします。

請第3号については、原案のとおり採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(近松恵美子さん) 起立少数であります。よって、請第3号については、不採択とすることに決定いたしました。

日程第3 閉会中の継続審査の件

○議長(近松恵美子さん) 日程第3、「閉会中の継続審査の件」を議題といたします。

付託事件の閉会中の継続審査について、お諮りいたします。

議会運営委員長より、議会運営委員会において審査中の、陳第4号政務活動費の使途基準運用指針と収支報告書の審査事務の見直しに関する陳情の陳情1件について、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(近松恵美子さん) 御異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

日程第4 市長提出議案審議(質疑・議員間討議・討論・採決)

(議第97号から議第100号まで)

○議長(近松恵美子さん) 日程第4、「市長提出議案審議」を行ないます。

議第97号人権擁護委員候補者の推薦についてから議第100号人権擁護委員候補者の推薦についてまでの、市長提出議案4件を一括議題といたします。

これより、委員会付託を省略しておりました、人事案件4件の審議に入ります。

審議の方法は、質疑、議員間討議、討論の後、採決いたします。

これより、質疑に入ります。

議第97号から議第100号までの人事案件4件について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(近松恵美子さん) 質疑なしと認めます。

これより、議員間討議に入ります。議員間討議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(近松恵美子さん) 議員間討議なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(近松恵美子さん) 討論なしと認めます。

これより、採決に入ります。

採決は、1件ずつ行ないます。

議第97号 人権擁護委員候補者の推薦について、採決いたします。

議第97号については、原案のとおり推薦に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(近松恵美子さん) 御異議なしと認めます。よって、議第97号については、原案のとおり推薦に同意することに決定いたしました。

議第98号 人権擁護委員候補者の推薦について、採決いたします。

議第98号については、原案のとおり推薦に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(近松恵美子さん) 御異議なしと認めます。よって、議第98号については、原案のとおり推薦に同意することに決定いたしました。

議第99号 人権擁護委員候補者の推薦について、採決いたします。

議第99号については、原案のとおり推薦に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(近松恵美子さん) 御異議なしと認めます。よって、議第99号については、原案のとおり推薦に同意することに決定いたしました。

議第100号 人権擁護委員候補者の推薦について、採決いたします。

議第100号については、原案のとおり推薦に同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、議第100号については、原案のとおり推薦に同意することに決定いたしました。

日程第5 議員派遣の件

○議長（近松恵美子さん） 日程第5、「議員派遣の件」を議題といたします。

お手元に配付しております派遣の内容について、職員に説明させます。

議会事務局次長 松野和博君。

[議会事務局次長 松野和博君 登壇]

○議会事務局次長（松野和博君） 命によりまして、派遣の内容につきまして御説明申し上げます。

派遣目的 玉名市議会議員研修会への出席のため

派遣場所 玉名市役所本庁4階第2委員会室

派遣期間 令和5年1月27日の1日間

派遣議員 全議員

玉名市議会が議会制度に関する研修会を開催するに当たり、全議員が出席されることとなっております。よって、全議員の派遣が必要なため、議員派遣をお諮りするものがあります。

以上でございます。

○議長（近松恵美子さん） 以上で、派遣の内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、議員を派遣することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、議員を派遣することに決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま議決した事項について、諸般の事情により変更する場合は、議長に一任を願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（近松恵美子さん） 御異議なしと認めます。よって、議決した事項について、諸般の事情により変更する場合は、議長に一任することに決定いたしました。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

ここで、市長より発言の申出がっておりますので、これを許可いたします。

市長 藏原隆浩君。

[市長 藏原隆浩君 登壇]

○市長（藏原隆浩君） 閉会にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

今議会提案の議案に対しましては、慎重に御審議を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、新型コロナにつきましては、全国的に感染者数が増加しており、本市においても市内小中学校において学級閉鎖が起こるなど、拡大傾向が強まっている状況であります。また、同時に季節性インフルエンザの感染者も増加が見られることから、引き続きこまめな換気など、感染防止対策の徹底を心がけるようお願いをしているところでございます。また、年末年始は会食の機会が増加するため、体調が悪い場合は参加を控えることや場面に応じたマスクの着用、こまめな換気、手洗い、手指の消毒など、基本的な感染対策について、お一人お一人が気をつけていただき、感染リスクを下げる行動の御協力をお願いしてまいりたいと存じますし、これまで同様に円滑なワクチンの接種の推進にも努めてまいります。

今年も残すところ後わずかとなりました。物価高騰やコロナの感染拡大が続くなど、混沌とした社会情勢の中での年末年始を迎えることとなりますが、新年早々の1月3日には、令和5年二十歳を祝う会、そして1月22日には金栗四三マラニック、さらに2月26日には、玉名いだてんマラソン横島いちごマラソン大会など、新たな未来につながる様々な催しを予定しております。特に玉名いだてんマラソン2023につきましては、県北初のフルマラソンとしてここ数年来の悲願でありますし、無事に開催できますことを切望しておるところでございます。輝かしい新年に向け、そしてウィズコロナ社会の中で市民の皆様が笑顔で健康に過ごせますように、引き続き円滑な市政運営に努力してまいります。

議員各位におかれましては、この1年間多方面にわたり御協力をいただき大変ありがとうございました。これからも健康に留意され、素晴らしい新年をお迎えいただきますよう御祈念申し上げ、閉会にあたりましての御礼のごあいさつとさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（近松恵美子さん） これにて本会議を閉じ、令和4年第7回玉名市議会定例会を閉会いたします。

午前11時13分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

玉名市議会議長 近 松 恵美子

玉名市議会議員 前 田 正 治

玉名市議会議員 作 本 幸 男

玉名市議会会議録
令和4年第7回定例会

発行人 玉名市議会議長 近松恵美子

編集人 玉名市議会事務局長 糸永安利

作成 株式会社アクセス

電話(096)372-1010

玉名市議会事務局

〒865-8501 熊本県玉名市岩崎163番地

電話(0968)75-1155